

# 研究紀要

第5号

〈資料紹介〉守山の御寺 大森寺所蔵の岩井正斎作品について	7	朝日美砂子
〈研究ノート〉尾張藩下級藩士の旅行	16	種田 祐司
慶長期成立の名古屋城「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」	25	今和泉 大
町づくり・城づくり、携わる人々 — 続々名古屋城築城考 —	47	服部 英雄
〈資料紹介〉「堀川通絵図」	81	服部 英雄 堀内 亮介
「山下家覚書」から読み解く浅野家相続問題	100	原 史彦
名古屋城大天守台西側の石列を巡って	135 (42)	村木 誠
〈資料紹介〉二之丸庭園余芳出土の漆喰片	139 (38)	花木ゆき乃
長久手市猪鼻堰跡残石群測量調査報告	161 (16)	大村 陸 川出 康博 木村 有作 田口 一男 二橋慶太郎 高橋 圭也 服部 英雄
名古屋城跡石垣における大名丁場間の矢穴形状比較 — 矢穴縦断面形状を中心に —	176 (1)	二橋慶太郎

BULLETIN  
of  
NAGOYA CASTLE RESEARCH CENTER  
Vol. 5  
MARCH 2024

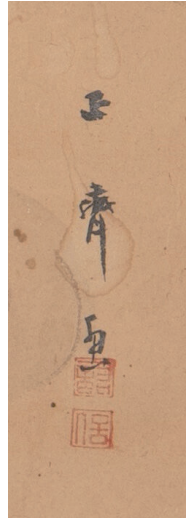
Paintings by Iwai Seisai from Daishin-ji Temple Collection	7	ASAHI Misako
Research note “Trip of low-rank samurai of Owari Domain”	16	TANEDA Yuji
“Four turrets, Two gates, and the Kara-mon gate” in Nagoya Castle, which were built in <i>Keicho</i> period.	25	IMAIZUMI Dai
Building towns, building castles, and the people involved Third study on the construction process of Nagoya Castle	47	HATTORI Hideo
Historical materials introduction of Horikawa river map	81	HATTORI Hideo HORIUCHI Ryosuke
An analysis on the succession to the headship of the Asano family, from the Memorandum of the Yamashita Family.	100	HARA Fumihiko
Discussion over the stone rows discovered next to the foundation of Oo-tenshu (the Large castle tower)	135 (42)	MURAKI Makoto
About the plaster of Yohou at Ninomaru Garden	139 (38)	HANAKI Yukino
Report on the Survey and Measurement of Remaining Stones at Inohana Dam Site in Nagakute City	161 (16)	OMURA Riku KAWADE Yasuhiro KIMURA Yusaku TAGUCHI Kazuo NIHASHI Keitaro TAKAHASHI Keiya HATTORI Hideo
Comparative analysis of wedge holes Daimyo building site at Nagoya Castle stone walls	176 (1)	NIHASHI Keitaro



口絵1 大森寺蔵 岩井正斎筆「十二ヶ月花鳥図押絵貼屏風」 六曲一双



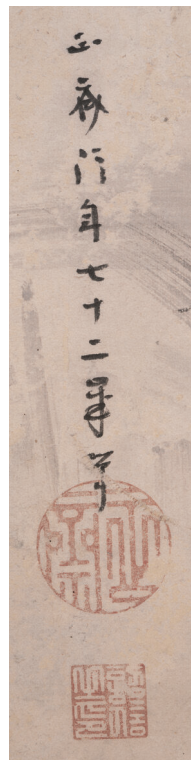
口絵2 大森寺蔵 岩井正齋筆「耕作図」



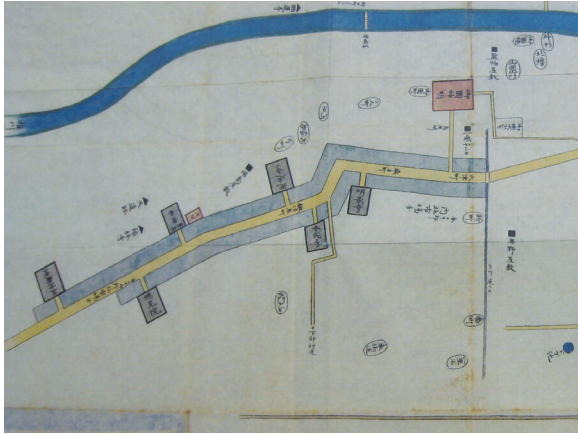
口絵3 「耕作図」落款



口絵4 大森寺蔵 岩井正齋筆「十二月花鳥図押絵貼屏風」(部分)



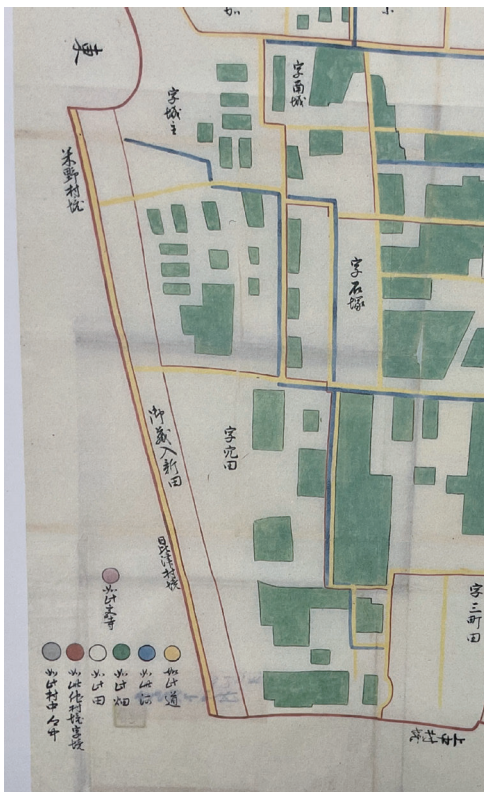
口絵5 落款



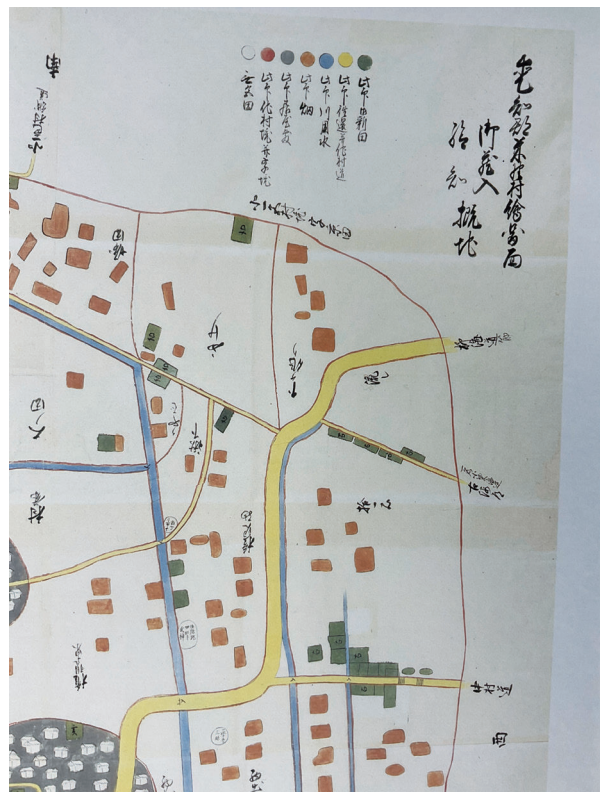
口絵6 蓬左文庫蔵・清須図(『尾張志付図』『尾張古地図集』、愛知県郷土資料刊行会・1978)。左が北。下(西)に小栗街道、そして一里石と注記、道筋はない。美濃路(黄色)とも別。



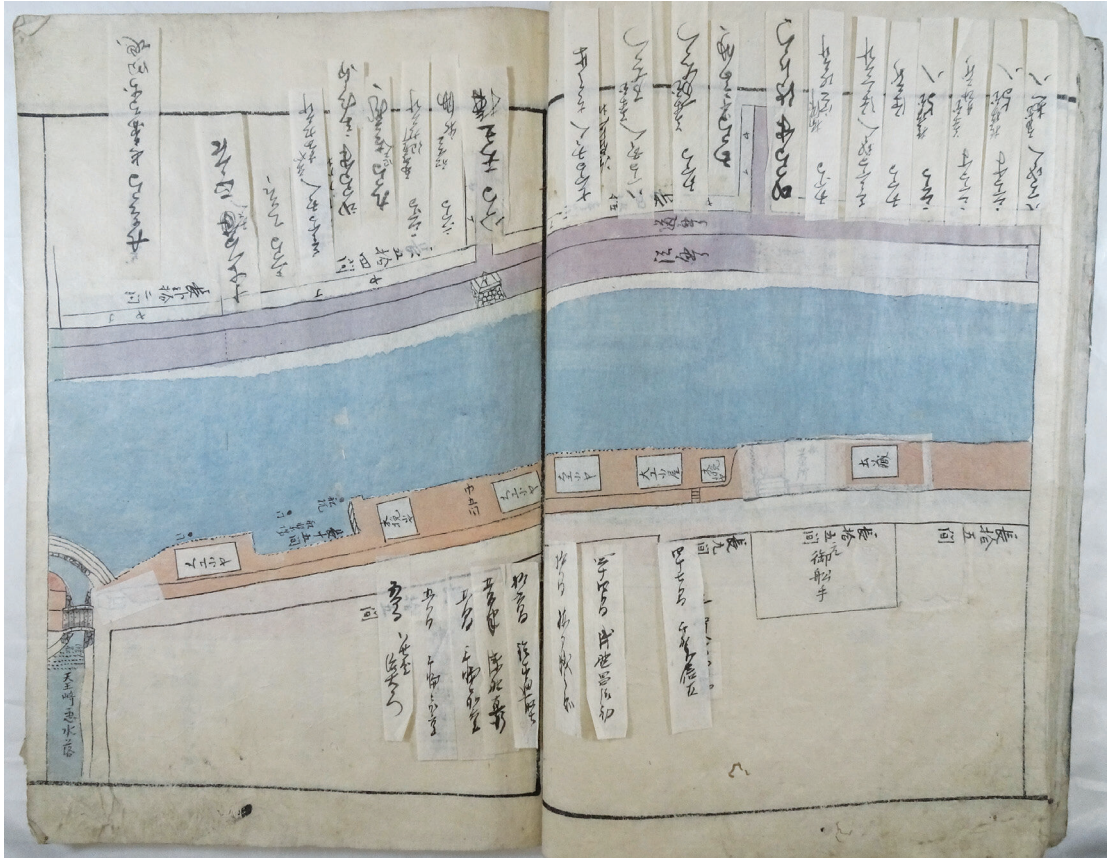
口絵7 上中村『尾張国町村図 名古屋市域編』国書刊行会・1988、徳川黎明会蔵、一里塚の南から東に旧道路敷。開田されて御蔵入新田と注記がある。



口絵8 下中村『尾張国町村図 名古屋市域編』国書刊行会・1988、徳川黎明会蔵。上中村から続く道路敷が御蔵入新田に。



口絵9 米野村 徳川黎明会『尾張国町村図 名古屋市域編』国書刊行会・1988、右(西)端に「一名小栗海道、古海道」、太い道筋は柳街道



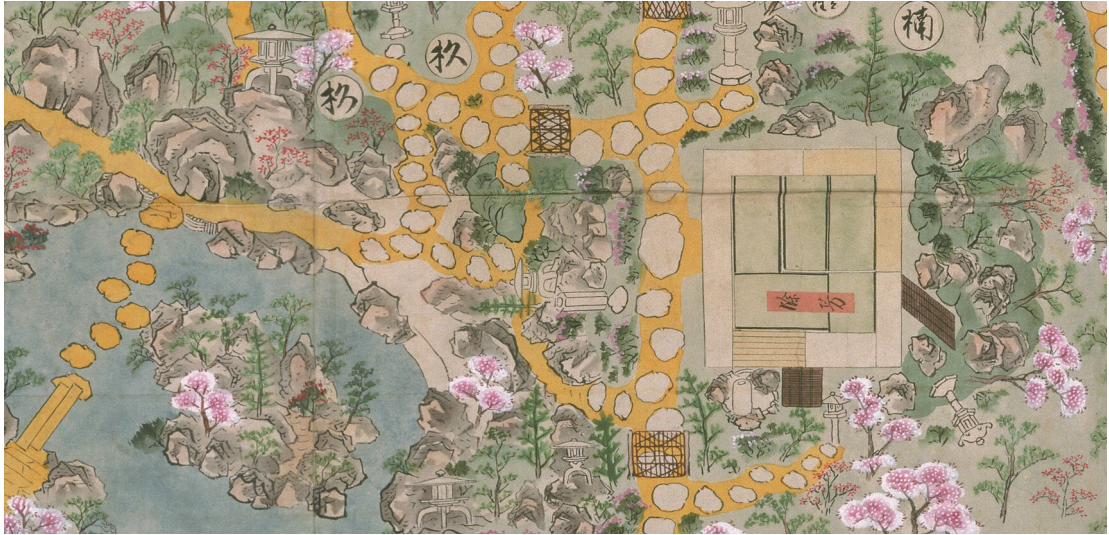
口絵 10 「堀川通絵図」御船手役所周辺 (97頁 図15)



口絵 11 長久手市猪鼻堰跡残石群 右岸（南東から）



口絵 12 長久手市猪鼻堰跡残石群 左岸（北西から）



口絵 13 『御城御庭絵図』 余芳周辺拡大



口絵 14 手水跡の遺構と余芳礎石（南から）



口絵 15 手水跡検出状況（北から）



口絵 16 漆喰片内面



口絵 17 漆喰片外面

## 〈資料紹介〉 守山の御寺 大森寺所蔵の岩井正齋作品について

朝日美砂子

### キーワード

大森寺 岩井正齋 御用絵師 名古屋城 障壁画

### 一 大森寺と岩井正齋

名古屋市守山区の浄土宗興舊山歎喜院大森寺は、尾張二代藩主徳川光友の生母乾の方（お尉、歎喜院。寛永十一年・一六三四没）の菩提寺である。寛永十四年（一六三七）、光友により、江戸小石川の伝通院内に創建され、寛文元年（一六六一）、乾の方の出生地とされる今の地に移転した。

このたび、大森寺第二十六世観誉伸一御住職の御厚意により、御寺宝を拝見する機会を賜った。二代藩主光友はじめ尾張藩ゆかりの書画が数多く蔵される中で、光を放つかのような近世絵画に遇目できたため、ここに紹介したい。

紹介する作品は左記の二点である。

作品①「耕作図」 一幅 口絵1

作品②「十二ヶ月花鳥図押絵貼屏風」 六曲一双 口絵2

①耕作図は、横幅の掛軸で、「正齋」の墨書があり、『詔』『信』朱文連印が捺されている。連印の内上方の印の文字は判別しがたいが、「詔」と読んでおく。

②「十二ヶ月花鳥図押絵貼屏風」は、金箔押ししの六曲屏風一双に十二面の花鳥図を貼りこむ押絵貼屏風で、二面に「正齋行年七十二歳筆」の

墨書があり、『正齋』朱文円印と『詔信之印』白文方印の二印がある。二作品ともに箱はなく、大森寺に入った経緯も残念ながらわからない。しかし、落款の形式や印面は整っており、印の朱肉も良質で、正齋という人の真筆として疑い得ない。

では、岩井正齋とは何者か。

画家としての現在の知名度は決して高くなく、その作品が市場に出て売買されることもおそらく稀であろう。しかし、名古屋城についていささかでも知ろうとする者なら、その名は記憶に刻まれている。すなわち、名古屋城に関する基本的文献である『金城温古録』の「御天守編」巻末に、岩井正齋の筆という「遠見繪巻」が写しとられているからである。

この他、江戸後期に当地の文化人によって編まれた随筆類にも、正齋の名を見出すことができる。それらを列挙し、該当部を示しておく。

文献①『金城温古録』第十五之冊 御天守編之七 圖彙部

「遠見繪巻物寫

松平掃部頭勝長卿御好 画工 御附御茶道 岩井正齋筆

原図之詞書に曰、

金城御天守ヨリ 大君四方ヲ御遠覽被為

御目ノ届カセラル、所ヲ岩井正齋ニ命ヲ伝ヘラレテ

御天守ヲ中央トシテ四方ノ遠景ヲ備ニ御カカセニナリシ真圖ナリト云々

大君ハ 明公御弟掃部頭様後ニ御諡号亮諱院殿」

『金城温古録』は、言うまでもなく、尾張藩士奥村得義が編んだ名古屋



屋城百科といふべき大著である。『名古屋叢書統編』<sup>①</sup>における翻刻では、山田秋衛の言葉として下記の文章を添えている。

「秋衛曰、勝長は八代藩主宗勝の六男にして、九代宗睦の弟従四位少将なり。画をよくし、鳳山と号す。又曰、岩井正斎は藩の御茶道に出仕す、狩野養川院に画を学び、当代に盛名あり、勝長の画師たり。」

山田秋衛は、昭和の名古屋の大和絵画壇を代表する画家で、名古屋城や尾張の文芸・有職故実に関する研究家でもあった。ただし『名古屋叢書』では遠見絵巻写本自体の写真掲載は見送られている。

文献② 朝倉正章編『袂草』卷之四<sup>②</sup>

「△白菊の衣掛松（中略）稲葉七蔵御目付之節、掃部頭様御絵師岩井正斎に命じて、撥面の図を写さしめ」

『袂草』は、名古屋城下の人物・古物に関する逸話を集めた随筆集。文政二年頃の起筆で、天保までの見聞を事細かに記している。

文献③ 有松庵某編『芳濁集』卷之四<sup>③</sup>

「地の部 画家

岩井正斎之墓 逞龍山西蓮寺

碑二曰

大音院覚誓正斎居士

享和元年西三月二日

題註 正斎 狩野家ノ画人」

『芳濁集』（弘化四年序跋）は、尾張の著名人を葬られた寺ごとに連ねるもので、本史料により正斎の没年が明らかになる。また正妻の菩提寺

西蓮寺には狩野派系町絵師であった吉川英信（文化八年没）、美信（天保八年没）父子も葬られており、正斎と交流があったと考えてよい。

文献④ 桑山好之編『金鱗九十九之塵』卷第五十二<sup>④</sup>

「新道筋

△画家 狩野家 岩井正斎」

『金鱗九十九之塵』は、名古屋城下の地誌。新道筋（駿河町と東門前町の境）の住人として正斎をあげ、狩野派の画家と明記している。

文献⑤ 白井華陽編『画乗要略』卷三（天保二年・一八三一序）

「岩井正斎 尾張人学狩野氏筆力健勃」

旧名古屋市史編纂時の資料であるいわゆる市史本の中の「名古屋人物資料」（名古屋市鶴舞中央図書館蔵）には、以上の文献をまとめたと思しき記載がある。

なお明治期の画家の価格表である石塚猪男編『日本書画評価表』（明治四十二年・一九〇九刊）には、五十円と記載されている。<sup>⑤</sup>尾張南画の雄である山本梅逸・彭城百仙は百五十円という評価額であり、正斎は彼らの三分の一の額ではあるが、さほど低い評価ではない。

以上をまとめると、岩井正斎の経歴は次のようになる。

① 享和元年（一八〇一）、七十二歳以上で没した。よって生まれは享保十五年（一七三〇）以前となる。

② 幕府御絵師である狩野養川院（一七五三〜一八〇八）に絵を学ぶ。

③ 住居は、名古屋城下の新道筋。

④ 八代藩主宗勝の六男で九代宗睦の弟であった松平掃部守勝長

(一七三七)〜(一八一・号鳳山)に絵師として仕え、また画技を教える。

⑤ 勝長の命により名古屋城天守から見える四方の景を描く。

⑥ 勝長の屋敷の襖絵を制作。

⑦ 茶道方として尾張藩に出仕。ただし藩士名寄類に正斎の記載はなく、どのような待遇であったかはわからない。

正斎が仕えた松平掃部守勝長は、八代藩主宗勝の六男で、九代宗睦の弟にあたる。画技を好み鳳山と号し、正斎に絵を学んだと諸書に伝えられている。このような伝歴から、正斎は、十八世紀後半、すなわち明和・安永・天明年間の、横井也有や内藤東甫など個性豊かな人々が書画や俳諧など多様な文芸を楽しんでいた時代、勝長という当代きつての上流文化人に画家として重用されていたことがうかがわれる。この時代背景と環境を考慮しつつ、実際に作品を見ていこう。

## 二 大森寺所蔵の岩井正斎の二作品

作品① 「耕作図」 一幅 紙本墨画

本紙縦五十四・九cm 横九十二・七cm

画面中央に、茅葺きの質素な小屋でくつろぐ老高士を描き、傍らに、酒肴らしき小瓶や手提籠を運ぶ従者を配する大横物。人物の右には蔬菜籠を天秤でかつぎ橋を渡る農夫、左には田に水を入れる竜骨車と田植する農夫を添えている。細部描写は緻密とは言えず正確さも欠くが、職業人物の結髪や着衣は中国式で、竜骨車も中国の揚水機であり、中国の耕作風景を描くことになる。

そもそも耕作図とは、中国南宋の画家梁楷の作とされる「耕織図巻」などの中国絵画に端を発する画題で、為政者に米作りの手順を知らしめ



名古屋城本丸御殿黒木書院二之間襖  
「四季耕作図」【田植え】部分

耕作図襖」であり、耕作図の伝統的粉本によって制作されたものである。

大森寺所蔵の岩井正斎筆「耕作図」は、名古屋城本丸御殿黒木書院の耕作図と同じような橋上人物や田植えの風景を描いており、大局的には狩野派における耕作図の系譜をひくものとわかる。各モチーフを描く筆使いも、梁楷様を意識した屈曲の多い筆法である。また法量は、表装まで入ると横幅一メートルを越し、町屋ではなく武家の屋敷の大床に掛けられた掛軸と考えられる。

ただし、本作品は、中央に主要人物や家屋を配し両脇上方に添景を置いて豊かな奥行を表しており、江戸後期に量産された狩野派作品の多くが右側に主要モチーフをおく傾向があるのに対し、やや異なる構成と

る鑑戒図の一種である。四季感覚が豊かで米という日本で最重要視された作物を主題にするところから、日本ではとくに好まれ、障壁画、絵巻、掛軸、屏風など様々な形態の作品がある。基本的に漢画系の鑑戒図であるため、現存作品の筆者は漢画系の御用絵師集団であった狩野派系が大半を占め、狩野派における絵手本(粉本)によって同じような構図の作品が描き継がれてきた。近世初頭における代表例が名古屋城本丸御殿黒木書院二之間の四周を飾っていた「四季

なっている。また、高士が酒肴を差し出される図も、本来の耕作図にはない。さらに、人物の表情は、みな楽しげで、なおかつ野卑ではなく品がある。狩野派の絵手本や筆法に学びつつも、その規範からは解き放たれているのであり、ここに正斎の個性を看守することができる。

作品② 十二ヵ月花鳥図押絵貼屏風 紙本墨画淡彩

各本紙縦百二十一・九cm 横五十・五cm

六曲一双の屏風の各扇に十二ヵ月各月の花鳥・景物を描く図を貼るもので、典型的な押絵貼屏風の形式をとる。裏面に修理銘二通が貼られており。寛政八年に仕立てられ、明治四十五年熊田喜平治の寄進により修理され、さらに昭和五年大洋堂星崎賢三によって再修理されたことがわかる。熊田氏とは、名古屋城下の著名な油商で、風雅な屋敷を構え、代々文芸に深い理解をもっていた。

まず現状を記しておこう。顔料の剥落等により植物名が確定しがたいものが多く、画題はあくまでも仮である。

右隻第一扇「御簾に梅花生図」 右に落款あり  
右隻第二扇「三日月に鳥図」 左に印のみあり  
右隻第三扇「墨竹図」 落款なし  
右隻第四扇「水鶏図」 右に印のみあり  
右隻第五扇「菊図」 左に印のみあり  
右隻第六扇「雪椿図」 左に印のみあり  
左隻第一扇「薄に蔦図」 左に印のみあり  
左隻第二扇「月下松に梟図」 右に印のみあり  
左隻第三扇「野分図（雨中萩図）」 右に印のみあり

左隻第四扇「芦雁図」 右に印のみあり  
左隻第五扇「奇石図」 右に印のみあり  
左隻第六扇「山帰来に鴛鴦図」 左に落款あり

この十二面のうち、右隻第三扇の墨竹図は、落款がなく紙質も異なる。作風から正斎以降の作と考えられ、本稿の考察対象から外しておく。

押絵貼屏風の場合、各扇（面）の落款は、本来奇数扇では右側、偶数の扇では左側にあるべきだが、現状では定石とは異なっており、落ち着かない。また通常なら雪景が左隻左端（第六扇）に配され、かつ署名が為されるべきであるが、本図の雪景である「雪椿図」には署名がなく、そのためか右隻左端に置かれており、季節がうまく流れない。よって明治以降の修理時の錯簡があると考えられ、季節と落款の配置を考慮した復元案を次に示す。

右隻第一扇「御簾に梅花生図」 右に落款 現右一  
右隻第二扇「雪椿図」 左に印 現右六  
右隻第三扇「奇石図」 右に印 現左五  
右隻第四扇「墨竹図」 現右三  
右隻第五扇「水鶏図」 右に印 現右四  
右隻第六扇「薄に蔦図」 左に印 現左一  
左隻第一扇「野分図」 右に印状左三  
左隻第二扇「菊図」 左に印 現状右五  
左隻第三扇「月下松に梟図」 右に印 現左二  
左隻第四扇「三日月に鳥図」 左に印 現右二  
左隻第五扇「芦雁図」 右に印 現左四  
左隻第六扇「山帰来に鴛鴦図」 左に落款 現左六

この復元案では、右隻第二扇に「雪椿図」（赤い花を椿としたが、薔薇の可能性もある）が来ることになり異例ではあるが、赤い花が第一扇の花生図と呼応する。また左隻では第一扇「野分図」の萩が第二扇「菊図」の菊と呼応し、第三扇「月下松に梟図」の満月と第四扇「三日月に鳥図」の三日月と呼応する。それでもなお季節の流れに疑念が残るが、それは逆に、本作品がよくある十二カ月花鳥図から逸脱しているがために他ならない。

通常の十二カ月花鳥図とは、定家詠十二月和歌、あるいはいわゆる季語にならって花と鳥を組み合わせており、梅に鶯、桜に雉、藤、菖蒲と続いていく。本作品十二面の内、最初の「御簾に梅花生図」は御簾に白梅を生けた花生と椿と思われる赤い花を組み合わせるもので、珍しい画題である。「山帰来に鴛鴦図」についても、鴛鴦は冬の景としてよく描かれるが、山帰来とおぼしき植物との組み合わせは珍しい。また身を寄せ合う鴛鴦の夫婦の描写には、通常の景物画にはないほのぼのとした愛情が漂っている。「月下松に梟図」も、秋の満月に照らされた松と梟という珍しい景物を描いており、梟の表情は飄逸で、孤高の楽しさをも同時に表している。さらに「芦雁図」は、雁が真下に落下するという、俳画・狂画風の諧謔的な構図となっている。

「水鶏図」「菊図」「野分図」「芦雁図」はよくある画題であるが、「菊図」では二種類の菊を描き分けるなど繊細な観察眼をうかがわせ、「野分図」は強い風と瞬間的な降雨を線と点描と表しており、俳諧にも通じる鋭敏な感覚を示している。

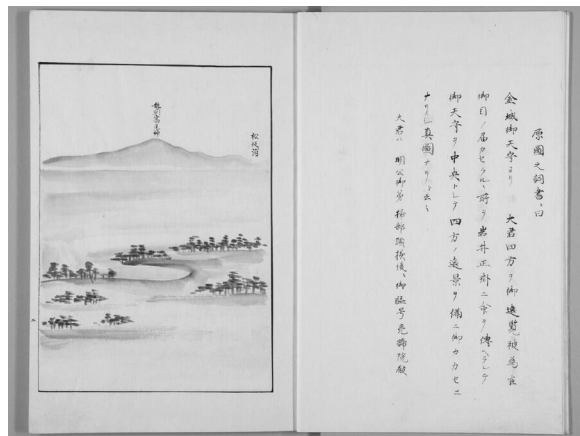
このように本作品は、典型的ではない景物を気ままに取り入れた感がある。また筆法や構図は狩野派を基本にしつつもやや離れ、彭城百川、

丹羽嘉言などのいわゆる初期南画家の筆法にきわめて近い。さらに、生き物の表情は愛らしく、おかしみがあり、下卑た表現はまったくくない。七十二歳という年齢からみても、本作品は正斎の画業の到達点と見てよからう。

次に、本稿冒頭で触れた、「遠見絵巻」にも言及したい。

「遠見絵巻」とは、松平勝長の命により正斎が描いたという、名古屋城天守から見える四方の景観図である。原本は所在不明で『金城温古録』巻十五に収録される写本<sup>6)</sup>によって図様を知るしかないが、重要な画績であるので考察しておく。

周知のごとく『金城温古録』には稿本・献上本・校訂本の別があり、



『金城温古録』第十五之冊 御天守編之七 圖景部  
名古屋市蓬左文庫蔵

当該の巻十五は、稿本が公益財団法人東洋文庫に、献上本が名古屋市蓬左文庫に、校訂本が名古屋市鶴舞中央図書館に所蔵されている。いずれも、水墨と淡彩で描くものである。

そもそも名古屋城大天守五層には、天守を取り巻く山や村を図や文字で示した「天守方角并図」という板絵類が備えられ、歴代藩主が巡見として天守に登ると

きの地名判定の補助とされていた。『金城温古録』卷十三に収録される「天守方角并図」や、宝暦の天守大改装の図面とともに一括して伝世する個人蔵「御天守上見通絵図」と、「遠見絵巻」を比較すると、収録される山や地名にはかなりの異同があり、「遠見絵巻」が先行する「天守方角并図」の類を模写したものでは決してないことが確認できる。また「遠見絵巻」では、たとえば近江の伊吹山の茫洋たる山塊や、美濃の岐阜山（金華山）の突き出た山頂など、名古屋から見える近場の山については、特徴的な山容を捉えており、「天守方角并図」類よりはるかに写生的である。ただし「遠見絵巻」は、猿投山などの低山を直下から見上げるように描くなど、視点が一定ではない。一方で、加賀白山、御嶽山、乗鞍岳、飛騨連峰（北アルプス）、富士山など、遠隔地の山々も数多く取り上げられているが、それらは遠くの雪山としてうっすらと描くのみで、概念的描写と言える。おそらく「遠見絵巻」は、部分的には正斎の実写をもとにし、既存の絵図や地誌、名所図会の類を広く参考にしたものと考えられる。

『金城温古録』に収録される「遠見絵巻」の詞書によれば、「天守から勝長が四方を遠覧し、見えた範囲を正斎に命を伝え、備えとして四方の遠景を描かせた真図」という。この文からは、正斎が天守に登ったのではなく、天守から見える範囲を勝長から聞いて描いたとも読める。一方「真図」とは、江戸期は「真景図」を意味する用語として、現在の写生図とほぼ同様に用いられてきた、また、藩主弟たる勝長の下命であれば正斎の登閣は内々に許されたとも考えられる<sup>7)</sup>。ともかくも正斎は、写生の技量を持ち、また尾張を中心とした地誌に関する知識を有していたと言えるであろう。

では、このような画技と知識を正斎はいかにして身につけたのか。その考察の前に、正斎の画風展開について考察しておこう。

### 三 画風展開

画風展開を考えるにあたり、まず現存する二作品、すなわち作品①の「耕作図」と作品②の「十二ヵ月花鳥図押絵貼屏風」の作画時期を検討しよう。

作品①の作画時期は未詳だが、署名の書体は相対的に見て楷書風であり、②の署名は行書風である。画家の署名書体は一般的に、若い時期は謹直な楷書風で、老いるに従い手慣れた行書あるいは個性的な草書へ変化することが多い。よって①の署名は、②と比較して若い時期の書体と考えられる。とりあえず、①が②に先行し、時期は幅広く中年期と見ておく。作品②の「十二ヵ月花鳥図押絵貼屏風」は、七十二歳という年紀から、最晩年の作と見られ、先に述べたとおり正斎の最終的な様式と考えられる。

作品①から②への展開はきわめて興味深い。

正斎が狩野派に学んだのは、若年時であったであろう。江戸期の狩野派は絵を学ぶ者の入門編であったとよく言われるが、正斎もおそらく、狩野派の門をくぐり、いくばくかの束脩を渡し絵手本を貸与され、その模写に励んだのであろう。ただし諸書が正斎の師として伝える狩野惟信（一七五三〜一八〇八）は、木挽町家狩野七代家当主で幕府御絵師筆頭であり、惟信に直接学べたかは疑わしい。惟信の門人についた程度かもしれないが、また江戸の狩野家ではなく今村家・神谷家のような尾張藩御用絵師、あるいは吉川家のような尾張の町狩野に実際は学んだ可能性もあ

る。<sup>8</sup>ともかくも何らかの手段で正斎は狩野派正系の画法を学び、①の「耕作図」はその成果と考えられる。

しかし、「耕作図」にすでに漏れ出ているように、正斎には自由闊達な個性と写生力があり、また尾張藩主の血族である松平勝長に重用されていた。その枠にはまらない志向と恵まれた環境から、正斎は、狩野派以外の流派も学んだのではなからうか。具体的には尾張で盛行しつつあったいわゆる初期南画や俳画であり、また当時出版されていた地誌や各流派の絵手本も手にしえたと考えられる。その証拠となる文献記録はなく、また直接的な模倣作品もないが、藩内の上級武士や文化人と交流し、多様な画風や教養知識を吸収したと思われる。逆に正斎という今はほぼ無名の画家が、かかる豊かな環境に身を置いたのであり、十八世紀後半の名古屋城下の文化の厚みと広がりによって驚かされるのである。

#### 四 藩の下命

翻って、この豊饒な文化は、名古屋城とどのように関わっていたのであろうか。具体的にいえば、江戸後期の画壇の多様性が、名古屋城内の御殿や茶室の襖絵や、それらの床の間で折々に飾られる絵画と関係してはいなかったか。

名古屋城本丸御殿障壁画が狩野貞信・狩野探幽ら幕府御用絵師であった狩野派の筆頭画人に命じられていたこと、また尾張藩御用絵師の大半が狩野派画人であったことから、本丸御殿以外の城内諸建造物も狩野派系御用絵師による襖絵で飾られていたと考えがちである。筆者はかつて、南蘋派という狩野派以外の流派の画家が江戸時代後期の天保年間、尾張藩御用絵師に抜擢された事実を指摘したが、<sup>9</sup>それでもなお、障壁画揮毫

や下賜品制作などの藩の公的な作画は御用絵師になってから命じられるものと漠然と考えていた。

しかし実際は、御用絵師であるか否かにかかわらず藩の御用に携わっている事例が多く見受けられ、しかもその流派は多彩である。

たとえば、文政九年（一八二六）十一月十五日、尾張藩十代藩主斉朝が国入りした時、二之丸御殿の諸室や二之丸御庭の茶室は、おびただしい数の書画や道具で飾られ、二之丸御殿の中御座の間には住吉慶舟、梅之間には狩野探信という和漢の幕府御用絵師による掛軸が掛けられたが、御張出には、南画家である山本梅逸（一七八三〜一八五六）の「四季草木之画」が掛けられた。<sup>10</sup>梅逸は、この時四十四歳。京都での画技修行から名古屋に戻ったばかりで、人気が高まりつつあったとはいえず、あくまでも市井の一南画家であった。御張出に掛けられた「四季草木之画」とは、おそらく四季の花をぎつしりと描き込む大幅で、梅逸お家芸の草花図と考えられ、画風そのものにより花好きの斉朝のお気に召したと考えられる。

おそらく同じ頃、二之丸御庭の茶亭である多春園に、松野梅山（一七八三〜一八五七）と東梧齋寛令という画家が襖絵を描いた。梅山は、岩井正斎の門人とされる画家で、遺品は比較的多いが、いわゆる町狩野といわれる市井の絵師である。東梧齋寛令は、一橋家近習番格で狩野融川寛信に師事した小栗寛令（？〜一八三七）のことと思われる。同じ二之丸御庭の霜傑茶屋には、東梧齋寛令に加え楠本雪溪（？〜一八五〇）という南蘋派画家が襖絵を描いており、作画時期は雪溪が藩御絵師見習に抜擢される天保四年（一八三三）以前にさかのぼると考えられる。さらに着目すべきは、二之丸御殿自体にも梅山、梅逸らによる障壁画が多

数存在した事である<sup>(1)</sup>。これら二之丸御殿・御庭の障壁画については別稿で詳述したいが、江戸後期における名古屋城の障壁画はかくも多様であった。

また下賜品の例としては、幕末の嘉永六年（一八五三）、尾張藩に多額の献金をした豪商富農が下御深井御庭で饗応された際、褒美として下賜された掛軸に、板谷桂意、高倉在考、勝野范古（？）（一七五八）、宋紫石ら、南画、大和絵、南蘋派など江戸・尾張・京都にまたがる諸派による新旧雑多な軸が混在していた<sup>(2)</sup>。

このように、藩士名寄の類には記載されない町絵師による障壁画や掛軸が、尾張藩主の周りを飾り、また藩主からのありがたい褒美として町人に下賜されていたのである。

狩野派や御用絵師と町絵師との、名古屋城内における作画場面の区別や変遷については今後の課題としたいが、岩井正齋が「遠見絵巻」を描き得たのは、大局的には尾張藩内での絵画活動の多様性としてとらえることができ、この多様性には藩主の意思も深くかわっていたと考えられる。

本小論の本題である正齋作品の伸びやかな表現が、この多様性に直接結び付く訳ではもちろんない。しかし、尾張の絵画史において忘れ去られがちな正齋にしてかかる闊達な作品を描き得たのは、尾張の画壇の層の厚さを物語るに他ならず、それはまた名古屋城内の御殿や茶室をかつて飾っていた障壁画や掛軸の豊かさと同様ではない。江戸時代初期に建てられた本丸御殿の障壁画筆者比定を狩野派の序列と格式により論じることはほぼ通説となっているが、その図式を江戸時代後期の二之丸御殿の空間構想にそのまま当てはめることは危険なのであり、江戸時代の御

殿障壁画全てを御用絵師や狩野派というキーワードから語ることはもとより不可能なのである。

繰り返すが、大森寺所蔵の正齋の二作品は、気品があり、また自由で、個性的である。名古屋の古刹の多くが明治維新や空襲により寺宝を失ってきた中で、大森寺におかれては、尾張画壇の真髓ともいえる作品を今まで大切に保存されてきたことに、改めて敬意を表したい。

#### 註

- (1) 名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋叢書続編』第十三巻（一九六五年 名古屋市教育委員会編集発行）に翻刻掲載。
- (2) 名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋叢書』第二十三巻（一九六四年 名古屋市教育委員会編集発行）に翻刻掲載。名古屋城の権について「御深井丸之権 西御堀端より見ゆる権の大樹あり。此所、元は名古屋庄屋が宅にて、庭前の木にてありしと伝ふ」と記すなど、多彩な記事にあふれる。
- (3) 名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋叢書』第二十五巻（一九六四年 名古屋市教育委員会編集発行）に翻刻掲載。
- (4) 名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋叢書』第六巻（一九五九年 名古屋市教育委員会編集発行）に翻刻掲載。
- (5) 神奈川県立近代美術館（青木文庫）。東京文化財研究所「明治大正期書画家番付データベース」参照。
- (6) 名古屋市博物館・徳川美術館にも別の写本が所蔵されている。
- (7) 『金城温古録』によれば、天守の鍵は厳重に管理されていたが、掃除や風入れのため毎月二回は鍵奉行の裁許のもと同心計十名が最上階まで登っていた。
- (8) 尾張の狩野派と御用絵師については、名古屋市博物館展覧会図録「部門展 尾張の絵画

史 狩野派の画人たち」(昭和六十二年 編集発行名古屋博物館)にまとめられている。

(9) 「尾張藩御用絵師と南蘋派」『名古屋博物館研究紀要』 二三号 一九九〇年

(10) 徳川林政正史研究所蔵「尾州御留守日記」 文政九年十一月十五日条。

(11) 徳川林政史研究所蔵「張出留」および実物資料による。また現存する竹長押茶屋の障壁画は霜傑茶屋のものと考えられる。

(12) 名古屋蓬左文庫蔵「青窓紀聞 卷四十四 上」(水野正信編)・個人蔵「嘉永六年藩侯御招待ノ時ノ記録」による。「嘉永六年藩侯御招待ノ時ノ記録」は、名古屋城西の丸御蔵城宝館企画展「家康とごはん 名古屋城でいただきます」(会期令和五年一月一日～三月五日)で公開。

### 《Title》

Paintings by Iwai Seisai from Daishin-ji Temple Collection

### 《Keyword》

Nagoya castle, Iwai Seisai, official painter, Kano school, cultivation drawing, folding screen  
Ninomaru Parace, castle tower



〔研究ノート〕尾張藩下級藩士の旅行

種田 祐司

キーワード

尾張藩 下級藩士 旅行 江戸出張 寺社参詣 身延山 秋葉山 善光寺 伊勢神宮 武士の菩提寺 湯治 榊原温泉 知多郡大野潮湯治 家族の看病 関所手形

はじめに

名古屋城調査研究センターでは名古屋城整備などの事業に資するため、名古屋城や尾張藩に関する歴史資料を調査・研究してきた。なかでも『御小納戸日記』<sup>①</sup>は、『金城温古録』<sup>②</sup>と並ぶ尾張藩・名古屋城の基本史料の一つといえる。筆者は『御小納戸日記』の調査中、御小納戸役所支配の奥陸尺・奥坊主・奥医師・御風呂屋之者・御露地之者・御庭御掃除之者など下級藩士の旅行に関する記事が多数出ていることに気がついた。ここではこの史料を中心に下級藩士の旅行事情について判明したことを紹介したい。旅行の目的により大きく公用と私用に分け、さらに細かく分類して論述する。ただし江戸時代後期文化（天保年間（一八〇四～四四）の期間しか調査できなかったことをお断りしておく。

1 公的な旅行

武士の旅行は基本的に公用で、私的な旅行は目的が制限され、なおかつ上司の承認が必要だった。公的な旅行の代表は参勤交代に随行するもので、日程・宿泊先などいっさい自由がなかった。もう少し自由な要素

があるのは、参勤交代以外で尾張と江戸を行き来する旅である。御小納戸役所は江戸にもあるもので、支配の藩士は尾張と江戸でかなり頻繁に異動があったためである。

一、御小性大橋浅太郎儀今暁爰許発足、仍願東海道九日振旅行、江戸表エ罷下候旨御小納戸より相達候付、江戸同役迄為知申遣候<sup>③</sup>

このように尾張・江戸間はだいたい九日間であった。ただしこの史料は江戸に出発するという報告書で、実際には多少余分にかかることもあった。その最大の原因は大井川などの川止めであった。そのため木曾路（中山道）を使うことも多く、その場合は上司に届け出て許可を得なければならなかった。

定詰陸尺

式人

同御風呂屋之者

三人

右者明後廿九日発足、江戸表江罷下候処、出水之程も難斗御座候付、木曾路旅行仕度、且面々痛所御座候付、道中十日振旅行仕度旁奉願候間、願之通相済候様仕度御達申候

二月廿七日

御庭頭<sup>④</sup>

木曾路經由で尾張・江戸間は、だいたい十日間であった。

藩士が尾張を出発すると、その旨江戸に報告された。おそらく尾張と江戸とを定期的に往復する飛脚を使ったのであろう。そして江戸に着くとその旨江戸藩邸から尾張に報告があった。川止めなどの正当な理由がなく、到着が遅れるのは許されなかったのである。もちろん、江戸から尾張に赴く場合も同様であった。

藩士の範囲を御小納戸役所支配の下級藩士から全尾張藩士に広げると、役職により尾張・江戸間以外の公的旅行がさまざまあった。まず尾張藩邸があったのは江戸だけでなく京都・大坂・伏見にもあり、その往復があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡見する場合もあった。深津家の上松材木奉行赴任・木曾巡見の記録<sup>5)</sup>や、御畳奉行朝日文左衛門の日記『鸚鵡籠中記』<sup>6)</sup>には、畳購入のため京都に出張した記録がある。ここにすべてのケースを列記することはできないので、薬園奉行が木曾に薬草採集に出かけた史料のみを紹介する。

・三村森軒『薬草見分信州木曾山道中記』元文五年 名古屋博物館蔵  
種田祐司「資料紹介「薬草見分信州木曾山道中記」」(『名古屋博物館研究紀要』第一三卷 一九九〇年)に翻刻・解説あり。

・水谷豊文『木曾採薬記』文化七年 個人蔵。『名古屋叢書』第一三卷(名古屋市教育局委員会編・刊 一九六三年)に翻刻あり。

・吉田高憲『木曾道中日記』天保十一年 名古屋市鶴舞中央図書館蔵

・大窪昌章『濃州信州採薬記』天保七年 『随筆百花園』第四卷(森洗三編 中央公論社刊 一九八一年)に翻刻あり。

## 2 私的な旅行 寺社参詣

そもそも尾張藩士は私的な旅行が許可されたのであろうか。結論を先にいえば、おもに寺社参詣、湯治、家族の看病の三つの理由で私的な旅行が許可された。

### (1) 身延山

身延山は甲斐国南部にある日蓮宗の本山の一つで、江戸時代には日蓮宗の信徒のみならず多くの参拝者を集めていた。

一、奥坊主組頭野田閑弥・松永玄以義立帰御供二而罷下候処、去ル十三日江戸表発足、兼而願濟之通身延山エ致参詣、昨夕致上着候付如例々々江申達候、委細達留ニ記ス<sup>7)</sup>

身延山は東海道吉原宿・蒲原宿と甲州道中の甲府宿とのほぼ中間に位置するが、身延山参詣のため中山道・甲州道中を利用した例はひとつもなかった。それは、尾張藩は藩士が「木曾路(中山道)」<sup>8)</sup>を通じて参詣・帰国する際、次のように身延参詣を禁止しているためであろう。

御側物頭御小納戸頭取兼長屋惣十郎家来中村市左衛門、江戸表エ呼下候付人馬継立帳調印之儀、御目付役所エ被申達、右市右衛門甲州身延山エ立寄参詣之儀をも被申達添候処、右は木曾路被下候輩、身延山立寄参詣之儀相願間敷旨兼而御触之趣有之候処、今般如何様之訳ニ而前頭之通被申達候哉、委敷書付を以可有候申達旨御申聞候趣及吟味候処、右御触之趣全心附不申、調印之儀其筋エ申達候処、調印も相済候事に付、其俣発足為致候儀ニ有之(略、右側の線は筆者)

五月

御小納戸頭取<sup>⑨</sup>

これは身延山参詣自体を禁止したのではなく、身延山に参詣したければ木曾路ではなく東海道を通るように、とのことであろう。

(2) 秋葉山

尾張・江戸の移動に東海道を使った場合、身延山以上に人気の参詣地として遠江国の秋葉山があげられる。秋葉山は火除けの神として、尾張地方でも信仰が厚かった。江戸方面から秋葉山に向かうには、東海道掛川宿または袋井宿で分かれ山中を北上する。帰りは天竜川沿いに浜松宿に下るか、御油宿に出た。<sup>⑩</sup>

御目見得格

御小納戸詰並

菊池喜蔵

御小納戸詰並

辰巳岩蔵

右者願濟二而相州鶴岡八幡宮・江之島弁財天并遠州秋葉江立寄参詣、右二付御定日数之外四日之御暇相済去ル廿三日江戸発足、東海道旅行罷登候旨<sup>⑪</sup>

秋葉山に鶴岡八幡宮・江之島を加え、「御定日数」以外に四日必要としている。秋葉山は尾張から比較的近いので、江戸・尾張間の移動とは無関係に、単独で参詣する場合もあった。

(3) 善光寺

身延山・秋葉山が東海道沿いの参詣地であるのに対し、信濃国善光寺は中山道の派生ルート上の参詣地である。善光寺は古来から武家や庶民の信仰が厚く、江戸時代全国の寺社中、伊勢神宮に次ぎ第二位の参詣者数を誇ったといわれる。<sup>⑫</sup>江戸方面からは中山道追分宿で北国街道に入り善光寺を目指し、帰りは中山道の洗馬宿に合流するルートが一般的である。

一 奥坊主組頭山田寿悦儀立帰御供二而罷下候処、去ル十四日発足、兼而願濟之通信州善光寺江立寄致参詣、昨夕致上着候付如例夫々取計ハセ候<sup>⑬</sup>

(4) 伊勢神宮

伊勢神宮は日本人の惣氏神として天皇家を始め庶民に至るまで、古代から信仰を集めていた。江戸時代の寺社のうち、参詣者数日本一を誇っていたが、とくに御蔭参りが流行した宝永二年(一七〇五)・明和八年(一七七二)・文政十三年(一八三〇)・慶応三年(一八六七、ええじやないか流行と重なる)は、非常に多くの庶民が伊勢参詣をおこなった。武士の場合は、庶民と違い自由に旅行できないが、文政十三年以後伊勢参詣が増加している。

奥陸尺

河内富次郎

同

小原瀬兵衛

右ハ勢州参 宮御暇相濟之上、明十六日日爰許發足可仕候処、何れも通所御座候付、里数多旅行仕候儀難洪二御座候間、往來日数七日振旅行仕度候間、願之通相濟候様仕度御奉申上候

二月十五日

御庭預<sup>14</sup>

尾張から伊勢神宮は比較的近いが、江戸参府のルートとは外れる。よって伊勢参詣のみを理由に申請しなければならなかったが、多くが許可されたようである。この例にあるように、日数は七日間ほどである。

### (5) 菩提寺

次の例はやや特殊で、出典も『御小納戸日記』ではない。旅行者も中級尾張藩士の深津理兵衛で、天保十三年（一八四二）菩提所の三河国碧海郡渡刈村大通院に参詣した時のものである。尾張藩士の菩提寺は名古屋周辺にあるのが一般的だが、おそらく理兵衛は戦国時代まで由緒を遡って、大通院が先祖の菩提寺であることを調べ、先祖の供養をしたいと願ったと思われる。

私儀先祖之菩提所三州碧海郡渡刈村大通院江参詣仕度、往來共三日之御暇被下置候様仕度奉願候、以上

三月

御細工頭

深津理兵衛<sup>16</sup>

まずこの申請が上司（城代・御側用人か）に出され許可がおりた。次に大通院に出発する前日に出発の報告をし、帰宅の翌日その旨報告して

いる。なお日程を三日としているが、名古屋・大通院間は約三二kmなので初日の早朝名古屋を発ち、大通院かその周辺に宿泊し、二日目に大通院で先祖の供養を行い、三日目の早朝帰路に着いたと考えられる。

### 3 私的な旅行 湯治

#### (1) 榑原温泉

藩士の旅行の目的で寺社参詣に次いで多かったのが、温泉での湯治である。『御小納戸日記』には、飛騨国下呂・撰津国有馬・但馬国城崎などの温泉名も散見するが、ほとんどの記事は伊勢国榑原温泉であった。名古屋から一番近い温泉でもある。

一 左之願書役懸を以指出候付、御側御用人方江差出候私儀持病二疝積御座候付、薬服用追々養生仕候得共、兎角不相勝難洪仕候、就夫勢州榑原温泉湯治仕候ハ、可然旨奥御医師勝田三香・町医師辻林幸庵申聞、於私も同様奉存候間、何卒往來日数之外二廻り之御暇被下置候様仕度奉願上候、已上

奥坊主

五月

松田伴寿<sup>18</sup>

この申請書の記載事項は次のとおり。

- ① 病氣治療のため薬を飲み続けているが、よくなるらない。
- ② 医師が湯治を勧め、自分も同意見である。
- ③ 何廻りかの回数を示し、往復日数を加えた暇の許可を願う。

## (2) 知多郡大野

『御小納戸日記』によると、榊原温泉と同じくらい治療に使われたのが知多郡大野の潮湯治である。大野は伊勢湾岸の北部にあり名古屋から近く、年寄の成瀬家当主も江戸時代初めから大野で潮湯治をおこなっていた。<sup>20</sup>

私儀持病積氣御座候付、薬服用追々養生仕候得共、兎角不相勝迷惑仕候、就夫知多郡大野村潮湯治仕候ハ、可然旨町医師岩井柝貞申聞候、於私も同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御晦被下置候様仕度奉願候、以上

奥坊主組頭

五月

松永玄以<sup>19</sup>

この申請の記載事項は、「榊原温泉」で示した①～③の要素すべてを含んでいる。

なお松永玄以が大野の潮湯の許可を求めた際、御小納戸役所では湯治の近例がないことがわかった。そして次のように明和八年（一七八八）、三浦常八なる者が飛騨国下呂温泉に湯治に行った記録を見つけ、許可を与えている。

一 左之通願書役懸りを以差出候付、先例及吟味候処近例不相見、明和八卯年三浦泉悦伴同姓常八「御小納戸詰見習」飛州下呂江相越候例  
二 唯願之趣承届候、尤御側御用人方エハ為承知咄置候  
私伴同姓玄弥儀持病積氣御座候付、薬服用為仕追々養生仕候得共兎角不相勝難渋仕候、付而ハ知多郡大野村潮湯治仕候ハ、可然旨町医師岩

井升貞申聞候、於私茂同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御暇被下置候様仕度奉願候、以上

奥坊主組頭

六月

松永玄以<sup>22</sup>

## 4 私的な旅行 家族の看病

御小納戸役所支配の下級藩士に限らず、藩士は江戸詰になると原則として家族を名古屋に残し単身赴任となった。その場合、家族（とくに親）が病気になっても看病できないので、次のように暇をもらって尾張に帰国することになった。

定詰奥陸尺

藤兵衛

右者親看病御暇奉願、去ル八日江戸発足、東海道罷登候処、昨夜上着仕候、仍之御達申上候

二月十七日

御庭預<sup>23</sup>

## 5 女性の関所手形

東海道や中山道には、それぞれ今切（新居）・箱根の関所、福島・碓氷関所があり、庶民が通行するには原則関所手形が必要であった。しかし、実際には女性を除き、道中手形で代用されることも多かったようである。「御小納戸日記」中、藩士が尾張・江戸を行き来する際、関所手形が必要であるというの記事はまったくなかった。関所手形の記事があ

るのは、藩士の女性の家族・奉公人が旅行する場合に限られる<sup>(24)</sup>。文政十年（一八二七）三月、奥坊主の鳥居分弥が江戸詰となり、本人・妻・養子・娘・下女二名の計六名で江戸に下ることになった。その際女性四名について今切の関所手形を申請した。

女上下四人内鉄漿不附小女忒人、乗物忒挺従当御地江戸江罷下候間、今切御関所無相違罷通候様御手形申請候、右は奥御同朋格・奥坊主組頭・御用部屋懸鳥居分弥、妻・同人養子同姓専弥・娘并小女共に而、今度江戸江引越申候、以来此女共二付出入之儀御座候ハ、私江可被仰聞候、為後日如斯御座候、以上

文政十丁亥年三月廿六日

梶五郎三郎<sup>(25)</sup>書判

高橋司書殿

広瀬七左衛門殿

佐藤源左衛門殿

(欄外)

「料紙美濃紙半切」

覚 女手形 梶五郎三郎

一 女上下四人

内

鳥居分弥妻

女忒人

右は面体二疱瘡之跡御座候

一 右耳之脇腫物跡御座候

同人養子専弥娘

小女忒人

右は鉄漿不附白齒二而振袖着用罷在申候

一 面体贅三ツ御座候

一 前髪之先切居様エ届申候

一 前髪之内刺居申候

一 髪之内中刺御座候

(下女略)

一 乗物

忒挺

但引戸塵色二御座候

一 打揚駕籠

忒挺

一 三月廿九日爰許発足罷下申候

御側物頭

御小納戸頭取兼

三月廿六日

梶五郎三郎<sup>(25)</sup>

武士の家族といえども女性は、庶民と同じく疱瘡・腫物跡などについて厳しい改めがあったのである。さらに次のような注意書が出された。

一 於道中乍勿論猥成儀一切無之、口論等不致穩和ニ附添、旅行セシめ候様精々可有御申渡候、尤右雲平義御目付方おゐて誓詞有之筈候間、呼出之儀可相達候

(欄外)

「本文之誓詞之義申達候趣も有之候間、追而解申談有之候」

一 道中往来繁キ所ニ而ハ万事心を附片寄通候様相心得、宿々におもても強気威勝成儀無之様可有御申渡候

一 泊り宿之儀メり宜敷、若出火之節退キ場模通能、家居見計泊り候様可致申含候

一 右下女若相煩候ハ、其所之医師相願療治為致、旅行難成病躰ニ候ハ、令逗留、少にても快候ハ、早速可令旅行候、万一致病死候ハ、其所ニ而取置、早速罷登候様可有御申渡候

但両関所をも越候上病死等いたし候ハ、江戸表エ罷下右之趣御広敷御用人エ相達、発足方之義も相伺候上罷登候様、是亦可有御申渡候

(略)

七月十六日<sup>26</sup>

一般的な旅行中の注意に加え、下女が病気になった際の処置について指示していることは興味深い。所の医師に治療を依頼し、治癒次第江戸に向かわせること、万一死亡した場合遺体を処置し、江戸の御広敷御用人に届けること、とある。

さて、この記事は今切関所手形申請の記事であるが、東海道を尾張から江戸に向かう場合、箱根関所も通らねばならず、こちらの関所手形はどうしたのであるか。『御小納戸日記』中で、女性の関所手形に関する記事は十例以上あったが、約半分が東海道通行で今切関所のみ、残りは中山道で福島関所のみであった。つまり箱根・碓氷の両関所の手形については、まったく問題にされなかった。これは今切・福島の関所において、次の箱根・碓氷関所の手形を発給するか、あるいは通過したこと

を手形に裏書したのであるか。今後検討したい。

次に時代を百数十年遡った寛文七年（一六六七）、沢井三左衛門の同心服部四郎右衛門の娘と女中二名が江戸に赴く際の関所手形に関する史料を紹介する。やはり今切関所の手形のことしかでてこない。

服部四郎右衛門・娘・召仕之女、以上三人之内小女老人・乗物老丁、尾州より江戸へ指下申候ニ付、今切関所御手形申請罷下候、右之女ニ付以来申分御座候ハ、可被仰付候、為後日如斯御座候、以上

印判

寛文七年未閏二月十六日

玉置五郎右衛門書判

成瀬豊前守殿

寺尾土佐殿

成瀬主計殿<sup>27</sup>

### おわりに

ここまで尾張藩下級藩士を中心に、さまざまな形の旅行事例を論じたが、表面的な紹介に終始した感が強い。今後の課題をいくつかあげて、本稿を終える。

- 一、上級藩士と下級藩士とで手続き、許可条件等の違いはあるか。
- 二、身延山・秋葉山・善光寺・伊勢神宮以外、たとえば京都・奈良の寺社参詣は許されなかったのか。
- 三、他藩の藩士も同様に私的な旅行が許されたのであろうか。

註

- (1) 徳川宗勝が八代尾張藩主になった元文四年（一七三九）から始まり、ほぼ毎年分が揃う。このうち、藩主が尾張に在国中に記録されたものは『尾州御小納戸日記』、江戸参府中に名古屋で記録されたのが『尾州御留守日記』、江戸参府中に江戸の御小納戸役所で記録されたのが『江戸御留守日記』という。原本は徳川林政史研究所所蔵。
- (2) 奥村得義編。『名古屋叢書続編』（名古屋蓬左文庫刊）所収
- (3) 『尾州御留守日記』（尾2-54-2）文化十三年十一月二十七日条
- (4) 『尾州御留守日記』（尾2-52-1）文化九年五月二十七日条
- (5) 名古屋博物館蔵深津家資料I-一二五。『新修名古屋市史』資料編近世2所収
- (6) (2) に同じ。
- (7) 『尾州御留守日記』（尾2-65-2）文政十三年五月七日条
- (8) 身延山を経由しない場合でも江戸・尾張間に甲州道中を利用した例はない。
- (9) (7) に同じ
- (10) 御油宿に出るコースは途中鳳来寺があり、東国の庶民が伊勢参詣に向かう際、秋葉山とセツトで参詣することが多い。しかし『御小納戸日記』には、秋葉山に参詣する藩士が鳳来寺にも参詣したという記事はなかった。
- (11) 『尾州御留守日記』（尾2-62-2）文政八年三月晦日条
- (12) 名古屋から大曾根・勝川・内津・土岐を経て中山道に合流する下街道は善光寺街道ともいわれ、尾張地方の庶民の善光寺参詣によく利用された。しかし尾張藩士が公用で中山道を通る場合は上街道（木曾街道）を利用しなかった。
- (13) 『尾州御留守日記』（尾2-54-1）文化十三年三月二十五日条
- (14) 『尾州御留守日記』（尾2-69-1）天保五年二月十五日条
- (15) 名古屋城下から伊勢神宮（内宮）までは一一五kmほどなので、片道三日は必要だったと思われる。
- (16) (5) に同じ。
- (17) 女性の関所手形については、次の論文が詳しい。  
朝倉有子「近世における女手形の発行と高田藩―関川関所を中心に―」（『上越教育大学研究紀要』第二三巻第一号 二〇〇三年刊）所収
- (18) この温泉は、「枕草子」に「湯はななくりの湯、有馬の湯、玉造の湯」とあり、この「ななくりの湯」が榊原温泉とされ、「三名泉」の一つであった。江戸時代の湯治に関する研究は多いが、一つあげる。  
内田彩「温泉情報の流通からみる江戸後期の「湯治」の変容に関する研究」（『観光研究』二三号 二〇一一年刊）所収
- (19) 『尾州御留守日記』（尾2-55-1）文化八年六月十三日条
- (20) 湯治は中世から七日を一回りとし、三回りするのがよいと言われていた。（出典：国立国会図書館ミニ電子展示「本の万華鏡 第二三回 本から広がる温泉の世界」）
- (21) 二代藩主光友も大野の北にある横須賀に御殿を所持し、潮湯を行った。
- (22) 『尾州御留守日記』（尾2-54-1）文化十三年五月二十二日条
- (23) 『尾州御留守日記』（尾2-53-1）文化八年六月十三日条
- (24) 『尾州御留守日記』（尾2-51-1）文化八年二月十七日条
- (25) 『尾州御留守日記』（尾2-55-2）文化十年三月二十六日条
- (26) (25) に同じ
- (27) 名古屋大学博物館蔵尾張藩大道寺家資料三六〇。『新修名古屋市史』資料編近世2所収



《Title》

Research note “Tirp of low-rank samurai of Owari Domain”

《Keyword》

Owari Domain, low-rank samurai, trip, Business trip to Edo, Visiting temples and shrines, Mt. Minobu, Mt. Akiba, Zenkoji Temple, Ise Shrine, Samurai family temple, Hot spring treatment, Sakakibara Hot Springs, Salt bath therapy in Ono, Chita District, family nursing, handprint bill, Diary of Okonando Office

## 慶長期成立の名古屋城「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」

今和泉 大

キーワード

櫓 門 唐門 中井正清 徳川家康 平岩親吉 主計屋敷 孔雀御門  
二之丸

はじめに

本稿は、霜月七日付中井正清宛藤田安重書状中にある「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の検討を通じて、慶長期の名古屋城作事過程に関する基礎的事実を整理し、また初期名古屋城の空間的特質について論及するものである。

慶長十五年（一六一〇）に築城が開始された名古屋城は、同十七年に本丸天守が完成し、少なくとも同十九年末には本丸御殿も竣工したとされ、同二十年四月、城主徳川義直と春姫（浅野幸長の娘）の婚儀が本丸御殿で行われるに至った。いわゆる築城期にあたるこの間の普請過程に関しては、石垣普請について、主に公儀普請の観点から研究が蓄積されてきており、近年は普請時の丁場割図や普請に動員された大名家の動向の分析などを通して、さらに詳細な成果が得られつつある<sup>①</sup>。

他方、作事に関しては本丸天守・御殿の作事について、主に幕府の大工頭中井家に伝わる史資料を駆使して作事経緯の一端や工匠動員体制等が解明されている<sup>②</sup>。

このように、城郭の中核である本丸の造営に関しては、天守・御殿についての研究があるものの、名古屋城全体でみたとき、それ以外の曲輪・

建造物の成り立ちが未解明のことに気づかされる。慶長二十年の義直と春姫の婚礼までに、櫓や門をはじめとする城内の様々な建造物が建設されたことが想像されるが、本丸天守・御殿以外の建造物については、築造に関する史料に乏しく、何がどの段階で建造されたのかといった基礎的なことはほとんど不詳であり、課題として残されている。

また、築城期に関する従来の研究で用いられてきた史料、とりわけ書状類については、年代比定が曖昧なまま用いられているものも少なくなく、これらを原因とする事実誤認も見受けられる。これらの史料の年代比定を改めて厳密に行い、基礎的事実を再整理していくことが求められている。

ところで、名古屋城築城期に関わる史料として認識されてきたものに次のような史料がある。なお、本稿における史料翻刻の掲載に関して、**■**は判読不能文字、**□**は虫損、「**一**」は複数文字の虫損、「**レ**」は割注、**／**は改行を示し、傍線と丸番号・丸記号は筆者によるものであることを断っておく。

【史料1】霜月七日付中井正清守宛藤田安重書状<sup>③</sup>

尚々、伊賀殿煩之儀、先日驚入、先日早々飛脚を遣申候間、いそぎ申候故、以書状も不申上候間、はや御本腹<sup>④</sup>之由、是又満足  
仕事候、以上

御懇之御状過分ニ奉存候、如仰此中者以書状も不得御意、乍恐御床

敷存候、其元 禁中御作事方々御氣遣共事察候、爰元御普請之儀者、皆々出来致候、御下代衆も頓而可為御上候と存候、四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門共二皆々白土付仕廻申候、白土遅参候故、少付かけ共御座候、是者五三日中ニ出来可致候、御心安可被思食候、駿符<sup>符</sup>へも此段可申遣候、恐惶謹言

藤田民部

霜月七日 安重(花押)

中太和守様<sup>(マ、シ)</sup>

貴報

本史料は幕府の大工頭をつとめた中井家に伝わる史料群の中の文書で、藤田民部安重なる人物から「中太和守」(中井大和守)へ宛てられた書状である。後述の通り、本状の年代には管見の限り慶長十七・十八年の二説が存在するが、従来はおそらくは慶長十七年が有力とみられてきた。つまり、従来は慶長十七年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」が建設されたという解釈が主になされてきたわけである。

では、この「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」は名古屋城内のどの櫓・門であるかという点、これまで必ずしも明確な解釈がなされてきたわけではない。江戸時代の名古屋城において、城の中核である本丸には櫓が三基(丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・未申隅御櫓)存在したが、仮にこれら本丸の櫓を「四つ之御矢倉」の内に数えるにしても余剰が生じるため、本丸以外の曲輪の櫓が少なくとも一つは確実にこの中に含まれる。したがって、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の同定は、本丸以外の建造物の成り立ちを説明する一助になりうる。また、とりわけ「唐門」に関しては、おそらくこれまでほとんど注目されてこなかったのではな

いだろうか。

つまり「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」を厳密に解釈していくことは、本丸天守・御殿以外の建造物の成り立ちについてその多くが未詳であり、また基礎的事実を一つ一つ再整理していく必要があるという、如上の問題・課題に応えるための作業の第一歩になりうると考えられるため、本稿ではかかる作業を通して築城期作事の諸相について考察していくこととする。

なお、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の内、「二つ之御門」は「白土」が施されたという文脈等から、櫓門の類いであることが想定される。したがって、本稿において名古屋城内の門について言及する際は、「唐門」を除き、櫓門であることを前提とし、冠木造とされる本丸不明御門などは、基本的にこの内を含めないこととする。

## 1 霜月七日付中井正清宛藤田安重書状の検討

それでは、まず【史料1】の内容を読み取った上で、当該書状がどの年代に作成されたのかという根本的なところから解読を試みたい。

### (1) 書状の概要

先述の通り、【史料1】は幕府の大工頭をつとめた中井家に伝わる史料群の一つであるため、宛名の「中太和守」は中井大和守であることがわかる。また、その内容も加味すると、中井家及び幕府が係わった城郭建築に関する書状であることが想定できる。具体的に【史料1】では、藤田民部安重なる人物が中井大和守に宛てて、主に次のことを述べている。すなわち、①「其元 禁中御作事」で色々と御氣遣い事があるもの

と拝察するということが、㉔「爰元御普請」がすべて出来し、中井の下代衆もやがて上京するだろうということ、㉕「四つ之御矢倉・一つ之御門・唐門」はすべて「白土」、すなわち白漆喰を施したこと、㉖ただし、「白土」の遅参のため、少し付けかけの箇所があり、これらは数日中に完了させるということ、㉗駿府へもこのことを（藤田民部から）申し遣わすということ、㉘伊賀殿の煩いのことについて、先日知らせを受け驚き入り、早々飛脚を遣わしたが、急いでいたので、（中井へは）書状を遣わしていないが、（伊賀殿が）早くもご本復の由を聞き安心したということである。

本状の主題は㉙・㉚・㉛の「爰元御普請」に関する箇所、普請進捗を藤田民部が中井大和守へ報告するという形になっている。また、中井大和守が「其元」で「禁中御作事」に従事していることがわかるので、中井はこのとき在京しており、また藤田民部は京都以外の場所にいることが読み取れる。

先述の通り、【史料1】をめぐっては、年代比定で慶長十七・十八年の二説が存在する。慶長十七年説に関しては、推定も含めると、主に『名古屋城』が「慶長十七年カ」としており、<sup>5</sup>後藤久太郎・山本紀美氏も同年に比定している。<sup>6</sup>一方、横田冬彦氏は、近世中井家の初代とされる中井正清の居所と行動を追う中で、本状を慶長十八年に比定しており、<sup>7</sup>見解を異にする。しかし、いずれの書籍・論考も比定根拠を具体的に示していない。いずれの書籍・論考も敬服すべき優れた成果を残し、今日の名古屋城研究においても多くの基礎的な見解・史料を提供してくれているが、その点において特に『名古屋城』の影響力が大きいということや、横田氏の論考が各年の正清の居所・動向をとりまとめることを趣旨とし

ているため、当該論考における本状の年代比定が顧みられにくいということなどを踏まえると、おそらくは慶長十七年説がほぼ通説として浸透してきたのではないかと思われる。とはいえ、慶長十八年説も存在する以上、【史料1】をいずれの年（あるいはその年代）として理解すべきか、改めて検証する必要がある。この点について、次に考察を進めたい。

## （2）発給年代の検証

まず注目すべきは、本文末尾にある「駿符へも此段可申遣候」という箇所である。中井家が携わる幕府関係の城郭建築で、將軍あるいは幕閣がいる江戸ではなく、駿府へ作事報告することがあった時期は、徳川家康が駿府城で隠居生活を送った、いわゆる大御所時代を除いて考えられない。家康が駿府城に入るのは慶長十二年七月三日だが、実際には同年三月十一日より駿府に滞在しており、<sup>8</sup>また元和二年（一六一六）四月に逝去するので、<sup>9</sup>まずは慶長十二年から元和元年の期間に絞れる。また、この期間に中井家で「大和守」であったのは初代中井正清であるので、宛名の人物も同人物に比定できる。<sup>10</sup>

一方、この期間の幕府関係の城郭建築に係わる「藤田民部」なる人物としては、次に掲げる慶長十七年五月十一日付家康黒印状にて名古屋城作事奉行衆の一人として任じられた「藤田民部」が確認できる。

【史料2】慶長十七年五月十一日付家康黒印状<sup>11</sup>

一尾州那古屋御城御作事奉行衆之事

大久保石見／小堀遠江／村上三右衛門／

長野内蔵允／日向半兵衛／原田右衛門／

寺西藤左衛門／藤田民部／水谷九左衛門

一上方より罷下候職人作料之儀者、上方にて被下候事

一いしはいハ、三河より参候よし

慶長拾七年子五月十一日

(黒印)

中井大和守へ

慶長十二年～元和元年の期間に中井家が携わる城郭作事で、同名の人物の従事は名古屋城作事の他に確認できないため、【史料1】は名古屋城作事に関わるものと確定できよう。この藤田民部安重は、はじめ家康四男の松平忠吉に仕え、忠吉の死後、義直へ附属され、尾張藩の国奉行の一人として初期藩政に携わった人物である<sup>12)</sup>。安重が作事奉行に任じられるのは【史料2】の通り慶長十七年五月のことであるため、名古屋城作事に係わり始めるのもこの前後と考え、その点において【史料1】の年代を慶長十七年～元和元年に絞ることができる。ただし、このとき同時に作事奉行に任じられている「原田右衛門」・「寺西藤左衛門」は、慶長十五年（つまり同十七年の作事奉行任命以前）には「なこや御材木」の件で作事準備に係わっていることがわかっている<sup>13)</sup>ので、ここでは幅を持たせて慶長十六年～元和元年に絞ることとする<sup>14)</sup>。

次に注目するのは「禁中御作事」である。慶長十六年～元和元年の間は、比較的いずれの年も中井家は禁中作事関連の事柄に携わっていた<sup>15)</sup>。ただしその中で、指図の作成や種々の調整などを除き、具体的な「御作事」に取りかかっていることが確認できるのは、慶長十六・十七・十八年である。すなわち、慶長十六年の新上東門院御所造営、同十七年から翌十八年にかけての内裏造営である<sup>16)</sup>。

この内、十一月前後で実際に作事関係の出来事が確認できる年を強いて指摘するならば、慶長十八年となる。すなわち、十一月五日に新造御所地鎮が催行され、同十二日より同御所安鎮法が行われ、同十九日の上棟に至った<sup>17)</sup>。慶長十六年については、十月下旬頃に正清は在駿府であるように見え、禁中作事の具体的な進展も確認できないため、蓋然性は低い。慶長十七年においては、十二月十一日に禁裏新初を行っているが、十一月月上旬前後の正清は主に大和方面の寺社作事等に携わっているようにも見え、たとえば、十一月一日に奈良春日社へ赴き、春日社作事について相談している。仮に【史料1】が慶長十七年の書状だとすると、禁中作事よりも大和方面のことに言及してもよいように思えるが、そのような内容は確認できない。以上より、慶長十八年の蓋然性が高いと考えられるが、確証とはならないため、もう少し他の文言に着目してみたい。

最後に注目するのは、追伸部分にある「伊賀殿煩之儀」である。安重はこの知らせを受け、「驚人」ったとある。このことから、風邪などの日常的な病臥ではなく、少し重めの症状を「伊賀殿」が患ったということがうかがえる。

この「伊賀殿」は、江戸時代初頭の京都所司代である板倉伊賀守勝重とみて間違いない。勝重が正清と書状のやりとりを通じて密に連絡を取っていたことは他史料からも確認できる<sup>18)</sup>。安重が勝重の「煩」について知らせを受けたのは、【史料1】の書状を発した日付から推測して、その前月から十一月月上旬にかけてのことと考えられるため、慶長十六・十七・十八年それぞれのこの時期の勝重の動向・状態についてみていきたい。

その上で注目されるのは、慶長十八年十月下旬に勝重が「眩暈」を起こしたという事実である。すなわち、『時慶記』同年十月二十一日条には「板倉伊賀守昨夜眩暈ノ由候、(中略)早快氣由候」とあり、十月二十日に勝重は眩暈の症状が得たが、すぐに快復したことがわかり、【史料1】の内容に符合する。他方、慶長十六年十月～十一月上旬、慶長十七年閏十月～十一月上旬の勝重の動向・状態をみると、特に「煩」を得た様子は確認できず、普段通りの活動をしているようにみられる。<sup>20)</sup>以上より、【史料1】の年代は慶長十八年に確定できよう。なお、このときの勝重の症状については、『時慶記』同年十一月二日条に「板伊賀守為見廻以使者申候、未表へ不出由候」とあり、十月下旬の「眩暈」の症状は一旦快復したものの、その後再び病に臥したことがわかる。安重は十月下旬の勝重の「煩」とその早期快復については知らせを受けたものの、その後の経過については【史料1】発給段階で未だ承知していないということになる。

以上の検証によって、【史料1】が慶長十八年に発給されたことが改めて確認された。名古屋城築城という観点で見ると、慶長十八年十一月段階で、漆喰が施された「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事が(漆喰の施工を一部残してはいるものの)完了したという事実が確定したことになる。同作事が始められたのも同年と考えてよいだろう。それでは、この「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」とはどの櫓・門を指すのであろうか。次にこの点について検討を加えていきたい。

## 2 「四つ之御矢倉・二つ之御門」はどの櫓・門か

本章では「四つ之御矢倉・二つ之御門」について具体的に検討してい

く。築城期の作事がどのように進められた中で建設された「四つ之御矢倉・二つ之御門」であるのかを確認するために、議論の前提として【史料1】の前年にあたる慶長十七年の名古屋城での作事進捗と江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門、そして【史料1】から浮かび上がる名古屋城作事の進め方についてのいくつかの事実を整理・確認し、これらを踏まえ「四つ之御矢倉・二つ之御門」の同定を試みたい。

### (一) 慶長十七年の作事

ここでは慶長十七年の名古屋城での作事進捗について確認しておく。以下、先学の研究成果に拠りつつ<sup>21)</sup>、一部補完修正する形で同年の作事過程について整理していきたい。

#### ① 慶長十七年の作事対象

慶長十七年の作事対象として想定された建造物については、次の史料が手がかりとなる。

【史料3】〔御用帳〕<sup>22)</sup>

一尾州御城御作事

御ひろま 御殿 御たい所

御書院 遠侍 御天守同小天守

右之分材木早々御取、来年中二皆々出来仕様ニと之 御意、御

つほね御長屋ハ遅ク候ても不苦候と 御意

当該史料は、名古屋城の作事において、「御ひろま」をはじめとする建物を「来年中」に全て完成させるようにとの家康の意を伝えている。慶長十六年には未だ小天守の石垣普請が行われており、また後述の通り、天守は同十七年末に出来するので、文中の「来年」は同十七年を指し、

当該史料は同十六年に作成されたものと考えられる。つまり、同十六年段階での目下の作事対象は、「御ひろま」・「御殿」・「御たい所」・「御書院」・「遠侍」・「天守同小天守」といった建物であり、これらの次にくる対象が「御つほね」・「御長屋」であったことが明らかとなる。慶長期本丸造営当初の設計図面と目される「なこや御城之指図」<sup>24</sup>を参照すると、「御ひろま」・「御殿」・「御たい所」・「御書院」・「遠侍」・「御つほね」・「御長屋」は現在でいうところの本丸御殿を構成する各殿舎であると考えられ、史料中の「御殿」は対面所を指すものと推測される。ひとまずここでは、少なくとも慶長十六年段階で、翌年中の本丸内の天守・御殿内主要殿舎の作事完了が目指されていたことを確認しておく。

## ②作事の進捗

【史料3】で確認した通り、慶長十七年、名古屋城では本丸天守・御殿の作事が進められた。天守・御殿建造用かどうかは不明だが、名古屋城築城で使用する木材等資材の準備は同十五年より進められていた。天守作事に関しては、【史料2】が慶長十七年五月十一日付であることや、棟梁衆扶持方覚<sup>26</sup>で同年六月から大工が従事していたことが確認できることから、同年五月頃から始められたと推測される。また御殿作事に関しても、城戸久氏が指摘する通り、慶長十七年正月の家康の「仰付」により、五月頃より本格的に始められたとみてよいだろう。すなわち天守・御殿ともに、慶長十七年五月、家康により作事奉行が任命された（【史料2】）後、作事が本格的に始められたと考えられる。

ところが、翌六月には、早くも【史料4】のように作事方針変更の指示が、家康の下にいる駿府奉行衆から正清へ伝えられ、作事奉行衆も【史料5】にみられるように、方針転換に迅速に対応した。

【史料4】六月二十八日付中井正清宛本多正純外五名連署書状<sup>28</sup>

以上

急度申入候

一御天主斗早々相立可申候事

一御天主立候後、御家をハ立可申候事

一御天主御家両方一度二立候ハ、人足以下なにか二付手まハし如何候間、急御天主を立可申候由 御錠二候、恐々謹言

竹山城守

正信（花押）

六月廿八日

村茂助

直吉（花押）

成隼人正

正成（花押）

安帯刀

直次（花押）

大石見守

長安（花押）

本上野介

正純（花押）

中井大和守殿

【史料5】七月四日付小堀政一他三名連署書状<sup>29</sup>

已上

一書申入候

一從駿符御年寄衆如此申来候、貴様へも駿符の御状参候、定而右之

趣可有御座候へ共、此方へ参候御状をも写候て進之候事  
一 皆々御家立申候衆、手伝少つゝ置候て、御殿主へかけ申候事  
一 駿符へも御家之手伝御殿主へかけ申候通御返事申入候事  
一 こゝもと御普請之様子并御材木之様子、五郎右ふ可被申候条不能  
具二候、恐惶謹言

小遠江守

七月四日 政一 (花押)

日半兵衛

■ (花押)

長内蔵丞

■ (花押)

鈴左馬介

三 ■ (花押)

すなわち【史料4】では、まず天守を急ぎ建造し、その後御殿を建てるようにとの家康からの指示が伝えられている。注目したいのは、この時点での作事対象として言及されるのが、天守と御殿の二つのみで、また【史料5】で示されている通り、天守の完成を急ぐために、御殿の人足から天守の方へ加勢として廻されたということである。もしこのとき、本丸の櫓・門、あるいは他曲輪の櫓・門等の作事を同時進行しているならば、天守の作事にかける人足は、それらからも（むしろ御殿よりも優先して）加勢させようとするのが合理的判断であろう。作事対象として天守・御殿しか言及されていないことに加え、慶長十六年段階【史料3】で本丸天守・御殿が目下の作事対象であったことも勘案すると、本丸の櫓・門や他曲輪の櫓・門等の作事が並行して進められていたとは考えに

くいのである。つまり、この時点で作事が行われていたのは、天守・御殿のみであったと指摘できる。<sup>30)</sup>

さて、【史料5】のように六月末から七月初頭にかけて御殿作事から天守作事に人足が廻され、八月二十三日前後には上方からの大幅な大工増員が図られ、天守作事が急ぎ進められた。<sup>31)</sup>その後、天守については、九月二十七日に「棟上出来」となり、<sup>32)</sup>年末には作事完了し、江戸の幕府年寄衆へ天守完成の報せが届いた。<sup>33)</sup>他方、御殿に関しては、翌年以降も作事は継続して行われたと考えられる。

ここでは、以上の通り慶長十七年の作事進捗を整理するとともに、同年における名古屋城作事の対象が専ら本丸天守・御殿であったことを再度確認しておきたい。また、このことから【史料1】が慶長十七年である蓋然性は低いことを改めて指摘しておく。

## (2) 名古屋城における櫓・門

### ① 江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門

次に、江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門を確認しておこう。十九世紀に編纂された『金城温古録』<sup>34)</sup>を参照すると、少なくとも同時期には櫓十一基・門五基が存在したことがわかる。

櫓については、本丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・未申隅御櫓、二之丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・御太鼓櫓・未申隅御櫓、御深井丸の御弓矢櫓・三階御櫓、西之丸の月見御櫓・未申隅御櫓の計十一基が確認できる。他方、門については、本丸の南一之御門・東一之御門、二之丸の西鉄御門・東鉄御門、西之丸の榎多御門の計五基が確認できる。正保元年（一六四四）に尾張藩が幕府へ提出した城絵図の控えと考えられる「正



保四年名古屋城絵図」(徳川美術館蔵<sup>35</sup>)でもこれらの櫓・門は確認でき、且つその他の櫓・門は確認できないので、上記の櫓・門が江戸時代前期より幕末まで過不足なく存在し続けたといえる(図1参照)。

②慶長十六年時に計画されていた櫓・門

しかしながら、慶長十五年石垣普請前後の名古屋城設計図と考えられ

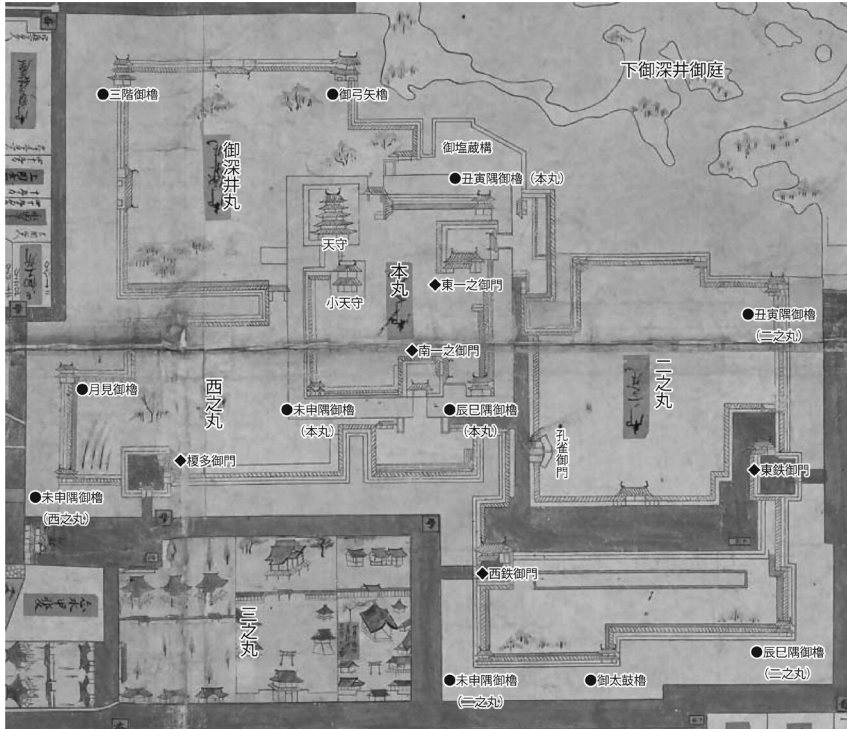


図1 18世紀における名古屋城の櫓・門  
 (「享保十四年酉年名護屋絵図」愛知県図書館蔵、部分、一部加工、  
 ※●は櫓、◆は櫓門であることを示す)

る「なこや御城惣指図」で描かれた櫓(当初建設が予定されていた櫓)と、実際に江戸時代を通じて存在した櫓には、若干の相違がある。すなわち、同指図では御深井丸南西隅と同北東隅(御塩蔵構寄り)に櫓が描かれているものの、これらは江戸時代を通じて存在が確認できない。また、江戸時代を通じて存在が確認できる二之丸丑寅隅御櫓と西之丸月見御櫓、同未申隅御櫓が同指図には描かれていない。

二之丸丑寅隅御櫓と西之丸月見御櫓、同未申隅御櫓については、「なこや御城惣指図」が貼絵図であることを考慮すると、何らかの事情で同指図に貼られることがなかったということや、あるいは実際には貼ってあったが、後に剥離し現在に至ったということなども可能性としては想定できる。

問題は、同指図に描かれた(貼られた)櫓の内、江戸時代に存在が確認できない御深井丸南西隅と同北東隅の櫓は、築城当初には実際に建設された(そして、その後撤去された)のかどうかである。上記二か所に実際に櫓が建てられた後、「正保四年名古屋城絵図」までのおよそ三十年の間に撤去されたとは考えにくく、またそうした記録も確認できないため、本稿では上記二つの櫓は建設が予定されていたものの、実際には建てられなかったものと理解する。つまり、「なこや御城惣指図」での設計段階から計画変更され、指図で示された御深井丸二基の櫓(御深井丸南西隅・北東隅)は実際には建てられなかったという理解である。そして、同指図にはみられない櫓が、二之丸に一基、西之丸に二基建設され、これらを含め築城当初に建てられた櫓はいずれも撤去されることなく幕末まで存在し続けたと考え、以下論を進めることとする。

ところで、慶長十六年五月時点で建設が計画されていた櫓・門等につ

いて、次に掲げる史料でうかがい知ることができる。

【史料6】尾州那古屋御城御矢倉御長屋鍛冶衆入札<sup>38)</sup>

尾州那古屋御城御矢倉御長屋鍛冶衆入札

一六拾八石 二階御矢倉〔六間二／七間〕

弥左衛門

但、御矢倉三つ有

一七拾九石五斗 三階御矢倉〔六間二／七間〕

久右衛門

但、御矢倉四つ有

一三拾五石 御門二階分〔拾一間二／四間〕

同人

一卅五石五斗 御門矢倉〔十一間半／四間〕

同人

一四拾五石五斗 御門二階分〔十四間二／四間〕

久兵衛

一四拾壹石五斗 御門矢倉〔十三間／四間〕

同人

一四拾石 御門二階分〔十式間／四間〕

久左衛門

一拾五石 御本丸御長や〔三間二／十間〕

彦左衛門  
清左衛門

一拾式石六斗 式ノ丸御長や〔三間二／十間〕

同人

一九拾五石 二ノ丸三階金手矢倉〔十式間／四間〕

又左衛門  
彦右衛門

慶長十六 五月十五日

以上

この慶長十六年五月時点で、「なこや御城惣指図」にみえる建造計画からの変更が決定されていたのか否かは不明である。ただし、櫓に関して構造・数ともに、江戸時代に実際に存在した櫓とほぼ符合するので、「なこや御城惣指図」よりも、江戸時代に実際に存在した建物に対応するものと考えた方が穏当であると判断される<sup>39)</sup>。

すなわち、「二之丸三階金手矢倉」は二之丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・御太鼓櫓・未申隅御櫓の四基、「三つ有」とされる「二階御矢倉」は御深井丸の御弓矢櫓、西之丸の月見御櫓・未申隅御櫓の三基、「四つ有」とされる「三階御矢倉」は本丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・未申隅御櫓、御深井丸の三階御櫓の四基であろう<sup>40)</sup>。

他方、門に関しては、「御門二階分」・「御門矢倉」の二つの類型が計五基記されている。字義から推察するに、いずれもいわゆる櫓門の類いであると考えられるが、いずれの門であるのか特定は難しい。【史料6】では梁・桁ともに間数が示されているものの、「元禄十年御城絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）等で確認できるものと若干の相違がある。ひとまず本稿では、門の実際の桁行（の相対的長短）から類推し、「十一間／四間」の「御門二階分」を本丸東一之御門、「十一間半／四間」の「御門矢倉」を本丸南一之御門、「十四間／四間」の「御門二階分」を二之丸西鉄御門、「十三間／四間」の「御門矢倉」を二之丸東鉄御門、「十式間／四間」の「御門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく<sup>41)</sup>。

ここでは、慶長十六年五月段階で、後に実際に建設されることとなる櫓・門の計画は固まっていたことを確認し、少なくとも「四つ之御矢倉・二つ之御門」はこれらの中の櫓四基・門二基でありうることを指摘したい。

### (3) 名古屋城作事の進め方

次に、名古屋城作事の進め方について、【史料1】から浮かび上がるいくつかのことをおさえておく。名古屋城の作事過程を考える上で重要な事柄であるので、以下で整理し、先学の見解の見直しを図りたい。

①諸建築の作事はグループにわけて段階的に進められた

まず指摘したいのは、櫓・門を含む城内諸建築の作事は、作事対象を何グループかにわけ、それら作事対象のグループごとにある程度段階的に進められたということである。

まず【史料1】における安重の報告では、漆喰施工の完了を以て「爰元御普請之儀者、皆々出来致候」と述べているように読み取れる。すなわち、「爰元御普請」の最終工程は漆喰施工であり、その対象は「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」であった。「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門共、皆々」(傍点は筆者による)とあるので、少なくともこのときの作事対象はこれらの櫓・門のみで、しかもこれらは計画通り出来した櫓・門全てであったことがわかる。

ところで、「爰元御普請之儀者、皆々出来致候」は、名古屋城全体(長期)の工事、すなわち諸建築の全工事が完了した、あるいはこのとき(短期的に)作事対象に設定していた櫓・門(「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」)の工事が完了した、という二つの解釈ができる。前者の解釈だとすると、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事完了を以て名古屋城「御普請」が「皆々出来」という意味になり、後者の解釈だとすると、「爰元御普請」は名古屋城普請の中の一部の(短期的)作事計画を意味し、専ら「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事を指すことになる。慶長十八年十一月段階で本丸御殿も含めた名古屋城全作事が完了するとは考えがたいので、後者の解釈のように思われるが、現時点では断定は難しい。ただしいずれの解釈にせよ、先述の通り「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門共、皆々」に「白土」を施したという報告からは、これらが計画通り出来した櫓・門であることが読み取れるため、名古屋

城全作事の内でも、作事対象がいくつかのグループにわけられ、それらのグループごとに作事が進められたことを指摘できるだろう。

また先に確認した通り、慶長十七年に本丸天守・御殿のみ作事が進められたことも考えあわせると、作事対象をわけたグループは、ある程度段階的に作事が進められたといえよう。換言すると、諸建築の作事が、一斉に同時進行で行われたわけではないということになる。かつて城戸氏は、慶長十七年五月十一日付の【史料2】で名古屋城作事奉行が任命されていることに関して、「慶長17年5月11日頃に於て、諸櫓、諸門、御殿の作事が一斉に着せられ、これ等の作事奉行を一括して、この日大和へ作事奉行を通達したものであらう」との見解を示し、同様の認識は名古屋市の書籍等でも一定程度踏襲されていることがうかがえる。しかし先に確認した通り、慶長十七年に進められたのは天守・御殿の作事であり、翌年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」(【史料1】)が建造されたことを本稿で再確認した。つまり、本丸天守・御殿も含めた諸建築の作事の進行には時期差(段階差)があることが明らかであり、いくつかのグループにわけられた作事対象ごとに作事が進められ、時期的にもある程度段階的に進められたことが指摘できよう。<sup>43)</sup>

以上を総合すると、まず優先すべき作事対象として本丸天守・御殿が設定され、慶長十七年に実際にこれらの作事が始められ、それ以外の建造物は、天守完成の後、作事対象としていくつかのグループにわけられ、ある程度段階的に作事が進められていったとみるのが穏当であろう。

②櫓・門作事が天守・御殿に先行した可能性

一方で、こうした見解に対し、諸櫓・門の作事が天守・御殿作事の後ではなく、それ以前に行われていた可能性の指摘もある。たとえば、慶

長十六年五月十五日付の【史料6】で、櫓・門等の鍛冶衆入札が行われたことが確認できるが、当該史料に記された建造物の作事がこの時点で大方進んでいたという見方も可能である<sup>(4)</sup>。

しかし、【史料1】の検討によつて、名古屋城の櫓・門の内、少なくとも「四つ之御矢倉・二つ之御門」に関しては、慶長十八年に作事が行われたことが本稿で改めて確認された。これにより、【史料6】の鍛冶衆入札は作事の進捗に直接的に関係なく、(作事の着手前に)あらかじめ一括して行われたということが指摘できよう。また、一部の櫓・門が慶長十七年の天守・御殿作事に先行して完了し、残りの櫓・門の作事が慶長十八年以降に進められたという見方も可能だが、【史料3】が示すように、慶長十六年段階の計画として、まず天守・御殿の作事が想定されていたということや、天守・御殿が城郭内でも重要度・象徴性が最も高いクラスの建造物であるということ、また慶長十七年以前に天守・御殿以外の櫓・門等の作事が行われたことを明確に示す史料を確認できないことなどを勘案すると、やはりまず本丸天守・御殿の作事が優先され、それ以降に諸櫓・門の作事が順次行われていったと考えるべきであろう。

### ③慶長十七年天守完成以降の作事―本丸御殿と櫓・門―

慶長十七年、天守作事への大工集中動員が奏功して、同年末天守が完成したが、本丸御殿の作事は翌年以降も継続して行われたとみられる。慶長十八年には、近江国馬淵・岩倉両村の石切が動員され、本丸御殿「けんくわん御敷石并御料理之間御いろり石御用」に従事したことがわかっており、内装に関わる工事も着々と進められていったと推察される<sup>(5)</sup>。

慶長十八年十一月頃に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事が完了したことを踏まえると、慶長十七年天守完成以降の作事過程として

は、本丸御殿の作事とそれ以外の櫓・門等の作事が並行して―ただし櫓・門等は一斉に同時進行ではないだろうが―進められていたことが指摘できるだろう。

### (4) 「四つ之御矢倉・二つ之御門」の検討

以上整理してきた事柄を前提に、「四つ之御矢倉・二つ之御門」の同定を試みたい。

まず「四つ」・「二つ」に着目してみたい。前節で作事対象がいくつかのグループにわけられ作事が進められたことを指摘したが、これらのグループが、名古屋城の櫓・門から無作為に―たとえば櫓四基について、二之丸の二基、御深井丸の一基、西之丸の一基というように―選り分けられてきたグループとは考えがたい。したがって、「四つ」・「二つ」には、ある程度の作為・意味(括り方)―たとえば、同一曲輪内の櫓・門というような設定の仕方など―を読み取るべきであろう。その上で、「二つ」の門の候補を考えると、(a)本丸南一之御門・同東一之御門、(b)二之丸西鉄御門・同東鉄御門のいずれかになる。

また、「四つ」の櫓の候補を挙げると、(A)本丸丑寅隅御櫓・同辰巳隅御櫓・同未申隅御櫓・御深井丸三階御櫓、(B)二之丸丑寅隅御櫓・同辰巳隅御櫓・同御太鼓櫓・同未申隅御櫓、(C)御深井丸御弓矢櫓・同三階御櫓・西之丸月見御櫓・同未申隅御櫓の三パターンを想定できよう。この内、(A)は【史料6】で「四つ有」の「三階御矢倉」と目される櫓である。(B)は二之丸内の全櫓である。(C)は御深井丸と西之丸に存在した全櫓で、数の上で計四基となる。

それでは、櫓・門の組み合わせの蓋然性を考えてみよう。まず、「四

つ之御矢倉・二つ之御門」が単一曲輪内の槽門だとすると、(B)―(b)の組み合わせのみが該当し、二之丸の槽・門全てと捉えることができる。この組み合わせが最も違和感のない解釈となる。なお、次章の結論を先取りするようであるが、二之丸には尾張の執政であった平岩親吉の屋敷が存在し、その屋敷内に家康御座所の行殿があったとされ、【史料1】中の「唐門」もこの屋敷に建てられた門と推定できるので、「四つ之御矢倉・二つ之御門」が「唐門」と同じ二之丸にある(B)―(b)である蓋然性は高いといえよう。

次に、「四つ之御矢倉・二つ之御門」が複数の曲輪にまたがって設定された槽・門と仮定してみる。本丸及び二之丸(の一部)の門の作事においては、おそらく多門槽を通じて隅槽との接続等を考慮する必要がありと考えられるため、槽と門で全く別の曲輪が対象となる(C)―(a・b)の組み合わせは、蓋然性が低からう。短期的な計画における作事対象の曲輪の組み合わせとしてもどこか中途半端な印象を受ける。

また、仮に「四つ之御矢倉」が(A)であったとすると、「二つ之御門」は本丸の二基(a)に絞られよう。この(A)―(a)の可能性を明確に否定しきれないものの、先述の通り「唐門」との関係から考えて、(B)―(b)の方が組み合わせとして無理なく解釈できると判断し、ひとまず本稿では「四つ之御矢倉・二つ之御門」は二之丸の槽四基・門二基である蓋然性が高いことを指摘したい。

### 3 「唐門」と主計屋敷

(一) 名古屋城における「唐門」

最後に、【史料1】中の「唐門」について検討を加えたい。一般に唐

門とは「屋根全体が反転曲線の唐破風形になった門」のことで、「四脚門につき、棟門より一段格式の高い門」で「寺の寺院や上流住宅の門に用いられた」とされる<sup>46</sup>。概して、高貴な身分の者が出入りする寺・邸宅等に設けられる格式高い門の一類型と見受けられる。

如上の唐門の性格から、名古屋城において「唐門」が建造された場所としてまず想定されるのは、城郭の中核であり、天守や城主徳川義直の居所として建てられた御殿が存在した本丸であろう。ところが、「なこや御城之指図」<sup>47</sup>にはそれらしき門は見当たらず、また現実問題としてもそのような唐門を設けられるほどの空間的余裕は本丸にはないように思われる。

それでは、本丸でないとすると、次に想定されるのは二之丸となろう。実は、後に二之丸に造営される二之丸御殿には、孔雀御門と称される唐門が存在した。そして、江戸時代の名古屋城において存在が確認できる唐門は、この孔雀御門ただ一つである。

ただし、二之丸御殿の落成は元和三年のこととされているので、<sup>48</sup>慶長十八年に「唐門」が建造された場所を同御殿と判断するわけにはいかない。これに替わり、慶長十八年段階で「唐門」建造場所として改めて推定できるのが、慶長期に二之丸に存在した平岩主計頭親吉の屋敷である。同屋敷は、後掲【史料11】にもある通り、慶長十六年十二月に親吉が亡くなった後も「主計屋敷」と呼ばれていた。以下本稿でも、主計屋敷と呼ぶこととする。

(2) 二之丸における主計屋敷と家康の御座所

①主計屋敷内の新殿

平岩親吉は家康の重臣の一人で、慶長十二年に義直が尾張国の国主となると、幼少の義直に代わり執政として尾張の国務を掌った人物である。親吉は名古屋城築城期に、二之丸内の屋敷に住していたとされている。そのことを示すのが次の史料である。

【史料7】「当代記」慶長十七年正月四日条

四日、平岩主計頭、去朔日晚に於名古屋二丸死去、今日大御所聞給、於病重は犬山へ移、於彼地可相果を、於名古屋死る事不謂の由曰、甚無興し給

これによると、慶長十七年正月朔日晚、親吉は二之丸にて死去した<sup>(49)</sup>。家康は四日に親吉の訃報を受け、親吉が自身の居城がある犬山へ移らず、名古屋城二之丸で死去したことを不当とし、大変機嫌を損ねたという。

同月、駿府を發つた家康は名古屋を訪れるが、その際の宿所に関して次のようにある。

【史料8】「当代記」慶長十七年正月二十七日条

廿七日、大御所岡崎より至名古屋着給、古平岩主計家に宿給、但新殿造作出来御座所とす

すなわち、名古屋へ到着した家康は「古平岩主計家」を宿所とし、新殿造作が完了したので、その新殿を御座所にしたという。この新殿は「古平岩主計家」内に造作されたものと解釈できる。【史料7】で親吉が死去した二之丸の屋敷のほかに、親吉が居所とした屋敷の存在は名古屋で確認できないため、この「古平岩主計家」は親吉が死去した二之丸屋敷と同一のものとみてよいだろう。このように、二之丸は大御所家康の御

座所としての行殿が存在する空間として意味を持つことになった。

ちなみに、この主計屋敷における家康御座所の行殿は、親吉の死去とは関係なく、それ以前から新造が計画されていたと考えられる。『金城温古録』にて編者の奥村得義は、家康が名古屋へ立ち寄る際のそれまでの宿所は万松寺であったらうとの考えを記している。実際、同書にて「万松寺記録」から引用した一節では、「慶長十四年十一月十六日、家康公、当国え御入駕、当寺へ御泊り<sup>(50)</sup>」とある。このように、従来は万松寺が家康の名古屋逗留時の宿所として利用されていたが、慶長十六年に至ってこれに替わる家康滞在時の御座所を二之丸の主計屋敷内に新設することに決定したものと考えられるのである。そうであればこそ、家康は自身の御座所となる新殿のある二之丸主計屋敷で親吉が死去したことに不快感を覚えたのではないだろうか。

②主計屋敷が建てられた時期

さて、この主計屋敷が建てられた時期については、明確にはわかっていない。親吉は当初清須を居所としていたとされるが、いつ頃名古屋城二之丸へ移ったのであろうか。

【史料9】正月二十一日付岡部又右衛門宛佐久間政実書状<sup>(51)</sup>

尚以 上様 御誼之通主計殿へも申遣候、定而可被 仰遣候へ共、為念<sup>本</sup>拙者<sup>マ</sup>の申進候、以上

一筆令啓上候、仍なこや 御城御なわはり之儀付被 仰付、今日御器所迄罷上候、然者熱田のなこや迄之御舟入水つもり之儀、其方へ可申談之旨

御誼二候、明日廿三日未明の平主計殿もなこや迄御座被成候、拙者もなこやへ早天の罷出候間、其元大工衆被召連、早天のなこやへ御

越尤二存候、いづれも以面可申談候間不能<sup>本ノマ</sup>候、恐々謹言

佐河内

正月廿二日

文字不分明  
(花押影)

岡本又右衛門様

此文字不分明

人々御中

当該史料は、名古屋城普請奉行である佐久間政実が熱田大工の岡部又右衛門へ送った書状の写しである。おそらくは堀川の開削に際してのことだろうが、「御舟入水つもり」のことを熱田大工の岡部又右衛門へ相談するようにといい家康の指示があったことを述べている。「なこや 御城御なわはり」とあるので、慶長十五年の書状と推定される<sup>(53)</sup>。

注目すべきは「未明令平主計殿もなこや迄御座被成候」という箇所、親吉が名古屋まで早天より出向くと記されている。この時点で親吉は名古屋を未だ居所としていなかったと捉えられる。

次に(慶長十六年)三月二十五日付池田輝政宛平岩親吉書状写をみてみよう。

【史料10】三月二十五日付池田輝政宛平岩親吉書状写<sup>(54)</sup>

猶々、当地御城御普請御覧被成、御機嫌能御座候条、可被御心易思食候、御普請奉行衆何も御伴被仕候間、尚可被申上候、已上

急度令啓上候、仍 大御所様就御上洛、御上之由、御大儀乍恐御尤奉存候、其元万事「造作奉察候、□分去年於名護」「被為入御精御苦身之段、此地御着之刻申上候、御祝着被思食候、拙者爰元御留守居被仰付候間、罷上不奉拝貴顔事、乍憚御残多奉存候、猶此表相当之儀可被仰付候、恐惶謹言

平岩主計頭

三月廿五日 親吉(花押影)

羽柴三左右衛門様

人々御中

当該史料は、親吉が池田輝政へ送った書状の写しである。大御所家康の動向等から考えて、慶長十六年とみて間違いないだろう。これによると、親吉はこの前後で家康より「爰元御留守居」を命じられた(傍線部)。親吉は元々義直に代わって尾張の国政を預かる立場であったので、先述の通りすでに清須を拠点としていた。それ故に、このとき改めて仰せつかった「御留守居」は、清須ではなく、より局所的な留守居を指すと捉えられよう。【史料10】で名古屋城普請のことが述べられている文脈から、「爰元御留守居」は名古屋、より具体的には名古屋城での留守居を指すと推測される。そしてこの「御留守居」の屋敷こそが、二之丸の主計屋敷と考えられるのである。したがって、この慶長十六年三月初めに二之丸に主計屋敷が建設され、同年末から翌年初めにかけて家康御座所の行殿が増設されたと考えるのが穏当であろう。

③親吉死後の主計屋敷

城戸氏がすでに引用し指摘している通り、親吉死後の主計屋敷については、(慶長十九年)十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写の一つ書きに次のようにある。

【史料11】十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写<sup>(58)</sup>

(前略)

一公方様昨二日二当城へ被成 御着座、すく二二ノ丸・御本丸・ふけの丸も不残御城廻被成 御覧、一段御機嫌能御座候、御本丸

二被成 御座候様ニと達而申上候へ共、宰相様無御移内ハ如何  
と御意にて、主計屋敷二被成 御座、今三日ニ大垣へ御出馬之事  
(後略)

すなわち、將軍秀忠が名古屋城へ到着し、すぐに二之丸・本丸・御深井丸を残らず視察して廻ったということ、將軍秀忠に対して、本丸を御座所とするようにと忠宗から「達而」申し上げたが、「宰相様」(義直)が御移りなき内はいかがなものかと秀忠は遠慮し、主計屋敷に入り御座所としたということが報ぜられている。本状の内容から、親吉死後も同屋敷が「主計屋敷」と称されて取り壊されることなく、少なくとも慶長十九年までは存在していたということ、そして同屋敷(の行殿)が本丸御殿に次いで、將軍の御座所に値する屋敷であったということが明らかになる。

以上みてきた通り、当時の指図等から考えて本丸には「唐門」は建設されなかったであろうこと、慶長末期、二之丸主計屋敷(の行殿)が大御所・將軍の御座所として使用されていたということ、また「唐門」を幕府が築くに値するクラスの屋敷等が主計屋敷以外に城内外に確認できないことから、慶長十八年に新造された「唐門」の建設場所は、主計屋敷を除いて考えられない。本稿では、慶長十八年に「唐門」が主計屋敷に新造されたと結論する。なお先述の通り、「唐門」が二之丸における門であることを踏まえると、「四つ之御矢倉・二つ之御門」も二之丸の櫓門である蓋然性は高くなる。

さて、慶長十八年に「唐門」がわざわざ新造されたという事実からは、主計屋敷及び同屋敷内の行殿を一定程度の格式を持った御座所とし、大御所・將軍が名古屋へ立ち寄る際に、名古屋城の二之丸を御座所とし続

ける意向を家康が持っていたことが読み取れるだろう。新殿(家康御座所)の建築から「唐門」完成まで一年以上の空白があるのは、主にこの間に天守など他の建造物の作事を急いだことに起因するのだろうが、この時期に長期的に二之丸を大御所・將軍の名古屋逗留時の御座所とする本格的な構想が固まっていたとも考えられる。また、さらに踏み込んだ見方をすれば、これ以降に控える義直・春姫の婚礼を名古屋城本丸御殿で執り行うことを見据え、本丸御殿へ家康が出御するための「唐門」新設とも捉えられるのではないだろうか。いずれにせよ、この時期の名古屋城二之丸は大御所・將軍の御座所となる屋敷・行殿が存在する空間として、城内でも特殊な性格を帯びていたといえるだろう。

### (3) 「唐門」と孔雀御門

元和二年四月、家康は駿府にて死去し、家康の膝元で養育されてきた義直は七月に尾張名古屋へと移った。名古屋城へ入った義直は本丸御殿を居所とするが、元和三年に二之丸に御殿を造営し、同六年(または同七年)に二之丸御殿へ居所を移した。この新造された二之丸御殿と、それ以前に二之丸に存在した主計屋敷との関係については詳らかではない。慶長二十年四月の義直婚礼時の滞在で家康が二之丸を御座所としたのが、おそらくは(状況証拠ではあるが)主計屋敷の間接的終見になるが、その後、主計屋敷を取り壊して新たな御殿を建てたのか、主計屋敷の一部を残しつつ、殿舎を新造し二之丸御殿としたのか、明確にしたいのが現状である。

先述の通り、二之丸御殿にも孔雀御門と称される唐門が存在したが(図2参照)、この孔雀御門が「唐門」と同一のものか否か(「唐門」が



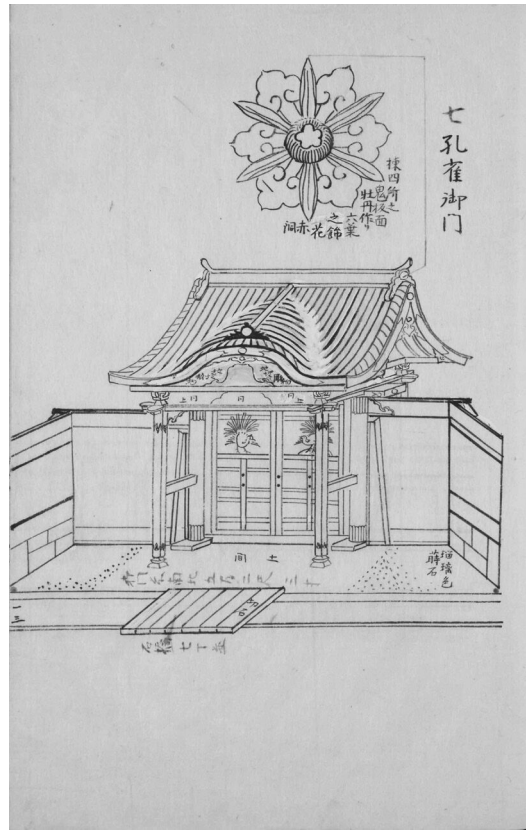


図2 二之丸御殿における孔雀御門  
 (『金城温古録』名古屋市蓬左文庫蔵、部分)

撤去されることなく、二之丸御殿に継承されたのか否か)についても同様に、明確な答えを出せるだけの判断材料が揃っていない。ただし、現状わかっている事柄を整理しておくことは必要であると考えられるので、以下、孔雀御門について述べておく。

『金城温古録』では、孔雀御門について次のように記録されている。

【史料12】『金城温古録』「御城編之一 御城部」

孔雀御門 四脚御唐門造、惣樫、金具赤銅、御屋根銅瓦葺、四隅の柱角作り、几帳面取指口一尺、根卷・肩卷の金具模様毛彫の牡丹○中央扉付の柱丸作り、高一丈、指口一尺三寸、方立巾七寸、厚二寸八分、扉長九尺七寸、巾五尺四寸、唐戸作り、外面に彫刻の孔雀一番を打て附る、仰俯相對して舞ふ体、其雌は土を踏へ、雄は足下に物無し、(中略)

御城西御構の正中に在り、相伝ふ、慶長年中、爰に神君御行殿の御所おはしませし時の御門也と云、或は寛永御上洛の御時、公方様御本丸より此御城へ御成の節、御設の御成門なりとも云(a)古名四足御門、一名孔雀御門と称ふ、抑、今世、京都に於て四足御門を設置る、親王家・撰家方にては、参内御門などと御内衆称するよし聞ゆる如く、爰にも御式事に用ひさせ給ふ所なれば、古今御轅に召させらる、御時は、此御門より御出入を遊しける、(中略)

得義謹按、孔雀御門は皇城の内門に称する處、心得有べき事なり、此御門、公義御成御門の御設ならば、常に御出入も有らせられまじきか、然るに古今御出入遊し来らせ給ふは、いかなる故かと申に、海人藻芥に、居所の事、大臣の家には四足あり、中略、勸修寺経頭公任大臣の後造改宿所の間、悉以大臣の家也、経頭公子息大納言経重、其子中納言経豊以下、雖不任大臣、父祖旧亭に令住居云云、勸修寺の始は撰家の別れなれば、昔は華族なり、されば爰にも神君御行殿の御所なれば、定めて四足御門も在しなるべし、其御所跡へ、元和の初、敬公御移住の御時にも、四足御門は其儘に御住居成せられし御事なるべし、其後、公儀御成の御時に至ては、御馳走の為に、いか程も御潤色は仰付らるべき御事なり、さやうにおはしまさば、御成御門と申御物にはあらで、神君の御所を御讓受遊されたる御遺事ある御門なれば、大臣の御子におはしませば、大臣の御遺格を御伝へあらせらる、所の御門にて、今に御式正には御出入遊し来らせらる、御事にや(b)、

(後略)

まず、冒頭に孔雀御門の構造など基本情報が示され、その後彫刻・金具装飾など意匠の詳細が記されている。それによると、孔雀御門は「惣櫺」の「四脚御唐門造」で、屋根は「銅瓦葺」であった。高さは記されていないが、「中央扉付の柱」の高さが一丈とされているので、門自体の高さはそれ以上であったことがわかる。扉の高さは九尺七寸で、幅が五尺四寸であった。扉外面に孔雀一番の彫刻が施され、それら孔雀の様子には「仰俯相對して舞ふ体、其雌は土を踏へ、雄は足下に物無し」と記される。

興味深いのは、直後に記された二つの伝承である(傍線部①)。すなわち、孔雀御門は慶長年中、二之丸に「神君御行殿の御所」(主計屋敷の家康御座所)があつたときの門であると伝承しており、或いは寛永期(同十二年(一六三四))に將軍家光が上洛する途上、名古屋城へ立ち寄つた際、本丸より二之丸へ御成するために建てられた「御成門」とも伝承しているという。編者の奥村得義はこれら二つの伝承を整合的に考察し、次のように私見を述べている(傍線部②)。すなわち得義は、大臣家には四脚門があり、勸修寺家では経重・経豊以下、自身は大臣に任じられなくとも、父祖が大臣であつた所以から大臣家並の格式を備えた邸宅に居住していると「海人藻芥」に記述されていることを踏まえ、二之丸に存在した「神君御行殿の御所」にも四脚門があつただろうとし、元和の初めに二之丸に義直が新造した御殿にも、その四脚門がそのまま継承されただろうとしている。そして、その後寛永期に家光が逗留したとき、本丸から二之丸への御成に際し、この四脚門に「いか程も御潤色」が命じられ、装飾が施されたと推測し、故に、孔雀御門は「御成御門」

という性格のものではなく、「神君の御所」を譲り受けたという「御遺事」ある門であり、且つ義直は大臣(太政大臣家康)の子であるので、孔雀御門は「大臣の御遺格」を伝えるところの門として、今も式正には藩主が出入りしてきたのではないかと結論している。

得義が考える孔雀御門の成り立ちを整理すると、まず慶長年中に二之丸の家康御座所(主計屋敷)に四脚門があり、寛永期の家光上洛時に、この四脚門にさらに装飾が施され、十九世紀に得義が実際に目にしたような孔雀御門が出来上がっていったということになろう。つまり得義は、慶長成立説・寛永成立説を整合的に説明しつつ、孔雀御門の成立自体は、慶長期とみている。本稿でいうところの「唐門」が孔雀御門として継承されているという理解である。現状、得義の見解を検証することは難しい上に、『金城温古録』の編纂が十九世紀であるため、これらの伝承・見解は本稿に関して何ら傍証となりえないが、孔雀御門が慶長期における二之丸の家康御座所の門に由来するということがこの時期に伝承していたことは注目に値しよう。本稿では得義の考察を採り、慶長十八年に出来した「唐門」が孔雀御門として二之丸御殿に継承されていた可能性を指摘するに留めておきたい。

#### おわりに

本稿では、従来注目されてこなかった、慶長期成立の「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」について検討し、諸事実を整理・指摘した。特に、慶長十八年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」が出来したということ、「四つ之御矢倉・二つ之御門」は二之丸の櫓四基・門二基を指す蓋然性が高いということ、「唐門」は二之丸主計屋敷の唐門であるという

こと、また「唐門」は孔雀御門として二之丸御殿に継承された可能性がある  
あるということ指摘した。

とりわけ、二之丸主計屋敷の「唐門」が幕府により建造されたという  
事実は、初期名古屋城の空間的特質を考える上で非常に重要である。す  
なわち、初期名古屋城における二之丸は、大御所・將軍の御座所が存在  
する空間であり、それ故にその格にふさわしい「唐門」が主計屋敷に築  
かれた。実際に、「唐門」建造後、大御所家康と將軍秀忠が名古屋城へ  
立ち寄る際は、二之丸主計屋敷を御座所にし、その点において、城主義  
直の居所である御殿が存在した本丸とはまた異なる次元で、高貴な格を  
帯びる空間として、江戸時代初頭の二之丸は受けとめられたことと推察  
される。初期名古屋城の二之丸における屋敷（御殿）がその後、主計屋  
敷から二之丸御殿へどのように変遷していくのか、そして二之丸の空間  
的特殊性がその後どのように変遷していくのか、名古屋城の歴史として  
考察していく必要がある。この点は全国の近世城郭の御殿とも比較し  
て考えていく必要がある、また特に主計屋敷の家康御座所行殿について  
は、近世初期に建設が進められた家康（あるいは徳川將軍）宿泊のため  
の御殿（藤沢御殿など）の問題としても捉えていくべきだと思われるが、  
これらの点については今後の研究を期したい。

註

(1) 城戸久「名古屋城天守造營年次考」、『建築學會大會論文集』一七号、一九四〇年、以下  
城戸論文a)、内藤昌責任編集『日本名城集成 名古屋城』（小学館、一九八五年、以下「名  
古屋城」）、及川亘「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」（小宮木代良編『近  
世前期の公儀軍役負担と大名家―佐賀藩多久家文書を読みなおす―』岩田書院、

二〇一九年）、同「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」（『東京大学史  
料編纂所附属画像史料解析センター』通信 八七）東京大学史料編纂所、二〇一九年）、『史  
料が語る 名古屋城石垣普請の現場』（名古屋城調査研究報告三 史料調査研究報告書一）  
名古屋城調査研究センター、二〇二二年）、服部英雄「名古屋城築城考・普請編」（『名古屋  
城調査研究センター研究紀要』第三号、二〇二二年）、同「天守建つ・続名古屋城築城  
考」（『名古屋城調査研究センター研究紀要』第四号、二〇二三年、以下服部論文a）など。

(2) 代表的なものに、城戸論文a)、同「名古屋城天守と小堀遠江」（『建築學會大會論文集』  
一八号、一九四〇年、以下城戸論文b)、同「名古屋城上洛殿の造営について」（同二二号、  
一九四一年）、同「名古屋城本丸殿舎建築私考」（『美術研究』第一二六号、一九四一年、  
以下城戸論文c)、平井聖・後藤久太郎「名古屋城御殿表書院」（『日本建築史基礎資料集  
成十七 書院Ⅱ』中央公論美術出版、一九七四年、以下平井・後藤論文）、同「名古屋城  
御殿上洛殿」（『日本建築史基礎資料集十七 書院Ⅱ』、後藤久太郎「名古屋城大天守・  
小天守」（『日本建築史基礎資料集十四 城郭Ⅰ』中央公論美術出版、一九七八年、以  
下後藤論文）、横田冬彦「近世初期城郭の作事編成」（『日本史研究』二二三号、一九八〇  
年、以下横田論文a)、谷直樹「中井家大工支配の成立過程」（同「中井家大工支配の研究」  
思文閣出版、一九九二年、初出一九七九〜八〇年、以下谷論文a）、同「中井大和守の仕  
事 名古屋城作事を中心に」（『天下人の城大工―中井大和守の仕事Ⅲ』大阪市立住まい  
のミュージアム、二〇一五年、以下谷論文b）、『名古屋城』、服部論文a）など。

(3) 高橋正彦編『大工頭中井家文書』（慶應通信、一九八三年、以下「中井家文書」）四〇号、  
山本紀美「天下人の城大工 大工頭中井家文書の史料翻刻と現代訳」（『天下人の城大工  
―中井大和守の仕事Ⅲ』所収、以下山本翻刻）九三号。以下、『中井家文書』収載の史料  
について引用、言及する場合、同刊本の文書番号のみを示す。また、同刊本からの引用（翻  
刻掲載）においては、山本翻刻に掲載された原本画像と氏による翻刻を参照し、適宜修  
正等を加えた。したがって、『中井家文書』における翻刻や山本氏による翻刻とは、多少

文字の異同があることを断っておく。

- (4) 以下、江戸時代実際に存在した櫓・門の名称については、『名古屋叢書続編 第十三十六卷 金城温古録 第一～四』（名古屋市教育局委員会、一九六五～六七七年、以下『金城温古録』）での表記を採用する。
  - (5) 『名古屋城』二〇九頁。
  - (6) 後藤論文註五一、山本翻刻九三号。
  - (7) 横田冬彦「中井正清の居所と行動」（藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』〈京都大学人文科学研究所調査報告第三七号〉 京都大学人文科学研究所、一九九四年、以下横田論文b）。
  - (8) 「当代記」（当代記 駿府記）続群書類従完成会、一九九五年）慶長十二年七月三日条、同年三月十一日条。藤井讓治『徳川家康』（吉川弘文館、二〇二〇年）巻末「家康の居所と移動表」参照。
  - (9) 『新訂本光国師日記』（続群書類従完成会、一九六六～七一年、以下『本光』）元和二年四月十七日条。
  - (10) 中井家及び中井正清の事蹟については、平井聖「中井家文書の研究一 内匠寮本図面篇一」（中央公論美術出版、一九七六年、以下『中井家文書の研究』）第一編を参照。
  - (11) 中村孝也『新訂 徳川家康文書の研究 下巻之一』（吉川弘文館、一九六〇年）。なお、『天下人の城大工―中井大和守の仕事Ⅲ』五六頁掲載原本画像を参照し、作事奉行衆の列記における改行箇所等を明示した。
  - (12) 尾張藩士の系譜集である「士林浜洄」（名古屋市蓬左文庫蔵）では、慶長期の藤田家の当主と思われる藤田民部の諱が「忠次」となっている。ただし、『史料1』では諱が「安重」となっており、また藤田民部が発給した他の書状で、諱が「忠次」のものが管見の限り確認できないため、ひとまず本稿では諱を「安重」としておく。なお、『三十六歌仙図額』（徳川美術館蔵）は、元和四年（二六一八）に藤田民部が父母の菩提寺である大法寺に寄
- 進したものであるが、業平像の裏側の銘文にも「奉寄進／大法寺釈迦堂仏前／元和四戊午年八月吉辰／藤田民部少輔安重」とあり、諱が「安重」となっている（徳川美術館名品集四 桃山・江戸絵画の美）徳川美術館、二〇〇八年、一三七～一三八頁）。
- (13) 戊ノ十月朔日付遠山友政・山村良安宛大久保長安書状写（所三男「秀吉・家康領時代の木曾山採材史料」四二号『徳川林政史研究所研究紀要 昭和四十三年度』（以下所論文、一九六九年））。
  - (14) 慶長十五年は石垣普請で年内の主な普請工程を終え、同年十一月七日段階で「四つ之御矢倉二つ之御門」等の作事が完了したとは考えられないので、候補から除外する。なお、所論文等を参照するに、慶長十五年における作事関連の動向については、城内建造物の作事に用いる木材等の確保が専らであったらうと推測される。
  - (15) 以下、中井正清の動向については、横田論文bを参照した。
  - (16) 『中井家文書の研究』第三編「内裏仙洞御所造営関係年表」（三九～四七頁）、谷直樹「大工頭中井家の職掌と建築指図」（同編『大工頭中井家建築指図集―中井家所蔵本―』思文閣出版、二〇〇三年、以下『中井家建築指図集』）表一（二九三頁）参照。
  - (17) 『中井家文書の研究』第三編「内裏仙洞御所造営関係年表」参照。
  - (18) 『中井家文書』一五・一六号など。
  - (19) 『時慶記 第五卷』（臨川書店、二〇一六年、以下『時慶記』）慶長十八年十月二十一日条。
  - (20) 慶長十六年については、（慶長十六年）十月二十四日付板倉内膳正・後藤庄三郎宛圓光寺元估・金地院崇伝書状写（『本光』 慶長十六年十月二十四日条）で「伊州少も別儀無御座候條」とされており、（同年）霜月六日付板倉伊賀守宛圓光寺元估・金地院崇伝書状写（『本光』 同年十一月六日条）においても、板倉の「煩」を連想させるようなことは一切記されていない。また、同十七年閏十月・十一月においても、板倉の「煩」に関するような事柄は確認できず、異常なく来客対応していることが確認できる（『舜旧記 第三』続群書類従完成会、一九七六年、慶長十七年閏十月三日条・同十一月六日条など）。

(21) 主に城戸論文 a・b、平井・後藤論文、後藤論文、谷論文 a・b、横田論文 a、『名古屋城』を参照。ただし、当然各論考・書籍で作事過程に関する見解が一致しないこともあるので、その場合、筆者が最も蓋然性が高いと考える内容を採用し、あるいは説明を加えた。この点については紙幅の都合上、本稿では全て詳述しえないが、今後慶長十七年作事の諸事実を整理する機会を得たい。

(22) 山本翻刻四六号。

(23) 『穴太駿河家文書』(『名古屋城』史料集成二二六号、二〇四頁)。

(24) 『中井家建築指図集』三八頁。

(25) 前掲戊ノ十月朔日付遠山友政・山村良安宛大久保長安書状写。

(26) 山本翻刻八六号。

(27) 城戸論文 c。ただし、城戸氏は天守・御殿以外の諸建築の作事もこの時期に一斉に始められたとの見解を示すが、後述の通り、この点に関して筆者の見解は異なる。

(28) 『中井家文書』一三三三号、山本翻刻五四号。

(29) 『中井家文書』二九号、山本翻刻五五号。

(30) (慶長十七年) 七月十九日付中井利次書状(山本翻刻六一号)によると、名古屋城天守作事に従事した大工西彦右衛門は、この段階で一時上京し、正清に対して「御天主住居之様子」を報告した。このとき「御天主住居」のみしか言及されていないことから、やはりこの年の作事対象は天守・御殿のみであったと考えてよいだろう。

(31) 横田論文 a。

(32) 九月二十八日付深町喜左衛門宛小堀政一書状(『佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書』一八号、思文閣出版、一九九六年)。

(33) 『中井家文書』一九四号など。

(34) 『金城温古録』。

(35) 『尾張の殿様物語』(徳川美術館、二〇〇七年) 一〇一頁。

(36) 絵図では、二之丸の迎涼閣等を櫓風に描く場合があるが、それらは櫓としては取り上げない。

(37) 『中井家建築指図集』三九頁。

(38) 『中井家文書』二四〇号、山本翻刻四五号。

(39) 【史料 6】では「二之丸三階金手矢倉」となっているが、実際の二之丸の櫓四基は二階造り(『金城温古録』)と考えられ、この点が異なる。また「二之丸三階金手矢倉」については棟数が明記されていない。ただし、建坪平均石数の比較から、四棟分とみなされることを内藤昌氏が指摘しているので(『名古屋城』五一頁、注(10))、階数の構造こそ異なるが、江戸時代に実際に存在した二之丸の櫓四基とみてよいだろう。

(40) 内藤氏は【史料 6】にて「四つ有」とされる「三階御矢倉」の一つを、「なこや御城惣絵図」に描かれているが、江戸時代を通じて存在が確認できない御深井丸南西隅櫓に比定している(『名古屋城』四八頁)。この見解は、【史料 6】が「なこや御城惣指図」に描かれた櫓にも対応するという考え方に基づくものであるが、本稿では先述の通り【史料 6】が江戸時代に実際に存在した建物に対応するものと考ええる。

(41) なお、内藤氏は「十一間／四間」の「御門二階分」を本丸南一之御門、「十一間半／四間」の「御門矢倉」を西之丸榎多御門、「十四間／四間」の「御門二階分」を二之丸西鉄御門、「十三間／四間」の「御門矢倉」を二之丸東鉄御門に比定している(『名古屋城』四八頁)。

(42) 城戸論文 a。同氏が一部執筆担当した『名古屋城史』(名古屋市役所、一九五九年)などでも同様の認識が踏襲されている(九〇〜九二頁)。

(43) 「ある程度」とするのは、たとえば作事対象が A・B・C グループにわけられたとして、各グループの作事の期間が一定程度重複(同時進行)した可能性は否定しないためである。

(44) 後藤論文、横田論文 a、『名古屋城』(四八頁)などはかかる見解を示す。

(45) 「召遣申石切之事」(岩倉恵比須講蔵)、『名古屋開府四〇〇年記念特別展 変革のとき桃山』(特別展「変革のとき桃山」実行委員会・名古屋博物館・中日新聞社、二〇一〇年)

八九頁参照。

- (46) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九～九六年)「唐門」項(太田博太郎氏執筆)。
- (47) 『中井家建築指図集』三八頁。
- (48) 『敬公実録』(名古屋蓬左文庫蔵) 元和三年十一月二十日条。
- (49) 『新訂寛政重修諸家譜 第十八』(続群書類従完成会、一九六五年、以下『寛政譜』)では慶長十六年十二月「晦日卒す」とされ、『編年大略』(『名古屋叢書第四巻 記録編(1)』名古屋市教育委員会、一九六二年)でも同年十二月晦日に病死とされているので、「当代記」の記述は正月朔日未明と解される。
- (50) 『金城温古録』凡例編之二 御建国部。
- (51) 『寛政譜』では、「清須城に住し、國務を沙汰す」とされている。
- (52) 『張州雜志』(名古屋蓬左文庫蔵) 第五十八所収。
- (53) 「当代記」慶長十五年正月九日条では、「大御所(中略)尾張国名護屋江御越、繩張仰付」とある。
- (54) 「平田院文書」(東京大学史料編纂所蔵影写本)所収。
- (55) 名古屋城築城開始後、家康がこの時期に名古屋城へ立ち寄ったのは慶長十六年(「当代記」同年三月十一・十二日条)のみである(藤井讓治『徳川家康』巻末「家康の居所と移動表」参照)。
- (56) 『寛政譜』では、慶長十五年に「義直卿名護屋城にうつらせたまふのとき、親吉は其二丸に住す」としているが、【史料9】・【史料10】の諸文言の解釈から、実際に二之丸に駐留するようになったのは同十六年と考えられる。
- (57) 城戸論文c。
- (58) 「竹腰文書抄」(東京大学史料編纂所蔵謄写本)所収。
- (59) 「元禄十年御城絵図」で西之丸も「御深井之丸」と称されている通り、江戸時代において西之丸は「御深井丸」の内として捉えられることもあったので、本状における「御深井丸」

も実質的に西之丸を含むものと考えられる。

- (60) 家康が二之丸に宿したのが確実なのは慶長二十年四月のことで、同十日に名古屋へ到着した家康は、同十二日に義直・春姫の婚礼を終え、同十四日には「宰相殿三日之御祝」のため、「本丸渡御」した(駿府記)〔「当代記 駿府記」慶長二十年四月十二・十四日条。また「編年大略」同月十四日条では、家康は「二之丸御滞座」とある。つまり、このとき家康は本丸ではなく二之丸(主計屋敷)を御座所としていた。この他にも同十九年十月や同二十年正月などにも家康は名古屋へ立ち寄っているが(城戸論文c)、おそらくはこれらの滞在でも二之丸主計屋敷が御座所になったと推察される。この点に関連して、『新修名古屋市史 第三巻』(名古屋市、一九九九年)第二章「名古屋開府」では、主計屋敷が「親吉死去後も、家康来名の際の御殿としても整備がなされてきたものと考えられる」(一三二頁)と述べられている。この「整備」の一環として「唐門」が建設されたものと捉えられよう。
- (61) 『源敬様御代御記録 第一』(八木書店、二〇一五年、以下『源敬様』)元和二年七月二十八日条。
- (62) 『源敬様』元和六年の項では、元和六年に二之丸御殿へ「御移徙」とされるが、元和期における義直の城内を中心とした活動を記録した「旧事帳」(徳川林政史研究所蔵)では、実質的に同七年より二之丸へ居を移したことがうかがえる。
- (63) 前掲註(60)。

謝辞 資料画像の掲載にあたっては、愛知県図書館・名古屋蓬左文庫にご高配を賜った。末筆ながら記して厚く御礼申し上げます。

《Title》

“Four turrets, Two gates, and the Kara-mon gate” in Nagoya Castle, which were built in *Keicho* period.

《Keyword》

Turret, Gate, Kara-mon Gate, Nakai Masakiyo, Tokugawa Ieyasu, Hiraiwa Chikayoshi, Residence of Kazue, Kujaku-gomon Gate, Ninomaru

町づくり・城づくり、携わる人々——続々名古屋城築城考——

服部 英雄

キーワード

美濃路 枇杷島橋 小栗街道（小栗海道） 鎌倉街道 萱津宿 名古屋  
越々清須越 竜山石 池田輝政丁場 行合丁場 棧橋 石垣切抜（切開  
け・旧開口部） 日用

目次

はじめに

1 町づくり・陸路と水路

1-1 枇杷島橋架橋と小栗街道（鎌倉街道）の廃道

1-1-1 小栗街道と美濃路

1-1-2 美濃路・枇杷島橋架橋はいつか・慶長十三年

1-1-3 廃道小栗街道

1-1-3-1 萱津東宿・愛智郡萱津（東）堀江

1-1-3-2 清須の小栗街道一里石

1-1-3-3 上中村の小栗街道と一里塚

1-1-3-4 下中村・米野の小栗街道

1-1-3-5 古渡の小栗街道・小栗町

1-1-3-6 東宿・中村の衰退

1-1-3-7 主要道整備

1-2 水路・堀川

2 縄張（青写真・基本構想）

2-1 慶長十四年の進行

2-2 碁盤割と寺地

2-2-1 寺地 2-2-2 名古屋越々清須越

3 城づくり・石を運ぶ・積む

3-1 築城時の搬入経路

3-1-1 池田輝政丁場の竜山石算木積み隅角と行合丁場

3-1-2 御深井丸↓井桁組「昇降式」橋台↓大小天守台西側切

抜

3-2 絵画資料から

3-2-1 石曳図屏風（下田昌男氏旧蔵・和泉館所蔵）

3-2-2 石切図屏風（小田原市郷土文化館内松永美術館所蔵）

3-2-3 石曳図（大阪城天守閣所蔵）

3-2-4 築城図屏風（名古屋博物館所蔵）

3-2-5 石曳蒔絵盆（東京国立博物館所蔵）

3-3 石を積む

3-3-1 地形と埋土

3-3-2 水敲

3-4 石垣を直す

3-4-1 宝暦修理

3-4-2 文化二年御深井丸透門西土居および橋台修理

3-4-3 大正十年本丸西南隅櫓修理写真（宮内庁公文書館所蔵）



#### 4 築城に携わる人

4-1 ヒヨ (日用)

4-1-1 日用の用例

4-1-2 木曾杣山の日用

4-1-3 元和六年・大坂城に従事した日用

4-1-4 日用は不可欠

4-1-5 名古屋城の日用

4-2 石屋頭・手木者之頭・穴太頭

4-2-1 石屋頭 (井上長兵衛)

4-2-2 手木者之頭 (江戸城美濃屋庄次郎)

4-2-3 穴生頭 (穴太大和)

#### 5 天守完成・補遺

### はじめに

筆者はこれまで名古屋城の築城過程を明らかにすべく、関係史料を整理・検討してきた。慶長十四年から十七年天守が建つまでを本紀要1-4号、およびシンポジウム報告にて概略を素描したけれど、未整理もあった。ここでは不十分だった解釈、執筆後に気がついた事実・史料を補填したい。

#### 1 町づくり・陸路と水路

巨大城郭では、権力の強大さを印象付ける逸話が作られやすい。名古屋城では慶長十五年春に着手し、その年九月に完成とされた時期が長くあった。半年ほどで完成したというのである (旧版『名古屋市史』『大

日本史料』。中村栄孝『清洲城と名古屋城』(昭和四六・一九七一)も「翌年(慶長十五年)、はやくも名古屋城の築造が一段落をつげた」とする。天守についても完成は十七年の年末なのに、これまでは十六年三月に三重目までできていたとする城戸久説が定説であった。十五年九月も十六年三月もいまだ工事の真最中であって、建物はほとんど建っていない。

豊臣秀吉による肥前国名護屋城の場合を見ても、唐入り指示ののち直ちに工事が開始され、まもなく完成した、とされていた。名護屋での城づくりの意向が大名に指示されたのは天正十九(一五八三)年八月(相良文書)、斧初めは同年十月(黒田家譜)とされるが、城内から出土した文字瓦には「天正十八年五月吉日」および「天王寺」の文字があったから、準備は前から広域で進められていた。

#### 1-1 枇杷島橋架橋と小栗街道(鎌倉街道)の廃道

##### 1-1-1 小栗街道と美濃路

慶長十二年(一六〇七)閏四月、七歳の徳川義利(義直)を藩主とする新尾張・清須藩がスタートした。徳川家康はいつ名古屋城への移転を構想したのだろう。十四年正月に家康は義利(以下義直とする)と清須に入城した。この日が築城の開始と受け取られてきた。親子での国入記事はいくつかあるが、名古屋城に言及した史料は『編年大略』(江戸前期)『蓬左遷府記稿』(一八一七)で「名護屋御城経営御指図被仰付」とある。尾張在国中に名古屋城築城の進行に関して直接指示があったという意味であろう。この時初めて提唱されたとはない。旧名古屋城(那古野城)および清須城という二つの巨大な城下町の移転を前にして、わずか一年

前の開始宣言はいかにも遅すぎて唐突である。実際に吉川文書中の（慶長十三年）七月廿三日 益田玄祥書状（二一九八〇）中には

来年ハ尾州清洲之御ふしん之由候、なこやと申へ御とり易候するなと申候

とあって、諸国大名はその半年前から名古屋新城の築城と清須からの移転を知っており、十四年には工事が開始されるものと理解していた。尾張藩では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年からの義利（義直）の時代、つまりは家康の直轄領になって実質的な準備が始まったと考える。それを具体的に示す第一が陸路の変更、すなわち萱津經由であった京鎌倉街道を廃止して名古屋に迂回させたこと、つまり、美濃路の整備。枇杷島橋架橋で、慶長十三年以前の開始と考える。

京から東国への大動脈は源頼朝・宗尊親王・足利義教らが通行した中世「東海道」である。古代の美濃は東山道に属し、尾張は東海道に属し、両国府を結ぶ駅馬は、当初なかったはずだけれど『延喜兵部式』、承和二年（八三五）の太政官符（『類聚三代格』では墨俣・草津（萱津）の（公用）渡船増加を命じており、官道であった。守護所の下津を通過し、清須も通る。清須の繁栄はこの道と五条川水運の交点に位置することに支えられてきた。名古屋はその利点を継承できるのか。

この京鎌倉街道（京江戸街道、頼朝の道）はいつしか小栗街道と呼ばれた。清須五条橋と熱田宮を結ぶ小栗街道は美濃路・名古屋・本町經由よりも直線に近く、図上計測で十三・三キロ、一方美濃路は十四・三キロで迂回しており、徒歩一五分ほど余分にかかる。小栗街道を急ぎいく人には遠回りだった。

小栗街道の呼称は架空の人物、小栗判官に由来する。説経節の小栗は、

毒殺され一旦は土中に埋められる。蘇生し半ば体が腐っていたが、恋人でありながら小栗と気づかぬ遊女照手に車で曳かれ、東国から熊野湯の峰に向かう。小栗はハンセン氏病患者（「癩」者）の姿が仮託されたもの、架空であっても小栗街道という名前が定着するほどで、語り手たちの活動と聞き手の共感があった。そして回想の道を思わせる。

小栗街道は清須を南下し、萱津にて五条川・庄内川合流地点を渡河し、東宿（稲葉地）・中村より古渡をへて、宮（熱田）に出る。名古屋移転が浮上した時に、課題となったのはこの大動脈をいかに名古屋の城下に引き入れるか、だった。清須が受容してきた恩恵、新名古屋にも同じ条件を、むしろそれ以上を与えなければ、引越すものはいない。軍事的にも、敵の大軍が名古屋を迂回し通過することがあってはならない。

為政者は小栗街道廃止、そして美濃路のみの一本化を決定した。美濃路は新道ではなく既設で、庄内川に渡しがあった。ここに枇杷島橋を架橋する。萱津にも橋はなく渡船である。枇杷島橋を自由通行できれば、時間は短縮でき、小栗道に負けない。旅人は自ずと美濃路に歩みを進めよう。牛馬・荷車も使える。夢の企画を実現させる。来る名古屋越・清須越にも大量の人と物資の移動に貢献する。枇杷島橋は甘い勧誘策だが、小栗街道の廃道は問答無用で、いわばオールオアナッシングだった。

#### 1—1—2 美濃路・枇杷島橋架橋はいつか・慶長十三年

庄内川枇杷島橋はいつ架橋されたのか。

枇杷島橋架橋については天野信景『塩尻』（信景は享保十八年・一七三三没）に記述があり、『張州府志』も『尾張徇行記』も、それを受けてまた『西枇杷島町史』も元和八年（一六二二）架橋と結論した（『町

史』監修者中村栄孝、執筆者小島広次)。辞典類がこれを踏襲して定説化した(WEB ジャパンナレッジ)『愛知県の地名』。しかし清須越終了後では、あまりに遅すぎよう。今回筆者は枇杷島橋々守の家に伝わった、野口市兵衛文書(現在は名古屋博物館所蔵)を閲覧できた。『塩尻』が元和八年と断定していたわけではないこと、活字本への翻刻の際に誤植があり、それに起因する誤解があったことがわかった。『日本随筆大成』塩尻

枇杷島橋(中略)、元和八年癸亥村民に掃除の料を賜ふ。此時新橋を営し給へるが、酒井文助・河野庄助・藤田忠左衛門、永田清左衛門等立合て、下小田井村の内古堤古道を以て為料地云々\*

\*『日本随筆大成』第三期、昭和五年版・巻九、五九四頁、新装版昭和五二年版・第三期14(2)二二〇頁。塩尻元本は「巻之三十五」「卷之三十五宝永」

『日本随筆大成』の刊行(昭和二年・一九二七)以前に、『塩尻』(原本ないし元本)を筆写したものが二点あり、一点は『敬公実録』、一点は野口文書で、両者ともに該当箇所を再確認したところ、「新橋を営し給へる敷」で、「が」ではなかった。敷は濁音にはならない。『随筆大成』が清音「か」を濁音「が」とした。推定の「か」が断定の「が」になった。そのため『町史』は元和八年完成を大前提とし、先入観をもって史料を読んだのではないか。元和八年架橋であると天野信景は「推定」したが、確かな根拠に基づく断定ではなかった。『西枇杷島町史』は「由緒之覚」や『塩尻』に依ったとして、慶長十九年(一六一四)年十月大坂冬陣に、徳川家康が時の御道奉行川野藤左衛門に架橋をいいのこし、それが徳川義直に伝わり、八年後、元和八年の架橋をみたとする。しか

しながら「由緒之覚」にも架橋の記述はない。元禄三年辰の十二月、日枇杷島留帳が収録する元和八年戌之十一月廿三日検地帳(古堤諸改、501-35-3および同4)に、「小多井村古堤新堤土取跡橋詰検地帳」「ひわ島橋々掃除仕候」とある。すでに複数、橋の記述があり、元和八年以前から橋があった。野口市兵衛家文書は享保九年以前大火があったとしており、家蔵文書は当時の文書原本ではないが、多くの記録が書き写されている。八代目の野口梅居は『尾張名所図会』の作者だから、各種資料を収集できたのであろう。

留帳(市博31-4)収録の天和二年(一六八二)戌之三月覚書、あるいは文化二年(一八〇五)橋掛け替えに際し、お尋ねへの回答ほかによれば「枇杷島西町並は先年には家一軒もなかった。九右衛門と市兵衛が橋詰近所に罷り出た。権現様(家康)お通りの際、この家をご覧になって、好い家である、往還の者また橋の用心にもなる。この先、家数も増すだろう。右の者どもに地方をくれるよう指示があり、橋詰でお目見えしていた御道奉行河野(川野)藤左衛門より「畑方壱石九斗」の御除地を得た。

右記の留帳に

枇杷島橋 大長六十九間 小長廿九間 高壱石九斗六升

下小田井村 此田畑四反八畝拾八歩

とあって、これは枇杷島橋掃除給高として「御前帳」に載る、とある(「御前帳」の前は一字が空き、闕字での敬語表現)。「備前之高、取米帳面」にも「下小田井新田石之高に枇杷島橋掃除給」とあった、として「枇杷島橋は慶長十三申年出来敷」とする。また末尾に「右者、文政二己卯年五月十三日両橋出来之年暦、往還方御役所より御尋二付旧記、略而書上

ル」としてあるから、御前帳・備前検地（慶長十三年・伊奈忠次検地）を根拠とし、往還方御役所に回答した公式見解であった。

「備前検除」という記述は『尾張徇行記』には随所に見られる。今日、この地域に関わる御前帳・備前（伊奈忠次）検地帳は残っていないが、当時は近くにあったらしい。そこには「枇杷島橋掃除給」と記述されていたという。

\*ただし記事には「此記正シカラズト心得ベシ」と後世人が異筆で加筆している。続いて「先年船渡シ舟頭給廿三石二斗八升四合、稻生舟頭給廿石六斗六升が、備前除きの証文にあつたけれど、橋ができたので、所務高になつた」と記事が続く。この船渡し船頭給記事についても、朱筆にて「此事は書ずともよろし」と注記がある。朱筆を含む加筆が可能なのは所有者・収集者で、朱筆には「我市兵衛」「我が親弥七」「叔父権兵衛倅多作」「文化八年」「柴山百助」とある。

慶長架橋後も従前の船頭が、権益継承を主張していたことは想定される。初期には直ちに野口家が橋守の地位につくことは難しかったはずである。野口家に初めて船頭給が付与されたのが元和八年で、以前は別の家が橋守給を得た。それを不都合に思う人物がいたのだろうか。

以上から元和八年には野口家の先祖がすでに枇杷島橋「御橋守掃除給」を得ており、それよりも前、徳川家康の「お通り」以前から橋はあった。慶長十四年、十六年、十九年、二十年（元和元）年がお通りのあった候補になるが、次に述べる慶長十五年堀川掘削時に小栗街道（萱津道、中世東海道）の架橋をしなかったこと、つまり小栗街道廃止決定をそれ以前と推定できること、および清須越に対する投資効果を考えるなら、「お

通り」の年は十四年義直同行の清須入りであり、その時すでにあった橋は十三年頃の架橋となる（なお「お通り」を「入洛」とする史料もあるが、初期史料では「お通り」のみ）。先に見た往還方御役所への回答「慶長十三年に出来敷」とする史料の記述に合致する。さらには名古屋越・清須越直前という大状況に合う。橋守はいたが、美濃路優遇策だから橋賃は無料としただろう。元和の検地対象、「小田井村古堤新堤土取跡」の堤は名古屋側（左岸）堤防用の土を取ったのか、小田井側に堤があつたのかもわからない。土を取ったから開田できた。古堤新堤は『徇行記』にも日比津稲葉地古堤新田のように散見される。

\*なお『西枇杷島町史』は車止橋だったとして、車が通行できなかったとするが、「鬼カミ（鬼神か）、またシユラなどと唱える重荷はいないはず」とある。異常に重いものを運搬する車は通行できなかっただけで、通常の大八車は通行可能である（稻生の船頭給廃止は岩倉街道が枇杷島橋を渡り、中小田井宿を経由したことを意味するか。『尾張名所図会』では稻生は渡船）。

枇杷島橋の規模は塩尻では「長百廿間東大橋六十九間中島十二間西小橋三十九間」で、時代によって若干の差があり、大橋七十二間ともある。五条川・五条橋の欄干擬宝珠には慶長七年とあった。「美濃路宿村大概（たいがい・あらまし）帳」では長さ二十四間だから、枇杷島橋は小橋でさえ五条橋の一、五倍、大橋では三倍の長さがあった。

寛文村々覚書の下小田井村、枇杷島村（ともに春日井郡）によれば、管理は枇杷島村と下小田井村で西半分は下小田井村立会、小田井村記事に「橋懸候時、小田井三郷より船橋の手伝い人足出す」、枇杷島村記事に「大橋懸ケ直し之時、船橋懸ル。其節、舟のあか取り人足出す」とあ

るから、架橋後も修理や流失があつて、その間、大名通過などがあれば、船橋で繋いだ。船橋は臨時で、恒常性はない。「水出ニおもり石置候事」ともあり、大雨に左岸では五村から、右岸もおそらく三郷から保守の人手を出した。小橋を元和八年架橋とする記事もあつて（右記留帳）、木の橋は永久橋ではなかった。洪水があれば流され、それを繰り返す。慶長十三年架橋の枇杷島橋が、元和八年ごろに再度架橋された事は考えられるが、初代の橋ではない。架橋の技術はすでに存在したが、橋は流失する。架橋による経済効果と維持を含めた投資効果を測る。清須移転に橋は不可欠だった。

枇杷島橋架橋なる一大プロジェクト開始こそ、慶長十三年、名古屋移転宣言そのもので、清須の人々は尾張藩の本気度を認識し、準備を開始した。

### 1-1-3 廢道小栗街道

#### 1-1-3-1 萱津東宿・愛智郡萱津（東）堀江

中世東海道Ⅱ鎌倉街道・小栗街道（小栗海道）の沿革は『新川町史』資料編所収の中世資料に詳しい（2、13、19、29）。以下ではその道の過去の繁栄と道筋について述べたい。萱津は『東院毎日雑々記』『覽富士記』、いずれも「かいつ」と表記しており、当地では「きやーづ」という。『東関紀行』は「萱津の東宿」の市日の雑踏を叙述しているが、「東宿」と明記する。川を前にして、渡船前後の宿泊が多かったし、川留めもあるから、両岸、東宿（愛知郡）・西宿（海東郡）があつて、ともに栄えた。萱津東宿は明治期小字の（稲葉地）「東宿」「宿跡」が旧地で、現在の東宿町・宿跡町に継承されている。

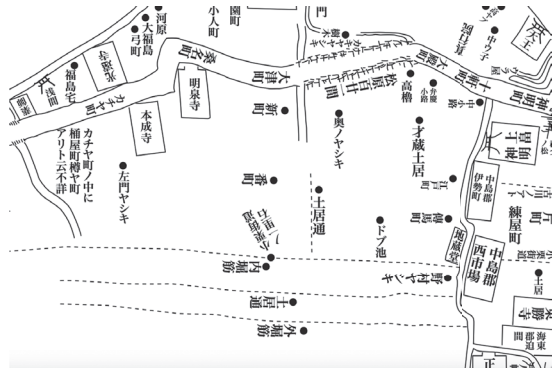
いま上萱津（あま市・海東郡）の北側に新川町西堀江（清須市）があるが、新長谷寺定光院に関わる「北野社経王堂一切経奥書」および「林松院文庫」には、応永十九年（一四一二）「尾張国愛智郡萱津堀江定光院」、同三十三年「尾州愛智郡東堀江新長谷寺」とあつて、庄内川右岸・海東（海部）郡のみではなく、左岸の愛知郡にも萱津堀江・東堀江、つまり庄内川の東西に萱津も堀江もあつて、そこには子院を持つ枢要寺院があつた。

#### 1-1-3-2 清須の小栗街道一里石

小栗街道は清須にても近世美濃路とは道筋が異なっていた。A岩瀬文庫所蔵清須城図およびB『尾張史・付図』の清須図には小栗街道が示されている。Aでは美濃路に並行していた内堀跡が破線で示され、それが土居通と交差するわずかに北側に小栗街道一里石が描かれ、さらに南下して西市場近くに再び「小栗街道」とある。西市場は小栗街道の道筋に、また北市場は美濃路の道筋に立地した（鈴木正貴「岩瀬文庫所蔵「清洲図」について」・二〇二三）。Bはやや簡略（小田切春江製作蓬左文庫藏、『尾張の古絵図』清須）で、林良幹『清須城懐古録』（昭和一八年）にも清須の小栗街道の道筋が記される（巻頭カラー口絵及び図1）。

#### 1-1-3-3 上中村の小栗街道と一里塚

萱津東宿の東に隣接するのが中村（上中村）で弘化三年・中村絵図（徳川黎明会・徳川林政史研究所蔵、『尾張国町村絵図、名古屋市域編』国書刊行会、一九八八）に「一里塚 九ト」が描かれる。『尾張地名考』文化十三年（一八一六）に「此村（稲葉地村）より巽へ斜めに古渡村ま



1 岩瀬文庫所蔵清須城図 (鈴木 2023) より

で昔の鎌倉街道の跡、畔のごとくに残り。土民は小栗街道といふなり。上の中村の東に旧の一里塚あり。その辺の畔名(あぜな)を一里山と呼ぶ」とある(津田正生、昭和四五年復刻版、四四頁。清須一里石から5、6キロほど、渡し船の区間は一里から除かれた)。一里塚の横に隣接して赤茶色く塗られた細長い一筆がある。凡例ではこの赤茶色は「新田」であるし、「御蔵入新田」と注記され、面積の記載はない。一里塚に沿う主要道・萱津道II小栗街道にちがいないが、御蔵入地となつて開田され、一里塚山のみ残され、古道は消えていた(巻頭カラー口絵)。

#### 1—1—3—4 下中村・米野の小栗街道

この細長く带状に続く「御蔵入新田」は下中村にも続いており、凡例に「如此田」とある通り白抜きで、「御蔵入新田」と注記される。細長く並行して黄色が塗られた一筆があり、この色は凡例で「如此道」だった。この極細の道筋は上中村・下中村より続いて米野村に入り、米野村絵図では「一名小栗海道・古海道」と注記され、「此色往還并他村道」とある黄色が塗られている。その北側には鶯色(「此色御新田」)が塗られる田三筆が、南側にも同じく一筆がある。いずれも「古」(古新田)だった。その東にて、小栗海道はわずか

な距離のみ幅員の広い柳海道筋にいったん入って、さらに南下、並行移動した形で直線の道筋が笈瀬川に向かう。ここでも北側に二筆、南側に五筆が鶯色に塗られ、「古」と注記がある。北側には米野用水(米野井筋)が並行し、道筋の南には塩田・ふけ、という字名があつて、海岸砂丘の後背湿地だった(巻頭カラー口絵)。

#### 1—1—3—5 古渡の小栗街道・小栗町

笈瀬川から東には昭和九年から四十八年まで小栗通という町名があつたが、今はない。露橋村のわずかな一部、ついで五女子村を経て古渡村に至るはずだが道筋は不明。

反対に古渡から西を見る。『尾張名所図会』古渡山王稻荷社前に「小栗街道」と表題にあつて、『尾府全図』(『名古屋市史』九巻・地図)では山王稻荷と犬見堂(東林寺)間の細道に「山王ヨコ丁 小栗丁トモ」とある。この道は西に向かつて行くと、堀川・日置橋と古渡橋の中間に出て橋がない。慶長十五年の堀川掘削時に架橋されなかった。主要道とはみなされず、街道生命が絶たれた。古渡寺町の短い道のみは廃絶不能で、小栗町(小栗街道)として記憶された。下流尾頭橋の佐屋街道は両側に並木を備えた本街道で、比すべくもない。

慶長十五年前後、名古屋の町づくりは進行中だった。明治二万分の一図でも、小栗街道らしき道はなく、一見、道らしい直線は見えても、「畔のごとくに残り」とある通り、用水路の側道・畦道であつて、幅員を持ち荷車のすれ違いが可能な街道ではなかった。

萱津東宿の渡守は村を離れ、裕福だった宿主は名古屋に移転するほかなかった。建久四年（一一九三）「六百番歌合」の「寄遊女恋」に「かやつ原」、弘安三年（一二八〇）「春能深山路」萱津記事にもあるように、萱津には多数の遊女もいて猥雑でもあった。稲葉地村絵図（前掲『尾張国町村絵図』）には字外裏に女郎塚一筆（七畝十歩）がある。庄内川左岸、萱津東宿は急速に廃れ、独立村でもなく、稲葉地村の支邑東宿となった。『尾張徇行記』では「昔時萱津宿ツキ也」「元萱津村ノ地ナルカ」とし、十六軒屋敷、元町の地名をあげ、女郎墓と小栗街道を説明している。津島への道（藤堂街道）が近くを通る西宿・海東郡萱津にはまだしも由緒を持つ寺院がいくつかあるが、東宿にはほとんど面影がない。右記のような理由・小栗街道撤去、廃止があった。隣接する中村も衰退した。木下藤吉郎の出身地を「中々村」とするものがあり（『太閤素性記』）、上下からなる中村は、もとは「中」中村を含めた三ヶ村からなっていたようだが、二ヶ村に減じた。中村は秀吉母（なか・大政所）とその一族（加藤・小出ほか）の出身地でもあり、通行者の絶えない小都市の要素があった。中世の新長谷寺は愛知郡萱津東堀江にあったが、天保三年（一八三二）に再建された場所は、西岸・海東郡西堀江だった。

## 1-1-3-7 主要道整備

熱田伝馬町（東海道）の次に古渡（以下美濃路）、そして江川・須賀口に一里塚が設置された。江戸からの里程が継承されて古渡は九十番目で日本橋より九十里、江川は九十一番目で九十一里である。佐屋街道二女子一里塚は熱田伝馬町から4キロ強で九十番となる。これらは五街道

の扱いで幕府管理であろう。駿河街道（平針街道・飯田街道・岡崎街道）は岡崎起点だったようで、円教寺・八事本町の一里塚は名古屋伝馬町札の辻からの距離ではない（札の辻と円教寺は2.2キロ）。稲置街道（上街道・木曾街道、犬山街道）一里塚は安井村にあって、名古屋札の辻から一里（安井村絵図）。下街道（善光寺街道・内津街道）一里塚は大曾根村にあって、やはり札の辻から一里である（大曾根村絵図）。赤塚には大木戸があった。両街道は尾張藩管理で、一里塚は城下札の辻が起点だった。

肥後熊本藩では新一丁目門札の辻を起点として、豊前街道、豊後街道、日向街道、薩摩街道の全てに一里木が設けられ、並木も整備された。

## 1-2 水路・堀川

堀川について補足する。慶長十五年正月から助役大名が千石につき一名を提供する千石夫によって掘られたが、当初の堀が浅く、四月に再度の掘削が「御意」（徳川家康の意向）として命じられた。そのことは年欠ながら四月十三日と同十八日の二通の細川忠興書状に記されている（松井家文書および名古屋大学滝川家文書）。忠興が尾張名古屋に關与するのは慶長十五年だけである。また千石夫は正月から計算されていた（シンポジウム報告『史料が語る名古屋城普請の現場』堀内論文ほか参照）。従来、堀川慶長十六年掘削説が支配的であったが、それでは築城、石垣運搬に間に合わない。十六年説は『事蹟録』（一七六三年）、『蓬左遷府記稿』（一八一七年）のような後世の編纂物が『当代記』慶長十六年記事にあった「去年」（慶長十五年）の二文字を落として引用したことに起因する誤解・誤読で、上記二点の原史料・リアルタイム史料はあく

まで「去年」「二十大名」による「千石夫」での堀川掘削工事を記していた。従来慶長十六年のものとして『蓬左遷府記稿』が扱った正月二十二日佐久間政実書状（本紀要今和泉論考・史料9）も「熱田よりなこやまでの御舟入」とあって、正しくは慶長十五年掘削を証言する。堀川は潮の干満に従って上下する時限的で一方通行の運河だった。

築城期の混雑は『義演准后日記』慶長十五年三月十一日に

ナゴヤノ城、西国諸大名トノ普請、群勢更以難分別、殊加藤肥後守渡海ニ依、舟尽テ失十方移時刻、漸々求小船、渡七里海路

とあって、義演のような関白の子である僧侶の渡海にも支障を来たした。

熱田・知多・桑名にあった大半の舟が堀川を上下、混雑した。

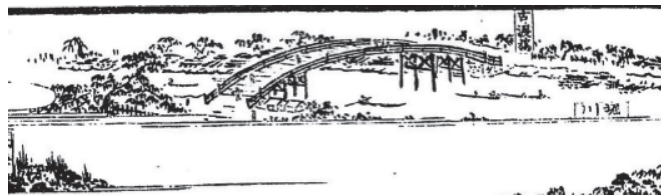
堀川建設は当初は満潮時の水位が上がってくれば、最低限必要な機能は果たせたはずで、海に通じている限り、春には標高一メートル、秋には一・三メートルまで水位が上がる。だがそれだけでは不都合とされ、干潮の時間帯にも常時水があることが求められた。掘削工事中は橋を架けられないし、築城時期にも橋があったのかどうかはわからない。計画水路だった堀川の幅員は十二間ほどで上流も下流も変化はない（堀川通絵図、本紀要所収）。橋には三本の杭からなる橋脚が四基あった（五条橋Ⅱ上島橋の場合、『美濃路宿村大概帳』に「板橋 高欄擬宝珠附 長拾六間 横三間老尺余 橋杭三本立四組」『近世交通史料集』。千賀志摩守率いる尾張藩船手は納屋橋直下にあり、それより下流は橋と橋の間隔が極端に長くなり、古渡橋にせよ、尾頭橋にせよ、『尾張名所図会』『小治田之真清水』あるいは『名区小景』（鶴舞図書館蔵・雨の古渡橋）らにて、中央が広く長く開いていて、かつ太鼓橋のように上に反る特殊構造として描かれている。誇張もあるが、複数の絵にあるから、そうい

う橋の形だと認識されていた。であれば船往反の混雑、渋滞を嫌ったか。堀川を通行する場合、橋桁があったし、狭い川での風は支障だったから、当然帆をおろして柱も倒したが、荷揚げの時は作業に邪魔にならぬよう、帆柱を立てた（『堀川』所収古写真）。帆をかける外洋船も運河に入る。

物資を大量に運べるのは今も昔も水路（海路）だけである。江戸城・大坂城・清須城いずれにも周囲に干満のある感潮河川Ⅱ海域があった。地理学・地政学的には海域と定義でき、物資の運搬で、それ以外の城にはない大きな利点を獲得できた。名古屋には水路がなかったが、堀川を開鑿し熱田と繋ぐことによって感潮河川を獲得し、海域同様の機能を得た。慶長十五年、その堀川に分断されて、小栗街道は廃道になる。

## 2 縄張（青写真・基本構想）

（尾張）名古屋城の場合、最初に用地の獲得、すなわち名古屋村の移



2 尾張名所図会（古渡橋）



3 小治田之真清水（尾頭橋）ともに橋脚は川の中央を開ける。



転が始まる。名古屋村には天正十四年（一五八六）、長久手合戦の和睦後に上洛する徳川家康一行が宿泊した（家忠日記・同年十月二十日条）。一行は三千人ほどだった（『多聞院日記』）。分宿したとしても、なみはずれて大規模な村である。今年度進行中の愛知県による三ノ丸発掘調査では、旧名古屋城の大堀が見つかり、規模の大きさが確認された。

鶴舞中央図書館蔵や『金城温古録』収録の（旧）名古屋古図には、古街道の北側に興西寺・天永寺（天王社神宮寺）・安楽寺（若宮神宮寺）・誓願寺が、街道南に養蓮寺・万松寺があつて寺院は六、神社は山守・天神・天王・荒神・若宮・浅間の六があつた。同書の「御城地取」には「神社仏閣、悉く引越し」（天王を除く）、同じく「御縄張内之神社仏閣、外へ被移立」とある。寺は建物の規模が大きく、移転には相当な月日と経費がかかるし、城下の区画整理の開始以前に移転が終了していなければならぬ。早期に着手されたはずである。自力での寺院移転は不可能に思われ、尾張藩（清須城主）が助成したであろう。

## 2-1 慶長十四年の進行

熊本大学図書館文書・松井家文書の冒頭に「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」と記された、（年欠）「卯月十八日」付けの細川藩名古屋城奉行、岡村半右衛門尉ら三名が、国元の松井佐渡守（康之）ら三名に宛てた覚書がある。見出し一行について「御天守」、続いて石高、そして「賀藤肥後守」とあつた。従来、天守台石垣構築が加藤清正に決まるのは最終段階の慶長十五年であるという認識が強く、当センターでも当初、リーフレット『名古屋城誕生！』（二〇二二）に慶長十五年のものと記していた。しかし十五年では前後の状況に矛盾が多く、十四年に比定し直す

べきだと考え、センター内で提案し、シンポジウム当日にも報告した。残念ながら当日は十分な討論時間が確保できず、報告の総括にて稲葉継陽氏は十四年（服部説）・十五年（及川旦氏説）の両論併記とした。また及川氏はシンポジウム記録（史料が語る 名古屋城石垣普請の現場）の補論で慶長十五年説を補強している（57頁）。ほかにもシンポジウムには十五年を前提にした立論が複数ある。むろん覚書が書かれた日は、いずれかの一日だけである。

いまでもそうだが、書状に年までは書かない。年欠史料における年次比定は史料操作の初歩で、外的分析では文中に登場する人物の動向、特に生死や名前・官途の使用時期から、内的分析では書かれた内容・事態の時間帯を手掛かりとして推定していく。前者でいえば「生駒讚岐守」は一正で、慶長十五年三月十八日に逝去、「山内対馬守」は康豊で、慶長十五年三月一日に徳川秀忠から松平賜姓と編諱（忠の一字）、さらに武家官位を得て「松平土佐守忠義」となっている。この二点が下限の手がかりとなる。この細川家奉行人はおそらく駿府にいて、国元の家老松井康之らに宛てて報告した。中央の情勢には敏感で、とりわけて松平賜姓・一字及び官途授与は自らの家に関しても影響のある重大事だった。「土佐守」は大名にとって唯一の主君・將軍秀忠が発給した御内書による決定で、直ちに反映される。主君は幕府で朝廷ではない。禁中方御条目十七箇条に明記がある通り、武家枠があつて、幕府専権で朝廷は追認するが関与できなかつたし、大名が秀忠御内書が使用しなかつた事例はない（土佐守に関しては九月二十八日に追認の官宣旨が出るが、それよりも早く四月に本丁場割図にて使用）。四月十八日の注進は、もし十五年であれば一月半も経過しながら、以上の二点が反映されていな

い。

内容では「御本丸衆」とされている松平筑前守（前田利常）がじつさに担当したのは二ノ丸であった。二ノ丸石垣は北、東、南の大部分を積んでいる。いわゆる本丸内郭は一ヶ所もなく、本丸堀ではあるが本石垣ではなく外側低石垣（水敲）、御深井丸や塩蔵構を積んでいる。「御本丸衆」なる実態はないに等しく、持ち場大半からは二ノ丸衆だった。逆に御本丸衆としての名前のなかった中国大名羽柴三左衛門尉（池田輝政）は本丸辰巳櫓台を、羽柴左衛門大夫（福島正則）は本丸北側多聞櫓台を、紀伊の浅野紀伊守（幸長）は本丸丑寅櫓台を、四国大名である賀藤左馬亮（加藤嘉明）は本丸辰巳櫓続多聞櫓台を、おなじく山内土佐守（忠義）、生駒左近大夫らも、それぞれ本丸の石垣を築いた。よって本丸・二ノ丸の負担区分は慶長十五年三月・四月段階のものではない。当初、慶長十四年に篠山城を助役した大名（中国四国大名）は二ノ丸を担当するとされていたらしいことは四月十八日覚書から推測できるが、丁場割図作成の段階でその案は消えていた。実際に丁場を決める段階では調整が大きな課題で、前田家のように長い石垣を負担する大名は仕事のしやすさを主張するし、縁戚関係で昵懇の家同士は隣接を望む。石高に応じた工事面積の割り出しからくる端数の扱いもあったし、池田輝政ら多くは「はれがましき所」を望んだ（後述）。決定までに複雑なやりとりと調整があった。また丁場割図の作成時期は細川家覚書が慶長十五年四月十八日だとすればそれ以降になるが、すでにこの日以前に鋏始（起工式）が終わっており、丁場は決まっている<sup>2)</sup>。

四月十九日浅野幸長書状（浅野三原文書）に、直前まで「御繩張・御鋏初」で忙しかったとある。御深井丸と天守台が地続きとなっていた丁

場割図（当初案・旧案）変更がすなわち御繩張で、そして鋏初め（Ⅱ起工式、掘削開始の日）は四月十九日の直前であった。覚書の日付は四月十八日でそれよりも前に公表され、進行中の丁場割案があるのに、それを踏まえない廃案・旧案が遠い小倉（もしくは中津）の細川家中に伝えられることはあるまい。

細川忠興は閏二月に石切場を離れ、伏見を経て帰国する。あとを託された子忠利だったが、三月二十二日の段階でもこの旧案しか知らず、「本丸はのこらず九州・北国・みの衆つかまつり、一ノ丸は後跡の衆が入る」として、二ノ丸は「後跡」、つまり篠山城を助役していた中国・四国・きの国衆が入ると認識していた（「後跡」は「子孫の後跡」という用例が多い。後継、後続の意）。細川忠興は篠山組が丹波亀山城ではなく、名古屋に回ることになったのは「俄のことで各迷惑」としていた（閏二月十日書状）。自分たちだけで積み上げると自負していたのだろうか。三月下旬での忠利の認識もずれており、ほぼ一年前に伝えられた覚書の情報しか頭になかった。すでに示され、位署もほぼ終わっていた丁場割図が意識にない。忠利は忠興から引き継ぎしたが、石切現場に出ていることが多かった。このあと五月十三日に、忠利は普請奉行である岡村半右衛門を手打ちにした。異常な事件で、普請奉行との間に意思の疎通がなかった。半右衛門が忠興寄りだったことは、忠興に対する忠利の釈明から推測できる。流動的状況はあるにせよ、すでに三月段階の忠利にあった古い知識を、一ヶ月後、奉行が国元に知らせる必要はない<sup>3)</sup>。

及川氏は前掲補論で、慶長十四年五月十六日の山内家普請奉行書状（山内文書）に書かれた丹波亀山城に御普請があるとする丹後衆からの情報と、慶長十五年亀山城普請の石切場に「三さ内」（池田輝政）「あさのき

い」（浅野幸長）と刻字されていることをあげた。篠山城では何らかの失態があつて、徳川家康が激怒し、普請奉行の高野追放（「兩人改易」を含めた処分があつた（『山内家史料』・紀要前々号）。池田家、浅野家は亀山城助役が決まった時に備えて、石切場を確保し、境目に刻印した。十四年中、当初の構想通りに順調に進むことはたしかになかった。しかし築城規模の大きさからいって、彼ら中国四国紀伊の力は不可欠である。篠山組が翌年に名古屋を助役する案は、名古屋築城計画がある限り、幕府の構想に存在し続けた。

山陽道・播磨Ⅱ中国大名の池田輝政は徳川家康次女督姫を妻とし、男子三人は家康の孫であり、妹が浅野幸長に嫁して産んだ女子、つまり姪が春姫である。むろん浅野幸長は我が子春姫が徳川義利（義直）の許嫁であつた。亀山城助役ではなく肉親の居城を、池田輝政の場合、義弟と姪の夫婦が住む名古屋城助役を終始、強く希望した。事実輝政丁場は本町御門から二之丸を経て本丸に至る要所、二之丸末申隅櫓台・多聞櫓台・西鉄御門（二之丸正門枋形）・本丸辰巳櫓台、さらには御深井丸戌亥隅と「はれかましき」（元和六年・三月二十九日細川忠興書状・大日本近世史料「細川家史料」）ところばかり、その隅石は播磨姫路から運んだ竜山石で、黄金色も鮮やかに見るものを驚かせていた。浅野は尾鷲石を運び、二之丸東鉄門や丑寅櫓台など、同じく「はれかましき」所を領内紀伊からの石で積んでみせた。

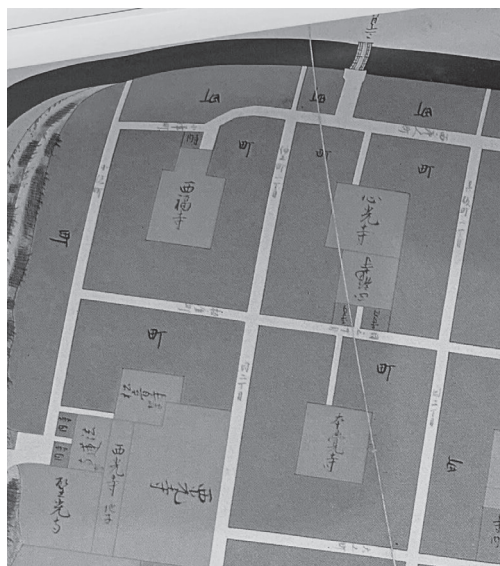
慶長十四年四月とする私見に違和感を持つ人が多かったのは、慶長十四年正月に徳川家康・義利が新城建設を宣言したばかりなのに、城の規模や堀、石垣の面積が坪・分・朱・りんの単位でわかるのだろうか、という疑問からだったと考える。また「縄張」が慶長十四年十一月だっ

たと記されて、覚書よりも後になる。しかし慶長十三年七月に諸国大名が名古屋移城を知っていた（前掲吉川家文書）。その年には枇杷島橋架橋・旧名古屋村移転があつたと想定した。構想は早くからあり、青写真も早期に作成され、堀の面積も割り出し可能で、各大名の石高に応じて「りん」の単位まで机上で計算できた。「縄張」は現地での「縄」・丈量・道糸「張り」の意であり、それ以前に四月に基本計画の情報を得、国元に連絡して準備・用意させた。

## 2-2 碁盤割と寺地

### 2-2-1 寺地

名古屋の碁盤割りは北端を除き五十間五十間だったから、一軒の奥行がそれぞれ二十間だと十間が、十五間だと二十間が余る。その空閑地には用水池や火の見櫓ができ、小規模寺院も置かれ、最大に活用された。熊本城下の方面地割は名古屋に先行する。熊本古町はやはり碁盤割りで、その中の細工町は天正十九年加藤清正印判のある町建て図で知られる（『新熊本市史・別編第一・地図絵図』）。細工町は通りに面して、西側六十四間、東側六十間に「大坂や」のように、堺・播磨・奈良（二軒）・平野・八幡・天満・大坂（二軒）と畿内周辺の都市の名を屋号とする豪商が配置され、またかわや（かはや）が三軒もあつて、武器馬具の素材である皮革を扱う豪商が優遇されて店舗を得ていた。そして四方の通に囲まれた一区画（四つの町・通り）のなかに中小寺院があつて、参道の出入り口の町（通り）に属していた。『肥後国誌』に護国寺は「天正十六年今の所に移る」、また『新熊本市史』は西光寺を「天正年中、古町江引移候」、延寿寺を「慶長十六年、熊本御城下二引移候」とする「肥



4 熊本城下図『新熊本市史』絵地図編・くまもと文学・歴史館

豊社寺本末」記事を引く。古町形成と同時に多くの寺が誘致され、その後も続いた。

寺院を訪ねる人の多くは目標の寺を目指す。商家の場合には通りがかりで客になって入る。寺は通路があればよかった。暮

盤割りの方格中心の空間に寺院を置く方法であれば、その分、商家を多く設置し、有効活用できた。生活史研究所・玉井哲夫氏によれば、江戸では正方形街区中央部に寺院を配置する例はなく、町人地の中に寺院を置くこともなかった。

## 2-2-2 名古屋越Ⅱ清須越

名古屋越Ⅱ清須越の典型は町名である。清須での町名は『駒井日記』文禄三年四月三日条（五五七〜五五八頁）や『蓬左遷府記稿』慶長十七年名古屋検地帳割に見える（名史三二七、名史は『名城集成』。城の施設では天守、黒木書院が解体移築されたし（清須城天守解体が従来いわれてきた慶長十六年ではなく、元和四年とすべきこと、天守であったことを示すため、四方に千鳥破風を付けたことは紀要前号）、ほか樹木所

機能が三ノ丸に移された（蓬左文庫・三ノ丸御樹木屋敷図）。牢屋敷は清須では本町筋東にあったとする絵図（岩瀬文庫絵図）と新五条川右岸にあったとする絵図（蓬左文庫清須図）、地図（林良幹『清須城懐古録』がある。名古屋では牢獄（獄舎）は当初には別位置にあったようだが、まもなく広小路に面した場所に移る。公開処刑・さらし首があつて、獄舎は人通りが多いところに設置される。牢屋敷で働く人は刑吏であり、犯罪者を拿捕する必要から武力に優れていた。『信長公記』首巻・清須合戦で城主織田信友方が柴田勝家らの攻撃を山王口で防げず、「乞食村」でも防げず、町口大堀まで攻め入れられた、と記しているのは刑吏の住む地域、兵力としての資質、身分を示す。清須でも名古屋でも、街道筋、人通りの多いところに獄舎・牢獄が設置され、近くに「乞食村」「乞食町」があつた。いつぼう貧窮者・病者（ハンセン氏病Ⅱ「癩」患者）を救済する玄海むらがあつて、清須にも名古屋近郊にも同じ呼称（ゲンキヤ）があつた。清須越は社会組織の移設である（『近世尾張の部落史』愛知県部落解放運動連合会・二〇〇二、服部『河原ノ者・非人・秀吉』）。

## 3 城づくり・石を運ぶ・積む

### 3-1 築城時の資材搬入路

#### 3-1-1 池田輝政丁場の竜山石算木積み隅角と行合丁場

御深井丸北側東面石垣（御弓矢櫓台下部石垣）は丁場割図（靖国神社遊就館所蔵・名古屋御城石垣絵図・『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』所収）によれば羽柴三左衛門仕口Ⅱ池田輝政丁場であつた。出角の南に続く石垣の途中に輝政領地である播州からの竜山石を使用した五段ほどの算木積み隅角が視認できる。石垣の表面に痕跡が見える。算木



5 池田輝政が領地播州より運んだ竜山石による算木積が視認できる。

の勾配を上にも伸ばしても天端は狭すぎて、梁一間にさえ足りない。のちに建てられた弓矢櫓は南北石垣の長さ全てを櫓台とした（礎石および御本丸御深井丸図・名古屋博物館所蔵）。算木積みは上部の建物を全く意識していない。

隣接する御深井丸北東入角（多聞櫓台）から東（多聞櫓台）が丁場割図では行合丁場になってい。羽柴三左衛門仕口（矩の手・

直角に折れ曲がる二本線）と、続く行合丁場との境は、靖国神社遊就館本では境を示すT字のマークが入角にあった。のちの写本である金城録・町場請取絵図（『巨大城郭名古屋城』12頁）では弓矢櫓が建つこととなる石垣の下部に「五間」と記している。

\*行合丁場は入角の北および東、と矩の手状にあって、生駒左近太夫の丁場に続く（生駒家は当主讃岐守の逝去があって、位置ができず、代わりに山田久兵衛・渋谷長兵衛が連署している。彼らは松平土佐守配下であった。この代筆は丁場割確認の代行の意味のみであったと考える）。この箇所石積みでは年次の前後を窺わせる形跡はなく、生駒丁場は慶長十五年に積まれ、そこに直角に上に被るかたちで、のちに石が積まれた。

辞書での「行合<sup>ゆまひ</sup>」は「打合せなしに行なうこと。ぶつつけ本番」とある。これまで「行合丁場」は慶長十五年、諸大名が名古屋に在る間に余力のある大名が積んだのだろうと考えていた。しかしそれでは竜山石の算木積みで説明できない。そうではなくて、この算木積みの隅角より南は石垣が積まれずに、数年は隅角が機能していた。丁場割図に描かれていない二之丸堀石垣（三之丸側）あるいは三之丸門の石垣は慶長十五年助役大名ではなく、彼らが用意した石を利用しながら、十六年以降の助役大名が積んだ。同様である。

「行合丁場」は当面は石垣がなく、熱田（名古屋）台地の末端斜面のまま、堀までスロープで繋いでいた。なぜなのか。

### 3—1—2 御深井丸↓井桁組「昇降式」橋台↓大・小天守台西側切

城は防御拠点であるから天守までは遠い。複数の門を潜って長い道をゆく。堀川から巾下門近くに荷揚げした資材は、南からなら西之丸榎多門か、東ならば二之丸西鉄門から搬入し、本丸へは南の表一之門、または東一之門がルートになる。はたしてそこを経由したのか。距離があまりすぎる。さらに御天主へは小天守内部を通過したのか。城石垣（城）は完成すると出入り口も少なく、屈曲部が多くなって、大型資材の搬入が困難になる。しかし建築途上ならば白紙でフリーハンドである。この行合丁場から天守までは、じつは外部から直線で最短の距離だった。加えて堀があった。堀は船が使えた。資材運搬に最も有利なのは舟運である。ここより北側（御深井丸）に搬入したと想定する。

丁場割図の段階で、天守台は御深井丸と地続きだった。よって当初は

直接御深井丸の地面より天守台を築き、資材を運び入れる手筈だった。最も容易に搬入できる。しかし堀割りに変更で断ち切られたから、新たな搬入法・搬入路を考えた。

天守への搬入で参考になるのは宝暦の天守台積み直し工事である。天守台西側には宝暦に埋め戻された開口部が歴然と残っていて、左右ともに算木積みを持つ。また小天守台にも西側に旧開口部があつて、再建工事の際に見つかっている。いずれも西であることがヒントである。前者に棧橋がかけられて、宝暦天守修理にて使用されたことは、「仕様之大法」に「西側御石垣・切抜」として記録されている（翻刻は本紀要1）。

A（81頁）

井楼・棧橋・足代仕様

（略）

一 北ノ方ニ而井楼上迄、長式拾五間巾四間之棧橋壱ヶ所、各角木を以橋台組立、長三間之角木・四間五間之松丸太等を以、六通りツ、登桁置渡し、馬踏五寸六寸之角木置並へ、両側手摺杉丸太取附、大小銚かすがいかけ

B（85頁）

「切抜之所築方 戊八月九日より同九月三日迄」

西側御石垣切抜之所、ほくし方之節より御土蔵内通用道ニ相成、御石垣出来此所計明ヶ置、追而荒仕事無之時節見合、築塞キ申候

棧橋については同書に図面もある。「御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図」（紀要1・口絵6-1）に西の棧橋が、同「平之方ヨリ見渡之図」（口絵6-2）に北の棧橋の横からの立体図が描かれている（本稿写真7）。また本年刊行の『御巡覽留続編』中の藩主宗勝宝暦四年（1754）巡

覧図（同書図版5）には、御天守北側に朱字で「北棧木階」、西に黒墨で「御材木橋」、「西」、朱墨で「南棧木バシ」とあり、北と西の棧橋の平面位置、そして巡覧する藩主がそこを通ったことがわかる。一つの棧橋が同時にあつた。ただし「西之方切抜より南の井楼」ともある（81頁）。いくつかの井楼が存在したようだ。

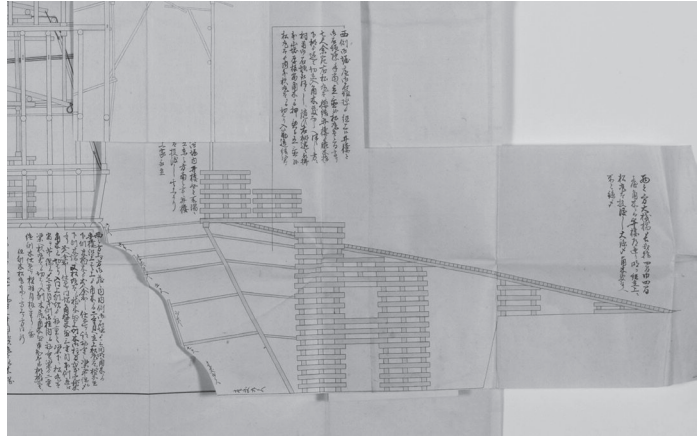
宝暦の棧橋は規模が大きく、柱は用

いずに井桁形に箱を積み重ねて橋台にしていた。橋台は「長三間之角木」・「四間五間之松丸太」で組みあげられた。高所での作業になるから、縄で結ぶだけではなく、木組（継手仕口）で崩れないようにしたかもしれない。「西側御石垣切抜」は「ほくし方之節より御土蔵内通用道ニ相成」とあつて、「ほくし方」つまり石垣解体時から利用されたとあり、塞がれた石を除去すれば使用できる「切抜」がすでにあつた。もしこの「切抜」と棧橋が使えなかつたら、石を出す場所がなくて、天守台内部はすぐに石で埋もれてしまう。不可欠の装置だった。この棧橋は工事の進捗につれ、当初は高く積み上げられ、解体時にはだんだん下がり、積み上げ時にはだんだん上がっていく。橋台を基礎とし、登桁が「六通り」とされた。築城図屏風に描かれた梯子段は横に四列ほどあるから、この場合は六列だった。

立面図で数えると、高さは十三段あるいは十七段、井桁が組み上げられている。切抜底までだから、高さは最高で14・5メートルほど。上げ



6 天守台西側切抜（旧開口部）



7 仕様之大法にみる井桁式棧橋台

下げに増段の足場が必要であった。大正十年西南隅櫓修理の際の仮設棧橋が写真にある。相撲の触れ太鼓の櫓では長さ15メートルの檜材が使われるという。作業の足場だから手を離せるように二本の丸太の柱と通路があっただろう。転落防止の馬踏みもあった。長さ五間の井桁の周囲に複線の足場が作られたなら、七間四方程度（12・6メートル）の構築物があったことになる。宝暦に利用されているのだから、何百倍もの資材搬入を必要とした慶長には想像

を絶するような構築物が設置されていた。

天守台西側では堀底が発掘調査されているが、『本丸内堀発掘調査報告書』(2023)、切抜から鉛直に下ろした線を西に伸ばした南北の等距離に石垣列が検出されている。25メートル間隔の平行線で、中心線(東西)より南と北にそれぞれ12・5メートルの並行石垣があった。並行する二本の線で西側でもそれに直交する石はなかった。つまり長方形にはならず、並行線で、口状に閉じてはいない。むろん櫓台でも幻の「西小天守台」でもなく、建物構築を前提にしない。

天守への最短経路はもう一つ、西側にあった。西之丸と御深井丸の間、御深井丸透明橋台につながる堀である。天守台地続き構想が消え、このルートも重視された。小天守西側の切抜き(旧開口部)に繋がる搬入路である(『史料が語る名古屋城石垣普請の現場』65頁、原史彦コラム写真)。この場合、橋台石垣西側が積まれずに、土の斜面のままであったことも考えられる(現在橋台を鶴の首と呼ぶ人が多いが、近代の造語で、学術的用語とはいえない。後述)。

宝暦よりは慶長の方が搬入物資の量が飛躍的に多かった。宝暦以上に頑丈な階段(棧橋)がいくつも作られて石も柱材も搬入された。

行合丁場は資材搬入の最短経路だった。今次の木造天守再建工事でも同じ場所から搬入し、堀に設けられた台より資材を搬入する。

### 3-2 石を引く

絵画資料にみえる石引には石曳図(和泉館所蔵)、石切図(松永美術館)、石曳図(大阪城天守閣所蔵)、築城図(名古屋博物館所蔵)の各屏風、石曳蒔絵盆(東京国立博物館所蔵)がある。

#### 3-2-1 石曳図屏風(下田昌男氏旧蔵・和泉館所蔵)

箱根町指定文化財。制作年は不明。石工が技術を語り伝え、絵師の元に壮大な絵が画材集(粉本)としてあった可能性があつて、描かれた伝統世界のようなものである。シユラ(修羅・すら)によって海岸まで石引されて、そこで動力のない船(バージ・舢)に積まれる。船は海岸の杭および岩と綱で結ばれている。綱には数人がつき、海中で調整する人もいる。厚い木板が敷かれて、船は二艘を横につなげているように見える。左舷



8 石切図屏風（和泉館所蔵）

側にみえるのは船柁<sup>せがい</sup>で、構造材でもあって骨格をなす。船に反りはなく、平らで面積の広い鏡石状の石が積載される。船柁の間隔は明らかに沖の方が広く、陸側は詰まって石の荷重を後方、<sup>と</sup>艫<sup>とも</sup>で受ける。石は板に乗せられ、その板はコロの上に乗る甲板のようである。コロは船の上の、舳先のわずかを除いてほぼ全面に敷かれる。二本の綱が左右にあつて、それぞれ二十人ほどの男たちが引く。綱の先は神楽棧で巻き上げられ、男たちが一本の手子（棒）に一人がついて時計回りで押し回して綱を引いている（奥側はやや画像が不鮮明）。音頭を取る男が三人ほどいて手を揚げながら、「そうれ・えいやあー」のように声をかける。その前の石切り出し場面でも一人が石の前に、三人が扇子を手に声をかけている。石の近くには手子をもった男が方向を調整する。舳先<sup>みよし</sup>の船柁に乗る男は竿をもって停泊して作業する石船の方向を調整した。

石のすぐ後に手子を持つ男が五人ほどいる。前方で石に掛けた綱を引く時に微調整する。彼らは台の上に乗る。その後には別の五、六人がいて、大きな木の板を左右で二枚、それで石が乗る船上の板を押している。石の上には予備の綱が二巻き。海上には陣笠を被る人物数名を乗せ

た船が二艘いて、一艘には鉾槍がみえる。指揮者・監督者が乗る船であろう。石はコロの上だから不安定に見えるが、数十人がかりでなければ動かないので、そのまま神楽棧と後方の綱で固定した。

二艘は左右が繋がれたまま帆掛船により曳航されたらしい。そのまま沖合にいる大きな母船に積む。浜は浅いが沖は深く、喫水に耐えうる船だった。明らかに二艘が並行する。格子状のはぎ付け（落下防止か）を二艘ともに両舷で外している。曳航船から石が載る板はやや持ち上げられ、船に一端がかかる。石に結ばれた綱は手前側の船中央にある神楽棧に結ばれ、この神楽棧は手子（棒）を一人が押していた前者とは大きく異なつて、一本の手子（棒）を七、八人が押している。計四本だから三十人ほどで回す。神楽棧は船の中央にあつて頑丈に船体に固定されているはずで、棧がある以上、巨石は載せられない。奥側の船には神楽棧がないから、石を積み込むことができた。手前の船はいわばウィンチ船で、奥の船に石を引き載せることが任務・仕事だった。二艘ともに帆柱の横に下ろした帆布。沖合に帆掛船が二艘いるのは曳航補佐か。

描かれた石は極端に大きくみえ、城郭でもこれほどの石は必要としない。大坂築城に関する薩藩旧記増補所収（元和七年）六月廿八日伊勢貞昌書状（『大日本史料』十二編三十三、六〇頁）にある大坂城築城記事によれば、池田宮内（忠雄）は長七間・横三間、加藤肥後守（忠広）は九間半の石を引き、「ケ様成石世上二有之物ニテ候哉」「右之石一つ二付銀子百五十貫目程入申」とある。池田忠雄が運んだ蛸石（桜門）は、たて5・5 m、横11・7 m、おなじく肥後石は5・5 m、14・0 mだから、九間半<sup>11</sup>7メートルにも及ばず、八間ほど。絵では手の幅を一間として十一間ほど、横幅も四間はあるように見える（なお銀子百五十貫目は現



代価格に換算すれば、およそ二千〜四千万円ほどか。

### 3-2-2 石切図屏風（小田原市郷土文化館内松永美術館）

旧所有者の祖である鈴木太吉氏（大工棟梁一八五七〜一九三七）の希望で制作された。仮に五〇歳の時として一九〇七年、近代絵画である。相州一の石切場であった湯河原吉浜の光景とされる。吉浜の石切は継続され、伝統技術は語り伝えられていた。巨石運搬方法の具体を取材し、築城時の光景を描いたか、粉本（元絵）があつたか。左の入江（あ）に



9 松永美術館（おだわらデジタルミュージアム）の石切図屏風  
全体は <https://odawara-digital-museum.jp/selection/definition/50/>

は沖に帆掛船が一艘、浜に船（舩）が三艘いて帆掛船の旗には「西之丸普請御用石」とある。（あ）では石積みは始まっておらず、石は準備されているが待機中である。この入江の山は岩山だからそれ自体が石切場か。その右手、長浜が始まる（い）にも同じ文字のある船がいて、船の前半分にすでに石が積み込まれている。長浜には（い）（う）二カ所に陣があり、それぞれ海に向かって二方向に竹矢来、陸側に陣幕が張られる。

（い）では牛が二頭、（う）では牛または人が引く両側二輪の荷車が、それぞれ石を搬入してきたところで、（い）では車の周囲にたくさんの人がつく。（い）（う）では陣幕の張られた入り口左右に「献上御用石」と書かれた旗が立つ。幕の紋は「大」または「火」の字が丸（足付き）で囲まれ、大久保家の家紋に似る。「献上」であれば助役ではない。船が綱で岸の杭に繋がれている点は先に同じだが、石は前方が角石（隅石）で、後方にて鏡石を積み込み中。人間は略式描写の点描。岸に棧橋があつて、船と棧橋を繋ぐ大きな板の上を石が移動中。先頭には操作用の竿を持つ人物がいる。船は舷側が低く、ひらだ船に見え、先頭に波切板があるが、おそらく長い航海には適さない（『石垣が語る江戸城』、内田清・一九七〇、渡辺孟・二〇二一）。この大きさの曳航石船なら、そのまま名古屋でも堀川に入る。熱田で母船から切り離され、潮に乗って竿で操作されながら堀留近くまで上がる。  
ウェブ「おだわらデジタルミュージアム」

### 3-2-3 石曳図（大阪城天守閣所蔵）

この図は右下に「江州佐和山普請 井伊采女石曳之図」という墨書があつて、彦根城普請の光景とされている。石は人間の背丈ほど、三人が乗るから平面積は二畳ほどである。荷車の車輪は背丈と比較すると二M強で、車輪の横には帯刀する人がついて、車軸に付属する手押し（ハンドル）を押す。牛は異様に角が巨大だが、切らなければこうなる。一頭の大きな牛が、車台から轆<sup>ナガエ</sup>で繋がれたクビキを引きながら前進を試みる。背中には立髪があつて腹（足）に掛けられた綱で背中に鞍が結びつけられ、そこからも綱が伸びて車台を牛が引く。それとは別に車台に結ばれ



10 石曳図（大阪城天守閣蔵）

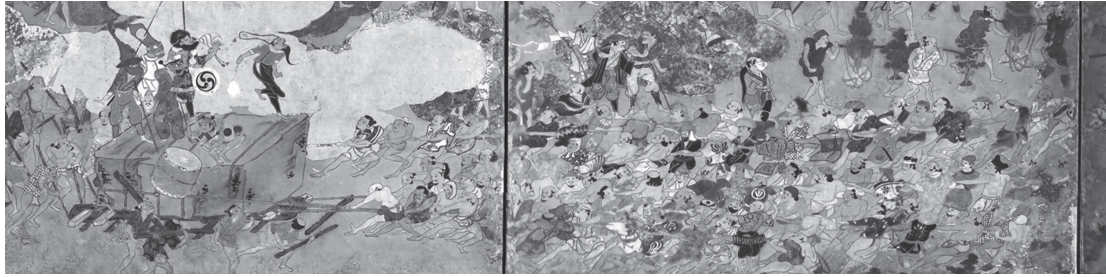
た太い綱を左右それぞれに綱が伸び、前に肩がらみで綱を引く男が左右それぞれ五人、その後方に綱を繰り出す男が三人、左右合わせて十六人が牛にあわせて綱を引く。その後ろに三人いて、帯刀するが、直接綱はひかず、長いテコ（手木）のような物を持つ。車が動かなくなったら押しした。帯刀するものは一名が手押し（ハンドル）を操作するが、直接綱は引かないから、指揮する側について侍である。石の上の男の上着は南蛮風・洋服で、日の丸の扇で指揮を取る。墨書きを信じれば、彼が井伊采女である。その後ろは帯刀するが若衆鬻つまり元服前の若者で、一見女性のように描かれ、太鼓を叩く。先の伊勢貞昌書状（前々頁）には「何も太鼓・鼓・笛、女人などはやし候由」とあった。その横には背丈が低く少女のように見える女性が、特段の動作はせずただ座って眺めている。

路上には見物する一群がおり、中心人物は中腰でおそらくは床机に座る。大小二本差しで、帽子は洋帽、これも南蛮衣装だった。その右も左も大小帯刀する人物で、右はさらに鉤の手カギのついた槍を持ち、左は竹の棒を持つ。一番右側も帯刀する若衆で一見すると女性のよう描かれ、肩に黒と赤の袋を担う。左端も

二本差しの若衆二人である。

### 3-2-4 築城図屏風（名古屋博物館蔵）

築城図屏風は広く知られたもので、過去には「駿府城」築城図屏風とされていたが、根拠はなく、特定の城の情景ではない。築石はコロの上にシユラが置かれる。シユラは右に切り口が見えており、二本の木材を貫三本でつないでいる。石は不陸があるからコロで円滑に引くために下面が平らなシユラが必要だった。諏訪の御柱は山から里まで引く間に、木の底は平滑になる。シユラは地面に接しないが、コロは多少の節目・曲りはなくなつて、摩擦係数を減らす。石の上には六人が乗り、そのうち五人は道化風で、先頭で踊る男は南蛮風で髪型も日本風ではない。後の四人の内二人は面を被っている。手持ち太鼓（小太鼓・うちわ太鼓か）をたたき、隣の男がホラ貝を吹く。奇抜で人目を引いた。手前の石上からかがむ男は太鼓を叩く。ホラ貝の合図で引き始め、貝、大太鼓・小太鼓が鳴る間、のけぞりながら綱を引き、音が止むと一息入れる。全員が調子を合わせなければ石は動かない。石の後には手子を持つ男が三人、その後にも手子組が控え順繰りに交代した。コロは石の通過で後から前に運ばれる。絵では必ずしもきれいな円柱ではないから、回転するほどではなく、摩擦を減じ、上を滑らせた。アラメやヤツデのようにぬめりを含むものを敷いた（西ヶ谷恭弘「石曳き」『月刊歴史と旅』二〇〇〇）。綱引きは左一扇から二扇全体、一部三扇まで及ぶ長さで、石の直後では四本に見えるが、第二扇では五本に見える。全体で百人ほどが引いた。右手には二輪の車が三両いる。いずれも積載は石ひとつで、三ないし四尺立法、上に人は乗らない。二台は牛が引き、うち後の一台



11 築城図屏風（部分、名古屋市博物館所蔵）

全体は [https://www.museum.city.nagoya.jp/collection/fine\\_portrait/lineup/index.html](https://www.museum.city.nagoya.jp/collection/fine_portrait/lineup/index.html)

人は人が後押しする。先頭の一台は人が三人で引く。その横ではそれよりやや大ぶりの石を二本の綱で十人ほどが引く。牛が引く荷車なら人は一人、人だけが引く車なら三人、車なしなら十人が必要だった。一方、中間には井桁に組んだ木の枠組みに大きな石をつり下げる。一本に六人、それが四列あるから二十四人である。仮に二トンあったとすると、一人の肩に83キロの重量が掛かる。偶数列の人は全員、前にある柱に手を延ばして、限界の重みに耐えた。その前方には六人×六人、三十六人持ちの井桁があつて、こちらは道化役風の男がつり下げられた石の上に乗って、笹のようなもので指揮を執っている。先ほどのように前の柱に手を伸ばすものは一人もない。ほとんど着物にふんどしだが、なかには前にボタンのあるシャツを着たものもいて、南蛮衣装はよほどに流布していた。二つの井桁にはそれぞれ先頭に女性のように見える人物がいて、北原糸子『江戸城外堀物語』（ちくま新書・一九九九）は女性とする。上半身は裸で下半身も裸体に近く、ともに

特異な帽子を被っている。女性であれば相当人目を引いた。若衆も女性風に描かれることが多いから、その可能性もある。屏風には演芸者や見世物、ケンカ、物乞いなどが描かれており、祭り・群衆・狂騒があつた。

### 3-2-5 石曳蒔絵盆（東京国立博物館所蔵）

どこの現場か、いつの時代かもわからないが、石が数多く積載される。二輪の車の轆なぐさ（長柄）を左右それぞれ二人の男が引き、その前に左右の綱が延びて、それぞれ三人以上で引く。上には小柄な男が乗って、指揮をする。後には手木をもった二人がいて、路上には大小帯刀する侍と控える若衆、また床机に掛ける人物がいる。

以上から荷車の場合は二輪でそれ以上はない、牽引は牛、人間、また併用があつた。台上に乗って指揮することも多いが、つねにはない。

名古屋城の石引図は『尾張名所図会』・加藤清正のものが名高い。清正石引きは『続撰清正記』にみえる。清正だけでなく福島正則も木遣を好んだといい、彼らは好んで石引の石に乗った。ただし『名所図会』は天保九年（一八三八）〜十二年の間の制作で、二百三十年も後である。実景を見た絵師が描いたものではないし、この絵ほどの巨石は名古屋城に使われていない。四輪の車も例がない（後述）。清正伝説は今でも拡大されており、本丸



12 石曳蒔絵盆（東京国立博物館）

東御門枳形にある石も古写真によれば昭和・戦前に「清正石」の札が建てられた。ここは黒田長政丁場であり、筑前人の苦勞の結果が、無関係の別人の功績にすり替えられた。正しい評価を望む。加藤清正の天守台石垣は百五十年ほどで崩れる手前となって解体された。今見る石垣は大半、宝暦に尾張藩が積み替えたものなのに、あまり知られていない。

### 3-3 石を積む

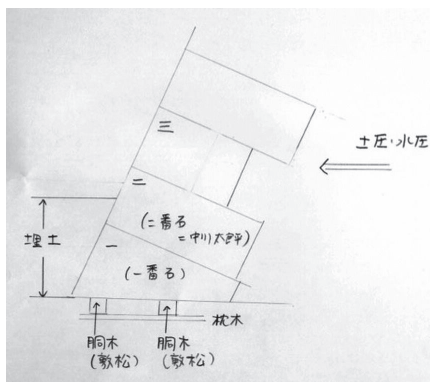
築城図屏風(3-2-4)には大勢の働く人が描かれている。綱引きをし、クリ石を背負う人たちは、特段の技術を持っていないわけではなく、急坂で転倒もしているが、運搬要員として多数が参加している。算盤と帳面を持った男から賃金を得ている光景もある。いっぽう石垣を築く現場では石垣の隙間穴に木材を入れ、それに板をかけて足場とし、てこ(梃子・手子・手木)を持って石積みの補正をする人がいる。高所作業の技術を持つ。彼らが「ひよ」(日用)と考える(後述)。

### 3-3-1 地形(じぎょう)と埋土

石垣が崩壊する要因は地震か大雨である。後者の場合、石垣は背後(内部)、地山とクリの間に溜まった水と土の圧力を受ける。天守台では天守の屋根(雨落ち)から外、石垣の多くで雨を受けるが、可及的速やかに排水される。大雨の日には天守台北東部二ヶ所からの排水が観察できるし、排水口は苔が生えているから普段の目視も可能だ。同時に圧力に耐えうる石壁が必要である。扇の勾配で一つの築石は外側が高く傾斜している。外側へは前面に塞がる石を上を持ち上げなければ築石を押し出すことができない。その築石は上から何石も重なっている。内側の土圧

水圧はこの構造の故に石垣を内側から押し出すことができない。強い構造で、クリ石・築石の間から排水が容易だった。ただ全面的に変形して逆石さかいしと呼ばれる状態、水平もしくは外側が下を向く状態になって扇の勾配が維持できなければ崩壊した(逆石はウェーブ検索でもわかるように、初心者が誤りやすい、積んではいけない積み方である。逆石状態は人為的な積み方ではなく、経年変状である。職業的な石積み技術者は絶対に積まない)。

内側から押し出す力があっても、石の傾斜、扇の勾配が維持されていれば崩れることはなかった。扇の勾配でも上端部は水平になる。軒下だから雨が入らず、水はたまらず、水圧・土圧は生じにくい。根石も枕木の上に胴木(土台木)を置くから水平になる。安定上、また施行上、土台は水平が重視された。石は上から押さえられ、凹凸もあるし、胴木上に置かれれば、普通なら移動は考えにくい。しかし扇の勾配による力学Ⅱ物理的絶対安定が適用できなかった。そこで慶長期に築城された多く



13 根石モデル(天守台南西)

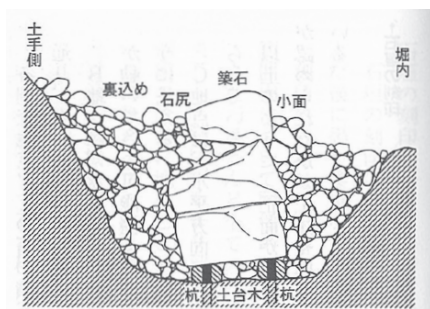


図11 石垣の根石部分の断面図と各部の名称 根石部分の石同士を接する面を大きくして、上の石積全体の重さを支える工夫がされている。周辺に詰め込まれているのが築石。土台木の杭は地中に打ち込まれている。

14 根石モデル(江戸城外堀・北原前掲書)

の城は、この根石の前面を埋めることで根石の移動要因をなくした。紀要三号で本丸石垣各面に刻まれた三、二の数字が根石からの石の数を示していること、『金城温古録』に「根石の下には敷松（胴木）があつて、前面を埋めている」とあること、さらに発掘区全体で検出される「慶長盛土」がその埋土に該当することを述べた。『金城温古録』のほかにも同時代（リアルタイム）史料に、埋土を採用したという同じ記述があつた。名古屋城に関する（慶長十五年）八月二十三日庄野文書（二三）に

もはや水たゞきも無之候、堀うめ地形迄被仰付

とある（紀要四号）。ここでは堀を埋めることが地形（普請の基礎工事）であると記されている。また着手しなかつた水敲のことが併述される。ほか熊本城宇土櫓の前面堀の発掘調査でも埋め土が確認されている。

根石は枕木の上の並行する二本の土台木（胴木）に置かれる。この方法は片斜面、岩盤上の山では採用できない。また江戸城外堀では、土台木（胴木）を入れる溝を深く掘る方法を取り、根石の両側を巾3、3、4、5メートル掘り下げて「地形根切り」とし、その溝に土台木（胴木）と根石を入れ、小面（表側）と石じり（奥）の両方をクリ石で充填した（前掲北原一六二・一六九頁）。二本の胴木は杭で固定され、その間はクリ石を詰めた。この方法をとった場合、並行する二本の胴木に高低の差が若干あつて、水平ではない。枕木はないし、埋め土も不要となるから、外堀ゆえの略式といえる。調査をすれば小面前面（胴木の堀側）にクリ石が検出されるはずだが、名古屋城本丸・二之丸では検出されない。熊本城備前堀では狭い根切りに土台木を入れず、石のまわりにクリ石を詰めて高石垣の基礎としていた（本年度調査）。

名古屋城では根切り（床掘）は堀底から浅くとどめて枕木と二本の土

台木（胴木）を敷設し（二之丸東門）、水平を確保し、地震時の移動防止目的で前面を盛り土した。地震時に根石が動くことを恐れていたとわかる。文禄伏見地震（地震による改元で慶長になる）にて天守が崩壊、おそらく根石が動いたのであろう。周縁部（江戸城外堀）では、広域を盛土する工法は費用と時間がかかりすぎて採用できなかった。

### 3-3-2 水敲

上記引用ではこの後に水敲き記事が続く。名古屋城でも堀埋め地形に合わせて、水敲記事があつたように、連続する工事となる場合が多かつた。もし堀底高さが決まつてから、水敲工事に着手できたとすると、その場合には施工順に時間差ができる。

水敲について、二条城図（蓬左文庫所蔵、雑誌『蓬左』101の表紙に使用）<https://housa.city.nagoya.jp/archive/pdf/housa101.pdf>）と江戸城図（柳川文書館寄託「立花文書」<https://www.edo-chiyoda.jp/material/files/group/2/edojosotobori-02.pdf>）、前掲北原著書一七五頁、一部は『牛込御門外橋詰』帝都高速度交通営団・地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査会、一九九四）によって、堀を形成する石垣のうち外側、低い方を指したとわかる。

蓬左文庫二条城絵図では二之丸西堀に続く位置に「此クキより南へ八拾九間四尺七寸水タキ 尾張様御町場」、その北側には「是ヨリ南へ水タキニテ六拾九間式尺三寸」など随所に「水タキ」が記される。「水タキ橋台共ニ」ともあつた。「合九拾間三尺 尾張様御町場 御本丸水タキ」とある箇所は二之丸地籍ではなく、「本丸」堀の一部となっている。「水タキニテ」という表現もある。本丸・二之丸はほとんど

に「水タムキ」と注記があるが、本丸南側の雁木より西、北側の雁木より西、および普請対象ではなかった古堀には注記がない。

「立花文書」の江戸城図では「水敲此間五十三間三尺一寸立花飛驒守分」あるいは「水敲」が堀外側のおおむね直線に何か所も記されている。

姫路城の場合、万治二年（一六五九）十月九日史料に

「此外絵図門北、水敲石垣式ヶ所・北勢隠門東、水敲壱ヶ所」、『特別史跡姫路城跡石垣総合調査報告書』12頁）とある。絵図ノ門は三之丸東出曲輪の門で、南北の水堀があった。外側の石垣である（現在動物園一帯）。

前掲の北原糸子『江戸城外堀物語』では水敲は「水際・堀端の低い石垣」「二之丸側の低い水敲」「外堀の石垣」とし（24・70・73・79頁）、内田九州男は「石垣上に多間・塀、櫓等をもたない石垣」「上に建物をもち石垣を本石垣という」とした（『大坂城の諸研究』一九八二・364頁）。二人の説明は異なるものではなく、同じ現象で、堀を構成する両側石垣で外側に建物が建つことはない。城内側にいるのが味方であって、敵は外というのは城の縄張りの大前提である。堀の城内側は出角入角を多用して、横矢掛けを作る。意図的に屈曲を作って防御の足掛かりとした。対して堀の外（二之丸側端・本丸に向く側）に攻撃装置を設定することはなく、防御施設である建物も建てないし、横矢・折れ歪み・出角・入角も不要だから単純な直線になる（堀巾確保の必要があるときのみ出角・入角がある）。台地縁辺を利用することが多い城では、堀の外側はもともと低いから、低い石垣となる。

## 大坂城水敲の具体

国文学資料館・阿波国徳島蜂須賀家文書中の寛永五年八月十五日、「寛

永五年大坂二ノ丸南輪御石垣・水敲御石垣坪数指引ノ御帳」（27-01御手伝普請0362）では、水敲はハサミ石、カズラ（葛）石、ガンギ石、猴石（さま石・猿間石）、水通、土留と並んで書かれ、カズラ（葛）石は軒下の雨だれに並べた石で、石の種類、仕様に関わっていた（文書画像は [ウエブ・https://archives.nijl.ac.jp/6000000238700/data/00736](https://archives.nijl.ac.jp/6000000238700/data/00736)）

松平新太郎自分

本御石垣築坪

一三四四拾壱坪五分二厘 地口拾九間三尺五寸

一七拾坪七分七厘 四分高金ニ拾五間三尺反入テ拾七間三尺五寸

一三拾坪壱分九厘 片入角反坪

築坪四拾四坪六分四厘 片入角反坪

一式拾九坪七分六厘 御矢倉台地口折返シ

築坪三拾五坪二分五厘 拾四間式尺四寸高金ニ三間六寸

一式拾三坪五分 御二ノ丸西ノ仕切口ツ内

築坪百七拾八坪二分四厘

一百拾九坪一分六厘 水敲御石垣地口拾六間四尺七寸高金ニ拾九

間五尺反入テ拾間三尺九寸

築坪四拾式坪六分

一式拾八坪四分 水敲両入角反坪

築坪式拾壱坪三分

一式拾四坪式分 水敲出角返坪

一拾四坪式分 水敲出角返坪

間数式拾四間壱尺壹寸

一三拾坪式分三厘 猴石一間ヲ壱坪

二分五厘ニシメ

間数百五拾六間壱尺三寸

一五拾式坪七厘 かんき石三間ヲ壱坪ニシメ

A 大阪市役所蔵丁場書付(『大日本史料』十二編三十三)あるいは  
B 国立国会図書館蔵大坂御城之図(『城郭石垣の技術と組織』石川県金  
沢城調査研究所・二〇一三)は大坂城、寛永五年頃の丁場割図と推定さ  
れている。両者は同一図ではなく、建物の有無など差がある。松平新太  
郎(池田幸隆Ⅱ光政)の丁場はAでは六ヶ所、Bでは七ヶ所で、Aには  
京橋口北と玉造門北の記載がなく、Bでは桜門南の井戸がない。

蜂須賀文書記述との対応は、京橋口北(「本石垣」入角二)、二之丸南  
櫓台(「御矢倉台」)、本丸桜之御門西側(水敲御石垣)、二之丸追手土橋  
隅周辺(「御二ノ丸西ノ仕切」、角なし)・京橋口土橋周辺(入角二・出  
角一、「水敲両入角」か)、二之丸南(入角一、出角一、「水敲出角」か)。  
たたきは一般には庭の滝の水の落ち口などの平らな石、洗掘から防護  
するために設けられる床版(護床)をいい、水平な語感がある。なぜ垂  
直な石垣が水たたきと呼ばれるのか。江戸城の呉服橋門のまえば平川(日  
本橋川)で、当然対岸の石垣はきわめて低い。二条城も盛土が主体のよ  
うで、外側の石垣は低い。水との距離が近いからか。堀の中になる部分  
が大半だからそう呼ばれたのか。台地をほりこんだ部分の大坂城は、南  
外堀など対岸の石垣は決して低くはないが、蜂須賀文書にある通り、水  
たたきと呼ばれていた。

建物がなく、屋根・雨樋・排水路もないから、雨水が築石裏側(クリ  
石の上部)に入る。それを好ましくないと、クリ石幅に何らかの保  
全機能を付して水タスキと呼んだ可能性も想定してみたが、低い石垣の  
場合、そうした配慮は不要だったようである。

水敲に関する史料は、シンポジウム記録に掲載した。寛永元年の大坂  
城加藤左馬(嘉明)の丁場は蓬左文庫図によって天守西側堀とわかるが、  
「加藤左馬(嘉明)殿町場水たき少くるひ候由候、上石を取のけ被置  
候由」(『八代市立博物館報告書』5-758)、「水たきふくれ申」(『大  
日本近世史料』細川家文書10-485)とあって、低位でも失敗があっ  
た。

### 3-4 石垣を直す

#### 3-4-1 宝暦修理

石垣修理の記録は多い(『名古屋城石垣災害・補修一覽』平成14年度・  
名古屋市教育局文化財保護室・名古屋城管理事務所)。もともと著  
名なものは宝暦天守台修理で、具体を記す「仕様ノ大法」については堀  
内亮介氏が詳細に検討した(『史料紹介』名古屋城天守宝暦大修理史料  
と「仕様ノ大法」、本紀要1)。この時の役人については『国秘録 御天  
守修復』に木曾御材木奉行兼御作事奉行以下が列記され、最後に  
(宝暦三西四月方)

同 黒田文右衛門

(中略)

石屋頭 井上長兵衛

石屋頭俣見習 井上恒治

とある。石屋頭の井上長兵衛はこの後の文化修理にも名が見える。

3-4-2 文化二年(一八〇五) 御深井丸透門西土居および橋台

修理

石垣北上巾十七間及東上巾十五間破損、加重修也、北東隅下巾四間半、高三間者無傾危、不及修繕

文化二乙丑歳七月

黒田文右衛門

杉浦忠太郎

小山清兵衛

天野佐助

鈴木五兵衛

加藤治平

松口□之右衛門

津村源吾

鷺見只八

羽田野弥三郎

井上長兵衛

(大工) 藤右衛門

(\*「以下日雇の頭なり」)

治右衛門

半四郎

太兵衛

鉄四郎

御深井丸南側石垣(堀北側石垣)・透門橋台の修理で、奉行は従事者

を町人も含めて石垣に刻して記録した。筆頭の黒田文右衛門が五十年余前、宝暦三西四月より木曾御材木奉行兼御作事奉行を勤めた人物と同じ名前である(川地拓本は紀要4号に紹介、橋台は「鶉の首」と通称されているが、名古屋城以外、城にその呼び名はなく、当然『金城温古録』にもない。近代の新命名)。

上段が苗字を持つ武士で、下段は苗字のない町人(職人)である。上段の武士最後尾が井上長兵衛で、宝暦(一七五三前後)に石屋頭であった人物に同じ名前で、襲名であろう。士分で石屋(町人)ではないが、「頭」とあるから石屋グループを統率した(後述4-2-1)。

大工と注記された藤右衛門は、文化当時、宮大工・竹中家(竹中工務店の前身)当主だった藤右衛門(九代目)である。同時代の作例には文化十五年の三重県三縁寺本堂があつて棟札には「竹中和泉掾正敏」、向拝彫物積帳に「名古屋下材木町 大隅屋 藤右衛門」、書状に「竹中藤右衛門」とある。ほか藤右衛門の作例は多い(『竹中工務店九十年史1899-1989』)。ただ宝暦修理の記録にその名前は登場しない。

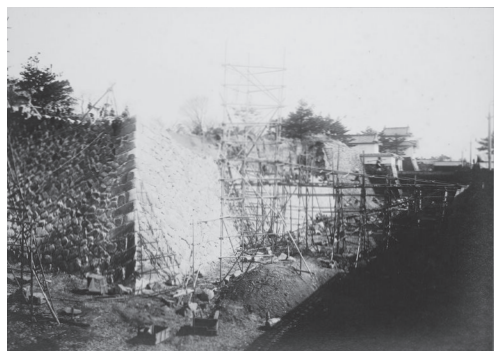
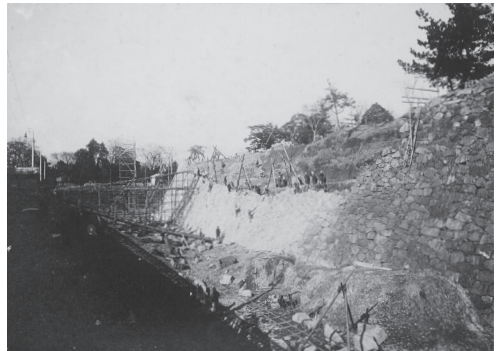
原碑にはないが、奥村得義は『金城温古録』中で、治右衛門以下鉄四郎までの四人に「以下日雇の頭なり」と注記している。「日雇の頭」は「石屋頭」と同様に日雇グループを統率していた。侍・大工・日雇の頭が工事主体であり、功労者として刻銘され、永久に名前が残った。

石垣土木工事で大工と日用が登場するのは、構築される石垣の上には塀・門などの建築がなされるからで、建物の基礎工事だった。さらには石垣施工で、高所にて勾配を確認する丁張り・井楼も設置した(後述)。

3-4-3 大正十年西南隅櫓修理写真(宮内庁公文書館所蔵)

大正十年の本丸西南隅櫓(未申櫓)台の修理写真を見る。濃尾震災以後に豪雨により西南隅櫓台と、続きの多間櫓台石垣が崩落して積み直された。柱だけになった櫓写真もある。写真は南から三枚、西から二枚ある。石垣を積む際に築城図屏風のように人足が築石を台まで上げ、上から下ろす方法と、この写真のように三又で下から現場まで吊り上げ





15 宮内庁所蔵本丸西南隅櫓台修理写真

る方法があった。石垣東端に丁張りが写っている。石垣の東側先端、崩れなかつた箇所は丁張りが置かれて、勾配の基準となり、ここを起点に道系が張られた。西南角は崩れている。指標となる原位置(旧位置)は、残っていた隅下部(根石)と北および東からの多聞櫓台推定天端を延長させることによって決めた。その西に木組みヤグラ(井楼)を建て、先の丁張りから見通しか、道系延長などで勾配決定か。足場による木組みヤグラは本丸西側の櫓台延長線にも置かれた。移動は可能である。二基とも写真に写る。現在進行中の搦手馬出し修理でも丁張りやヤグラは基本装置である。堀底にはトロッコの軌道が見え、築石の移動に使用した。従前からある堀底は当然平らであった。石の運搬には堀底が水平であることが前提になる。築城時も石垣築造(石運搬)開始までに堀底が水平でなければ、石の運搬は難しかった。堀をまたぐ棧橋が二本あって、一

本は水平である。写真には天秤を担って行き来する二人の人夫が写っている。クリ石はこの橋で運んだようだ。築石運搬は写真の棧橋では難しく、一旦堀底に下ろしてから、三又を使用してそこから上げただろう。壁面には斜面にたつて作業する人がいて、築城図屏風に似る。ヒヨか。

#### 4 築城に携わる人

##### 4-1 ヒヨ(日用)

名古屋城史料に日用頭は石屋とみえる(後述)。大坂城再築の丁場割図(国会図書館蔵)で、本丸堀(壁面番号146)二十八間の丁場に「費用」(日用)と記されている『城郭石垣の技術と組織』二〇一、二二〇頁、A表102)。この図は本丸南堀南面(水敲)が四面であることから、それが五面になった寛永七年以前のものとされる。また生駒

讃岐守（正俊）と生駒小法師の名があることから、父（正俊）が死んだ元和七年七月以降のものとなる。この時「日用」は大名と同等の仕事をしてきた。

先に築城図屏風の石垣に取り付き作業する人を日用と考えた。日用には二タイプがあつて、一つは高所作業を専門とする人、江戸でいえば鳶職である。名古屋にはトビという言葉（職人の名称）はない（竹中工務店・今井豊和氏、建設会社経営田中暁美氏よりのご教示）。彼らは木曾の杣山にも登場し、高木を扱う高所作業にあたつた。もう一つは、専門技術を持たないが、労働力が不足した現場で、日々雇用される人たちである。この二つの用例の区別は以下の『日本国語大辞典』にも記述されるが、両者は江戸時代には日用頭の配下であつて、おなじ言葉で呼ばれた。大坂城丁場に記録されたのも日用頭であろう。

#### 4-1-1 日用の用例

名古屋周辺では日用はヒヨと発音し、ヒヨウとはいわない。ヒヨカタ、ヒヨタビは筆者も聞き覚えがあつて、子供の時、建前の日だったと思うが、母が「今日はヒヨカタさんが来る」といつていて、さん付け・敬称だった。ヒヨトリという言葉もあった。給与・報償費を決まった主人から得るといふ雇用関係ではないが、仕事はいつでもあつて、需要のある仕事場を渡り歩いた。それで日用・日雇と呼ばれていた。古文書では日養、日雇、日傭、日用などと表記され、辞書では

- (1) (2) 略、(3) 江戸時代、日用座の支配下にあつて、日用札の交付を受けて日雇稼ぎをする者。鳶口・車力・米春・軽籠持などの類。
- (4) 林業地帯において小屋掛け・山出し・管流くだながしなどの運材労働に従

事する人夫の総称。方言(3) 木材を川流しする人夫。木流し人夫とある(『日本国語大辞典』)。

天正期の徳禅寺文書(大徳寺文書・大日本古文書2-1481)、天正二十年徳禅寺庫司上葺納下帳他では「三升五合 日養 屋上葺ノ時手伝」<sup>(註)</sup>「老石五斗 日養五拾人一人二三」<sup>(註)</sup>「老石五斗」<sup>(註)</sup>「日養五拾人一人二三」<sup>(註)</sup>とあつた(文中子年で閏五月とあり、天正十六戊子年・一五八八)。日養は高所作業である屋上葺の「手伝」をし、一つの工事で五十人とか百七人が動員された。一人別に三升、または三升五合であつた。三升、または三升五合という賃金は、もし一日分であつたとすると、江戸時代の侍が五合であつたことと比べずこぶる高額で、六倍、ないし七倍である。一連の仕事の請負額(総計)かもしれない。

#### 4-1-2 木曾杣山の日用

『運材圖會』(嘉永七年・一八五四、高山町一九一七)には杣山から木を切り出す人々の姿と厳しい仕事の様子が描かれている。『付知川に於ける材木伐り出しの沿革繪解』<sup>(註)</sup>(付知営林局、昭和二八)は支流を含む木曾川流域での木材搬出の状況を絵画で表現したもので、壮大な作業



16 日用の姿図『付知川に於ける材木伐出の沿革と繪解 上』  
牧野彪六

の迫力に引き込まれる。後者の「杣小屋之図」に「杣小屋日雇小屋ノ大小ハアレトモ造方ハ同シ 杣人一組凡十五六人 日雇人夫一組三十人」とあり、「ボサ抜き」という項に「杣検尺が終わると始めて日雇組の手に移り、日雇代人は一同を指揮して先づボサヌキを一部の人夫に行はしむ」とある。杣山では木に登ることも多く、高所作業従事者の彼らが活躍した。川狩では詰まった木を流し、川の材木に乗った。

#### 4-1-3 元和六年、大坂城に従事した日用

普請作事では大工・左官・日用の組み合わせが基本である。大工は木工事、屋根、左官は壁塗り、日用は建築材料の運搬・用意・組み立てでの作業も不可欠だったが、人数がもっとも多く必要だったのは日用である。脇田修『日本近世都市史の研究』（一九九四・「役人と日用」）に、元和六年大坂城築城での黒田藩野村家の支出は、全体67、936匁のうち、日用分は31、498匁（46%）、石垣用の石52個は全体支出27222匁のうち道具代一貫352匁（「石堀ハリ鉄道具入目」）を除けば、日用分は25870匁（100%）、クリ石96坪6分は8694匁のうち日用分は2898匁（33%）とある。築石用の石を用意したのは全て日用で、五月十九日、二十日の根石置きも役人と日用が行った。

元和六年大坂城では角石（隅石）の調達に日用頭が関わる。京極文書Ⅱ大阪市役所文書（『大日本史料』十二編三十三・七十四頁、大阪城天守閣所蔵文書）に

（A） すミ石式つ請取申候

此銀子合八百四拾目わたし申候、但嶋忠右衛門殿・赤尾半右衛門殿へ直ニ相渡申候

ふるてや

申元和六年十二月六日

久衛門（花押）

ますや

日比五兵衛殿まいる

茂左衛門（花押）

（B） 請取申銀子之事

合八百四拾目者 但丁銀也

但角石式ツノ代也

右銀子ハ日用頭茂左衛門、久右衛門兩人より請取申候所如件

元和六年

嶋忠右衛門

十二月七日

数□（花押）

赤半右衛門

長（花押）

齊藤庄左衛門殿

日比五兵衛殿

とある。（A）を発給した「ふるてや久衛門」と、「ますや茂左衛門」の両名は（B）に「日用頭」とあり、（A）（B）の記述により角石式ツの代金・銀子合八百四十目を京極家嶋忠右衛門数□と赤尾半右衛門長□に渡し、日比五兵衛らに報告した。一連文書の中で関係者は京極家の出納担当で嶋・赤尾は実務者、齊藤・日比は責任者である。同じ年の七月、伏見の木や五郎兵衛は、伏見御城鉄御門三つ、御番屋三つを壊す日用の代銀三貫文の一部を受け取ったから、五郎兵衛が日用を雇用した。材木屋勘右衛門は九月二十九日に土台木とすり板の代金四貫六百目を受け取ったと齊藤らに報告している。十月十二日には江戸堀材木屋の少二郎

も土台木五本の代銀を受け取っている。対して日用頭の久(右)衛門・茂左衛門の二人は角石二つを受け取った代銀として、八百四十目を嶋・赤尾に渡したとしている。日用は運び、積むのが仕事だから、この段階までは京極藩が段取りし、以後は日用頭が代金を支払って作業した。銀子六十匁は金一両で米一石(京杓)に相当する。この時代の米は希少価値があつたと考えて、現代の貨幣価格換算を仮に一石10万円とすれば銀一匁は1700円弱、八百四十目は石二つ分だからひとつが大雑把な目安で71万円換算となる。築石は55万円だった(七八頁)。

#### 4-1-4 日用は不可欠

日用は雇用主と固定的な関係にはなかつた。よって低く評価されることもあつた。細川忠興は次のように、日用への批判に反論し有効性を説く(\*元和六年・四月十八日細川忠興書状、松井家古文書7-1248)。

「日用奉公人程役二不立之由、是もわれく〜などハ一切不知候、□申越候由、満足二候、奉公人程役二不立候者、役二立程人数をやとうへく候」として、日用がいなければ城は築けないのだから、数を揃えろとある。土佐山内家では「百姓ノ外ニ毎日日用式三千人やとひ不申候而ハ不罷成候へ共、前かとの日用銀八九十貫目御座候二付、一切日用入不申候」とあつて、必要だが前からの日用銀を使う、とある(『大日本史料』十二編之三十三、元和六年正月二十三日条、一三四頁)。

内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」(『大坂城の諸研究』は以下の「本格普請に先立つて行われた日用普請」を紹介する(二〇二頁、内田は『熊本県史料 近世編三』、中村博志『大坂城全史』は『綿

考輯録』からの引用と記述するが、それらにはないようで、『大日本近世史料・細川家史料』八・二二頁)。

○年欠正月十五日付細川内記(忠利)書状

一 大坂御普請、只今迄日雇之仕立分、悉く御築き直し成さるゝに付きて、坪数まし壺万石ニ、五十坪ほどのあたりにて御座候、昨日右之段仰せ出され候

○二月五日内記(忠利)宛細川忠興書状(同右)

一 大坂御普請日用にて被仰付候分御つきなをしの由候、まへかとより其つもりに石用意候間(中略)可御心安事

○延宝三年(一六七五)八月二十八日西島八兵衛之友書状

大坂御普請三度かと御聞き成され、御縄張仰せ付けられ、最初之日用普請打ち崩し西国大名衆に仰せ付けられ候(藤堂式部家文書)

寛永五年(一六二八)の大坂城石積みは崩壊しており、七年に大名によつて積み直されている。先に見た費用丁場なのは不明。

#### 4-1-5 名古屋城の日用

このように大坂城では元和築城での日用の活動記録が顕著であつた。名古屋でも状況は似ていたと思われ、文化に主役だったことは見た。堀内亮介氏作成の「石屋頭井上長兵衛に関する史料」(二〇二二年十二月十日石垣シンポジウムにおける報告資料)によれば(宝暦)「御天守御修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之留」(「国秘録 御天守御修復」)所収に

作事奉行支配 石屋頭 井上長兵衛

同 石屋頭倅見習 井上恒治

普請方作事方職人日用肝煎 日用頭 石屋 源六

同 石切肝煎 儀右衛門

同 同 庄八

同 同 六左衛門

とあるので、日用肝煎・日用頭はすなわち石屋で石切肝煎もいた。

名古屋築城期の日用史料は多く残されていない。八月二十三日黒田長

政刻印状（庄野文書23）に

一、其元石出候儀、其組々ニ、日用にても出し候へと可申付候、日用錢ハ此方より可出候

また『蓬左遷府記稿』慶長十五年十二月（名史155）に

一 名古屋御城御取建の節、人足耆人ニ付日雇代永樂七文谷田家覚書全文とある。七文は侍の一日五合より多いようである。これらは雇用関係が時限の日用のイメージだった

『日向記』（名城集成・名古屋城・史料、以下名史118）には十五年庚戌正月人夫上ル、二月ヨリ取付

とあるので、国本から人夫が上がったように読めるけれど、実際には現地調達で、町方の日用頭に依頼し必要な人数を揃えた。津・藤堂藩では村人の名古屋出国を禁じ、藤堂高虎が村から出ていく農民を厳しく統制したことはすでに見た（『（本）紀要』3号123頁）。『尾州御留守日記』文政四年八月六日条に「日雇頭黒鋏頭」が見える（『（本）紀要』2号168頁）。

#### 4-2 石屋・手木者之頭・穴生頭

##### 4-2-1 石屋頭（井上長兵衛）

名古屋城の宝曆修理、文化修理の双方の記録に襲名らしき石屋頭（井上長兵衛）が登場していたことは二ヶ所で紹介した。『藩士名寄』を見ると、石屋長兵衛の祖である十兵衛は寛文六年には御用に懸わっていた。「国秘録 御普請奉行石場役往還方扣」所収「延享三年寅十一月 石屋頭井上長兵衛由緒書并石屋共山入御国奉行証文写」はより詳しい（前掲堀内亮介報告資料）。

一 私先祖曾祖父井上長兵衛義、源敬公様御代寛永十四五年、家屋敷拝領仕、無足二而式拾六年石御用相勤、度々御褒美頂戴仕候、瑞龍院様御代寛文三卯年、御城内石櫓為御用右十兵衛被召抱、御切米拾石・御扶持三人分被下置相勤申候、石垣御用出精相勤候二付、寛文九酉年御加増拾石頂戴仕、都合式拾石・御扶持三人分被成下、

江戸城でも石屋又蔵・久兵衛らが活動している。熊本藩細川家による中之門石垣修築には石屋久兵衛が関わっていた（『千代田区の文化財』資料編）。寛永十六年（一六三九）、久兵衛の活動は『部分御旧記』（『熊本県史』近世3）にも二点が収録されている。普請は十五年完成とされるから、清算段階か。その原史料は熊本大学永青文庫・「文下四六一四公儀御普請 寛永十六年方万治四年迄」（後藤典子氏御教示）にあつて関連資料がさらにある（『県史』七一三頁収録の（ア）（イ）は紙幅の都合で引用を割愛）。

（ウ）

寛永拾六年七月ヨリ 公儀江戸御城御普請付而、殿様より平石角石カシギ石被成御上ゲ候、請払之目録

一 千三百拾八本者

殿様ノ御石前かとなり御座候分内 六本者  
角石也

一 七百本者、被成御買候平石

二 口合式千拾八本者但六本之角石共二

内払

〔付札(朱字頭注) 六本角石水上ノ時讚岐様衆よりかり切手御奉行所へ上ケ申候〕

一 六本者 角石 酒井讚岐様へ払分

一 拾二本者 平石 松平越中様へ払分

一 五百三拾九本ハ 平石 青山大蔵様へ払分

払三口

合五百五拾七本内

百三拾六本ハ 前かとなり御座候石之分

二百四十四本ハ 御かい被成候分 又蔵石之分

百七拾七本ハ 御かい被成候分 久兵衛石之分

残テ千四百六拾壹本ハ平石也

右ノ内

千百八拾式本ハ殿様ノ御石、前かとなり御座候分内

三本者  
角わき

百六本者 いしや又蔵払残之分

百七拾三本者 同久兵衛払残之分

右之残石、我等替り安藤菊太夫天野猪左衛門矢野少兵衛ニ払切手有之

外二

一 五百本者 かんき石

内

式三拾本払之

但公儀御用ニ

残

式百七拾本者 御さい島ニ御取候 石屋又蔵 預り分也  
石屋久兵衛

寛永拾七年四月晦日

牧源右衛門殿

かゝ山与左衛門殿

(ア)は石屋の又蔵・吉右衛門・久兵衛の三人が、大川原・服部・斎藤の三人に宛てた受取書である。宛先の三人は(イ)では大川原・服部・牧に替わる。このうち牧源右衛門は(ウ)にて、かゝ山(細川家臣)と併記される。大川原・服部も含め、みな細川家臣である。石は雁木石が五百本、築石が七百本で、寸尺たがわず注文通りに納品した。全体六百六十五両のうち三百両を十月六日と年末の十二月二十八日の二度に分けて石屋の三人が受け取った。石は自分たちで直接御石奉行(江戸城詰か)に渡すので、御手形を遣わしてほしい、とある。石屋の三人は江戸城の石奉行に石(六百六十五両分)を渡し、代金は細川家が江戸小判で支払った。長さが必要な雁木の方が高価だったろうが、内訳がない。大雑把な目安をいえば一つ55万円となる。石屋は酒井讚岐守(忠勝・小浜藩)の衆に対しても角石六本分の「かり切手」を出していた。『日葡辞書』では切手は「quite」ある物を引渡しさせる証となる紙、文書とある。また彼と松平越中(定綱・桑名藩)、青山大蔵(幸成・尼ヶ崎藩)にも「払分」があつたから、複数藩を掛け持ちした。

細川藩は名古屋城の丁場では藩主自ら石切現場に赴くことが多かったけれど、切り出し・運搬は藩士ではなく、藩主・奉行の監督のもと、石屋が請け負っていた。前掲の阿波国徳島蜂須賀家文書には多様な石積み

史料があつて、寛永二年の記録は石垣石を買い入れたときの帳簿で、石の寸法が逐一記録され、商人らしき京屋・八幡屋・小倉屋・塩屋らの名が見える。名古屋城での石垣刻字には蜂須賀家など奉行の名前を書いたものが多く、字体は似通っている。奉行人から刻字の下書き（原稿）を渡され、実際に石に紙を貼り、鑿で写し取った石工は、こうした石屋の配下だっただろう。やがて宝暦・文化の頃になると、藩士としてその石屋を抱え込んだのではないかと推測する。

#### 4-2-2 手木者之頭・江戸城美濃屋庄次郎から

江戸城では石垣修理の刻銘に美濃屋庄次郎があつた。汐見坂近くの石垣解体修理時に

□□元甲申年 □月十九日 (美) 濃屋庄次郎 築之

と彫られた石が出土した。元年でかつ甲申年で、江戸城普請があつたのは宝永元年(一七〇四)である。明暦大火(一六五七)後、加賀藩前田綱紀に命じられた江戸城天守台修理では戸波駿河・三河・丹後が穴太として登場、「ミのや庄次郎」が「手木者之頭」として参画した(「江戸・東京から見た熱海の石丁場遺跡の魅力」WEB)。

手木者は「てこのもの」である。名古屋城下・上宿の手木町・御手木町はてこまち、おてこまちであつて、おてこ公園に名を留める(金沢も「おてこ」町)。「てぎ」と読まれやすく、辞書類にはそちらのみが記されているが、名古屋では「てこ」で梃子に同義、現在のボールである。「おてこ」は藩主御用の土工・石工、土木普請従事者で大名お抱え火消しをさすこともあつたし、庭園管理も行った(竹井巖・二〇一九、佐藤宏一・一九九七)。無双の剛力、大力がいて、石のような重量物の扱いに長け

ていて、築庭にも関わつた。鳶と同じ組織にいますが、別扱いである。「築城凶屏風」に梃子をもつ男達が多数描かれていることは見た。「手木者之頭」であつた豪商・美濃屋庄次郎は財力が大名並みにあつて、小堀遠州の後に古瀬戸茶入、置紋大海を所有したという(『大正名器鑑』)。

#### 4-2-3 穴生頭(穴太和)

穴太は慶長の石垣築きに参加しており、以前に紹介している。二〇二二年十二月十日石垣シンポジウムにおける堀内亮介氏報告によれば、寛文五年二月六日に「(名古屋城)二之御丸升形御南門并石垣出来」、その功績によつて穴生頭の山戸五兵衛が小判拾両を得た(『瑞龍公実録』)。穴太は国の名を名乗るので穴太和であろう。『藩士名寄』にその三年後、寛文八年三月十五日に安生頭知行三百石の山戸五兵衛が石垣御普請も無いとして知行を返上したとある。石屋井上長兵衛の祖が登用されてわずかの後だった。

#### 5 天守完成(補遺)

以下は一部、本紀要収録の今和泉大氏論考による。天守上棟の日付がわかる記述が『佐治重賢氏所蔵文書 小堀政一関係文書』(佐治家文書研究会編・思文閣出版・一九九六、所収)の年欠九月廿八日小堀政一書状(一八号文書)にある。

一 こゝもと御天守、昨日廿七日ニ棟上出来候

とある。棟上だから柱・梁が組み上がった段階であつた。その前段には「当年は名古屋御天守」「こゝもと御天守之畳面之事」とある。史料冒頭の「其元大水」は『当代記』「美作国此時大水出」記事から慶長十七年

である。従来天守については城戸久『名古屋城史』が紹介した「伊勢町鍛冶職与助由緒書」（ほぼ同内容が「瀬戸物町万屋与三右衛門由緒書」に）

当御城御普請鉄者御用相勤申候御天守過半出来、三重目之垂木打申候節、権現様御上洛被為遊御立寄当御城御上覧云々

とあり、家康が上洛した慶長十六年三月には三重目まで出来ていたとされてきたわけだが、前稿で指摘したように盛土の安定に時間を要するはずで早すぎる。紀要前号で指摘したとおり、天守の完成は十七年末。

(2) 従来、慶長十七年の史料とされていた霜月七日付中井正清宛藤田安重書状は正しくは慶長十八年で、なおがき（尚書）の「伊賀殿煩」に関わる『時慶記』慶長十八年十月二十一日、十一月二日記事がある。「禁中御作事」も、中井家文書の慶長十八年十一月五日から十九日までの新造御所十一月記事にある。

(3) 天守の不具合、雨漏りを記した『名古屋城史料集成』二六七は、『駿府記』記事なので、当然駿府城のものであった（紀要前号二四頁）。中井大和守代棟梁である大工源右衛門が、「不可如此造、如此則可為曲事」といって、窓戸からの雨漏りの原因を中井大和守の設計ミスとしたうえで、名古屋城殿主では是正した、とある。名古屋城では天守にも櫓にも窓敷居溝に、入子水抜きがある。他の城にても多くは見かけない。『金城温古録』は「宝暦修理の記文に新規入子を拵えたところの材料を新規に鑄造したことをいうのであって、構造自体は慶長以来のものである」とし、『談海』を引用する。『駿府記』も『談海』も同文同内容である（内閣文庫史籍叢刊）。なお「木岡敬雄の雨が育てた日本建築」（雨のみちデザイン、WEB）参照。

以上これまでの考察につき、再整理した。名古屋城調査研究センター設立五年を経過し、センター職員は多くの成果を出してきたが、残る課題もまた多い。文献に関していえば、助役大家の史料も精査し、既存史料集に替わる新・史料集成が必要とされよう。

#### 注

(1) 尾張国山田庄が老万部御経料所となっており、その中に「堀江郷」も含まれていた。北野万部経会は十月五日から千人の僧が十日間参加して北野社で行われた毎年の幕府主催行事であった（『御前落居奉書』『新川町史』資料編2、67～72、82～87）。

(2) 蹴初めは吉日を選ぶ。とりわけ土用を避けた。土用の土起こしは土公神の崇りを呼ぶとして、工事に従事する民衆が恐れた（服部『河原ノ者・非人・秀吉』。春の土用は立春（太陽暦で二月四日）前十八日、夏の土用は立夏（太陽暦で五月五日）前十八日、大陰太陽暦（旧暦）では毎年日が違う。慶長十五年は立夏三月十二日、四月十八日であればすでに夏の土用は終わっていた。慶長四年十月十九日蹴始（醍醐寺新要録）、永禄十二年二月廿七日御蹴初（信長公記）、去年（天正十年）正月蹴初（三原城）、慶長六年八月十五日蹴初（肥後熊本城）、慶長十三年三月一日（江戸城市ヶ谷土橋蹴初）、寛永二十年一月七日江戸城御蹴初、元和六年三月一日（大坂城・山内文書）など、管見でのわずかな事例だが、土用での蹴初めは避けられている。

(3) 忠利の認識に美濃衆助役であった。美濃衆は実際には翌慶長十六年に助役になるが、山内家史料では十五年段階で美濃十八大名及び伊勢八大名を書き上げている。同書24・九二頁。

(4) 筑前黒田藩にいた小河・オゴウ、オウゴを白峰句氏が穴太だとしているが（『史学論叢』三九、二〇〇九）、播磨国矢野庄小河・オウゴ出身で黒田家とともに筑前に移住した大身で、近江出身ではなく穴太でもない。



主な関係文献\*紀要既刊分1〜4は省略する。

『西枇杷島町史』西枇杷島町 一九六四

『新川町史』資料編2別冊絵図地図編 清須市 一九九二

鈴木正貴「岩瀬文庫所蔵「清洲図」について―清須城下町の復元に関連して―」『愛知県埋蔵

文化財センター研究紀要』一四号、二〇一三。 <http://www.malbun.com/DownDate/PdfDate/>

kiyo24/2408Sus.pdf

『尾張国町村絵図、名古屋地域編』国書刊行会、一九八八、徳川黎明会・徳川林政史研究所所

蔵絵図)

『大日本史料』とくに十二編三十三 東京大学史料編纂所

『江戸城外堀物語』北原糸子 ちくま新書・一九九九

『近世尾張の部落史』愛知県部落解放運動連合会・二〇〇二、

『河原ノ者・非人・秀吉』服部英雄 山川出版社・二〇二二

『峠の歴史学』服部英雄 朝日新聞社・二〇〇七

西ヶ谷恭弘「石曳き」『月刊歴史と旅』二七―九・二〇〇〇

野中和夫編『石垣が語る江戸城』同成社・二〇〇七

内田清「足柄・小田原産の江戸城石垣石」『小田原市郷土文化館研究報告』七・一九七〇

渡辺孟「湯河原町の採石丁場跡の現況とその考察」小田原市郷土文化館研究報告五七・

二〇一一

竹井巖「加賀藩手木足軽と氷室に関する覚書」『北陸大学紀要』四六、二〇一九、

佐藤宏一「手子の系譜」『仙台藩白老元陣屋資料館・館報』三号、一九九七

《Title》

Building towns, building castles, and the people involved

Third study on the construction process of Nagoya Castle

《Keyword and Abstract》

There is a question as to whether the Biwajima Bridge was built before or after the move from Kiyoshu to Nagoya. The theory proposed here is that it was built in Keicho 13.

Destruction of the main national roads, namely the Kamakura kaido and Oguri kaido Roads.

Setting up a temple site within a board division

When the castle was built, the shortest distance was transported, and for this purpose, materials were brought in from the north side by crossing the moat by boat. The daimyo who were building the stone wall had decided where to build the stone wall, but there were places where they did not decide, and those places were left as slopes without piling up the stone wall, and were used as delivery routes for materials. The drawing depicts this area as “Yukiai-choba” Scaffolders, high level workers, and masons did a great deal of work in the construction of the castles.

## 〈資料紹介〉「堀川通絵図」

服部 英雄・堀内 亮介

### キーワード

堀川 土地利用 名古屋城下町 熱田 蔵屋敷 御船手役所 御船蔵  
御材木場 町人地 千賀志摩守 千賀信立 尾州茶屋家 伊藤次郎左衛  
門 明治時代初期

### 《解題》

#### 1 縮尺

名古屋城総合事務所には、表紙に「堀川通絵図」とある冊子が保存されている。堀川兩岸の「法通」（法は寸法）を実測した大縮尺図で、「百間老尺」、すなわち縮尺600分1図である。地籍図が分間図（一間を一分）であることに全く同じで、きわめて精度が高く、丈量ならびに土地所有者・管理者が記される。周囲の施設も素描されており、貴重な詳細図である。江戸時代の堀川の様子はいくつもの名古屋城下図によって概要（あらし）はわかるが、これほど詳細な図はなく、豊かな歴史情報が得られる。名古屋城調査研究センターは発足以来、少しずつ名古屋城に関わる史料を紹介してきたが、今回はこの堀川史料を紹介する。本史料は付箋の下に文字が書かれている場合も多いが、紙幅の関係で付箋を下げた状態で写真を撮影して、末尾に図版として全編の写真を付けた。また、付箋が糊付けされたところは剥がせず、透かし読みしかできない。このように複雑な構成の史料であり、文字だけの紹介には限界があるが、記載された情報は興味深い内容であるため、後ろに翻刻文を付けて

内容を少しでも伝えられるようにした。

#### 2 制作時期

本史料は藩政時代に作成されていた原簿に、付箋で明治以降の新所有者を記しており、移行期の様子がわかる。凡例の付箋、「壬申五月廿八日 宮繕懸り江問合」という記述から、壬申年（明治五年）（一八七二）に新・愛知県（明治五年四月設置）の組織となった宮繕懸とのやりとりがあったことがわかる。また「大幸川堀割 天明五巳年（一七八五）出来」、「悪水除 文化五辰年（一八〇八）出来」という記事があるから、本絵図制作の上限は一応文化五年で、実際には幕末維新前と明治五年前後の状況を反映する。

#### 3 伝来

名古屋城総合事務所に所蔵された経緯については史料カードに記載がなく、今は不明である。本史料の番号は500番代なので0番代が付されている宮内省引き継ぎ文書ではなく、戦後の収集となる。

#### 4 起点と川巾・橋

大幸川との接点である堀留が起点である。大幸川は川幅が堀川の4分1ほどで狭いが、段差（落差）なく描かれる。橋の名前は記されない。堀留左岸には雁木があり、荷揚げ場である。右岸に雁木はないが、木造

場・材木揚ケ場があった。これより下流は納屋橋下まで雁木はない。

堀川絵図は堀留から始まって白鳥・熱田に至るが、上島橋（うわばた橋Ⅱ五条橋）・中橋・伝馬橋まで橋の間隔は碁盤割の東西街路二本に一架橋で間隔も狭い。納屋橋までは通り三本、それより下流は日置橋・古渡橋・尾頭橋（佐屋街道）で、橋の間隔は上流部に比べて極端に長くなる。それより下流に橋はなく、熱田で茅渡しになる。

設計図通りに掘削された川だから、川巾は上流部十三間、上島橋十二間半、中橋十二間半、伝馬橋上十一間二尺、下十一間半、納屋橋上十四間、下十一間半、日置橋十一間半とほぼ画一的である。ただし所々「川巾八分間を除く」という記述があつて、実測が難しいところがあつた。

## 5 御船手

納屋橋下流は見開き三枚に及ぶ広域が御船手であつた。線引きされた長十五間幅の左岸土地に御船手と書かれて、異筆で「元」と加筆される。紙張りの下には倉廩方、普請方があつた。藩政期の御船手の廃止前と廃止後の様子、それぞれがわかる。上記の隣接地は当初の用紙には千賀志摩守とあつたが、付箋が重複し、すぐ上の付箋が「与八郎」、その上の付箋が「千賀信立」で、千賀志摩守は尾張藩船奉行で、代々与八郎・志摩守を称し、藩政期最後の当主は信立だつた。信立は文政五年（一八二二）生まれ、慶応三年（一八六六）家老、明治二年（一八六九）名古屋藩権大参事。志摩守という官途名が廃止されたから、付箋で与八郎とした（なお「千賀家文書」が鶴舞図書館に所蔵される）。

御船手より堀川へ向けて雁木を下った位置に番所があつたが、廃止となつて付箋糊付けで隠された。御船手より下流に長さ十五間の船繫場や

船杭がある。その間および前後に土蔵、木挽小屋二棟、大工小屋四棟があつて、これらには付箋がなく、現用のままだつた。木挽小屋・大工小屋では船の修理が行われたらう。

それより下流は天王への小路を挟んで長□（六か）拾五間、つづいて長さ四拾一間と広大な土地が元御船手役屋敷であつた。船手は料紙二枚にまたがっており、長大で小沢近十郎他七名またもう一筆が三名に分与されていた。この個所を別の城下図でみると、

御蔵・三蔵筋・御蔵・御船屋敷・御船御用屋敷・千賀孫兵衛・天王・小道・御水手屋敷・水路・御水主屋敷

となつている（個人蔵「御城下絵図」、蓬左文庫高精細画像閲覧データベース収録）。

## 6 沿岸の所有者―伊藤次郎左衛門・岡谷惣助・志水・竹腰・石河ら

その対岸右岸には石垣で築かれた台に、目印のような工作物があつて、その上流の広い土地は伊藤次郎左衛門、付箋にみる新所有者は五人になつて、天王構の外は茶屋万右衛門が二筆、その下流部も茶屋の関係者の名が見える。数筆の付箋には岡谷惣助の名も見える。

沿岸には高須御蔵や志水・竹腰・石河ら美濃などに領地を持ち、年貢が尾張に搬入される重臣の管理地があつた。また師崎屋・内海屋という知多が碁盤とおぼしき商人の土地もあつた。

## 7 江川捨水と水車

堀留から至近の距離に江川捨水があつて、納屋橋下にも右岸江川からの水路がある。江川は庄内用水東井筋であるけれど、「尾州名古屋御城下之図」(蓬左文庫蔵、前掲データベース収録)ほか多くの絵図には右岸に池、あるいは「御池」が描かれている。一帯は湿地帯で、過剰な水に苦しむことがあつた。後者の場合は水車が設置できるほどの大きな落差があつた。江川からの水路は両者ともに他の城下図にも描かれているが、水車は描かれていない。伊藤正博・沢井鈴一『堀川 歴史と文化の探索』(あるむ、二〇一四)によると、貞享元年(一六八四)の設置で十年ほどにて廃止されたとの記述があるが、本史料にも描写があるから、明治初年に再使用されていたようだ。近くには水車町という町名があつた。付箋はこの水車水路を境として旧来(時期不明)は北が雑税係(懸)、南は熱田まで営繕係(懸)の持ち、と記す。水車の東に橋があつて、その道の北側に木戸のようなものが描かれている。また水路末端の堀川本流に捨て石のようなものが描かれている。

日置橋の西側付け根には石垣の上に小屋のような建物があつて、下流にも少し小ぶりで同形の建物がある。日置橋周辺の右岸は上部に階段があつて、下はその道が続くように上下路がある。

## 8 無三杵

悪水杵は両岸からいくつも流入する。日置橋下流には無三杵の末端が描かれている。無三杵は庄内用水西井筋(惣兵衛川)のこのことのように、庄内川左岸の高所を流れてから、この位置にて堀川に流れ込んだ。無三杵または無三殿杵として『尾張徇行記』の押切・栄(生)・日々津よ

り露橋・高須賀・五女子までの各村に記述がある。無三を法名とした松平図書康久に由来するとされ、露橋には「むさんどはし」と彫られた橋柱が残る。

## 9 河戸

河岸にはとところ河戸がある。木曾川の起宿渡船場には船橋河戸、宮河戸のような渡船場があつたから、船着をさすのではないか。河戸は雁木があるものもあつて、そこは荷揚場か。固有名詞が付いているものもある。排水口を持つものもある(日置橋下流)。『祖父物語』によれば、豊臣秀吉は「清須ミツノガウ戸の生まれ」となっている。清須御園(ミソノ・ミスノ御簾野)河戸であろう。

## 10 水稽古小屋・見取所

下流部の柵で囲まれた一角に切り妻で窓のあるりっぱな建物があつて、水稽古小屋と注記される。その対岸には旧藩時代には見取所があつたが、貼り紙があるように、明治になって廃止された。

## 11 羽柴屋源七材木場・船江堀割

それより下流左岸には羽柴屋源七材木場があつて、五つの水溜になっていた。四つには口があつて、一つには口がない。その下流が船江堀割で十の堀割りが連続する。

## 12 白鳥役所構・御船蔵

その下流は柵の仕切りに番所があり、左岸は白鳥役所構、続いて御船

蔵があり、門の下には雁木がある。距離が長く両端に番所があり、木戸もあった。右岸は岸辺に並木があつて番所もある「御材木場」だったが、「御」に付箋が貼られて、敬語のない「材木場」となっている。

### 13 大夫堀

白鳥材木場のすぐ上に堀があつて、

大夫堀 長八拾「五」間

大夫堀 分間不抱

とある。大夫堀については『事蹟録』（名城集成二〇八）に

白鳥辺ハ今ニ大夫堀ト云伝、是ハ福嶋左衛門大夫被申付ト也、普請之衆ト平岩主計頭時々不和之事アリトナシ 慶長記

とある。一読すると堀川白鳥辺の掘削が福島左衛門大夫正則の工事にかかわると思いがちだが、通絵図によれば、大夫堀は白鳥にある一本の堀割の呼称であつた。堀川は二通の細川忠興書状によつて、千石夫により掘削されたことがわかる。西国北陸大名全員による普請で福島正則のみによるものではない。（服部「名古屋城築城考・普請編」〔本〕紀要』三号二五頁・同「天守建つ・続名古屋城築城考」『同』四号八頁）。

### 14 御船蔵・船作事場

それより下流は左岸が熱田白鳥町を経て、熱田材木町に連続し、右岸

は竹矢来で囲まれた御船蔵だつた。最下流は左岸が船作事場、右岸が熱田新田で終わっている。熱田の道には木戸が描かれている。

### 15 橋脚

この絵図では各橋の橋脚は省略されている。五条橋（上島橋）については『美濃路宿村大概帳』に「板橋 高欄擬宝珠附 長拾六間 横三間 老尺余 橋杭三本立四組」とある（『堀川』一三三頁）。尾府名古屋図（蓬左文庫）にも橋脚は描かれる。（『本』紀要』本号55頁図版）

（文責 服部）

### 《翻刻》

凡例

・「堀川通絵図」（名古屋城総合事務所蔵）全編を一部判読できなかった箇所を除いて翻刻した。判読できなかった箇所は、文字数が推定できる場合は□、推定できない場合は「」で示した。

・【】で示したのは《図版》で示した図版番号である。原則として各図版の上部（西岸）、中央部（堀川）、下部（東岸）の順に見出しを付けて翻刻し、図面と対比できるようにした。

・付箋上に書かれた文字は、（西岸付箋）・（東岸付箋）と見出しを付け、一つずつ「」に入れて示した。

・付箋や朱書によつて抹消された部分は、（抹消）「」として示した。

・西岸・東岸のうち、付箋の下にあつた文字については（付箋下）と見出しを付けて、当該文字を隠していた付箋の後に示すようにした。

（文責 堀内）

【表紙】

(表題) 堀川通絵図

【図1】

(付箋) 壬申五月廿八日 菅繕懸り江問合

一 堀川河岸間竿延有無之事 六尺二寸五卜

一 外郭内外開居地同断 六尺貳寸五卜

一 所々開拓地同断 六尺五寸

凡例

(\*白) 堀川法通之内東側木挽町より納屋橋迄西側小船町上大吉構本家

方納屋橋下モ迄両法通り税取立市井掛持

但大吉構北家ハ土木掛持之地也

【図2】

(\*紫) 此色広井村地内

(抹消) 「大代官方支配 川縁法通扣主より□圓銀上納」

(\*橙) (抹消) 「此色御船手支配道廻屋敷方支配」

「但聖運寺南境より下も小川町悪水落土場迄町屋前後通

扣主方地代銀上納」

(\*朱) 此色五女子村地内「元」大代官方支配扣主方年貢上納元船

番所地内より上之「元」林藤八知行所本田之内四畝拾歩證文引

(抹消) 「掃部頭様御構内道通川縁共地所ニ付上納方不払分寺扣

之分ハ借主方地代銀其寺江上納」

(\*灰色) 此色熱田神領地東側尾頭橋

【図3】

より下もハ外面家居土台方法通り三間神領地扣主方年貢上納

(抹消) 「但白鳥三朝屋前法通り扣境不相分」

(\*縦線) 此印銘々扣境

(\*横点線) 此墨星を以書頭彩粉無之分法通之外川内縁場其所扣ニ属ス

(\*深緑) 此色日置村地内道通「元」町方支配

(抹消) 「東西法通御作事方支配屋敷構之分東西共道巾中央を

境ニ構ニ属シ半分ハ屋敷方支配法通銘々扣地代銀御作

事方江上納」

(\*黄) 此色古渡村地内東側古渡橋迄道通「元」町方支配

(抹消) 「法通御作事方支配次キ尾頭橋迄東側大代官方

【図4】

支配夫々扣主方年貢代上納西側古渡橋方尾頭橋迄法

通御作事方支配道通町方支配屋敷構之分道巾中央を境

ニ構江属シ半分ハ屋敷方支配法通扣主方地代銀御作事

方ニ上納」

「但古渡橋より上ミ横井十郎左衛門境迄法通御作事方

方裁許前へ草刈取」

「但地所違ひの分は彩を以分之」

一 間数大方百間老尺之割川巾間ハ分間を除く

【図5】

(西岸付箋) 「七十八間半長坂左馬五郎」 「拾五間長坂左馬五郎」

「木造場材木揚げ場」 「拾七間四尺奥原禮次郎」

「八間志水武雄」

(堀川付箋) 「大幸川堀割 天明五巳年出来」

【図6】

(西岸付箋) 「老間半 志水剩太郎」 「四間 文助」 「六間 木屋松兵衛」

「式間 大伝馬丁清吉」 「式間 木屋太七」 「四間 内家」

「三間 大和屋代吉」 「是より下モ水車上迄市井科支配」

(欄外付箋) 「是より北限老丁程元宮繕掛持」

「一是より水車筋迄南凡拾四五丁程町家住居士

藏等取立旧来雑税掛り持」

(東岸付箋) 「中畔悪水杖」

【図7】

(西岸付箋) 「江川捨水井筋」

(東岸付箋) 「六間 なや徳次郎」 「三十八間 車屋庄七」

「三間半 車屋庄七」

【図8】

(堀川) 巾拾三間

(東岸付箋) 「矢来方上三拾間程惣河戸」 「悪水落」

「三間 庄七 五間 権蔵」

(欄外付箋) 「是より北凡四丁程元宮繕掛持」

「一是より南納屋橋迄凡拾町程材木薪置場等旧

来雑税懸持」

【図9】

(堀川) 上島橋 巾拾式間半

【図10】

(堀川) 中橋 川巾拾式間半

(東岸付箋) 「山田屋前悪水」

【図11】

(西岸付箋) 「宮尾新左衛門表」

(堀川) 巾拾老間式尺 伝馬橋 川巾拾老間半

(東岸付箋) 「悪水落」

【図12】

(西岸付箋) 「岩間勘兵衛」 「内海屋伝左衛門土蔵」 「師崎屋長兵衛河戸」

「皆川屋庄蔵」

【図13】

(西岸付箋) 「戸田道河戸」 「奥田河戸」

(堀川) 川巾拾四間 納屋橋

(東岸) 河戸 長六間

長二拾九間半 物置 物置 道通り

(堀川沿い) 釜ヤ 法通り

(東岸付箋) 「七間 安田佐吉」

(欄外付箋) 「是より北旧来雑税掛り持」

「一是方南熱田出先まで元宮繕懸り持」

【図14】

(西岸) 土蔵三間 物置二間 物置三間 土蔵長十間

土蔵長十間 土蔵長七間

水車

土蔵三間 土蔵三間 (抹消) 「」

(西岸付箋) 「瀬戸物河戸」

「八間二尺 柴田竹三郎」 「九間二尺 内田経三郎」

(付箋下) 拾四間

(欄外付箋) 「是より北地券区中南区外」  
「七間 伊藤由三郎」 「九間半 熊谷庄二郎」  
(欄外付箋) 「是より北旧来雑税懸ノ持」

「一是より南熱田出先迄元營繕懸ノ持」

「拾間老尺 岡谷惣助」 「三間半 西水主丁 定八」

(付箋下) 拾間 鉄炮町しやう扣

「五間二尺 伊藤相馬」 「五間老尺 伊豆屋久兵衛」

「老間一尺 伊豆や久兵衛」 「式間 安藤善祐」

「九間 中嶋屋 政吉」

(付箋下) 長五拾四間 尊寿院扣

(堀川) 巾拾老間半

(東岸) 長百二十一間半 長三拾二間

(東岸付箋) 倉廩方 (抹消) 「御普請方」

【図15】

(西岸) (堀川沿い) 道通り (抹消) 「」 法通り

(西岸付箋) 「八間二尺 瓦屋惣八」 「三間半 指物屋与八」

「三間半 茶屋 勘藏」 「三間 指物屋与八」 「五間 源藏」

「老間式尺 弥三郎」 「五間 桶師定次郎」 「式間半 伝左衛門」

「五間半 甚助」 「五間 茶屋万右衛門」

「八間五尺 茶屋万右衛門」 「十間五尺 太兵衛」

(付箋下) 長四拾一間 茶屋町 次郎左衛門扣

「八間 天王構」 「六間 船大工新助」 「三間 西水主丁仙九郎」

「九間四尺 左藏」 「式間半 甚九郎」 「老間五尺 東や甚九郎」

(付箋下) 長五拾四間 納屋町 大野屋ちか扣

「三間 乙吉」 「十七間 (抹消) 「半」 五尺 正吉」  
「廿一間 長円寺前明地」

(付箋下) 長式拾二間 長円寺

(堀川) ●船杭 ●同 ●同

(東岸) 長拾五間 長十五間 元御船手 長九間

(堀川沿い) 土藏 (抹消) 「船番所」 木挽小ヤ 大工小屋

大工小ヤ 大工小ヤ

巾五間

木挽小ヤ 長十五間 船繫場 大工小ヤ

(東岸付箋) 「四十七間 千賀信立」

(付箋下) 千賀与八郎 (抹消) 「志摩」

「四十四間 武野昌治郎」 「拾間 服部儀兵衛」

「拾六間 鈴木□□守」 「五間半 浅野真郎」 「五間 三輪嘉重」

「五間 三輪嘉重」 「五間 いせ屋治右衛門」

(付箋下) 長拾五間 天王 元御船手役屋敷

天王崎悪水落

【図16】

(西岸) (堀川沿い) 草生 草生 畑 畑 畑

(西岸付箋) 「三間 大野屋仙左衛門」 「六間半 大の屋徳次郎」

(付箋下) 長式拾二間 大野屋徳次郎 (抹消) 「成瀬豊前守」

(付箋下) 長四拾四間 内田善藏 (抹消) 「渡邊半藏」

「式間 下條対馬」

(付箋下) 長拾五間 下條主馬 (抹消) 「瀧川豊後守」

「五間 石河典則」 「八間 滝川彦次郎」



〔付箋下〕長拾五間 滝川彦次郎〔抹消〕「肥田□□」  
「三間 津田平十郎」

〔堀川〕悪水除 長二十二間 文化五辰年出来 定井  
〔付箋下〕長拾五間 津田平十郎〔抹消〕「」

●船繫柱 ●同 ●同 ●同 ●同 ●同 ●同  
〔東岸〕〔堀川沿い〕草生〔抹消〕「御船方□船繫場」  
〔東岸付箋〕「三間 今川屋惣兵衛」

「十一間半 小沢進十郎」  
〔付箋下〕長四拾老間 「元」御船手役屋敷

「十二間 岩井金之助」  
「十四間半 鈴木吉兵衛」

「五間 小物屋継兵衛」  
「六間半 吉田重右衛門」

〔付箋下〕長四拾七間半 聖運寺  
〔欄外付箋〕是方北地券区中南区

「式間半 安兵衛 式間半 利八」

「式間半 利左衛門 式間半 庄九郎」

「式間半 初藏 式間半 吉左衛門」

「式間半 伝吉 式間半 要吉」

「式間半 左吉 式間半 伝兵衛」

「式間半 吉田重左衛門 式間半 忠吉」

〔付箋下〕長三拾六間

【図17】

〔西岸〕〔堀川沿い〕畑 畑 畑

〔西岸付箋〕「七間半 佐藤喜内」

〔付箋下〕佐藤喜内〔抹消〕「」

「八間 岩村利八」  
「五間 佐藤庄十郎」

〔付箋下〕式拾式間 明地

水野孫一〔抹消〕「小笠原三郎左衛門」

「四間 石工善助」

「八間 成田権十郎」

〔付箋下〕成瀬権十郎〔抹消〕「」

「七間 津田三十郎」

〔付箋下〕津田三十郎

〔付箋下〕水野孫一〔抹消〕「石黒丹下」

「拾四間半 津田三十郎」

〔付箋下〕〔抹消〕「石河主馬」

津田三十郎〔抹消〕「紙屋市兵衛」

「四間 石河太八郎」

〔付箋下〕長式拾六間 松井藤兵衛 石河太八郎

〔東岸〕〔堀川沿い〕〔抹消〕「長二十二間 借主木ヤ惣左衛門 薪□方」

〔抹消〕「」 日置胤船繫場

〔抹消〕「」 日置胤船繫場

〔東岸付箋〕「三」拾間 大野屋林蔵「十一間半 大野屋林蔵」

「式間半 平吉」  
「三間 九吉」  
「三間 忠藏」  
「九間 忠治」

「二間半 甚七」  
「二間半 清八」

〔付箋下〕長三拾二間

「三間 板橋」

〔付箋下〕小川町悪水落

「十二間 齡助初五人」「五間 浦野松兵衛」  
「二十七間 嘉七初九人」「拾老間 甚介」  
「四」 拾老間 権右衛門」  
〔付箋下〕 長六拾間  
「十三間半 山澄龍吉」  
「二」 拾間半 清兵衛」

【図18】

〔西岸〕（堀川沿い）畑 河戸 六間 日置甚蔵 河戸 葎生 河戸  
〔西岸付箋〕「八間 間宮六郎」「抹消」式間半 三間 藤七」  
「十二間半 万屋清吉」「四間半 甚蔵持」「六間 日置橋」  
〔付箋下〕長四拾老間 間宮六郎（抹消）「間宮善八郎」  
「拾四間 万屋清吉」  
〔付箋下〕長三拾六間半 万屋清吉（抹消）「寺尾□□□」  
「十四間 万屋清吉」  
〔付箋下〕長二拾九間 石河群十郎（抹消）「石河□□」  
〔堀川〕 巾拾間半 川巾拾老間半 日置橋  
〔東岸〕（堀川沿い）借主 竿ヤ権左衛門（抹消）「」（抹消）「」  
巾四間 巾三間  
〔東岸付箋〕「四間 柴田屋庄兵衛」  
〔付箋下〕長二拾二間 山澄達吉（抹消）「將監」  
「九間 □□屋重助」「二」三間半 藤七」  
「七間一尺 万屋仙右衛門」  
〔付箋下〕長三拾四間  
「日置橋」「五間半 橋台」

【図19】

〔西岸〕（堀川沿い）葎生 河戸  
〔西岸付箋〕「式十五間半 鈴木寅三郎」「五間 渡邊万右衛門」  
〔付箋下〕長式拾九間半 鈴木寅三郎（抹消）「嘉十郎」  
「十間 生駒頼母」  
〔付箋下〕長四拾老間 生駒頼母（抹消）「□□」  
「五間 鮎川信寿」「式十三間半 丹羽佐市郎」  
〔付箋下〕長式拾五間半 丹羽佐市郎（抹消）「野崎□□□□」  
「小寺惣右衛門」  
〔付箋下〕長六間（抹消）「棚橋丈蔵」  
長拾老間（抹消）「大口屋清兵衛」  
〔東岸〕（堀川沿い）巾四間 巾三間  
〔東岸付箋〕「三間半 六番屋重助」「五間 六番屋重助」  
「八間 久家屋清次郎」「七間 大道寺勢次郎」  
「九間 船大工庄兵衛」「二」七間 船大工庄兵衛」  
〔付箋下〕長四拾四間 大道寺新四郎（抹消）「大道寺□□」  
「拾五間半 宗義」「抹消」「四間半」五間 徳次郎」  
「三間 西尾七助」「八間 船大工庄兵衛」  
「三間 瓦屋輕吉」「十間 山形屋 太郎兵衛」

「拾式間 幸吉」「四」十三間 葭町炭清」  
「五間 同炭(抹消)」「清」之丞」「三間 明地 天王境内」  
(付箋下) 長七拾六間 大道寺玄蕃右

【図20】

(西岸) (堀川沿い) 葭生 草生  
(西岸付箋) 「三間 小寺(抹消)」「宗兵衛」「吉蔵」「拾式間 山田甚蔵」  
(付箋下) 長三拾八間半 小寺吉蔵(抹消)「大山屋辰二郎」  
「七間 林昇兵衛」  
(付箋下) 長拾五間 林昇兵衛(抹消)「」  
「元鑄造場」  
(付箋下) 長三拾二間 兼松源兵衛  
「長拾七間 徳刑」「三間 □角太郎」  
(付箋下) 長拾七間 李兵衛  
「八間 無三殿□□橋台」  
(付箋下) 橋長五間半 巾二間 無三杵  
道巾三間四尺  
(東岸) (堀川沿い) (抹消)「長十五間」「」材木河岸 草生  
三ヶ町船作事場 ヨシ丁船入大船  
(東岸付箋) 「式間 賀嶋竹三郎」「拾間 新兵衛」「十九間 松蔵」  
「八間 白木屋惣右衛門」  
「四間(抹消)」「御鉄炮方」竹内兵六」  
(付箋下) 長五拾間(抹消)「野崎□□」  
「廿四間四尺(抹消)」「横井伊折介殿」横井半助」  
(付箋下) 長二拾九間半 横井兵吉(抹消)「」

「五間半 服部与三治」

「式拾八間半 服部与三治(抹消)」「」

「老間 惣兵衛□□□」

(付箋下) 長拾七間 服部与三治(抹消)「成瀬大内蔵」

「老間 山王横町吹出し」

(付箋下) 長十三間

「式間 石橋」

(付箋下) 悪水路 道巾式間

(付箋下) 長二十一間

【図21】

(西岸) (堀川沿い) 河戸  
(西岸付箋) 「拾間 矢野惣之丞」  
「五間 佐藤兵四郎」(抹消)「返上」五間 西尾曾六」  
「老間半 横井万之助」  
(付箋下) 長屋三左衛門  
(付箋下) 長六拾七間 横井万之助(抹消)「十郎左衛門」  
「四間 竹腰従五位」「五間 右同人」  
「五間(抹消)」「古崎真次郎」戸崎詮」  
(付箋下) 長百五拾五間 竹腰従五位(抹消)「山城守」  
(東岸) (堀川沿い) 巾六間 借主 船津屋七郎左衛門木場  
巾五間 借主 船津屋七郎左衛門木場  
(東岸付箋) 「式十七間半 成瀬従五位」  
「六間 大丸屋庄之助」  
「拾三間式尺 服部与三治」

(付箋下) 長七十八間 野崎(抹消)「主税」

道巾老間

「八拾五間 船津屋七兵衛」

(付箋下) 長三拾九間半 小瀬□吉(抹消)「□□」

【図22】

(西岸) (堀川沿い) 法通 葎生

(西岸付箋) 「四間 木屋惣三郎」 「廿」間 木屋惣三郎

「十間 木物屋敷彦七」

(堀川) (抹消) 「山城守殿扣悪水路」

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 (抹消) 「鶴飼屋与次兵衛木場」

巾五間

(抹消) 「垣間長三十四間 竹腰山城守船小屋」

(東岸付箋) 「四」廿七間(抹消) 「葎丁□□」 炭屋清左衛門

「五間(抹消)「□□」 炭屋屋窯之助」

(付箋下) 長三拾貳間 田辺(抹消) 「彦四郎」

(付箋下) 長三拾八間 井野口(抹消) 「六郎左衛門」

「四拾八間 三河屋藤助」(抹消) 「三藤」

(抹消) 「四十七間 三藤」

(付箋下) 道巾老間

「三間 瓦屋平藏」 「式拾間 竹腰」

(付箋下) 長四拾四間 茶屋(抹消) 「長意」

【図23】

(西岸) (堀川沿い) 長百五拾間(抹消) 「下材木町源太郎木場」

(西岸付箋) 「六間 空地」

(付箋下) 道巾三間

「八間 古渡橋」 「式拾間 惣三郎」 「廿四間 彦七」

「六十五間 材木屋惣兵衛」

(付箋下) 長百六拾間(抹消) 「内方御小納戸持」

(堀川) 古渡橋

(東岸) (抹消) 「巾七間」 巾三間 杵方木場

(抹消) 「長拾五間 上材木町与兵衛扣」

(抹消) 「長七間半 元材木町文左衛門扣」

(抹消) 「長三拾六間 志水甲斐守扣藏屋敷」

(東岸付箋) 「六間 橋 老間半 内地」

(付箋下) 古渡り悪水路

長五拾三間 塚橋木造物(抹消) 「杵方役所」

「坂方境より尾頭橋迄式百三十六拾間堀川此内と唱え年々拾貳

石余大代官方卜山納 法通無運上」

【図24】

(西岸付箋) 「六間 坂上」 「六間 鈴木泰彦」 「五間 都丸□□」

(付箋下) 長二拾間 悪水路(抹消) 毛利源内

「八間(朱書抹消) 「返上」 加藤弥八」 「式間 鈴木芳三郎」

(付箋下) 長三拾二間 藤田友吉

(東岸) (堀川沿い) 巾六間

(抹消) 「長拾四間 下材木町武兵衛扣」

(抹消) 「長拾四間 上材木町九兵衛扣」

天王 長十五間 下材木町源太郎扣

巾四間

(抹消)「長五十間 上材木町善右衛門扣」  
(町屋沿い) 長式百三拾六間

本材木町 上材木町 下材木町 三ヶ町扣木場

【図25】

(西岸) (堀川沿い) 長七十間 (抹消)「古渡り 長右衛門扣 木場」

長二十間 (抹消)「要助扣」

(抹消)「長三十五間 羽柴屋弥七扣」

(西岸付箋)「式間半 惣八」「式間半 天王境内」

「九間 (抹消)「返上」 寺尾泰五郎」

「老間 寺尾才吉」(抹消)「」

「四間 彦七」

「三拾間 (抹消)「カギヤ八郎兵衛」材惣」

「六間 坎上」「六間 長嶋町 (抹消)「明地」甚七郎」

「三間 徳三郎」「四間 徳三郎」「三間半 米屋 甚九郎」

(付箋下) 長九拾間 尾頭橋迄

悪水落

「五尺 橋台 五間 橋 五尺 橋台」

(付箋下)「往還通り」

「七間 忠四郎」「三十 (抹消)「六」二間 藤屋武七」

「拾間 木屋惣太郎」

(付箋下) 長三拾五間

(堀川) 尾頭橋

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 巾二間半 畑

(抹消)「」

(東岸付箋)「九間 橋台溝共」

「九間 平井屋新七」

(付箋下) 長式拾間半 (抹消)「」

(抹消)「」拾三間三尺 中井や善之丞」

(付箋下) 長式拾間 石川忠治

【図26】

(西岸) (町屋沿い) 長式百間

(堀川沿い) 長式百間 (抹消)「川方屋彦右衛門扣」

(東岸) (堀川沿い) 巾三間半 畑 同 同 畑

巾四間半 畑 同 同 同

巾五間 畑 同

(抹消)「」

(東岸付箋)「四拾四間 (抹消)「半」老尺 野尻や理右衛門」

「式間半 (付箋) 式間半 秋葉社」

(付箋下) 長拾五間 野尻屋利左衛門

(抹消)「式拾間」十七間 (抹消)「半尺」五尺 伝右衛門」

「拾 (抹消)「間九尺」三間五尺 角三衛」

(付箋下) 長拾三間半 田中町扣権左衛門

「老間一尺五寸 新尾頭丁久兵衛」「三間五尺 新尾頭丁文吉」

「八間 新尾頭丁善兵衛」「九間半 六間 六太郎」

「六間半 安兵衛」「三間 式間 与八」

(付箋下) 長式拾三間半 古渡り 要助扣

(抹消)「五」拾間 地藏堂」

(付箋下) 長四拾老間半 住吉扣

【図27】

(西岸) (町屋沿い) 従是 上 貳百間 下 九拾間

(堀川沿い) 巾一間

(抹消) 「」

悪水枳

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 河戸 二間住吉

葭生 巾四間

長十五間 (抹消) 「川方屋善右衛門扣木場」

河戸

(東岸付箋) 「拾五間 妙安寺」

(付箋下) 長七拾五間 妙安寺

「三間半 渡辺半蔵」

(付箋下) 長四拾三間 渡辺半蔵下屋敷

【図28】

(西岸) (町屋沿い) 長九拾間

(堀川沿い) 巾八間 葭生

長拾三間 畑

長十二間 水稽古堂

巾六間

(東岸) (堀川沿い) 河戸

巾五間 葭生

(東岸付箋) 「五間 馬場三十郎」

「五十間 小出彦七」

(付箋下) 長五拾三間 掃部頭殿御下屋敷

【図29】

(西岸) (町屋沿い) 長百八拾間

(堀川沿い) 巾四間

(東岸) (堀川沿い) 巾八間半 羽柴屋材木場 同 同

長六拾八間 羽柴屋源七材木場

巾九間 船江掘割 同 同 同

長五拾七間 雲心寺扣 新船繫場

(町屋沿い) 長七拾八間 妙安寺扣

長五拾七間 雲心寺扣

【図30】

(西岸) 長百貳拾八間 内法川通共 (抹消) 「御」材木場

(東岸) (堀川沿い) 巾九間 畑 葭生

番所

(町屋沿い) 長貳拾八間 白鳥三新屋

長拾貳間 広井村扣

長三百六拾四間 白鳥役所構

【図31】

(西岸) 長貳百三拾四間半

【図32】

(西岸) 番所

白鳥 (抹消) 「御材」木場

(付箋下) 長拾三間 悪水落 龜屋河戸 道巾貳間半  
(付箋下) 長貳拾老間 悪水 御勘定所小屋  
お旗屋町 珠林寺扣

(※水路) 大夫堀 (付箋) 「大夫堀分間不抱」  
長八拾五間

【図33】

(西岸) 番所

惣長式百四拾間 御船蔵

(東岸) (堀川沿い) 番所

巾七間 畑

(抹消) 「船作事場」

巾拾間

長拾四間 岐阜屋河戸

(町屋沿い) 白鳥役所

(東岸付箋) 「拾八間 白鳥木場 南門外御役宅」

「五間 御船手河戸」

(抹消) 「拾三間老尺」三十二間一尺キフヤ左兵衛」

「十一間五尺九才 古田佐左衛門」

(抹消) 「四拾老間 古田屋治兵衛」

「式間四尺 師崎屋善三郎」

(抹消) 「八間半 田辺や源兵衛」

(付箋下) 長六拾五間 熱田白鳥町

(付箋下) 熱田材木町

【図34】

(東岸) 長三拾間 番所 熱田中嶋

(東岸付箋) 「九拾間 井村屋五郎三良」

(付箋下) 長九拾九間

【図35】

貝屋権左衛門 小嶋市左衛門 小嶋屋彦左衛門

(西岸) (町屋沿い) 堤長五十間 熱田新田

(堀川沿い) 渡場所戸

(堀川) 茅渡場

(東岸) (堀川沿い) 渡河戸

船作事場

(町屋沿い) 長式拾間 同人扣

長三拾間 同人扣

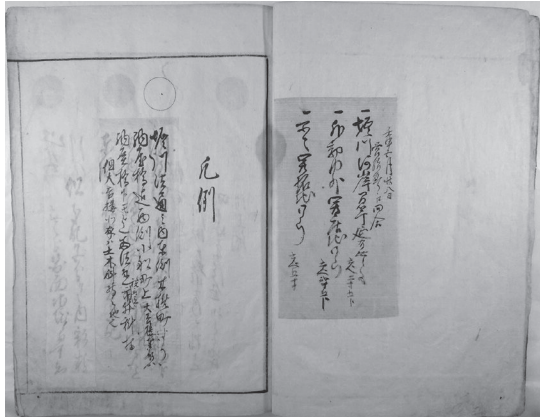
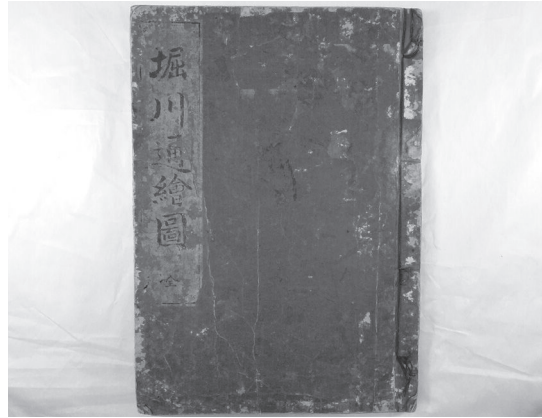


図 1



表紙

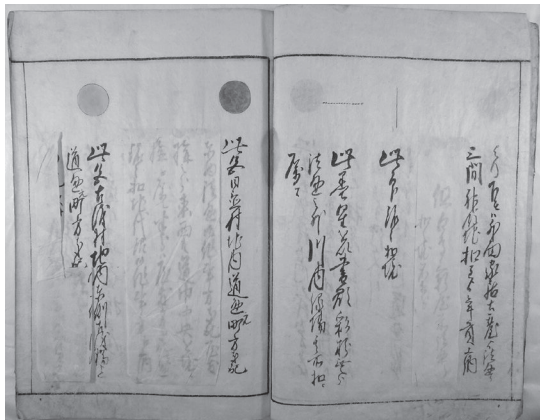


図 3

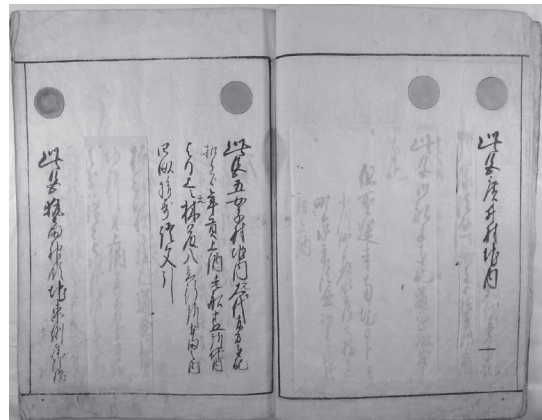


図 2

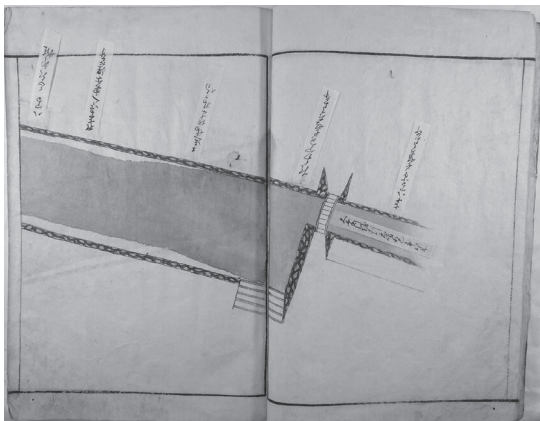


図 5

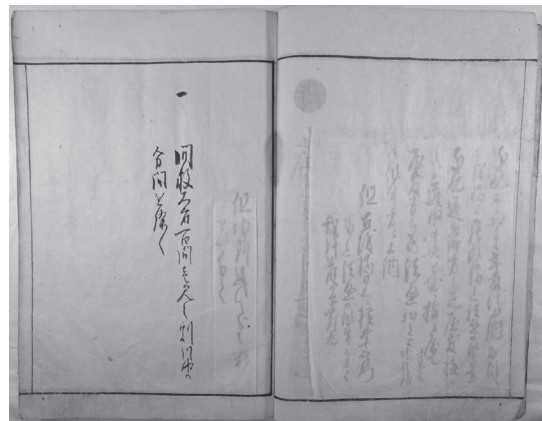


図 4

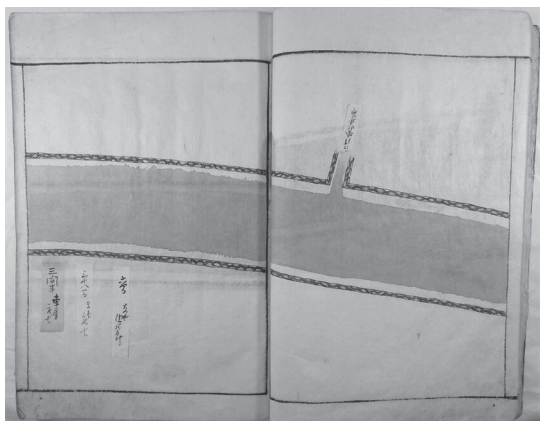


図 7

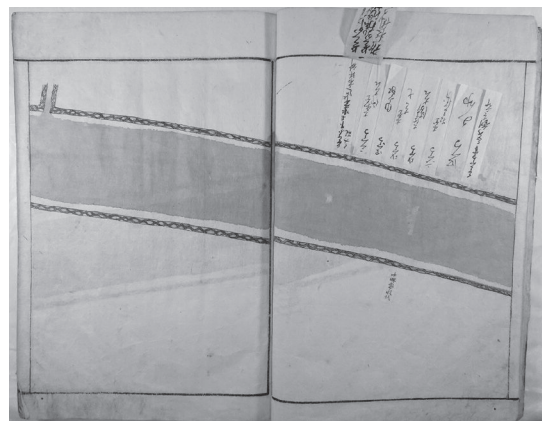


図 6



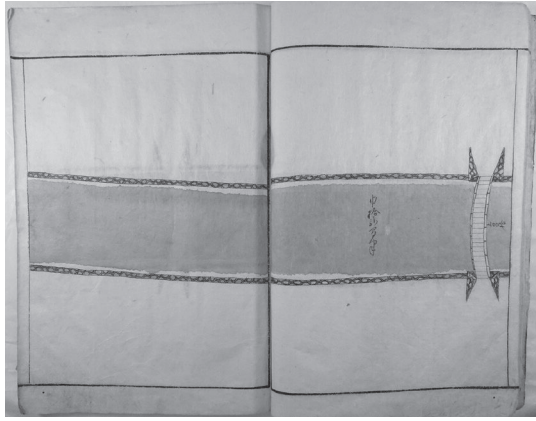


图 9

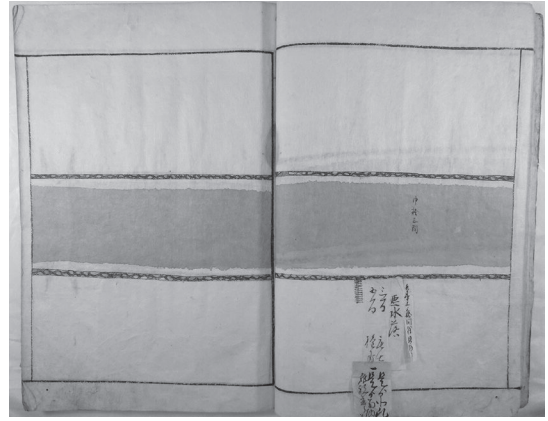


图 8

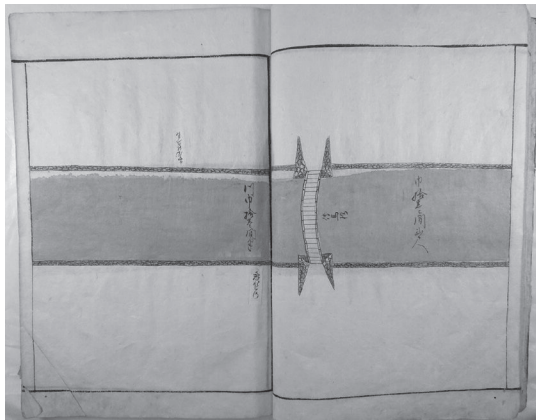


图 11

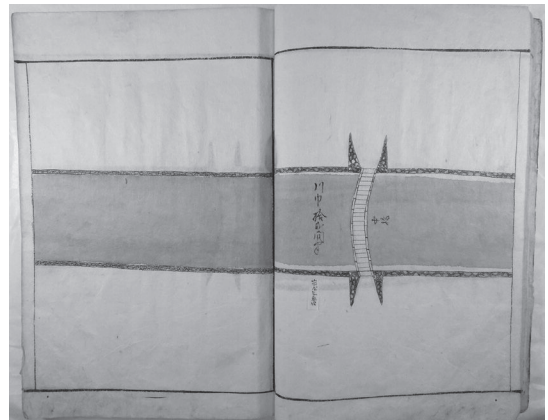


图 10

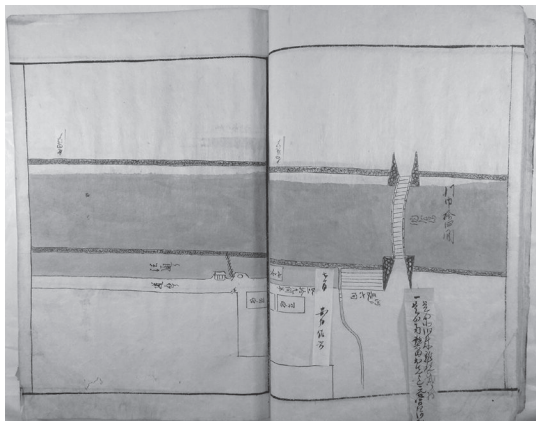


图 13

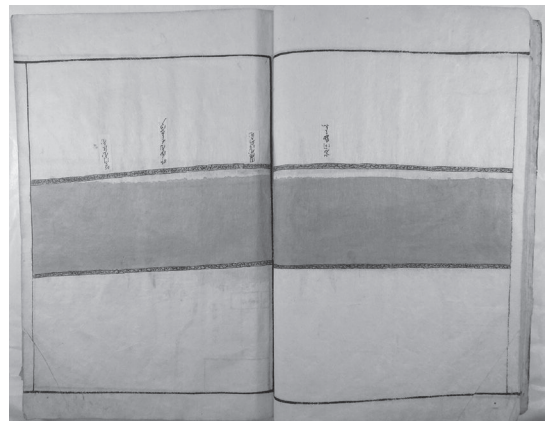


图 12

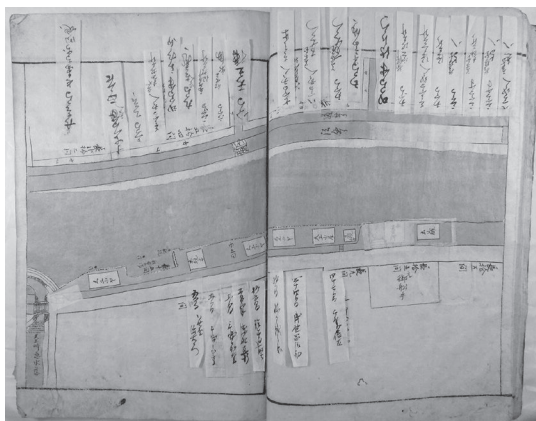


图 15

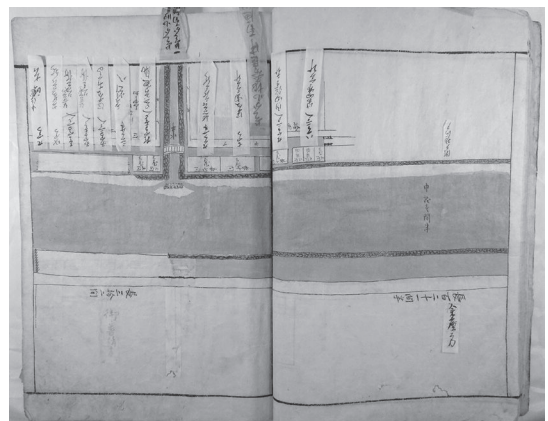


图 14

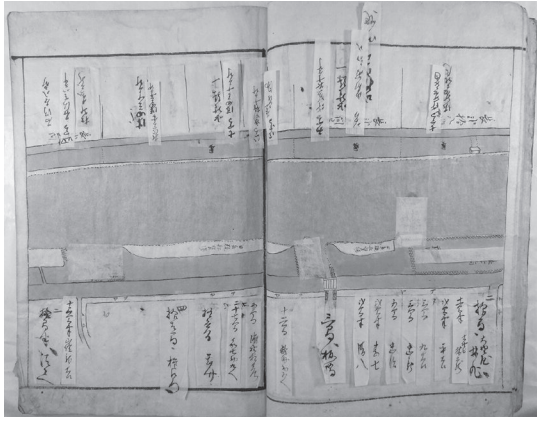


図 17

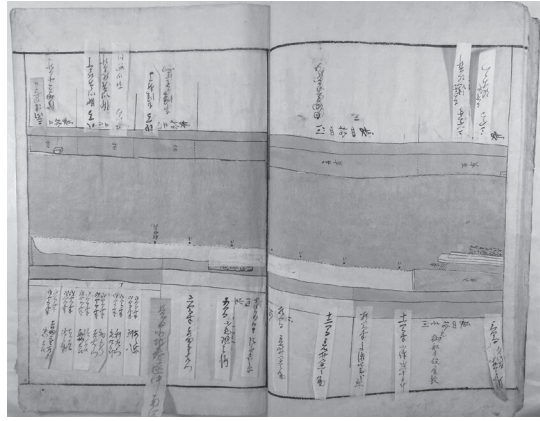


図 16

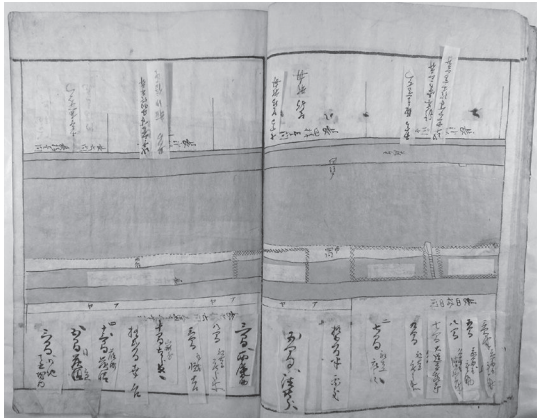


図 19

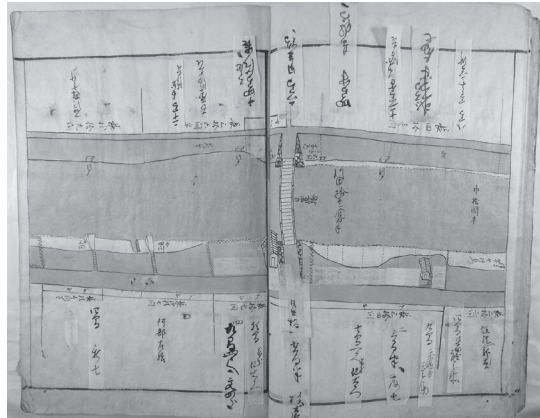


図 18

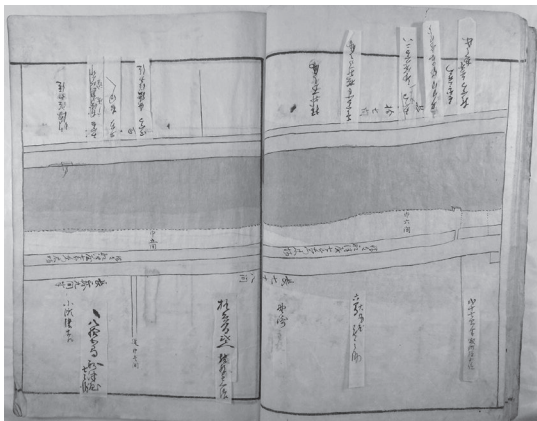


図 21

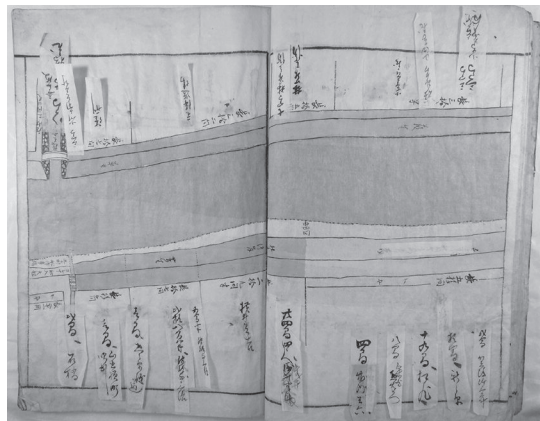


図 20

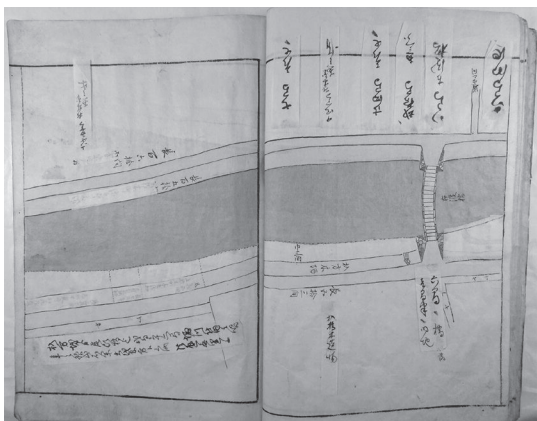


図 23

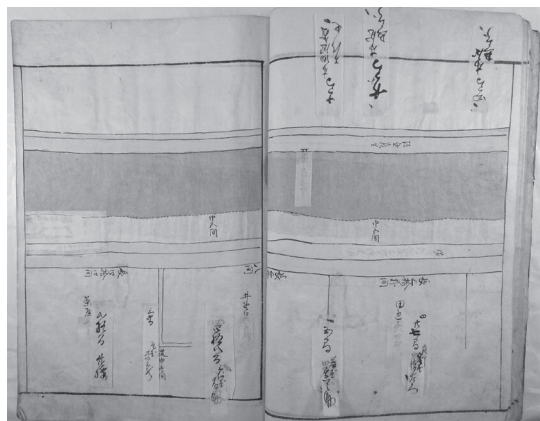


図 22

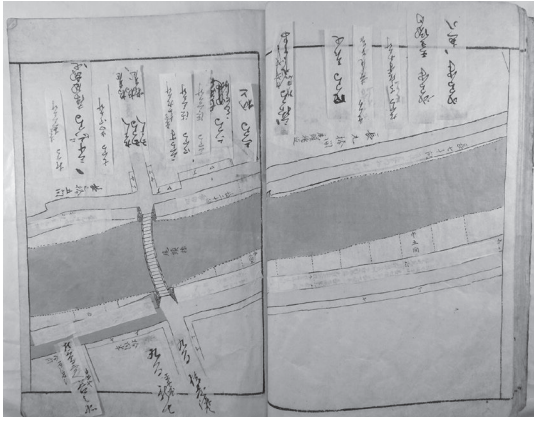


图 25

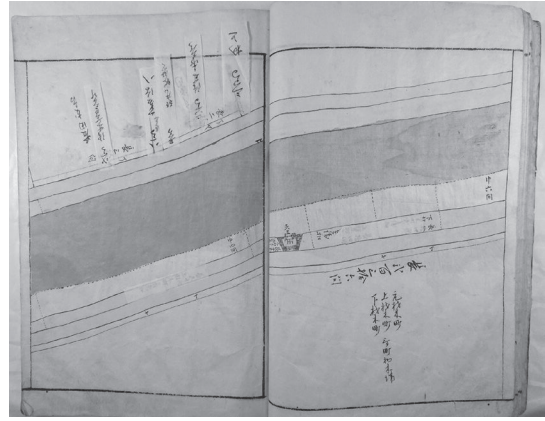


图 24

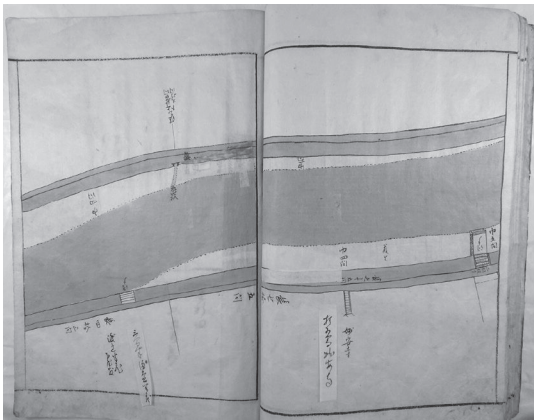


图 27

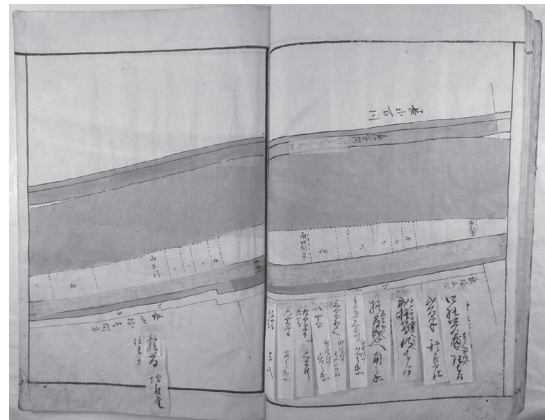


图 26

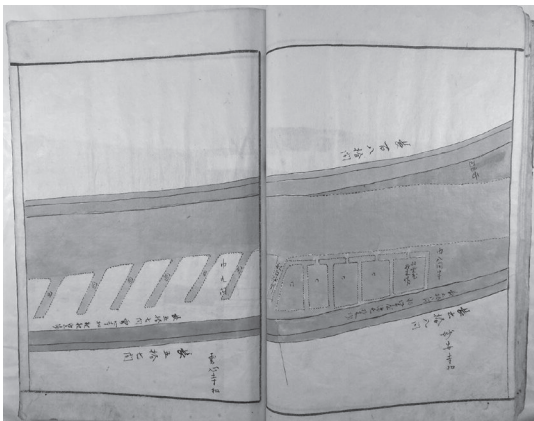


图 29

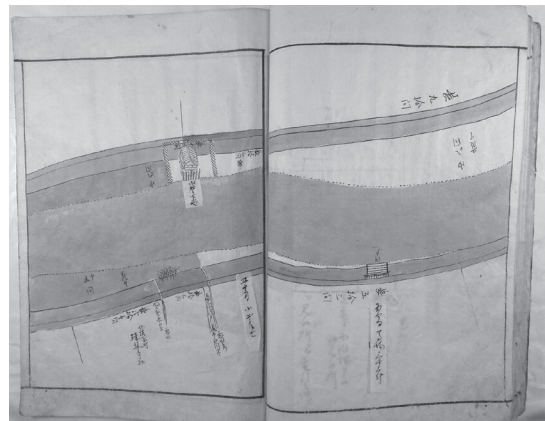


图 28

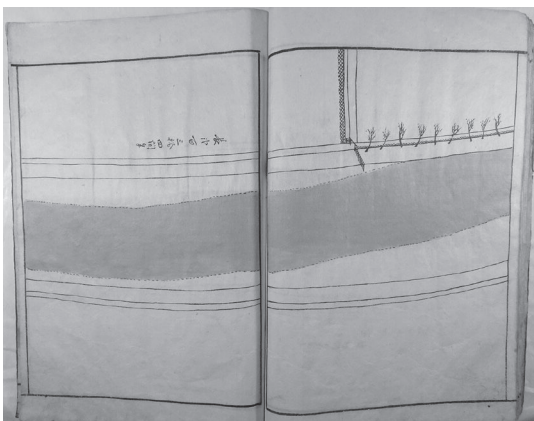


图 31

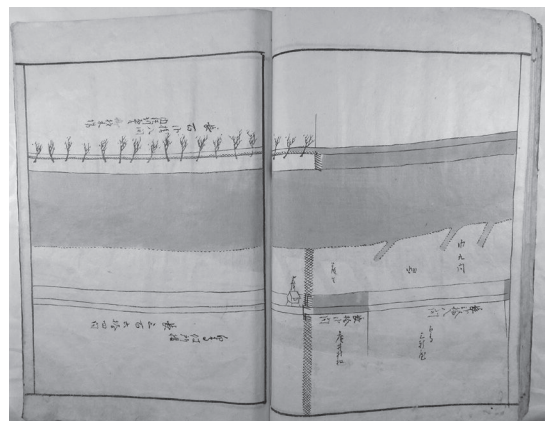


图 30

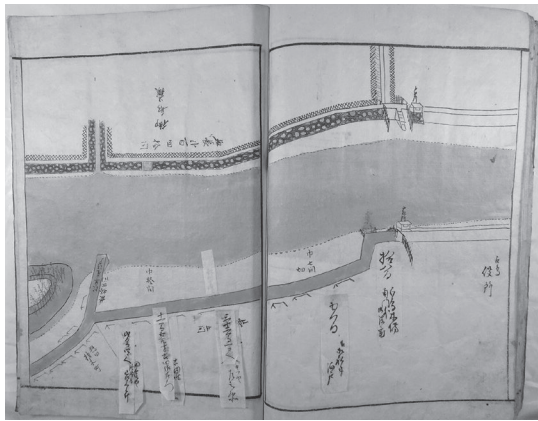


図 33

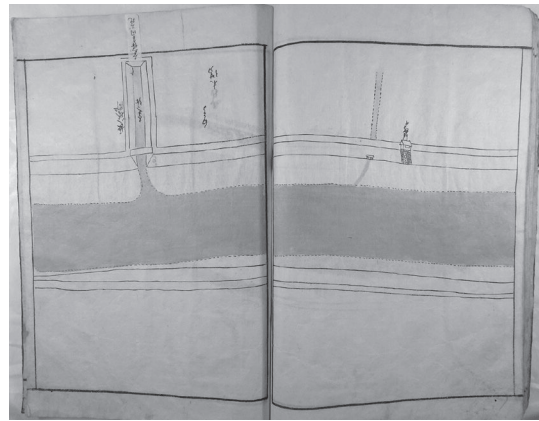


図 32

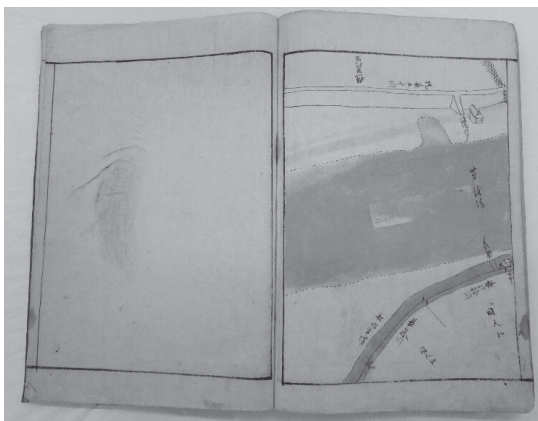


図 35

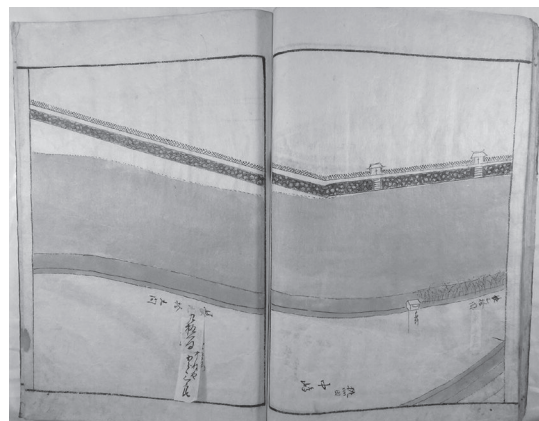


図 34

《Title》

Historical materials introduction of Horikawa river map

《Keyword》

Land use around Horikawa river, Nagoya castle town, Atsuta Kura-yashiki (rice storehouses) Ofunate-yakusyo (ship office)

Funagura (ship warehouse), Senga-Shimanokami, Senga-Nobutatsu, Bisyu-Chaya family, Itou-jirouzaemon, Early Meiji period

## 「山下家覚書」から読み解く浅野家相続問題

原 史彦

### キーワード

「山下家覚書」 山下氏勝 徳川家康 徳川義直 浅野幸長 浅野長晟  
浅野長重 相応院お亀の方 春姫 「自得公濟美録」 「山下平八郎某所蔵の旧記」 名古屋城普請役

### はじめに

「山下家覚書」(以下、「本覚書」という。)は、東京大学史料編纂所の「所蔵史料目録データベース」(H I C A T)<sup>①</sup>上に掲出されている史料で、『名古屋市史 人物編第一』<sup>②</sup>における山下氏勝(一五六八～一六五四)の事績紹介で引用される「山下道山覚書」に該当ないしは類似する記録と思われる。山下道山とは、氏勝の末子・時氏である。本覚書が撮影された一九一九年当時の所蔵者は名古屋市西区の村松六助氏だが、この人物の経歴及び本覚書の現時点での所在は不明である。

本覚書については、拙著「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」(以下「前号」という。)<sup>③</sup>で論考該当部分の翻刻とともに、概略を紹介した。本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関する十一件の記録を収載する。伝来文書の合綴のような体裁で、道山著「創業録」の上覧が行われた文化元年(一八〇四)時に合綴された可能性が高いこと、道山の養子として山下家を再興し、事実上、宗家となった山下氏倫の家に継承された記録だろうことを前号で指摘した。

本覚書の内容概略は下記のとおりである。

- ① 「覚(徳川光友生誕に関する)」。
- ② 「覚(山下道智事績に関する)」。
- ③ 「中村勝時筆山下一問多(氏倫)宛讓状(山下道智所持刀等遺品類の讓渡に関する)」享保元年(一七一六)五月十九日。
- ④ 「山下氏倫筆山下一問多(氏植)宛讓状(家督相続に付、山下道智所持刀の讓渡に関する)」明和二年(一七六五)五月十九日。(以上、前号で翻刻。)

⑤ 「(紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚)」。製作年未詳。

氏勝と浅野家との関係を詳述した覚であり、内容は後述する。

⑥ 「山下道山(時氏)筆織田宮内(貞幹)宛家督讓願(山下道智業績書上及び家督讓願い)」(元禄十四年・一七〇二)八月廿四日。

氏勝の末子・道山が、兄・氏紹の子で尾張藩士中村家の養子となった勝時の二男・兵五郎(後の一問多・氏倫)へ、山下家の名跡を譲ることを、御国老中・織田貞幹へ打診した願状である。

⑦ 「山下道山(時氏)筆山下兵五郎(氏倫)宛書付(山下道智遺品に関する)」(年未詳)戊卯月日。

氏勝の遺品を、道山から養子・兵五郎へ譲る際の讓状である。

⑧ 「山下道山(時氏)筆山下兵五郎(氏倫)宛『道智老御器量之覚』」(年未詳)戊卯月日。

「道智老御器量之覚」と題した氏勝の事績書上である。他者か

ら聞かされた氏勝の評価の他、寛永六年（一六二九）の江戸城普請において伊豆での石切差配を成功させた経緯を兄・氏紹からの聞き取りとして道山が詳述する。

⑨ 「(山下道智事績書上)」

氏勝の事績を漢文調で記す。

⑩ 「(山下道山(時氏)筆山下兵五郎(氏倫)宛申送状(創業録に関する)及び書物覚」宝永三戌(一七〇六)十一月二日。

山下道山著「創業録」の取扱いに関して、道山から養子・兵五郎に送った申送状である。尾張徳川家三代綱誠(一六五二～九九)が同書の上覧を希望したが、内容に不備がある恐れがあるとして断り続けており、自分の死後に遺物として献上するために再編集・清書した経緯を記す。

⑪ 「(山下一問多宛等創業録御用指出に関する書状三通及び御用指出一件記録)」文化元年(一八〇四)二月晦日～十一月廿六日。

文化元年に行われた「創業録」の上覧について、藩関係者から山下一問多(氏植)へ送られた書状三通と、同書の差し出し及び返却の経緯を記した書上である。年次から尾張徳川家十代斉朝(一七九三～一八五〇)への上覧と考えられる。

本稿では⑤を中心に、紀伊浅野家初代幸長(一五七六～一六一三)歿後の同家相続問題における氏勝の関与について考察するとともに、⑤の史料を翻刻する。

一 山下氏勝と浅野家の関係

浅野幸長は、豊臣政権の奉行職を勤めた長政(一五四七～一六一一)の嫡男で、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原前哨戦である岐阜城攻めなどの功績により、同年十月に紀伊国三十七万六千五百六十五石餘を賜って、和歌山城を居城とした<sup>4</sup>。父・長政ともども徳川家に対する忠節を尽くしたことで、家康の信頼も厚く、家康九男・義直の正室には幸長の二女・春姫(一六〇三～三七)が選ばれている。

幸長は慶長十五年(一六一〇)からの名古屋城の築城に公儀普請役として携わったが、同十八年八月二十五日に和歌山において三十八歳で死去した。幸長に男子はおらず跡継ぎも決めていなかったため、浅野家の後継問題が起り、ここで山下氏勝が関与することになる。

氏勝は⑥の記述によれば、義直三歳時の同七年に家康より直々に義直(当時は五郎太)の「御守役」とすることを申し渡された。この時、武田家旧臣の津金修理(胤久・二五四七～一六二二)も「御守役」となり、「五郎太様衆」と称する家臣団をこの二人で支配した。駿府城二之丸の「内之百間長屋」は津金支配の家臣団、三之丸の「外之百間長屋」は氏勝支配の家臣団に割り当てられ、後には成瀬内匠(勝吉・生年未詳～一六二〇)も加えられて三人で「御守役」を勤めたとする。ただし、津金の家譜『士林沂洄』巻第六「甲之部<sup>5</sup>及び成瀬の家譜『士林沂洄』附録巻第二百二十三「甲之部断絶家系<sup>6</sup>」によれば、津金・成瀬両名の附属は義直四歳時の同八年としており、⑥の記述と齟齬がみられる。

浅野長政・幸長父子は、当時「右衛門督」と称していた義直との関係を深めるため、駿府城内と思われる「右衛門督御部屋」へ出入りしており、その際に「御守役」だった氏勝が取次をした関係で、浅野父子と氏

勝は「御念頃」になったとする。その間、義直に婚礼の話が起り、当初は「御大名之衆息女御三人」が候補になったという。義直生母で家康側室のおかめの方（後の相応院・一五七三?〜一六四二）は、この一件を密かに氏勝へ打診した。氏勝の正室がおかめの方の妹（隆正院慕茶）だった関係で、氏勝はこういった内証の話にも関与する立場にあったことは、前号でも紹介した通りである。

そこで、氏勝はこれまでの関係から浅野家の姫・春姫を推し、これを受けておかめの方がおそらく家康へ進言したと思われる。正室は春姫と決まったことで、「紀伊守殿」（幸長）は「不大形御満足」となり、さらに義直の部屋へ頻繁に出入りするようになった他、誰かが幸長に対し氏勝の内々の働きを教えたため、義直との取次役である氏勝もまた幸長との関係を深めていったと記す。

本覚書で興味深いのは、紀伊領を義直に譲渡する幸長の意思があったという記述である。幸長には跡継ぎがないため、自分の歿後、長政以来の家臣が路頭に迷わないよう、浅野家の身代を義直に譲ろうと氏勝に相談していたという。このことは、浅野家の家譜記録である「自得公濟美録」巻之六に「山下平八郎某所蔵の旧記」からの引用として「紀伊守殿御存生之内 御継子<sup>者</sup>無御座候間 紀伊国を右兵衛督様〔尾張宰相義利卿の旧事なり〕被進度之由 常々被仰候間」（一）は割註・以下同）と記されており、少なくとも同記録の第一期分が一応の完成をみた文政元年（一八一八）時点で、浅野家としてはこの幸長の考えを示す記録の存在を確認していたが、それを史実として認識していたようには思えない。他の浅野家関係の記録・図書で、この考えについて触れられていないため、「山下平八郎某所蔵の旧記」は一種の参考事例のような扱いだっ

可能性が高い。

「自得公濟美録」の編纂が開始された文化年間（一八〇四〜一八）頃の山下家当主が平八郎を名乗っていたかは現時点では確認できないが、「自得公濟美録」に載せられた「山下平八郎某所蔵の旧記」は、本覚書とほぼ同文であるため同一の記録とみて差し支えない。ただし、この記録を得るため浅野家の編纂方が、尾張藩の一家臣の家にまで史料調査を行い得たのかという疑問は残る。あるいは氏勝の弟で浅野家の家臣になった十兵衛氏利（生年未詳〜一六四九<sup>8</sup>）の系譜の家が、何らかの関与をしたという仮説も一つの可能性として提示しておく。

## 二 浅野家相続問題に関する氏勝の関与

氏勝は義直の名代として高野山で行われた幸長の葬儀に参列し焼香を行っており、その際、後に尾張藩附家老となる成瀬正成（一五六七〜一六二五）・竹腰正信（一五九一〜一六四五）兩名から、幸長の紀伊領譲渡の希望を家康に打診する事を勧められた。しかし、氏勝はこの幸長の申し出を危ういと考え、「紀伊国御拝領被成候へ<sup>而</sup>も名護屋を御明被成候<sup>而</sup>ハ御座有間敷候 左候へハ遠国と申如何<sup>二</sup>御座候」と、仮に紀伊領を拝領したとしても、尾張領を収公されてしまつては意味が無いと危惧していた。

当時の尾張領は備前検地によって四十七万石余と算定されており、紀伊領三十七万石余と拮抗していることから、他の徳川家一門との釣り合いを考えれば、尾張領に紀伊領が加算される見込みは薄いと考えたのだろう。そうなってしまうと、江戸より遠国となり諸々不都合が生じるため、氏勝は幸長の申し出には乗るべきではないとし、むしろ幸長の弟に

「但馬守」(長晟・一五八六〜一六三三)・「采女正」(長重・一五八八〜一六三三)の二人の男子がいるならば、そのどちらかに家督を継がせた方が良いとする見解だった。つまり、「御拝領御同事 右兵衛督様御力<sup>三</sup>御座候」と記されているように、有力大名・浅野家との昵懇な関係を維持することで、浅野家が義直の強力な後援者に成り得るのならば、それは紀伊領を拝領したと同じことという考えである。

浅野家側にとっても浅野家一門への家督相続を望んでおり、長晟の家臣・木村石見と片岡道二が、駿府在中だった氏勝の元へ「御内證」で訪ねて来て、氏勝を通じておかめの方への執り成しを依頼してきた。二人は長晟への家督相続を願い、氏勝とおかめの方、そして家康との関係を利用する算段であったことは自明であろう。氏勝も自分が差配するには大きすぎる事案であるとしつつも、幸長が自分に対して懇ろに目をかけてくれた恩義があるとして、長晟への家督相続を請け負い、そのことで義直の為になるということを「随分情を出シ」て両名に語ったとする。

しかしながら、当時、父・長政の隠居領である常陸国真壁五万石を継承していた長重と、備中国内に二万四千石を領していた長晟とは置かれた立場に差があった。長重は江戸詰で江戸や駿府の御側衆にその人となり知られていたのに対し、長晟は京都詰だったため、幕閣周辺でその人物を知る者が少ないという不利な状況だった。二万四千石の大名でありながら、江戸に拠点を持たないのは、豊臣政権健在中における過渡的な状況を示している。氏勝はこの不利な状況下において、家康・秀忠の御側衆へ接近し、長重の評判が高い中でも長晟を評価する声が一定程度あることを確かめ、勝算を見出していった。

そして、浅野家の家老衆が家督相続の「訴訟」のために駿府へやって

来た際、氏勝は一人ずつ家老を呼び出して家督相続に対する見解を糺した。家老衆はいずれもどちらかに加担するわけではなく、「兩人共弾正少子<sup>三</sup>御座候 紀伊守弟之儀<sup>三</sup>御座候間 何を跡目<sup>三</sup>被仰付候へ<sup>三</sup>も忝可奉存之由被申候」と、長晟・長重の二人であるならばどちらが家督を継承してもよいという考えであることを確認し、氏勝は長晟を推す自論を展開した。

氏勝は、「御行跡 采女正殿<sup>三</sup>ハはるか上<sup>三</sup>御座候由」であると半ば強引に長晟の人となり長重より上であると、弟の長重が兄の長晟を差し置いて家督を継ぐのは「不順」であり、「御兄弟之御間柄宜御座有間敷候」と今後、兄弟間の争いにもなりかねず、これは義直の為にもならないとの懸念を示した。また、長重は「弾正少殿御跡職を御拝領被成候 紀伊守殿御跡職を御望可被成儀<sup>三</sup>ハ無御座候」と、すでに父・長政の隠居領を相続しているので、紀伊領の相続は望んでいないと氏勝は決めつけて、長晟への家督相続を理由づけしている。

次に氏勝は、義直にとつての長晟の有意性を説いて義直の母・おかめ方へも話を通し、おかめの方も「被入御情」で、家康への執り成しを行った。その後、おかめの方の部屋へ氏勝が呼び出された際、家康側室の「おわちや殿」(雲光院阿茶局・一五五四〜一六三七)・「おまん殿」(養珠院お万の方・一五八〇〜一六五三)・「おかち殿」(英勝院お梶の方・一五七八〜一六四二)が同席しており、おかめの方の願いとして側室四人で家康へ申し入れたこと、この申し出に家康は応え、現將軍である秀忠へ計るとしつつ、この件を請け負ってくれたことが氏勝に伝えられた。

家康の側室四人の働きかけにより、これまでの浅野家の忠節と義直への後援を考え、長晟への家督相続を認めるという家康の内意がおかめの



方へ伝えられた。そして、おかめの方はこのことを内密に氏勝へ伝え、氏勝から長晟家臣の木村石見・片岡道二両名にも内密に伝えたことで、浅野家は「大キ悦申候」と安堵を得ることができたわけである。後におかめの方より聞かされたこととして、秀忠は長重への家督相続を望んでいたようだが、家康によって翻意させられたとしている。家督相続においても現職の將軍より大御所の見解が優先された事例の一つである。

幸長の死去は慶長十八年（一六一三）八月二十五日で、「自得公濟美録」によれば「浅野右近」（忠吉・一五四六〜一六二一）と「浅野左衛門佐」（氏重・生年不詳〜一六一九）の二人の家老が和歌山を経ったのは九月五日、そして九月二十四日には家康の内意が伝えられたとしているため、氏勝への折衝はこの一箇月の間に行われたことになる。『台徳院殿御實紀』卷二十四<sup>⑨</sup>では十月十八日の項に長晟の家督相続記事を載せる。

なお、本覚書には事後談も載せられている。家督相続が決定した後、家康は伏見城の御広間へ長晟を呼び出し、氏勝同席で話をしていたところへ、森忠政・細川忠興・黒田長政・加藤嘉明・有馬豊氏が入って来たので氏勝は退席したが、この面々が散会した際、森忠政より声をかけられ、今回の家督相続は「偏信州取持被申候由故」だと長晟が「信濃」すなわち氏勝に感謝していたことが伝えられた。他の面々からも「是ハ大キ成事取持被申候御手柄<sup>三</sup>御座候」と褒めたたえられ、「いや左様<sup>三</sup>も無御座候」と遠慮して返答するも、「何も諸事御頼可被成」と、自分たちも氏勝を頼りにするのでよろしくといった意味の事を言われて困った、といった一種の手柄話である。

こういった経緯から、尾張徳川家における浅野家との取次役は氏勝に一任されたようで、幸長が亡くなって「巷間に流言あり、婚儀既に破れ

たりと。」<sup>⑩</sup>という噂が流れた春姫との婚儀が整った際、氏勝が尾張徳川家側の使者を勤めた他、祝言儀式も家康の命で氏勝が取り仕切った。また、長晟が嫡子・岩松（後の三代光晟・一六一七〜九三）を伴って名古屋へ立ち寄り、三之丸南屋敷に逗留した際、重臣を引き連れて氏勝の屋敷を訪ねている。この時、家督相続の詳細を知らない家老の上田主水（重安〔宗箇〕・一五六三〜五〇）に対し、自分が家督を継げたのは「此亭主之恩」。「此亭主之影」と氏勝に感謝し、岩松に対しても「子々孫々<sup>ニ</sup>至迄必如在有間敷候」と諭しており、長晟の氏勝に対する感謝の程が知れる。

### 三 名古屋城普請役請負に関する氏勝の関与

氏勝は名古屋城築城時においても浅野家への便宜を図っている。名古屋城築城が発令された際、義直の居城建設であるため、幸長からは非にも自分に普請役を命じてもらうよう、氏勝を通じて家康への執り成しを依頼された。氏勝としてはあまり露骨なことはしたくはなく、とはいえ無下にも出来ないもので、家康が自発的に浅野家へ下命してもらえないかと考え、このことをお亀の方に相談したところ、お亀の方から家康へ執り成してもらったという。その甲斐あつて諸大名が駿府城へ出仕した際、家康から幸長に対して特に「御念頃」の「上意」があり普請役の下命を得られたため、幸長は「不大形御満足」だったという。氏勝は名古屋の普請場へは、義直の使者であると同時に、家康の使者としても出向いており、その際、普請役の諸大名からは「一入御馳走」を受け、普請奉行衆も引き連れて行ったことで、幸長からも「一入御馳走」を受けたとす

公儀普請役が発令されるに及び、諸大名は「名護屋之御城普請被 仰付被下候様」といつれも御望御座候」と役を得るためにこぞって家康・秀忠に対して嘆願を行ったとする。本覚書はあくまで氏勝の立場からみた記述であり、徳川家臣団の視点であるため、全てを客観的記述とするわけにはいかないが、こういった公儀普請は一種の忠義性を試される場でもあるため、家中という組織体としての本音は奈辺にありとも、当主個人が取るべき姿勢として、積極的に役負担を申し出ることが、当時の通例だったのではなからうか。

従来、公儀普請は大名統制策として大名家側に一方的に経済的負担を負わせたと解釈されがちだったが、堀内亮介氏の研究<sup>①</sup>でも明らかにされたように、徳川家側からも経済的援助として石高に応じた扶持米の給付が行われていたため、軽い負担ではなかったものの、少なくとも大名家側の一方的な負担でもなかった。

そうすると、従来大名側の本音を示す事例として紹介される『台徳院殿御實紀』卷十二の慶長十五年閏二月八日の条の福島正則の逸話の真偽が疑わしくなる。丹波篠山城と名古屋城の普請役を連続して命じられた正則が、加藤清正・池田輝政との会合で不平不満を述べ、輝政に家康への執り成しを頼んだという逸話である。この時、正則は清正にたしなめられて話は終わったものの、このやりとりを伝え聞いた家康が、諸大名を集めた際、不平不満があるならば謀反を起こせばよい、自分がたちどころに攻め滅ぼすと恫喝したことで、たちどころに二十万人の人夫が集められて名古屋城普請が完了したとする。

もし、本覚書が伝えるように「名護屋之御城普請被 仰付被下候様」といつれも御望御座候」という状況になっていたならば、公儀普請は徳

川政権への忠誠心発露の場として、負わされる側から積極的に申し出るのが暗黙の約束事だったことになり、福島家も浅野家と同様に自ら出願して普請役を得る行動を表向きにはとったはずである。また、親しい間柄とはいえ、普請役を受諾した上で不平不満を言うことは、表裏ある態度と見られ自分の信用を落とすことになりかねない。この逸話は「武徳大成記」・「烈祖成績」・「慶長見聞集」といった複数の記録からの引用とされているが、この『台徳院殿御實紀』の記述は、正則の「卒忽」(粗忽)な印象を利用して家康の偉大性を強調するため、創作とは言えないまでも、多分に脚色された話ではなからうかと考える。

#### 四 他記録からみた浅野家相続問題

以上は、あくまでも本覚書に記された範囲で記した浅野家相続に関する経緯である。氏勝歿後、短期間に二度の改易を経て重臣としての立場を喪った山下家にとって、藩政どころか幕政にまで影響を及ぼしていた家祖・氏勝の事績は最大限に喧伝しうる家の名誉である。そのため、こうした記録は、創作は無いにせよ、多分に我田引水的な解釈があることも注意しなければならない。

長晟の家督相続については、「享保元年十月公儀<sup>江</sup>上ル御扣書 浅野御家譜<sup>②</sup>」では、「兄左京大夫幸長死去、実子コレナキニヨリ権現様・台徳院様ノ上聞ニ達シ、其節彈正少弼長政力後家〔長生院ト号ス〕存命ノヨシヲ聞召サレ、今度跡目ニ付テ但馬守長晟并ニ采女正長重両人ノ内後家存念ノ通り仰セ付ラルヘキ旨御内意ニテ御尋コレアリ、後家願ニヨリテ但馬守長晟へ御直ニ懇願ノ上意ヲ以テ紀伊国相続仕マツルヘキ旨仰セ出サル」とあり、家康・秀忠が、長政の正室であり幸長・長晟・長重の生

母である長生院からの願いで長晟への家督相続を認めたとしており、『広島県史』・『和歌山県史』<sup>15</sup>等でもこの記述をもって長晟の家督を説明している。本覚書にはこの長生院の動きは記されていない。なお、『和歌山県史』は幸長の遺言で長晟を指名していたとするが、その史料根拠は不明である。本覚書を信じるならば、幸長の遺言はなく生前の意思は義直への紀伊領譲渡だったわけで、遺言があったならば本覚書の内容と相違する。

なお、長晟の父・長政は、長晟に対しては厳しい評価をしていたことが、慶長十五年（一六一〇）年発給と推定される「浅野長政意見状」<sup>16</sup>に記されている。長政は長晟の散財ぶりや分別が足りないことに苦言を呈し、「其方ハ我等<sup>17</sup>むさと賄をさせ、氣遣させられ候間不孝<sup>18</sup>候」と、「不孝」の言葉を使用して長晟の素行をたしなめている。他の条文でも「不孝」の文字を使用しているため、相当に憂慮していたのだろう。あるいはこの認識ゆえに、自分の隠居領を次子・長晟ではなく第三子の長重に譲り、長重の方を徳川家に近侍させたのかもしれない。

また、家督相続では家老の浅野右近忠吉と浅野左衛門佐氏重とで対立があり、左衛門佐が長重を推していたことが、後の元和五年（一六一九）十一月十六日の長晟による左衛門佐誅殺の遠因となったとする見解もあるが<sup>17</sup>、これはありえない。本覚書や「自得公濟美録」でも記されるように、浅野家が改易ないしは徳川家に吸収される可能性がある中、この両家老は浅野家一門への家督認可によって家の存続を目論み駿府へ「訴訟」に出向いている。当然藩論を統一して臨んだはずで、この時点で両名がそれぞれどちらかに加担して一方を推した上で「訴訟」を行うことは分断を見透かされるだけである。氏勝が両名を尋問して得た「何を跡目<sup>18</sup>

被仰付候へ<sup>19</sup>も忝可奉存之由」と長晟・長重どちらかに家督相続が認められたならばそれで良いとする両名の言質が、当時の浅野家が望む唯一の選択肢だったはずである。左衛門佐を誅殺した後、長晟が幕閣へ提出した（元和五年）十一月廿九日付「浅野左衛門佐不届条々」<sup>18</sup>で示した七つの罪状の内、第五条に「先年紀伊国を拝領仕候儀従上様被下候を、左衛門佐一人之才学を以拙子<sup>20</sup>被仰付候、左様之恩をも不存など、慮外を申、従上様私へ重豊之御恩をもちやう<sup>21</sup>申かすめ候間」とあるように、長晟へ家督が認められたのは自分の功績で、それを常々長晟に対して恩着せがましく語っていたという長晟自身の証言がそれを裏付けている。

おわりに

先述したように本覚書は、山下家の家祖顕彰を目的とした記録のため、客観性を欠く記述があることに注意を要する他、当事者の子息の筆記とはいえ伝聞である点に難があるものの、当事者しか知り得ない記事があることも確かであるため、正史を補完する一面は持っている。前号で紹介した尾張徳川家二代光友の認知問題に関する記述では、仮に脚色があつたとしても当事者の肉声を伝えており、認知に至るまでの水面下の交渉を読み解くことができた。

浅野家相続問題にかかる氏勝の役割についても、その影響力の程は別にして、おかめの方という強力な係累を利用した家康への働きかけについても同様だろう。浅野家側の史料では参考程度としか扱われていないが、幸長が義直への紀伊領移譲を考えていたという記述は、幸長が臨終の際まで後継者を指名しなかった理由に一定の説得力を与えている。

長晟・長重という二人の候補がある中、氏勝が長晟を積極的に推した

根拠は明確ではない。あるいは最初に接触を試みた長晟家臣を通じて利権的な約束があった可能性も捨てきれない。名古屋城普請現場において諸大名から当然のように接待を受けている記事からも、そういった利権関係が存在していたことを彷彿させられる。しかしながら表面きの理由としては、兄弟の順番を違えないことと、義直を後援する上で長晟が適役という判断によって家督継承者として推薦したわけである。この義直の後援が得られるという利点を基に、義直生母・おかめの方が浅野家のために動き、そのおかめの方が家康の側室を動かし側室四人の連名で家康に嘆願したという図式は、家康への影響行為の一端が見えて興味深い。ただし、あくまで氏勝が知り得る範囲のみの限界ある記録のため、浅野長政正室・長生院の嘆願については触れられておらず、当然水面下で動いていたはずの長重側の動向は全く記されていない。長晟側に付いた限り、知り得る立場には無かったのだろう。もとより氏勝の行為のみで長晟への家督が決定されたわけではないはずだが、歴史的事象の背景にうごめく多彩な動きの一端を知り得るとい意味で、本覚書の内容に一定度の評価を与えても良いのではなからうか。

註

- (1) 請求記号二〇七五―一〇五八。謄写本。七十丁。
- (2) 『名古屋市史人物編第一』名古屋市役所 昭和九年五月二十八日発行。
- (3) 原史彦「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」名古屋城調査研究センター『研究紀要』第4号 二〇二三年三月発行。
- (4) 『寛政重修諸家譜』卷第三百九(『新訂寛政重修諸家譜』第5 続群書類聚完成会 昭和三十一年十一月三十日発行)。

- (5) 『名古屋叢書続編 第十七卷 士林沂泗(一)』名古屋市教育委員会 昭和四十一年一月三十一日発行。
- (6) 『名古屋叢書続編 第二十卷 士林沂泗(四)』名古屋市教育委員会 昭和四十三年十一月三十日発行。
- (7) 個人蔵。広島市立中央図書館寄託。書き起こしは東京大学史料編纂所蔵の影印本による。
- (8) 『士林沂泗 卷七十三 庚之部 御外戚家 山下』名古屋叢書続編 第十九卷 士林沂泗(三) 名古屋市教育委員会 昭和四十三年一月三十一日発行。
- (9) 『新訂増補國史大系 徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和四年十月二十五日発行。
- (10) 『浅野莊と浅野氏』(尾張史料著作集) 東海地方史学協会 平成二年二月一日発行 所収。
- (11) 堀内亮介「名古屋城石垣普請における飯米作料請取状―扶持米請取状の分析を中心に―」(名古屋城調査研究報告3 資料調査研究報告書1 史料が語る名古屋城石垣普請の現場) 名古屋城観光文化交流局・名古屋城総合事務所・名古屋城調査研究センター 令和四年三月三十一日発行)。
- (12) 註(9) 参照。
- (13) 個人蔵。(『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県 昭和五十一年三月三十一日発行に翻刻所収)。
- (14) 『広島県史 近世1 通史Ⅲ』広島県 昭和五十六年三月三十日発行。
- (15) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』和歌山県 平成二年八月三十一日発行。
- (16) 『天日本古文書 家わけ文書 第2 浅野家文書』東京帝国大学 明治三十九年十二月十八日発行に翻刻所収。
- (17) 『山梨県史 資料編 8 近世1』山梨県 平成十年三月一日発行。
- (18) 『自得公濟美録』卷十二上(『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県 昭和五十一年三月三十一日発行に翻刻所収)。

史料「山下家覚書」

【本文】

(前略)

⑤ 浅野彈正少弼殿曰 紀伊守殿 同但馬守殿御代／々山下道智<sup>江</sup>御念頃被

遊候筋目之趣 此末々／書申候

一 東照宮様道智を召 源敬公御三歳之御時御守／<sup>ニ</sup>被 仰付 能々守立申候様<sup>ニ</sup>と御念頃之

上意<sup>ニ</sup>御座候 其以後彈正少殿 紀伊守殿御両／人 右兵衛督殿御部屋へ 度々御出被成候 御取／次仕候 其時道智儀ハ信濃と申候 御父子別<sup>而</sup>／御念頃御座候

一 年月過候て右兵衛督殿御母儀相應院殿 信濃<sup>ニ</sup>被仰聞候ハ 右兵衛督殿へ御縁与御座候様<sup>ニ</sup>被成度候 何をか可然候哉と御大名衆之御／息女御三人之内ひそかに御尋候 其時信濃申／候ハ彈正少殿 紀伊守殿御事ハ古今

大御所様<sup>江</sup>御心入深ク御座候 其上右兵衛督／様へも御懇<sup>ニ</sup>

御出入被成候間 紀伊守<sup>○</sup>様<sup>御息女御輿入候</sup>被<sup>ニ</sup>遊可然之由信濃申候 其時節ハ相應

院殿をお／かめ殿と申候 信濃事ハおかめ殿妹<sup>ニ</sup>嫁申候／故内外之御相談被仰聞候 其以後紀伊守殿御／息女様 右兵衛督殿へ御輿入申候様<sup>ニ</sup>

大御所様被 仰出 紀伊守殿不大形御満足被<sup>レ</sup>遊候 紀伊守殿被 仰候

ハ 娘儀を右兵衛督様へ<sup>レ</sup>被召仕候様<sup>ニ</sup>との 上意 誠難有思召候由 色々<sup>レ</sup>被仰聞候 其以後ハ猶以御部屋へ御出入被成<sup>レ</sup>候 内外之御取次

皆信濃仕候 右御縁与之時信／濃 おかめ殿へ申候趣誰申候哉 紀伊守殿具<sup>ニ</sup>御聞被成 是又信濃<sup>ニ</sup>被仰聞御満足被遊候由<sup>レ</sup>御座候

一 其以後紀伊守殿被仰候ハ 御継子ハ無御座候<sup>レ</sup>間 紀伊国をも右兵衛督

様へ差上ケ申度候 彈正<sup>ニ</sup>少時<sup>ニ</sup>骨折申候者共不便<sup>ニ</sup>御座候間 右兵衛督様被召仕被下候様<sup>ニ</sup>被成度思召候 此段何<sup>レ</sup>御頼被成候由 度々被仰聞候之由御座候

一 尾州清須之御城 名護屋へ御引被成候付 諸大<sup>レ</sup>名衆兩御所様<sup>江</sup>被仰上候ハ 名護屋之御城普<sup>レ</sup>請被 仰付被下候様<sup>ニ</sup>といつれも御望御座<sup>レ</sup>候 其節紀伊守殿信濃へ御頼被成候ハ 名護屋<sup>レ</sup>御城普請之儀<sup>ニ</sup>付 諸大名衆御普請被 仰付<sup>レ</sup>被下候様<sup>ニ</sup>と 兩御所様へ何も被申上候 依<sup>レ</sup>之紀伊守殿も可被 仰上儀<sup>ニ</sup>御座候へ共 右<sup>レ</sup>兵衛督様御城之御普請を仕度と申上候儀も<sup>レ</sup>何とやらん 味方くるしく御座候 又不申上候<sup>レ</sup>儀も不成事御座候 哀 大御所様<sup>ニ</sup>被 仰付<sup>レ</sup>候様<sup>ニ</sup>被成度候間 此趣をおかめ様迄御内證<sup>レ</sup>申上くれ候様<sup>ニ</sup>と色々御頼被成候 則おかめ<sup>レ</sup>殿へ信濃申入候へハ 紀伊守殿被仰候趣御尤<sup>ニ</sup>御座候 御次<sup>而</sup>

大御所様へ可被仰上候由<sup>ニ</sup>て早速被申上候<sup>レ</sup>へハ 紀伊守被申候趣尤<sup>ニ</sup>被 思召候 御直<sup>ニ</sup>可被 仰出之由<sup>ニ</sup>諸大名衆駿府之御城へ<sup>レ</sup>御出仕

之折節 大御所様被 仰出候ハ 今度<sup>レ</sup>名護屋城普請被 仰付候之處 何も普請可被<sup>レ</sup>致候由御満足<sup>ニ</sup>被 思召候 紀伊守儀ハ 右兵<sup>レ</sup>衛督城之儀

<sup>ニ</sup>候間 一入普請被致度可被存候<sup>レ</sup>間 普請を御頼可被成之由 御念頃之上意<sup>ニ</sup>御首尾能御座候<sup>而</sup> 紀伊守殿不大形御満足<sup>レ</sup>被成 信濃方へ

色々御礼被仰聞候 其以後名護<sup>レ</sup>屋御普請中 右兵衛督殿御使として 信濃儀 駿府<sup>レ</sup>の両度名護屋へ 罷越御普請<sup>ニ</sup>御懸り候 十九<sup>レ</sup>人之御大名

衆<sup>江</sup>御使相勤申候 實ハ 大御所<sup>レ</sup>様被 仰付御使<sup>ニ</sup>罷越申候故 御大名衆 一入<sup>レ</sup>御馳走被成候 かこひなと御立被成 何も御手<sup>前</sup>御茶被下候 名護屋御普請奉行衆 御旗<sup>レ</sup>本<sup>レ</sup>五人被遣候 此衆中之内<sup>ニ</sup>三二人

宛相伴被／致候其節も紀伊守殿ハ一入御馳走被遊候由<sub>二</sub>御座候

一 此以後紀伊守殿御逝去被遊 高野山<sub>二</sub>御法／事御座候節も 右之御念頃故 信濃御使<sub>二</sub>罷／越 右兵衛督殿御名代<sub>二</sub>信濃御焼香仕候 其砌／成瀬古隼人正申候ハ 紀伊守殿御存生之内御／継子ハ無御座候間 紀伊国を右兵衛督様へ被／進度之由 常々被仰候間 此儀を被仰上候へ<sub>而</sub>／ハ如何と被申候 竹腰古山城守其外列座之者／共如何と申候 信濃申候ハ 紀伊国御拝領被／成候へ<sub>而</sub>も 名護屋を御明被成候<sub>而</sub>ハ 御座有／間敷候 左候へハ 遠国と申如何<sub>二</sub>御座候 其上／紀伊守殿御舎弟但馬守殿 采女正殿御座候間／御兩人<sub>二</sub>御跡職被 仰付候へハ 御拝領御同／事 右兵衛督様御力<sub>二</sub>御座候と信濃達<sub>而</sub>申／候

一 其以後但馬守殿今木村石見并片岡道<sub>二</sub>兩人／を御内證<sub>二</sub>駿府へ御差越 信濃方へ右兩人／ひそかに被參 但馬守殿被仰下候ハ 今度紀伊／守逝去無是非儀御座候 継子無御座候故 家中／之者共迷惑至極仕候 彈正少 紀伊守迄度々骨／をも折申候者共多御座候 処<sub>二</sub>散々<sub>二</sub>罷成可／申候儀不便迷惑仕候 何へ成共跡目被 仰付／家来之者共安堵仕候 様<sub>二</sub>と存候 是ハ 大キ成／望近頃不似合儀如何敷御座候へ 共 紀伊守殿／御跡職を御つき被成度候間 おかめ様へ御内／證申入相調申候様<sub>二</sub>偏御頼被成候間 才覚仕／候之様<sub>二</sub>と色々様々信濃方へ被仰下候 信濃／申候ハ 是ハ 御尤成思召共御座候 然共大成御／事<sub>二</sub>御座候間 信濃躰之者取持申儀<sub>二</sub>ハ 無／御座候 然共別<sub>而</sub>御頼被仰下候 紀伊守殿より／御懇<sub>二</sub>被懸御目候 若又此御事思召之通<sub>二</sub>相／調候へハ 右兵衛督殿御為<sub>二</sub>是程宜儀ハ 無御座／候間 随分情を出シ可申候由 石見并道<sub>二</sub>二道申／入候 然共但馬守殿ハ 常々京都<sub>二</sub>御座候故 駿／府 江戸之御側衆も 具成事ハ 不被存候 采女正／殿御事ハ 江戸<sub>二</sub>御詰被成候故 江戸 駿府之御

／側衆中も御行跡宜様<sub>二</sub>常々申候 依之

一 両御所様御側衆など かなたこなたと信濃承／合申候 処<sub>二</sub>采女正殿ハ 尤御行跡能御座候 然／共但馬守殿ハ 猶以御行跡宜御座候由申候 衆中多御座候故 先以一段之御事と奉存候 其内<sub>二</sub>紀伊守殿御家老衆 紀伊守殿御跡目被 仰／付被下候様<sub>二</sub>と訴訟<sub>二</sub>駿府へ何も被參候之／故 信濃方へ一人宛呼候て 但馬守殿 采女正殿／何を御跡目<sub>二</sub>と被存候哉とひそかに承候へ／ハ 兩人共彈正少子<sub>二</sub>御座候 紀伊守弟之儀<sub>二</sub>御座候間 何を跡目<sub>二</sub>被仰付候へ<sub>而</sub>も 忝可／奉存之由被申候故 御家老衆中ハ 別儀も無御／座候 此上ハ おかめ殿へ申入可然と存 但馬守殿ハ 殿へ被 仰付候へ／ハ 右兵衛督様御為<sub>二</sub>宜事不過之存候 只今之／尾州<sub>二</sub>紀伊国を御添御拝領御同事御座候 右／兵衛督様御力<sub>二</sub>ハ 是<sub>二</sub>増申御候事ハ 無御座候／但馬守殿 采女正殿御行跡之趣承合申候 處 尤／采女正殿ハ 江戸<sub>二</sub>御詰 御旗本衆と常々御參／會候故 宜様<sub>二</sub>申成候 但馬守殿御事ハ 常々京／都<sub>二</sub>御座候故 駿府 江戸之御側衆御行跡宜御／座候事を不存候 此比承合候へハ 但馬守殿御／行跡 采女正殿<sub>二</sub>ハ 是<sub>二</sub>はるか上<sub>二</sub>御座候由 及／承申候 其上采女殿へ 紀伊守殿御跡目被 仰／付候ハ、不順<sub>二</sub>御座候間 御兄弟之御間柄宜／御座有間敷候 左も御座候ハ、右兵衛督様御／為<sub>二</sub>も成申間敷候 其上采女正殿ハ 彈正少殿／御跡職を御拝領被成候 紀伊守殿御跡職を御／望可被成儀<sub>二</sub>ハ 無御座候 然共色々<sub>二</sub>御才覚／御座候由 此比取沙汰御座候間 少も早く

大御所様<sub>二</sub>被仰上 何とぞ但馬守殿へ被 仰／付候様<sub>二</sub>御願御尤御座候 左候へハ 右兵衛督／様御為<sub>二</sub>此上ハ 無御座候由 具<sub>二</sub>申候へハ 旁／以 おかめ殿も被入御情 早速 大御所様へ被／仰上候 能々御間届被成<sub>二</sub>御

座 其後おかめ殿御／部屋<sup>江</sup>信濃<sup>ニ</sup>参候様<sup>ニ</sup>と被仰候故罷越申候／へハ  
おわちや殿<sup>後一位殿</sup> おまん殿<sup>後養珠院殿</sup> おかち殿<sup>後水島院殿</sup> おかめ殿<sup>後相應院殿</sup>

／右四人御寄合被 仰聞候ハ 此比おかめ殿迄／被申候紀伊守殿御跡  
職之事 此四人として申／上候へハ御氣色<sup>ニ</sup>應シ申と相見へ申候 将  
軍様<sup>江</sup>被 仰進候間 定<sup>而</sup>頓<sup>而</sup>能御返事可参／と被仰聞候 早速被仰上忝  
奉存候由 信濃申候／由御座候

大御所様思召ハ 彈正少殿<sup>ハ</sup>紀伊守<sup>ハ</sup>迄度々／御忠節御座候 其上但馬守  
殿御人柄も能御座／候由 右兵衛督様御為色々御引合被成 但馬守／殿  
へ被 仰付可然と被 思召之由 おかめ殿／信濃<sup>ニ</sup>そと被仰聞由<sup>ニ</sup>御座  
候

右之趣石見并道<sup>二</sup>江<sup>ニ</sup>ひそかに申聞候へハ 大<sup>キ</sup>悦申候 其以後但馬  
守殿へ無相違紀伊国／御拜領被成候 扱其後おかめ殿 信濃へ被 仰  
聞候ハ 將軍様思召<sup>ニ</sup>ハ紀伊守殿御跡職 采<sup>ノ</sup>女正殿へ被下度 思召候  
然共 大御所様<sup>ハ</sup>能々被 仰進候之故 但馬守殿へ御立被成候

將軍様御意<sup>ニ</sup>ハ采女<sup>ニ</sup>被下候様<sup>ニ</sup>可被 仰／進と兼々 思召之内<sup>ニ</sup> 大御  
所様<sup>ハ</sup>但馬守<sup>ノ</sup>可被下と被 仰下候故 無是非思召候と／御意御座候  
由

大御所様<sup>ハ</sup>遅ク被 仰進候ハ、大形采女殿／へ御立被成儀も可有御座  
候哉 但馬殿御仕合／とおかめ殿 信濃<sup>ニ</sup>ひそかに被 仰聞候 其以／後  
伏見之御城へ 大御所様被成御座候 但馬／守殿も御出仕被成御廣間<sup>ニ</sup>  
御座候之故 信濃／罷出候へハ 御側へ御呼御咄被成候 其所へ森／美  
作殿 細川越中殿 黒田甲斐殿 加藤左馬助殿／有馬玄蕃殿御越候故 信  
濃其所を立去申候へ／ハ 何も其儘居申御咄仕候様<sup>ニ</sup>と被仰候 其内／  
追々何も御出被成候 但馬守殿 美作殿へ被仰／候ハ 今度紀伊守跡職

被 仰付候ハ 偏<sup>ニ</sup>信州／取持被申候故<sup>ニ</sup>候由色々被仰入候へハ 美

作殿初何も是ハ大キ成事取持被申候御手柄<sup>ノ</sup>御座候なといつれも  
被仰候 信濃申候ハ／いや左様<sup>ニ</sup>も無御座候なと御挨拶仕候由／御座  
候 何も諸事御頼可被成なと被仰 あまり<sup>ノ</sup>たへかたく有之由申候

一 扱其後紀伊守殿御息女様於名護屋宰相殿へ／御輿入申候<sup>ニ</sup>付 但馬守  
殿御親<sup>ニ</sup>被為成候 右／兵衛督殿を其時ハ宰相殿と申候 双方之御使<sup>ノ</sup>  
信濃一人<sup>ニ</sup>被 仰付候て 御首尾能相調申候／御祝言之御儀式も信濃へ  
大御所様被 仰／付 御首尾能相済申由御座候

一 尾張殿江戸上御屋敷初之火事御座候時 其以／後豊後<sup>ニ</sup>作事奉行被  
仰付候 其時ハ信濃を／豊後と申候 豊後御断申上候ハ 加様之御作事<sup>ノ</sup>  
申付候儀 終<sup>ニ</sup>無御座候間 御免被成被下候様<sup>ノ</sup>と違<sup>而</sup>申候へハ 中納  
言殿御立腹被成候 其<sup>ノ</sup>時ハ宰相殿を中納言殿と申候 豊後儀ハ江戸<sup>ノ</sup>  
御屋敷之内<sup>ニ</sup>引籠罷在候 此儀但馬守殿御聞／被成 御笑止<sup>ニ</sup>被思召 豊  
後居申候所へ度々御／越被成色々御肝煎被遊 首尾能相済申由御座<sup>ノ</sup>  
候 但馬守殿色々御念頃之由御座候

一 扱其後但馬守殿 岩松殿〔後安藝守殿〕を御同道／被成江  
戸へ御下向之折節 名護屋へ御立寄 南／屋敷<sup>ニ</sup>御逗留被成 於御城御  
馳走共御座候 其<sup>ノ</sup>時節御父子様 豊後屋敷へ申請 御膳差上申／候 御  
供<sup>ニ</sup>ハ上田主水正 浅野撰津 寺西将監 竹／本外記 木村石見 杵田新兵  
衛并片岡道<sup>ニ</sup>被召／連候 扱かこひ<sup>ニ</sup>て豊後御茶立申候折節 但馬／守  
殿仰<sup>ニ</sup>ハ主水<sup>者</sup>具成事被存間敷候 此亭主<sup>ノ</sup>之恩をハ大キ<sup>ニ</sup>御請被成候  
今加様<sup>ニ</sup>両国被／下置候事ハ 悉皆此亭主之影<sup>ニ</sup>候 此委細之／儀ハ道  
二能存候間 聞可被申候 岩松儀ハ幼少<sup>ノ</sup>候へ共 能此事聞置 亭主并  
子々孫々<sup>ニ</sup>迄迄<sup>ノ</sup>必如在有間敷候由被仰 色々御懇之仰共御座<sup>ノ</sup>候 其

時豊後儀ハ忝御意共ニ御座候由申上候ノ御相伴ニ被罷出候御家老衆中  
も右之仰之趣ノ被承候由申候

一 於尾州大納言殿鹿狩被遊候時 山下市正儀申ノ事出来候て 尾州立退申  
候 其節も但馬守殿御ノ笑止ニ被思召 山下十兵衛を為御使 藝州ノ名ノ  
護屋豊後方へ御差越被成 色々ニ御懇ニ御座候ノ由申候

一 当紀伊守殿御祝言被遊候節 大和儀ハ御代々ノ被懸御目候由ニ而 大納  
言殿ノ為御使 大和儀ノ尾州ノ江戸へ罷越申候 其時ハ豊後を大和と  
申候

右之通ニ御座候故 御代々被懸御目 忝奉存候ノ由申候 道智申聞候品々  
御座候へ共有増書付ノ申候

⑥ 一筆致啓上候 弥御息災ニ御勤仕被成之由及ノ承目出度奉存候

一 泰心院様御部屋之時 貴宅ニ而も私宅ニ而もノ緩々と得貴意候事終ニ無御  
座候へ共 数十年ノ乍慮外御なしニ御座候 其外之御仲備衆へハノ其縁  
無御座候ニ付 御手前様へ私願之趣申上ノ候 此儀可然縁を求 御内證可  
申上儀ニ御座候ノへ共 御意彼是ニ遠慮御座候 私法躰衰老之ノ身ニ候  
故 推参をも不顧御直ニ申上候

一 私亡父山下道智儀ハ 権現様ニ御奉公仕候ノ江州ニ而 御知行被下御墨印  
于 今御座候

一 源敬様御名五郎太様と申候ニ而 御三歳之御時

権現様御直ニ山下道智を被為屬候 其前津金ノ修理を被為屬 道智と両  
人御守役相勤候由 駿河御城ニ 権現様被為成御座候時 御二ノ丸ノ  
候哉 内之百間長屋 又御三ノ丸ニ而 候哉ノ外之百間長屋 此ニ百間長屋  
ニ 五郎太様衆ノ罷在候 内之百間長屋ハ修理支配 外之百間長ノ屋ハ

道智支配仕候由 古キ衆ニ拙者ハ駿河ニ而 道智支配ニ逢申候と被申候方  
私も承候 其ノ後成瀬内匠被仰付 三人ニ而 相勤候由 右三人ノへ平岩主  
計頭殿連状なども私今所持仕候

源敬様御四歳之時 甲斐国を被進 御八歳之時ノ尾張国を被進候 追々  
御人多成候由ニ御座候

一 権現様尾張国を 源敬様へ被進候時 清須ノ城ハ水攻之地ニ而 如何ニ  
候 御城を古渡か名ノ古屋カ小牧へひかせられ 乍憚可然趣 相應院ノ  
様へ山下道智申上候処 其趣相應院様 権現ノ様へ被仰上候へハ尤ニ  
被思召 清須ノ城を名ノ古屋へ御移被為遊候由

一 大坂冬夏両御陣共ニ 源敬様諸事之御陣用意ノハ 権現様 山下道智へ  
被仰付 道智ハ駿河ノ御先立 名古屋へ罷越 諸事相調候由 冬御陣ニ  
ノ天王寺之小屋割等迄仕 権現様 道智を御褒ノ美之由 其節ノ小屋割  
之事 于今人ノ申唱候

一 大坂夏御陣之節 源敬様於名古屋城御祝言ノ御座候時 権現様名古屋  
之城ニ被為成御座ノ御前様御輿入候を御待請被為遊候 其節御祝ノ言  
一卷 権現様悉ク山下道智へ被仰付 諸事ノ相調申候由

一 大坂夏御陣落城候て 権現様御歸陣被為遊ノ於二条ノ御城 山下道智  
冬度御陣中能相勤候ノ由ニ而 為御褒美御加増五百石拝領仕候

権現様上意ニ而 御加増拝領仕候者 此時尾州ノ之諸士之内ニ道智一人之  
由 道智常々申候

一 公方様 源敬様へ御成之度毎ニ道智皆惣奉ノ行仕候 其外御上洛 又ハ  
行幸 或御作事 或江戸ノ御城西丸其外所々石垣を築申候時 伊豆国ノ  
ノ石出候惣奉行皆道智仕候

一 源敬様之御前様御輿入候て 十ヶ年過候へ共ノ御子様無御座候ニ付 相



應院様ハ 東福門／院様へ被 仰上 東福門院様ハ貞松院様を／被進  
候由然所ニ被召仕候方御懐胎ニ候

源敬様大乳ハ矢崎左京母ニ 右之儀能存知／山下道智方へ被參 御懷

人之事委細物語之由／然共道智無心元存 御懷人の方へも逢候て直／

承候 少も疑敷儀無御座候 依之其時分御用／達候衆中連座之時 道智

申出候へハ 彼是異儀／有之由 道智ハ 御前様并二ノ丸様ニ御子様／

御出生候ハ、御次男ニ成共 又ハ御家来ニ成／共可被遊候 今迄御子様

無御座候処 幸之御事／と申候由とかく取持可申人無御座候故 此上

／ハ道智一人申上候ても不苦儀と存 御子様御／懐胎之趣委細申上候

処 源敬様下々の腹ニ御子様御出生を御いやニ被思召候哉 曾而御／

覚不被遊候間 なき物ニ仕候様ニと 御意ニ候 其時道智種々申上候へ

共 御意少も替不／申候 此段大乳并御袋様へ申候へハ 御袋様ハ／上

と下との儀ニ候へハ 不及力候とて不大形／御落涙ニ候 此上ニ道智ハ

様々僉儀仕候ニ／如最前御子様ニ無疑候故 重而御前へ罷出御子／様御

誕生之御沙汰御いやニ被思召候ハ、私才／覚ニかくし置 御成人被遊

可然御生付ニ候ハ、御家来ニ成共被遊様ニと色々申上候へ共

御意替儀無御座候 然共道智覚悟を以 御袋様／ハ大乳と一所ニ矢崎左

京屋敷へ御移り 寛永二ノ年丑七月廿九日午刻ニ 若君様御誕生被遊候

／道智 御前へ罷出 若君様御誕生 又彼是申上／候処 最前之通 御意

替事無御座候故 其時道智／申上候ハ 女性偽申候者 女性之儀ハ勿論

今度誕／生之男子をも急度被仰付 男子之父をも御僉／儀被遊様ニ私

儀ハ女性之頼申候とて無筋事／申上候と諸人之嘲及承無面目次第ニ候

此上／ハ私も覚悟仕候と申上候へハ 少御思案被遊／たとへ御子様之

御覚候ても 諸人御子様ニ而／有間敷と申候由御聞及ヒ成候間 只今御

子様とハ難被仰出候 急きなき者ニ仕候様ニと

御意ニ候故 道智申上候ハ 諸人ハ 殿様曾而／御覚無之由 御意承傳候

故ニ而御座候

殿様ニ御子様と 御意御座候者 誰人か／御子様ニ而無御座と申人候ハん

哉と種々様々強而申上候へハ 左候ハ、むまれ子ハ信濃／ニ被下候間

○かくも仕候ニと御意御座候 右／其時道智難有忝奉存候 御子様の御

事ハ成程／穩便ニ仕 私方ニ可奉入置と申上候て 若君／様を矢崎左京

屋敷ハ道智屋敷へ奉移候 道智／女房ハ 相應院様之御妹ニ而 後年寄法

躰仕／隆正院と申候 右隆正院 若君様を御守仕候／矢崎屋敷ニ被成御

座候内 矢崎屋敷之向ニ山／本内藏助罷在候 内藏助女房ハ右隆正院姪

女／ニ而候故 是へも御越御慰メ申候由 道智江戸／苗守之内ニ竹中源

助祖母清正 又横井伊織方／へも御慰ニ被為成候由 是皆隆正院伯母或

姪／女之方ニ而候 若君様御二歳君様御二歳之時 御前様／ハ道智方へ

御意之趣候て 若君様道智屋敷／ハ竊ニ御城へ被為入候

右御懐胎御誕生前後之御首尾 私兄山下佐左／衛門父道智へ委細相尋

委ク書記置申候 私も／写ル今所持仕候 道智一人之覚悟を以 御誕生／

も御子様ニも仕候 其節之儀語傳を聞及候衆／于今道智御子様ニ仕候様

ニ物語被致人御座／候 右ハ佐左衛門書記申候内 あらまし書出シ／申

上候

一 山下道智眼病ニ而 目不見ニ付 其身隱居知行／千石を末子佐左衛門 一郎

兵衛 私三人之子共／へ御分被下様ニ道智奉願候處 願之通御分被／下

候 次男権之助ハ叔父平左衛門名跡を継キ／申候右支配分ハ願不申候

三人之兄弟へ被下／成候御知行御切米ハ指上ケ申候 其節道智如／何

存候哉 権現様ハ道智へ御知行被下候御／墨印ハ私へ譲り 于今所持

仕候〔此節八道智俗／名半三郎と申〕／〔候後ニ信濃又豊／後又大  
和と申候〕

一 泰心院様御九歳之御時 私被為屬候 御十四歳／之御時 私を被為召 御  
意ニハ御身之上ニ惡ノ敷儀御座候者 申上候様ニと仰ニ候 御幼少之ノ御心  
ニ惡敷儀を御聞被成度との 思召乍恐ノ奉感それ今時々密々ニ乍憚申  
上候 御十六歳ノ御時 泰心院様へ申上候ハ任 御意只今ノ迄ハ被  
是申上候へ共 私申上ル役人ニ而無御ノ座候 大殿様被為聞何様成儀を  
達 御耳候ノ哉と御不審ニ可被思召候 老中も御守之者も無心元可存  
候然ハ還而御為ニ如何ニ候 向後ノハ御免被遊候様ニ御守之者ハ申上候  
役人ニ被申上ケ候様ニと 御意御座候者 思召様ノ々可有御座候と申  
上候處ニ御落涙被遊 主人ノと成内之者と成候へ共 只今迄其方志を立  
申ノ上候事御満悦ニ被思召候 以来共ニ御免ハ不ノ被遊候との 御  
意ニ候者私も落涙仕それ今ノ身ハ何様ニ成候共 此上ハと存弥  
思深ノク罷成候 此段ハ十七年以前私江戸下り御免ノ被遊候時書付候  
て土屋庄左方を頼申上候庄ノ左覺被居候哉と奉存候 誠御若年之殿  
様太ノ平之御時代ニ御身之惡を御聞被遊度との

思召奉感候 私智徳も御座候者 御益ニも可成ノ候へ共 下懸短慮ニ候へ  
ハ後々ハ不調法成事ノ共右御機嫌をもそこなひ申候と奉存候

一 右道智次男權之助せかれ仁左衛門 四男一郎ノ兵衛せかれ半平 此兩人  
又三男佐左衛門せかれハ中村夕雲名跡ニ罷成候 右仁左衛門ハ父ノ  
と同宗門ニ而浄土宗ニ而半平一人道智宗門ノニ而御座候 半平病氣ニ而幼少  
之せかれ一人ノ御座候 行末難頼 然ハ道智骸所既及断絶候ハノん道  
智儀ハ右之通舊功之者ニ候 今之中村又ノ歳次男三歳ニ罷成候 山下之  
名字を相續 十四ノ五歳ニ罷成候者 被召出被下様ニ乍恐奉願候ノ益々被

懸御心御執成奉頼存候 私七十三歳之ノ衰老ニ而明日之命も難計候 右  
又歳せかれもノ幼少ニ而そたちも難知レ事ながら奉頼置候 此ノ外ハ  
同姓之内ニ無御座候 加様ニ申上候とてノ不及申事ニ御座候へ共 三歳之  
せかれを只今ノ名跡ニとハ不奉願候 行末之儀を私存命之内ノニと奉存  
奉願候 恐惶謹言

山下道山

八月廿四日

在判

織田宮内様

右ハ元禄十四年巳八月

右者道山様御手跡也

山下一問多

書物

⑦ 御手前儀成人被致候ハ、道智老御名字相續ノ御奉公之儀奉願候処 成  
人候ハ、願之通相應ノニ可被召出旨被 仰出候 依之左之書付之通ノ遣  
之候

一 慶長七年

権現様御旅立之前日 大原主殿助 山下半三郎ノ江御知行被下候 右 上  
意承候方聞違ニ而千ノ石之地一通計所付を書及 上覽候處 大原主ノ殿  
助 山下半三郎兩人江可被下 上意之処ニ而明日御旅立ニ而早速難成候由  
達 上聞 左候ノハ、右千石之地兩人之宛名ニ仕候へと 上ノ意ニ而半  
三郎名を書添 右御黒印兩人江被下ノ候之故 御年寄衆御黒印ハ闔取ニ

仕候様<sup>ニ</sup>とノ事<sup>ニ</sup>道智老<sup>ニ</sup>御勝<sup>ニ</sup>御黒印<sup>ハ</sup>道智老御<sup>ノ</sup>取候由<sup>ニ</sup>道智老御物語<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>右御黒印<sup>ハ</sup>我等へ被<sup>レ</sup>下候<sup>ニ</sup>御手前<sup>江</sup>只今遣候之間御頂戴<sup>尤</sup>候

一 肥前忠吉之刀<sup>者</sup>鍋嶋信濃守殿<sup>ハ</sup>国打之刀之<sup>由</sup>道智老<sup>江</sup>参候由<sup>ニ</sup>傳承候<sup>ニ</sup>右忠吉新身<sup>ニ</sup>候<sup>ヘ</sup>共物切<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>指料<sup>ニ</sup>仕候様<sup>ニ</sup>とて<sup>ニ</sup>我等十<sup>ノ</sup>六歳之時<sup>ニ</sup>道智老被<sup>レ</sup>下候故<sup>ニ</sup>常々此刀を指申候<sup>ノ</sup>我等廿歳余之節<sup>ニ</sup>道安老ためし者<sup>ニ</sup>拝領<sup>ニ</sup>竹<sup>ノ</sup>腰山城守殿<sup>ニ</sup>未虎之助殿と申候時<sup>ニ</sup>下屋敷<sup>ニ</sup>ためし者<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>致見物度由<sup>ニ</sup>右<sup>ノ</sup>ためし者<sup>ニ</sup>虎<sup>ノ</sup>之助殿下屋敷へ遣<sup>ニ</sup>佐左衛門殿も御越<sup>ニ</sup>我等も<sup>ノ</sup>参候<sup>ニ</sup>此時ためし者<sup>ニ</sup>三人有<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>虎<sup>ノ</sup>之助殿見物<sup>ニ</sup>宇津木八左衛門切申候<sup>ニ</sup>道安老<sup>ノ</sup>拝領<sup>ノ</sup>ためし者<sup>ニ</sup>一<sup>ノ</sup>胴<sup>者</sup>我等もらひ候て<sup>ニ</sup>右忠吉之刀<sup>ニ</sup>切申候<sup>ニ</sup>土段<sup>ニ</sup>迄切<sup>レ</sup>候<sup>ニ</sup>されあぢよきとてい<sup>ノ</sup>つれも<sup>ニ</sup>褰被<sup>レ</sup>申候<sup>ニ</sup>右刀砂引<sup>ノ</sup>之儘<sup>ニ</sup>年久敷指<sup>ノ</sup>申候<sup>ニ</sup>鏢<sup>ハ</sup>へち孫四郎<sup>ニ</sup>すり申候<sup>ニ</sup>由<sup>ニ</sup>道智老御咄<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>大鏢<sup>ニ</sup>ふちうすく候<sup>ノ</sup>之故<sup>ニ</sup>後々我等ふ<sup>ノ</sup>ちをすりちいさく仕<sup>ニ</sup>赤銅<sup>ニ</sup>ふちを取申候<sup>ノ</sup>忠吉刀新身<sup>ニ</sup>候<sup>ヘ</sup>共<sup>ニ</sup>道智老右之御言葉有<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>故此度遣候

一 かるためし具足<sup>ハ</sup>はりた大和作<sup>ニ</sup>成田<sup>ノ</sup>藤右肝煎<sup>者</sup>て具足も甲も貫目何程と定出来<sup>ノ</sup>候て<sup>ニ</sup>三匁五分玉十五間<sup>ニ</sup>一枚<sup>ノ</sup>打申候<sup>ニ</sup>壱<sup>ノ</sup>枚<sup>ニ</sup>玉<sup>ニ</sup>ツたまり申候も有<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>壱<sup>ノ</sup>ツたまり申<sup>ノ</sup>候も有<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>又ぬけ申候も有<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>うら<sup>ニ</sup>少もわ<sup>ノ</sup>れめ候<sup>ヘ</sup>ハぬけ候内<sup>ニ</sup>定候<sup>ニ</sup>悉打仕廻びやう<sup>ノ</sup>をはなし<sup>ニ</sup>玉<sup>ノ</sup>のたまり申候<sup>ハ</sup>此方<sup>ニ</sup>置ぬけ<sup>ノ</sup>候分<sup>ハ</sup>両目一ツ<sup>ノ</sup>書苗<sup>ニ</sup>如此<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>両目<sup>ニ</sup>仕ぬけ<sup>ノ</sup>候板も出来<sup>ノ</sup>節<sup>ニ</sup>一所<sup>ニ</sup>持参仕候様<sup>ニ</sup>申付<sup>出</sup>来候て<sup>ニ</sup>大和持参候<sup>ニ</sup>此方<sup>ノ</sup>苗書取出<sup>ニ</sup>其所々<sup>ノ</sup>板引合<sup>ハ</sup>大サ<sup>ノ</sup>両目違不申候<sup>ヘ</sup>ハ<sup>ニ</sup>請取候て打申<sup>ノ</sup>候<sup>ニ</sup>然とも切々ぬけ申候故<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>ハ少<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>両目<sup>ノ</sup>違不申候<sup>分</sup>ハさしゆるし候<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>様<sup>ニ</sup>覚申候<sup>ニ</sup>毎度<sup>ノ</sup>右<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>玉<sup>ノ</sup>打<sup>ニ</sup>如約

束幾度も仕直させ申候<sup>ニ</sup>悉<sup>ノ</sup>出来候て<sup>ニ</sup>びやうしめ<sup>ニ</sup>仕筒之内<sup>ニ</sup>たまり申候<sup>ノ</sup>をよき程残<sup>シ</sup>其外<sup>ハ</sup>玉跡打出させ候<sup>ニ</sup>甲も初<sup>ノ</sup>ハ具足のこと<sup>ノ</sup>くら<sup>ニ</sup>候て打申候<sup>ニ</sup>玉のたま<sup>ノ</sup>り申候も<sup>ニ</sup>又ぬけ申候も有<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>びやうを取放<sup>ノ</sup>具足<sup>ノ</sup>のこと<sup>ノ</sup>く一枚<sup>ノ</sup>打申候<sup>ニ</sup>是又<sup>ニ</sup>たまり申候<sup>ノ</sup>玉跡<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>も見分如何<sup>ニ</sup>候故<sup>ニ</sup>よき程残<sup>シ</sup>其外<sup>ハ</sup>玉跡打出させ申候<sup>ニ</sup>祖父具足屋彦十郎<sup>ニ</sup>おとさせ申候<sup>ニ</sup>数年<sup>ニ</sup>江戸往来<sup>ニ</sup>其上<sup>ニ</sup>久敷成候<sup>ノ</sup>故<sup>ニ</sup>唯今<sup>ハ</sup>ぬりも糸も古<sup>ク</sup>成申候<sup>ニ</sup>具足<sup>ニ</sup>ひつ<sup>ハ</sup>道智老被<sup>レ</sup>下候<sup>ニ</sup>右具足<sup>ニ</sup>びつ<sup>ニ</sup>入日記有<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>候

一 春屋墨跡懸物<sup>ハ</sup>道智老被<sup>レ</sup>下候<sup>ニ</sup>表具取合せ<sup>ハ</sup>道智老<sup>ノ</sup>金森宗和老へ御頼出来申候

一 諸大名衆<sup>ハ</sup>道智老へ<sup>ノ</sup>書状<sup>者</sup>我等<sup>ノ</sup>人々へも<sup>ノ</sup>らひ集つき立<sup>ニ</sup>卷物<sup>ニ</sup>仕候間遣候<sup>ニ</sup>又道智老御<sup>ノ</sup>影<sup>ハ</sup>佐左衛門殿御仕立<sup>ニ</sup>表具<sup>ニ</sup>迄被<sup>レ</sup>成被<sup>レ</sup>下候<sup>ニ</sup>是<sup>ノ</sup>又御請取可有候<sup>ニ</sup>讚<sup>者</sup>堀勘入記<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>申候<sup>ニ</sup>以上

戊卯月日

山下道山

山下兵五郎殿

### ⑧ 道智老御器量之覺

道智老御器量之覺

一 元和元年卯五月大坂落城<sup>ニ</sup>権現様<sup>ニ</sup>二条<sup>ノ</sup>城<sup>江</sup>御帰被<sup>レ</sup>遊候以後<sup>ニ</sup>相應院様<sup>ニ</sup>御前<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>成御<sup>ノ</sup>座<sup>ニ</sup>成瀬隼人殿<sup>ニ</sup>安藤帶刀殿も<sup>ニ</sup>御前へ被<sup>レ</sup>出候<sup>ニ</sup>上意<sup>ニ</sup>山下<sup>ノ</sup>三郎<sup>ノ</sup>御陣中能情<sup>ニ</sup>入候<sup>ニ</sup>御加<sup>ノ</sup>増可被<sup>レ</sup>下由<sup>ニ</sup>仰<sup>ニ</sup>候處<sup>ニ</sup>相應院様<sup>者</sup>半三郎儀<sup>ノ</sup>御心安者<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>先其分<sup>ニ</sup>と御時宜<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>由<sup>ニ</sup>隼人<sup>ノ</sup>殿<sup>ハ</sup>御加増<sup>ニ</sup>先少計被<sup>レ</sup>下候様<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>申上候<sup>ヘ</sup>ハ<sup>ノ</sup>何程と存候哉と<sup>ニ</sup>上意<sup>ニ</sup>候

五百石程可被下／哉と申上候へハそれハ少分<sup>ニ</sup>候宰相か為<sup>ニ</sup>候一  
かと御加増被下可然と 上意之処 隼人／殿先少被下 又重<sup>ニ</sup>被下様可  
然と被申上候 相／應院様<sup>ニ</sup>ハ猶以少計と被仰上候故 左候ハ、／五百  
石被下由 上意<sup>ニ</sup>候 隼人殿道智<sup>江</sup>其方／へ一かと御加増可被下 上意  
之処 先少被下／重<sup>ニ</sup>又御加増被下方可然と申上候間 尾州之／内何方  
<sup>ニ</sup>も望<sup>ニ</sup>取被申候様<sup>ニ</sup>と御申候故／愛智郡之内古井村五百石望<sup>ニ</sup>取候  
由 道智老／御物語<sup>ニ</sup>候

一 奥州ノ伊達正宗ハ道智老を壹万石<sup>ニ</sup>呼申／度と被申候由 元祖成瀬隼  
人殿ハ道智老何そ／理強ク御申候事候へハ 又壹万石か鼻<sup>ニ</sup>出候／と  
被申候事度々之儀<sup>ニ</sup>候由聞傳ヲ 佐左衛門／殿其外兄弟衆御申候

一 福嶋左衛門大夫殿家老福嶋殿一ノ先手仕候／武功のすぐれたる福嶋  
丹波ハ三万石之身代／之由 此人尾張之山下殿ハ下戸ならハ不知一／  
はいなるならハ今の世<sup>ニ</sup>ハ有間敷也と褒／申候由 佐左衛門殿御物語<sup>ニ</sup>  
候 たれの咄と申／事ハ失念申候 此下戸ハ臆病<sup>ニ</sup>なくハとの事／<sup>ニ</sup>て  
可有と佐左衛門殿御申候

一 瑞竜院様御意<sup>ニ</sup>山下道智か様成者ハ今の世／<sup>ニ</sup>ハなきと御褒被遊候由  
中村芳隆御意を承／候由 我等へ物語<sup>ニ</sup>候 其外右之御意ハ度々之／事  
と被申候方も御座候

一 佐左衛門殿 一郎兵衛殿ハ道智老之御事御申／出候てハ無類<sup>ニ</sup>御褒候  
有時我等佐左衛門殿<sup>江</sup>向 関ヶ原御陣之事申出 石田治部少輔謀叛／  
を企 天下之大名小名手<sup>ニ</sup>付候 其大志可申様／無之候 此時道智老を治  
部少と取替候ハ、如／何と問候へハ 佐左衛門殿御あいさつ<sup>ニ</sup>道智／  
老ならハ治部少<sup>ハ</sup>能候ハんと御申候 親之事／<sup>ニ</sup>てもよきハよき 悪敷  
ハ悪敷と存ル者<sup>ニ</sup>候／此あいさつ<sup>ニ</sup>て 拔群成道智老之御器量と存／候

佐左衛門殿又勘弁有間敷人<sup>ホ</sup>て無之候時／分 悪敷節御出生残念成事  
候 関ヶ原合戦之時<sup>者</sup> 道智老ハ寺西備中殿と所縁有テ 備中守／殿一  
所<sup>ニ</sup>加州大聖寺ノ城之番手<sup>ニ</sup>被居 大坂両／御陣之時ハ 源敬様之大番  
頭<sup>ニ</sup>御旗本<sup>ニ</sup>被／居候 不及是非候

一 紀州對山様御守を被仕候伊達源左衛門後法／躰了倉と申候 此人<sup>者</sup>  
権現様之御代<sup>ハ</sup>之人<sup>ニ</sup>候 右了倉 尾張之山下／殿之おられ候へハあた  
り<sup>ニ</sup>人ハなき様<sup>ニ</sup>見／へ候と小菅宗鑑へ被申候由 宗鑑物語<sup>ニ</sup>候

一 平岩弥左衛門弟平岩又右衛門ハ御使番<sup>ニ</sup>候 此人ハ我等ハ見不申候  
何様丈夫成者<sup>ニ</sup>／人もゆるし申候者之由聞傳候 平岩七兵衛<sup>ニ</sup>我等  
又右衛門事尋候へハ 兄之弥<sup>左</sup>右衛門<sup>右</sup>ノ氣／強成者之由 七兵衛も褒咄<sup>ニ</sup>  
候 此又右衛門志／水監物殿へ申候ハ ことなたの伯母聳之山下殿／程之  
氣強成人終見不申候由 又右衛門申候と／て以前之物語之次<sup>ニ</sup> 監物殿  
我等へ物語<sup>ニ</sup>候 拔群之御器量故<sup>ニ</sup>候

一 岩田長右衛門殿 後法躰不仁と申候 此人我等／兄 一郎兵衛殿へ物語<sup>ニ</sup>  
道智老 成瀬隼人殿と／以前口論之時 不仁も其砌<sup>ニ</sup>居候て致難儀候／  
隼人殿今脇指ぬき被申哉と見合せ候 道智老／丈夫成事感 物語<sup>ニ</sup>候 隼  
人殿ハ一岳殿事<sup>ニ</sup>候／一郎兵衛殿此事道智老へ不仁物語之趣被申／候  
処 道智老御挨拶<sup>ニ</sup>おれか道理故と御申候／由

一 松平伊豆守殿御年寄<sup>ニ</sup>被仰付 天下之御用よ／く御達シ候とて諸人取  
沙汰之節 御旗本衆名／ハ失念申候 尾張之山下か才知之様成人<sup>ニ</sup>候／  
と被申候由 佐左衛門殿御咄<sup>ニ</sup>候

一 御旗本衆名ハ不承候 尾張之山下ハ何事<sup>ニ</sup>も／成間敷と思ハぬ人也 天  
<sup>江</sup>上ル事可成哉と申／候共 富士山<sup>江</sup>上り可見合と可申人也と被申／候  
由 佐左衛門殿御物語<sup>ニ</sup>候

一 糀町御屋敷御作事之時 道智老奉行<sup>二</sup>候 御作<sup>二</sup>事見廻<sup>二</sup>本多上野介殿  
酒井雅楽頭殿 其外御<sup>二</sup>老中御越之時 御作事場<sup>二</sup>道智老御出合は<sup>二</sup>  
ふへ竜虎之作物上ケ申<sup>二</sup>筈<sup>二</sup>作立候 竜ハ八<sup>二</sup>間有之候 雅楽頭殿此竜  
上り可申哉と道智老<sup>二</sup>江<sup>二</sup>御申候 上野介殿ハおれをひいき<sup>二</sup>思ふ人<sup>二</sup>故  
あのごりよの上也と思ふ<sup>二</sup>あからぬとい<sup>二</sup>ふ事なしと被申候由 道智  
老御咄<sup>二</sup>候

一 寛永六巳年

大猷院様御代々江戸 御城御普請有之 尾<sup>二</sup>張様 紀州様<sup>二</sup>石垣石を御  
上ケ候<sup>二</sup>付 尾州<sup>二</sup>ハ山下豊後惣奉行<sup>二</sup>被 仰付 伊豆山<sup>二</sup>被遣<sup>二</sup>候役  
人多ク 同心衆込參候由 成瀬隼人正ハ豊<sup>二</sup>後為相談被遣候由 於豆州  
ハ兩人之居所<sup>二</sup>二里<sup>二</sup>程隔り申候由 又紀州<sup>二</sup>ハ大崎玄蕃惣奉行<sup>二</sup>而  
同豆州<sup>二</sup>被遣候 彦坂九兵衛是又玄蕃へ為<sup>二</sup>相談被遣候由 尾州 紀州之  
丁場何程隔り候事<sup>二</sup>ハ不承候 石切并人夫兩方共<sup>二</sup>山<sup>二</sup>江<sup>二</sup>上ケ石を<sup>二</sup>切せ  
申候由 此時紀州之船ハ千二百艘 尾州之<sup>二</sup>船<sup>二</sup>漸九十三艘有之候由 道  
智老御咄<sup>二</sup>候<sup>二</sup>則書留置候 道智老ハ先家作事被成座敷 其外<sup>二</sup>所々  
御作り候 公儀<sup>二</sup>も数多之役人来集り<sup>二</sup>被居候由 毎日道智老<sup>二</sup>て料理  
出候由 上下之<sup>二</sup>家具都合千人前江戸<sup>二</sup>調 中村覚左衛門 伊<sup>二</sup>豆<sup>二</sup>持  
參申候由 覚左衛門物語<sup>二</sup>候 道智老伊<sup>二</sup>豆<sup>二</sup>へ被遣候時 殿様<sup>二</sup>ハ五百兩  
相應院様<sup>二</sup>ハ三百兩被下 自分才覚之金子彼是都合千何百<sup>二</sup>兩とやら  
ん御持參之由 不殘御遣候由 小川吉<sup>二</sup>兵衛 中村覚左衛門申候 後世<sup>二</sup>  
成瀬一岳老物<sup>二</sup>語<sup>二</sup>豆州<sup>二</sup>て山下殿ハ金子多遣被申候 おれ<sup>二</sup>は何もせ  
ぬ様<sup>二</sup>居候へ共それさへ伊豆<sup>二</sup>千兩計遣申候由 御申候を其座<sup>二</sup>居候  
て聞申<sup>二</sup>候由 武野瑞月物語<sup>二</sup>候 道智老伊豆<sup>二</sup>ハ松<sup>二</sup>木を切せ石を出  
候所<sup>二</sup>船場迄之道を作せ 松<sup>二</sup>木<sup>二</sup>下<sup>二</sup>積重 土石砂を以成程道をよ

くつ<sup>二</sup>かせ山<sup>二</sup>船場へ之往来之者共<sup>二</sup>数日ふみか<sup>二</sup>ためさせ 石ハ一  
圓不出船積無之候 紀州方<sup>二</sup>ハ山<sup>二</sup>船場へ之道を作り 石を切候てハ  
船積<sup>二</sup>江戸へ遣 其比雨降り多ク之人夫往来故作り<sup>二</sup>候道損シ車力不  
叶人夫之往来も難成候由 天<sup>二</sup>氣上り道作り候ても地かたまらず 紀州  
衆久<sup>二</sup>敷及難儀候由 尾州方ハ道ハ能石ハ切置 手廻<sup>二</sup>能候之故 早速  
石を船積 江戸へ遣 追々船積御<sup>二</sup>上ケ石数相済申候<sup>二</sup> 紀州方<sup>二</sup>ハ道久  
敷かた<sup>二</sup>まらぬ故<sup>二</sup>おくれ 石数着船すくなし 依之道<sup>二</sup>智老此方ハ上  
ケ石仕廻申候 切置候石有之候<sup>二</sup>間三千程かさんと彦坂九兵衛 大崎玄  
蕃方へ<sup>二</sup>御申遣候 彦坂 大崎返答<sup>二</sup>ハ尤借申度候へ<sup>二</sup>共 国之ひけ<sup>二</sup>成  
候とて終かり不申候 紀州方<sup>二</sup>致迷惑候由 道智老御咄<sup>二</sup>我等も承則  
書留置<sup>二</sup>候 大崎玄蕃ハ本ハ福嶋左衛門大夫殿衆<sup>二</sup>備後三原城を預  
り申候由 福嶋殿身代果候て<sup>二</sup>大崎を 公儀<sup>二</sup>紀州様へ被召抱候様<sup>二</sup>  
と<sup>二</sup>の事<sup>二</sup>紀州<sup>二</sup>て七千石被下候由 武功多ク<sup>二</sup>才知も有者と聞へ申  
候 紀州様<sup>二</sup>も大崎を<sup>二</sup>御撰出候半 大崎新道<sup>二</sup>大石積車力<sup>二</sup>道損<sup>二</sup>シ  
雨降ナハ弥損せん然ハ重<sup>二</sup>道作申候共<sup>二</sup>か<sup>二</sup>たまらじと心付るハ 先道  
を肝要とて仕事也<sup>二</sup>佐左衛門殿牢人已後伊豆<sup>二</sup>之道智老事御<sup>二</sup>物語  
之内<sup>二</sup>台徳院様西丸<sup>二</sup>被成御座  
相應院様西丸へ御登城被成候処 上意<sup>二</sup>ハ山下豊後 伊豆<sup>二</sup>出候石能  
候て 酒井雅楽頭者<sup>二</sup>と土井大炊頭者と右之石をうはいあらそひ<sup>二</sup>喧  
嘩を仕出候 豊後石<sup>二</sup>念を入候間 褒テ遣被<sup>二</sup>申候様<sup>二</sup>と 上意<sup>二</sup>候故  
相應院様<sup>二</sup>道智<sup>二</sup>老<sup>二</sup>江<sup>二</sup>御文を被下候 紀州之石船ハちいさき四<sup>二</sup>半<sup>二</sup>丸  
之内<sup>二</sup>紀ノ字 尾州之石船ハちいさき<sup>二</sup>もめんの四半<sup>二</sup>丸之内<sup>二</sup>尾ノ字<sup>二</sup>  
候 道智老<sup>二</sup>ハ築方<sup>二</sup>よき様<sup>二</sup>石を御切せ候 依之渡方雅<sup>二</sup>楽頭殿 大炊  
頭殿衆 請取方衆へいつれの石<sup>二</sup>も參次第請取候て 渡候へハ 請取

方衆尾州ノ石ハ早速請取紀州石ハ請取かね候故尾州石ノ之船印見  
へ候へハいつれも進ミうはいあい申候由依之尾州之船少といへと  
も往来早ク候由佐左衛門殿御咄候其節者佐左衛門殿ノ十歳候  
然共覺よく御人候之間其節御聞候事御覺候半又語傳も御聞候ハ  
ん右相應ノ院様分道智老江ノ御文ハ岡村作大夫所持申候を佐左  
衛門殿御覽候道智老可被下様無之候我等取置候へと佐左衛門殿  
牢人已後御申候之故我等作大夫方江先年申遣候へハ  
相應院様御文ハ無御座候源敬様之御書ハノ御座候とて伊豆江被下候  
御書計越申候故卷ノ物之内へつき入候御覽可有候

一 源敬様道智老を御六ヶ敷被 思召候故隆正ノ院殿 御意被成候ハ道  
智を 宰相様江御ノ屬被成度候 一はいの御加増 四千石被ノ成被遣  
度由 殿様御意となし隆正院思寄ノ之様申候へと 仰之由依之隆  
正院殿 道智ノ老江御申候ハ 宰相様ハこなたの御守立候ノ其上間柄  
悪敷人ノと一所御座候事も如ノ何候 宰相様江御奉公被成候へ  
左候ハ、一倍之御加増候ハんと御申出候 其座佐ノ左衛門殿も御  
入候 右御聞候と道智老以之外ノ氣色損シそれはたれかいハせ候とて  
隆正院ノ殿を大御しかり殿のお達あきはてめさノれ候 御幼少ハ  
随分守立候とて 疊をたき大御腹立之由 佐左衛門殿御物語候  
一 佐左衛門殿ハ幼少ハ道智老御側ニ御置御遣ノ候由 道智老虚言らしき  
事終ニ聞不申候 唯一ノツ虚言と存事ハ 道智老見廻ニ被参候衆御ノ  
拝領之茶壺見度と被申候御見せ候事いやノ思召候哉 右茶壺預ケ置  
候者居不申候由 御挨拶候 其者いかも屋敷ニ居申候と佐左衛門  
殿御咄候

一 道智老御正直 御慈悲ふかき御人候 是ハ一ノ類方いつれも被被存候

若輩之我等式迺左様ノ存候

一 右之外道智老勤行才知物語ニ成事多候

一 道智老之御器量 其子孫たる人ハ大躰知被申ノ候様ニと書付申候 先祖  
之儀とて美目らしきノ事人前て咄被申候事ハ必無用候 人聞不ノ可  
然候以上

戊卯月日

山下道山

山下兵五郎殿

山下一問多

書物

山下道智繪像之讚 山下佐左衛門依所望ノ堀勘兵衛貞高書之

寫

⑨

山下氏勝 姓藤原、幼名ニ萬壽丸ト、漸長シテ而字スニ半三郎ト、ノ假テ  
官ヲ曰ニ信濃守ト、又改メニ豊後守ト改ムニ大和守ト、其先飛驒ノ國ノ人  
而小山氏ノ支一別也、小山氏出ツ自ニ大織冠鎌足ノ十一世孫下野大  
掾政光ト、政光從テ源頼朝卿ニ有ニ軍一ノ功一、食ムニ邑野之下州ニ政光  
子朝政號レ、小山ト、爾來代々ノ稱レ小山ト、其子孫分ニ處ス群國ニ、  
或冒シニ小山氏ヲ、或易ラレ其ノ號ヲ、ノ氏勝先祖曾移ルニ飛驒國ニ依テ其  
所ノ居之地ニ、稱スニ山下氏ト、到ニ大和守時慶ニ一餘一代、在レ飛州  
ニ而知ラレ其名ヲ、時慶ハ即ノ氏勝ノ父也、氏勝以ニ永祿十一年戊辰四月六  
日一、生ルニ於飛州荻町城ニ、壯歲奉レ仕ニ 東照大神君ニ、於江州ノ蒲

生郡賜<sup>フ</sup>采<sup>一</sup>地<sup>ヲ</sup>、屢<sup>シ</sup>被<sup>ル</sup>眷<sup>一</sup>遇<sup>ヲ</sup>、慶長七年 神君命<sup>メ</sup>曰、義直生<sup>テ</sup>而三<sup>一</sup>歲、以<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>幼<sup>ヲ</sup>故<sup>レ</sup>令<sup>メ</sup>汝<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>調<sup>一</sup>護<sup>ヲ</sup>焉、蓋<sup>シ</sup>氏勝<sup>ノ</sup>依<sup>テ</sup>ナリ<sup>ニ</sup>爲<sup>ル</sup>其母之<sup>ノ</sup>姪<sup>ニ</sup>也、義直卿者 神君<sup>ノ</sup>季子<sup>也</sup>、鍾<sup>一</sup>愛<sup>最</sup>多<sup>一</sup>、故出<sup>一</sup>則必<sup>一</sup>從<sup>焉</sup>、氏勝無<sup>シ</sup>不<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>、扈<sup>一</sup>從<sup>セ</sup>義直卿<sup>ニ</sup>、同<sup>一</sup>八年義直卿賜<sup>フ</sup>武州忍城<sup>ヲ</sup>、彼<sup>ノ</sup>地斥<sup>一</sup>鹵<sup>卑</sup>濕<sup>ナリ</sup>也、氏勝<sup>ノ</sup>潛<sup>ニ</sup>憂<sup>フ</sup>、憑<sup>テ</sup>母<sup>一</sup>公<sup>ニ</sup>說<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>不利<sup>ヲ</sup>、翌年義直卿守<sup>リ</sup>甲斐國<sup>ニ</sup>、同<sup>一</sup>十二年 神君封<sup>シ</sup>義直卿<sup>ヲ</sup>于尾張<sup>ノ</sup>國<sup>ニ</sup>、以<sup>テ</sup>清須<sup>ノ</sup>城<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>本營<sup>ト</sup>、夫尾張國南<sup>ハ</sup>對<sup>シ</sup>伊勢<sup>ニ</sup>、而海<sup>一</sup>潮乾<sup>キ</sup>盈<sup>ツ</sup>、西<sup>ハ</sup>隣<sup>ラ</sup>美濃<sup>、</sup>而河<sup>一</sup>水環<sup>リ</sup>曲<sup>ル</sup>、北<sup>ハ</sup>有<sup>ニ</sup>木曾川<sup>一</sup>、峻<sup>一</sup>流橫<sup>ニ</sup>帶<sup>テ</sup>到<sup>リ</sup>西南<sup>ニ</sup>、兼<sup>レ</sup>濃<sup>ノ</sup>水<sup>ヲ</sup>合<sup>一</sup>流<sup>メ</sup>以<sup>レ</sup>入<sup>ル</sup>海<sup>ニ</sup>、洪<sup>一</sup>水汎<sup>一</sup>濫<sup>スル</sup>、則逆<sup>一</sup>行<sup>メ</sup>浸<sup>ス</sup>清須城<sup>ヲ</sup>是水<sup>一</sup>攻<sup>ノ</sup>之地<sup>ナリ</sup>也、氏勝<sup>一</sup>覺<sup>メ</sup>而說<sup>レ</sup>其<sup>ノ</sup>害<sup>ヲ</sup>、神君大<sup>ニ</sup>喜<sup>曰ク</sup>、宜<sup>ク</sup>擇<sup>テ</sup>要<sup>害</sup>之地<sup>ヲ</sup>、而移<sup>ス</sup>城<sup>一</sup>壘<sup>ヲ</sup>矣、氏勝曰<sup>ク</sup>、同古<sup>ノ</sup>渡名護<sup>ノ</sup>屋小<sup>ノ</sup>牧<sup>ノ</sup>三<sup>一</sup>所、共<sup>ニ</sup>是<sup>ニ</sup>高<sup>一</sup>陽<sup>一</sup>之地<sup>ナリ</sup>、而古壘<sup>ナリ</sup>也、改<sup>テ</sup>以<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>城<sup>ト</sup>則可<sup>ナリ</sup>也、或<sup>ハ</sup>有<sup>レ</sup>拒<sup>ク</sup>者、神君遂<sup>テ</sup>用<sup>テ</sup>氏勝<sup>ノ</sup>之<sup>言</sup>、移<sup>シ</sup>城<sup>一</sup>名護屋<sup>ニ</sup>、築<sup>レ</sup>石<sup>一</sup>壁<sup>ヲ</sup>、浚<sup>シ</sup>塹<sup>一</sup>湟<sup>ヲ</sup>、而爲<sup>レ</sup>本營<sup>ト</sup>、神君命<sup>メ</sup>氏勝<sup>ノ</sup>爲<sup>ニ</sup>一隊<sup>一</sup>長<sup>ト</sup>、統<sup>ニ</sup>領<sup>ス</sup>騎士<sup>ヲ</sup>、及<sup>ニ</sup>鳥<sup>一</sup>銃<sup>一</sup>、且<sup>一</sup>又掌<sup>ル</sup>國<sup>一</sup>務<sup>ヲ</sup>、是<sup>一</sup>以<sup>レ</sup>事<sup>ノ</sup>無<sup>レ</sup>大小<sup>ト</sup>、悉<sup>ニ</sup>與<sup>リ</sup>聞<sup>辨</sup>決<sup>ス</sup>焉、慶長甲寅<sup>ノ</sup>冬難波<sup>ノ</sup>之<sup>役</sup>、氏勝先<sup>テ</sup>義直卿<sup>ニ</sup>自<sup>レ</sup>駿府到<sup>リ</sup>尾州<sup>ニ</sup>督<sup>シ</sup>軍卒<sup>ノ</sup>之<sup>規</sup>則<sup>一</sup>、整<sup>ヘ</sup>兵<sup>一</sup>馬<sup>ノ</sup>之主<sup>一</sup>用<sup>一</sup>、下<sup>レ</sup>法<sup>一</sup>令<sup>ヲ</sup>、義直卿待<sup>テ</sup>神君<sup>ノ</sup>台駕<sup>ニ</sup>、而陣<sup>ス</sup>天<sup>ノ</sup>王子<sup>ニ</sup>、氏勝作<sup>ニ</sup>爲<sup>シ</sup>割修<sup>ヲ</sup>、分<sup>ニ</sup>配<sup>ス</sup>軍士<sup>ヲ</sup>、神君大<sup>ニ</sup>賞<sup>ス</sup>、其<sup>節</sup>制<sup>ヲ</sup>、翌<sup>一</sup>年難波<sup>ノ</sup>兵<sup>又</sup>起<sup>ル</sup>、神君自<sup>レ</sup>征<sup>ス</sup>焉、義直卿發<sup>レ</sup>駕<sup>、</sup>氏勝執<sup>レ</sup>御<sup>、</sup>此<sup>一</sup>行<sup>也</sup>豐臣族滅<sup>ス</sup>、神君凱<sup>一</sup>旋<sup>メ</sup>、而後感<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>勞<sup>ヲ</sup>、加<sup>一</sup>倍<sup>一</sup>采<sup>一</sup>地<sup>ヲ</sup>、此時尾州<sup>ノ</sup>土依<sup>ニ</sup>神君<sup>ノ</sup>之<sup>命</sup>、賜<sup>フ</sup>食<sup>一</sup>邑<sup>ヲ</sup>者、氏勝只<sup>一</sup>一人<sup>也</sup>、先<sup>レ</sup>是<sup>ニ</sup>義直卿嫁<sup>ニ</sup>淺野<sup>ノ</sup>幸長<sup>ノ</sup>女<sup>ヲ</sup>、神君來<sup>レ</sup>尾州<sup>、</sup>行<sup>レ</sup>婚<sup>禮</sup>、氏勝監<sup>レ</sup>其<sup>事</sup>ヲ、其<sup>儀</sup>不<sup>レ</sup>惑<sup>ハ</sup>、最<sup>レ</sup>協<sup>フ</sup>賢

旨<sup>ニ</sup>、義直卿享<sup>ス</sup>後相國<sup>于</sup>江戶<sup>ノ</sup>旅館<sup>ニ</sup>、氏勝嘗<sup>テ</sup>造<sup>リ</sup>殿舍<sup>ヲ</sup>、管<sup>ス</sup>饗<sup>一</sup>應<sup>ヲ</sup>、後相國褒<sup>メ</sup>經<sup>一</sup>始<sup>ニ</sup>成<sup>ル</sup>賜<sup>レ</sup>物<sup>若</sup>干<sup>、</sup>爾<sup>一</sup>後義直卿饗<sup>ス</sup>相國<sup>大</sup>樹<sup>ノ</sup>之<sup>時</sup>、氏勝無<sup>シ</sup>不<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>預<sup>リ</sup>知<sup>ラ</sup>焉、每<sup>度</sup>奉<sup>レ</sup>拜<sup>ニ</sup>台<sup>一</sup>顏<sup>ヲ</sup>、蒙<sup>ニ</sup>懇<sup>一</sup>欸<sup>一</sup>之<sup>命</sup>、夫將軍家享<sup>ス</sup>燕<sup>ノ</sup>之<sup>式</sup>、自<sup>レ</sup>義滿<sup>公</sup>到<sup>テ</sup>秀吉<sup>公</sup>時<sup>ニ</sup>、雖<sup>レ</sup>其<sup>法</sup>、近<sup>一</sup>年絕<sup>テ</sup>而無<sup>シ</sup>知<sup>レ</sup>之<sup>者</sup>、氏勝温<sup>メ</sup>故<sup>ヲ</sup>追<sup>レ</sup>例<sup>ヲ</sup>、作<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>規<sup>一</sup>模<sup>ヲ</sup>、世<sup>以</sup>稱<sup>一</sup>美<sup>ス</sup>焉、初<sup>ニ</sup>義直卿無<sup>レ</sup>子<sup>、</sup>氏勝深<sup>ク</sup>憂<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>適<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>光義<sup>卿</sup>之<sup>降</sup>誕<sup>、</sup>氏勝以<sup>レ</sup>爲<sup>テ</sup>實<sup>ナラ</sup>、則<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>家<sup>嫡</sup>矣、虛<sup>ナラ</sup>則<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>廢<sup>一</sup>置<sup>ス</sup>焉、鞠<sup>一</sup>養<sup>ス</sup>ル<sup>ヲ</sup>私<sup>家</sup>、遂<sup>爲</sup>令<sup>一</sup>嗣<sup>ト</sup>、竟<sup>永</sup>已<sup>レ</sup>改<sup>メ</sup>築<sup>ク</sup>江戶<sup>ノ</sup>外<sup>一</sup>郭<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>石<sup>ヲ</sup>於<sup>豆</sup>相<sup>ノ</sup>之<sup>山</sup>、氏勝到<sup>レ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ニ</sup>出<sup>シ</sup>大<sup>一</sup>石<sup>ヲ</sup>、載<sup>レ</sup>巨<sup>一</sup>船<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>達<sup>レ</sup>江戶<sup>ニ</sup>、幕<sup>下</sup>有<sup>レ</sup>喜<sup>一</sup>色<sup>、</sup>氏勝有<sup>ニ</sup>傳<sup>一</sup>護<sup>ノ</sup>之<sup>舊</sup>功<sup>一</sup>、故

神君<sup>ヨリ</sup>已<sup>レ</sup>來<sup>、</sup>相國<sup>大</sup>樹<sup>懇</sup>詞<sup>屢</sup>下<sup>レ</sup>恩<sup>一</sup>賜<sup>ヲ</sup>居多<sup>、</sup>誠<sup>ノ</sup>可<sup>レ</sup>謂<sup>ツ</sup>華<sup>一</sup>褒<sup>ノ</sup>之<sup>榮</sup>、一<sup>者</sup>也、竟<sup>永</sup>壬午<sup>讓</sup>采<sup>一</sup>地<sup>ヲ</sup>於<sup>氏</sup>紀<sup>ニ</sup>、義<sup>ノ</sup>直卿<sup>ハ</sup>別<sup>ニ</sup>賜<sup>フ</sup>湯<sup>一</sup>沐<sup>ノ</sup>之<sup>邑</sup>、剃<sup>一</sup>薙<sup>一</sup>薙<sup>一</sup>名<sup>ク</sup>道<sup>智</sup>、承<sup>應</sup>二年<sup>癸</sup>巳<sup>ノ</sup>十一月<sup>廿</sup>日<sup>棄</sup>世<sup>、</sup>享年<sup>八</sup>十六<sup>歲</sup>、號<sup>ス</sup>光<sup>一</sup>遠<sup>一</sup>院<sup>日</sup>賢<sup>ト</sup>、

⑩

我等撰書創業録ハ堀勘入と致相談記之候然所先年

泰心院様此書之事被為聞指上ケ候様と 御意有之候我等申上候ハ私文旨 書續申候故書違又ハ相違之事共ひたもの書置申候故及清書申事 無之趣申上候 其後も度々御意候へ共右之通申上候 我等隱居候て并河自晦我等廣井之屋敷へ被參被申候故 右書物ハ道山死候ても殿様ニハ上ケ申間敷と御意之由被申候故 近頃 御意致迷惑候 殿様へ何ヲおしミ可申哉 加様之物御数寄 御覽も被遊事候ハ、たとへ

下書<sup>二</sup>も乍憚入御披見可申候 拙者文盲之身<sup>二</sup>書申候書物存生<sup>二</sup>入御披見申候<sup>者</sup> 御家中衆何と老耄之取沙汰<sup>二</sup>候半兼<sup>而</sup>

御意も候間 私相果候て乍憚遺物<sup>二</sup>指上ケ候半と存 清書も<sup>二</sup>仕置候 右之御意<sup>二</sup>候ハ、追付指上ケ可申と申候へハ 自晦も尤候<sup>二</sup>指上ケ候様<sup>二</sup>御取次可申とのよし 右書物 安土 難波 武江 慶長創業<sup>二</sup>録と皆別<sup>二</sup>申候是迄一類<sup>二</sup>仕度存 外題<sup>者</sup>創業録と書直シ 外題ノ<sup>二</sup>一<sup>二</sup>三<sup>二</sup>ハ別録<sup>二</sup>かまわす順々<sup>二</sup>書之 安土 難波 武江 慶長の趣 小書<sup>二</sup>脇<sup>二</sup>書之候へハ 其品わかり候故 右之通<sup>二</sup>清書も下書も仕 則清書ハ指上ケ<sup>二</sup>申候 御機嫌之御意共<sup>二</sup>候 我等右書物<sup>者</sup>おし<sup>二</sup>申<sup>二</sup>ハ無之候へ共

殿様へ上ケ申書物之下書故 今迄他見<sup>者</sup>憚申候 我等相果候てハ 御<sup>二</sup>手前心次第<sup>二</sup>候 此書物清書いまた指上ケ不申候 前入魂之方<sup>二</sup>一<sup>二</sup>兩人<sup>二</sup>見せ申候 其後山澄了雲殿一覽之望有之故

泰心院様へも不入御披見趣申候へ共 達<sup>而</sup>被申他見 又書写候事<sup>二</sup>有間敷趣誓文状を以御望候故 不得止かし申候 其後

泰心院様へ指上ケ申候 其後山澄風殘殿一覽被申度御親父<sup>二</sup>了雲殿も猶色々御申候 是又他見書写仕間敷御誓文状<sup>二</sup>御越候故かし申候 松井甫水老も望<sup>二</sup>写申間敷御誓文<sup>二</sup>かし<sup>二</sup>申候 然共是ハ三創業録ハ見終 慶長録<sup>二</sup>至<sup>二</sup>テ我等縁者親類方<sup>二</sup>彼是被申方にて廣クあなたこなたかし申候事も若 上<sup>江</sup>右<sup>下</sup>書廣ク他見の聞へ候てハ如何と甫水老へも断申候<sup>而</sup>慶長録ハ遣之不申候 其元家来方見申候分ハ不苦候 秘書<sup>二</sup>ハ<sup>二</sup>無之候へ共他家へ遣之見せ申候事ハ 我等存命之内ハ遠慮も<sup>二</sup>候へかしと存 以前より之趣申入候て 實録と候ても多キ内<sup>二</sup>ハ<sup>二</sup>相違之事有之もの<sup>二</sup>候 まして我等事<sup>二</sup>候へハ相違も可有候<sup>二</sup>勘入も餘リ<sup>二</sup>書候へハ相違有物<sup>二</sup>候のそき申度と被申候<sup>二</sup>然共なくさ<sup>二</sup>ミ<sup>二</sup>も成事ハのそきかね申候事も所々有之

候と<sup>二</sup>覚申候 以上

寶永三戌

十一月二日

山下道山

行年七十八歳

山下兵五郎殿へ

書物覚

創業録 三十八冊

武江追加 一冊

考異 二冊

引證 一冊

目錄 一冊

⑪

山下道山著述之創業録<sup>二</sup>道山末葉一組 山下一問多<sup>二</sup>所持いたし候由 右ハ此節<sup>二</sup>御用<sup>二</sup>付 當分之内 為指出<sup>二</sup>候様<sup>二</sup>との御事候旨 江戸<sup>二</sup>表<sup>二</sup>申越候間 右創業録<sup>二</sup>指出候様御用人<sup>二</sup>の申来候<sup>二</sup>尤御用相濟次第 御指戻<sup>二</sup>可相成旨をも申来候 此段<sup>二</sup>一問多<sup>江</sup>可被申渡候 以上

二月晦日 富永内左衛門

山本九郎左衛門殿

猶々本文一問多所持<sup>二</sup>有之候創業録ハ至<sup>而</sup>精撰之由<sup>二</sup>門外不出之<sup>二</sup>書



与申傳秘藏之由<sup>ニ</sup>／相聞候間 其心得盡被／申談候 以上

先刻引合申候本箱鍵共／請取申候 以上

三月三日 富永内左衛門

山下一問多殿

昨日御出被仰聞候創業録入／候箱并右鍵 別紙御書付共／被遣之 御紙上之趣奉得／其意 則内左衛門<sup>江</sup> 差出申候処／請取 及御答候付不及御出申旨／申聞候 依之申上候 以上

亥 用達

三月三日 加藤六郎

山下一問多様

文化元子十一月廿七日 創業録本箱／御用人衆成田貞之右衛門方へ相渡り／廿六日夜貞之右衛門宅<sup>ニ而</sup>直<sup>ニ</sup>逢 引渡され／右本ハ翌廿七日 成田貞之右衛門為用達／平野俊九郎口上<sup>ニ而</sup>待為持来ル

一本相戻り候<sup>ニ</sup>付 富永内左衛門殿受取手紙／成田用達<sup>江</sup>相渡候付成 田宅<sup>江</sup>行候<sup>ニハ</sup>／及不申候

山下一問多殿 小瀬新右衛門／申談儀有之候間／追付評定所<sup>江</sup>可被罷

出候  
以上

十一月廿六日

文化元子十一月廿六日御用人／小瀬新右衛門方被申談候／御書付左之通

山下一問多

先祖道山著述之／創業録御用<sup>ニ</sup>付 差出／写被 仰付候付 本書ハ／被返下候 右ハ代々致家藏／今度御用<sup>ニ</sup>も相立候付／銀壹枚被下之旨被／仰出候 此段可申渡旨／御年寄衆被申聞候

十一月廿六日

拝領物之御礼

右在尾州御年寄中宅／不残<sup>江</sup>可相廻

以上

\*改行は「／」、割註は「<sup>ニ</sup>」、抹消は抹消線で示した。丸数字は本文中で便宜的に分類した文書区別のための数字で、筆者による補記である。

《Title》

An Analysis on the succession to the headship of the Asano family, from the Memorandum of the Yamashita Family.

《Keyword》

Yamashitake-Oboegaki (The Memorandum of the Yamashita Family)

Yamashita Ujikatsu (Senior vassal of the Owari domain)

Tokugawa 1st Shogun Ieyasu

Owari Tokugawa 1st Yoshinao (First feudal lord of the Owari domain)

Asano 2nd Yoshinaga (First feudal lord of the Kii domain)

Asano 3rd Nagaakira (Second feudal lord of the Kii domain)

Asano 1st Nagashige (First feudal lord of the Makabe domain)

So-o-in Okame-no-kata (Mother of Owari Tokugawa 1st Yoshinao)

Haruhime (Wife of Owari Tokugawa 1st Yoshinao)

Jitokuko-Seibiroku (Records on Asano 3rd Nagaakira)

Old documents owned by the Yamashita Heihachiro family

Site supervisor of Nagoya castle

## 名古屋城大天守台西側の石列を巡って

村木 誠

### キーワード

名古屋城 天守台石垣 石列 西小天守 縄張の計画変更

### はじめに

名古屋城では、天守台及びその周辺石垣の現況把握のため、各種の調査を行ってきた。これらの調査の総合的な報告は現在作成中であるが、天守台周辺の内堀内で実施した発掘調査については、既に2冊の報告書を刊行した（木村・西本 2019）（二橋他 2023）。この発掘調査の大きな成果として、大天守台西側の内堀内で検出した2条の石列がある（二橋他 2023）（以下「報告書」とする）。

この石列の評価については、発掘調査の成果に加えて絵図等の歴史資料の検討など、総合的な調査研究が必要である。本論は、研究史の再整理も踏まえ、発掘調査成果を含む遺構の検討を行い、今後の総合的な検討にむけて課題を整理するものである。

### 1 大天守台西側の石列について

石列は、検出された当初から、中井家文書「なこや御城惣絵図」に記された小天守風の建造物にあたるものの可能性が検討された。しかしながら、一方でそれを否定する意見も存在する。現時点ではまだ不明な点も多く、それに対する結論が得られるわけではないが、今後の検討を進めていくための基礎的な整理を行う。遺構の詳細な図面等は前掲報告書を参照されたい。なお、本稿は報告を前提とする筆者個人の見解である。

石列は、天守台石垣や内堀の対岸（御深井丸側）石垣の地下部分の状況を検討するため、堀底のレーダー探査、それを踏まえた発掘調査などを進める中で発見された。レーダー探査では、

現地地表下 119cm 以下で堀を横断するような溝状の反応が見られた。大天守台北面では、そのような強い反応は確認されていない。この反応が強い部分の発掘調査の結果検出されたのが問題の石列である。石列の概要を報告書の記述に従い、簡潔に整理する。なお、調査目的上、発掘調査は近世面の検出までにとどめている。

#### 〈石列の概要〉

天守台西側の内堀内で東西方向に約 26m の間隔を持ち、平行して延びる2条の石列が検出された。北側の石列の石材はいずれも北側に面をなし、南側の石列は南側に面をもつ。

石列を構成する石材は、いずれも築城期と判断している盛土内に設置されているか、その盛土の造成前に設置されており、「構築時期は築城期に近い時期」と判断されている。大天守台西面の直前から、内堀御深井丸側石垣の前面まで内堀を横断するものと想定され、その長さは北が 16.0m、南が 15.3m である。石列は大天守西面の石垣とは組み合っておらず、また西端は内堀御深井丸側石垣に接していない。いずれの石列も西端で折れるような様子は見られない。

平面的な位置としては、天守台石垣の西面に見られる「切欠き」は、この石列のちょうど中央部付近にあたる。

石列は、宝暦期の天守修理の際の整地土とその土に含まれる礫群によって覆われている。報告が述べるように、宝暦修理の際に、堀底も改変されたとみられ、築城期盛土の上位には、宝暦期とみられる層が堆積している。そのため、宝暦期以前の状況は不明である。

### 2 遺構の検討

ところでこの石列に関して、平行する2条が検出されたことが今回の調査の新知見であるが、この内の一条は、戦後の現天守閣再建工事



図1 内堀内石列平面図(二橋他 2023 一部改変)

に伴うボーリングの際に、天守台西側の堀で確認された、「石垣の基礎と思われるもの」(城戸1959, p.118)である可能性が高い。ボーリング実施地点は、石列が検出された調査地点と一致しないが、各トレンチ内で現天守閣再建時とみられる攪乱が見られ、攪乱が石列にまで達しているトレンチもあることから、石列の存在が確認されたものと思われる<sup>(3)</sup>。

城戸は、その石列を天守周辺の縄張り計画の変遷を示す根拠として理解した。縄張りの計画変更の研究との対比は、西小天守の問題とも関連するため後述するが、まずは、そうした議論に向けて、この遺構に関連する事実を、報告を基本とし、今後のために更なる検討をしておきたい<sup>(4)</sup>。

この石列はいずれも、築城期の盛土内に設置されている。この築城期の盛土は、暗褐色土中に、名古屋城の基盤層である熱田層の土塊を多く含む特徴的なものである。城内の各所で確認されているが、熱田層を大きく掘り下げた内堀内の各トレンチでも確認でき、厳密な同時代性を示すとはいえないものの、築城期に大規模に、おそらく堀の掘削土を用いて整地されたとみられる。

平行する2条の石列が石垣をなす可能性を検討する。各石列の背後(面をなさない側)は、宝暦期と思われる円礫の集積面までの掘削でとどめており、栗石やその背面土等の石垣としての構造を持つかどうかは確認できていない。この2条の石列の南北の中間地点で東西方向に堀を横断して行ったG区においても、ほぼ宝暦期の包含層((木村・西本2019)の10層)までの掘削としているため、築城期の石列間の堆積状況は確認できていない。石列の背面構造(2条の石垣間の堆積状況)は不明であり、石列間の構造の面からは、これらがそれぞれ石垣の一部かどうかは確定できない。

G区内サブトレンチ内の12層(木村・西本2019)は、近世包含層の下位で、御深井丸側の石垣面に接していることから、築城期の盛土の可能性はあるが、他と大きく異ならない盛土であり、石垣の背面盛土と積極的には言いにくい。

また、この盛土が築城期の盛土であるとした場合、石垣面から2.5mほどのところの近世包含層の落ち込みがあるが、W区、Y区の石材の西端とは一致しておらず、石材の抜き取り痕とも考えにくい。G区内では、石列の存在をうかがわせる痕跡は見られないとしてよいだろう。

報告が指摘するY区北側東西トレンチの所見と合わせて、内堀内には、2条の石列をつなぐ南北方向の石列はなかったと判断してよい。

石列と両端の石垣との関係をもう少し検討しておこう。先に、天守台側石垣と近い時期であることを想定したが、両者は組み合っており、同時に積み上げられたとする根拠があるわけではない。

X区においては、天守台石垣直前は石材が2段になっているが、上段の石材は近世の包含層中に埋まっているため、石列を構成するものではないと判断されている。下の石材X-6は、天守台石垣との間に約10cmの隙間があり、現状では近世の包含層とみられる土が埋まっている。また石材X-6の形状が、他の石材とやや異なっていることも指摘されている。

W区については、石材東端と大天守台の間は1.5m程ある。土層の状況から、天守台前面の石材が抜き取られた可能性も想定されており、X区の状況が本来の姿に近いとみられ、天守台石垣築造後に、それに接するように築かれたものと判断する。

また天守台側において、この石列は天守台石垣とは組み合っていない。このことの検討材料として、小天守との間の橋台の状況を参考に見ておこう。



写真1 大天守と橋台東面入隅部  
(右：大天守南面、左：橋台東面)  
すべて大天守南面が先に築かれる



写真2 大天守と橋台西面入隅部  
(右：橋台西面、左：大天守南面)  
矢印部分までは組み合い、それ以上は大天守が先に築かれる

橋台と大天守がなす入角部は、本丸側（東面）では先に築いた大天守台の前面に石材を積み上げ、その隙間を角礫等で埋めている状況が確認できる（写真1）。一方で、内堀側（西面）の

入角部を見ると、標高 15m 以下の下半部分（概ね大天守台の本丸側石垣の基底部分の高さまで）は、それぞれの石垣面の石材が互いに入る部分があり、組み合っているように観察される一方、上半部分については、本丸側と同様、組み合っておらず、天守台石垣の前面に礫を詰めている。

大天守台と入隅をなす石垣面はこのほかに、大天守台東面から東に延びる内堀石垣があるが、こちらも下半部は組み合っていると思われる一方、上半部では大天守台石垣の構築後、築いているように観察される。

こうした事実からは、内堀内で天守台と入角をなす石垣面を築く際には、本丸側基底部分の高さまでは同時に築き、それ以上はまず天守台石垣を積んだのち、接続する石垣を積んだ可能性が考えられる。

また、内堀内に築かれた遺構という点では、不明門北の土橋があるが、こちらの石垣は、レーダー探査の結果から、内堀構築後に築かれていると判断されている（名古屋城 2022）。現地観察でも、東面は内堀に石垣に当てる形で築かれており、西面は濃尾地震により崩壊し積み直されているが、積み直しは内堀内だけで完結しており、堀の石垣とは組み合っていなかったと思われる。

一方御深井丸側については、石材が確認されたのは石垣面より 1m 以上手前までであり、石垣までの間は、石材が本来存在しなかったのか、抜き取り等されたのかは確認できていない。そのため、石列の東西の規模は確定できず、現状の堀を前提とすると最大でも 20m 程度である。

この石列がこれまで述べられたように西小天守の石垣の基礎であったとした場合の検討を行う。切欠きの高さまで積み上げた場合、天端はどのような規模になるだろうか。

二条の石列間（南北方向）は検出面では

26mほどあるが、仮にそれぞれの位置に石垣が築かれたとし、内堀内から立ち上がる小天守と大天守をつなぐ橋台石垣と同様な勾配で築かれたと考えてみよう。堀底面から橋台石垣上端までの水平距離は概ね5.5mほどであることから、この石列の場合に当てはめると、天端の幅は14m程度ということになる。なお、橋台の石垣面の基底部付近の角度は、60～65°程度で、石列石材の角度の中では上限に近い。

橋台の東側石垣は本丸からたちあがっているが、内堀から立ち上がっていると仮定し、西面の勾配を参考にすると、橋台の内堀地表面レベルでの幅は概ね20m程度、上面の幅は9m、小天守の場合も同様に仮定すると、内堀地表面レベルで南北30m、東西40m程、上面では南北18m、東西26mとなる。

石列が石垣の基底部付近であり、その石垣の上端の高さが切欠き底部ほどであったと仮定すると、上面の幅は橋台と小天守の間隔的な規模になり、南北方向に関する限り小規模な建物であれば設置することができると言えよう。

本丸北辺の不明門北の土橋は、現状の堀底の石垣で幅約9m、本丸南辺の表二之門南の土橋は約10.5mであり、検出された石列よりははるかに小規模である。

ここまで述べてきたように、この石列が石垣の2辺である可能性は、遺構の平面形態でも、背面構造の面でも明確な根拠は得られない。しかしながら、積極的に否定する根拠もなく、位置関係や規模から考えても、石垣の二辺である可能性は高いと判断する。

### 3 石列評価の前提—研究史の検討

この石列の評価を巡っては、すでに様々な意見が示されたが、中心はこの石列が、築城期に絵図に示された西小天守のものか等、築城期の縄張りの計画変更に関わるものであった。

本稿も、検出遺構の評価を通じ、その議論に備えることを目的としており、それに向けてこれまでの研究の成果を概観しておく。

この石列については、先述の通り、城戸が「石垣の基礎と思われるもの」（城戸1959, p.118）と同じものの可能性が高い。城戸がここに「石垣の基礎」を想定したのは、自らが示した本丸の縄張りの計画変更（城戸1941）があったことを前提としている。城戸は、絵図の分析をもとに、次のように縄張り計画の変遷を述べた（I～Vは筆者が便宜上つけたもの、資料名は現在の一般的な名称に改めた）。

- I 「なこや御城惣指図」（中井正知氏・中井正純氏所蔵）は「由緒正しい信じ得べきものでなければならぬ」として、創築の計画図とする。当初は天守西側堀を幅広くし、その中に天守西側から続く橋台、櫓（本稿の西小天守）を設ける計画
- II 「徳川侯爵家所蔵名古屋城古図」、主図合結図が示す通り、櫓を中止して、代わりに枡形を築く計画
- III IIの枡形も中止し、天守西北隅と御深井丸は地続きとする、いわゆる丁場割図に示された計画
- IV 天守と御深井丸が地続きでは、防備上遺憾を感じられるので、何時の時に現状のように、この部分に堀を掘削
- V 当初計画では小天守南側に存在した小天守登段を北面に変更（現状）

城戸のこのような先駆的な研究を踏まえ、更に詳細に検討したのが内藤昌である（内藤1985）。内藤は、絵図類を①中井家蔵「なこや御城惣指図」、②「名護屋初築之図」などの兵学図、③「名古屋城普請町場請取絵図」などの普請図、④中井家蔵「なこや御城之指図」に分類したうえで、絵図に示された縄張り等を比較

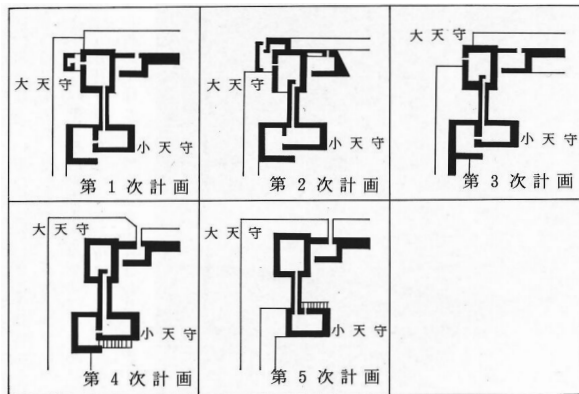


図2 内藤氏の第1～5次計画模式図  
(高田 2001 より転載)

検討した。現状遺構との比較の上、①～④をそれぞれ第一次計画～第四次計画とし、現状を第五次計画とする計画変更があったとした<sup>(5)</sup>。

内藤の変遷観は城戸のものを基本としており、西側に小天守を持つ第一次計画、小天守にかえて枳形を構える第二次計画、枳形をなくし、御深井丸と天守を直結させる第三次計画、天守北西部にも堀を巡らす第四次計画、小天守への入口を北側へと変更した現状の第五次計画であり、その後の研究はこの内藤の5段階の変遷案を基本とすることとなる<sup>(6)</sup>。

近年になり、第三次計画の根拠資料とされた丁場割図について研究の進展があった。内藤の③を示す資料の中でも、原本と判断される絵図が発見され、新しい知見がもたらされた(及川 2019・2022)(原 2022)。

及川は、靖国神社遊就館所蔵の絵図が、名古屋城公儀普請の際の丁場割を示した絵図のオリジナルであることを示し、これまで知られている絵図はこれを写したものであることを示した。あわせて、原図には色紙を貼るためのヘラの筋が残り、色紙の脱落が確認できること、写しには、脱落が補修されている部分もある一方、脱落のまま写されている場合もあることを示した。原は更に、同絵図の本丸北西部分にもヘラの跡があることを述べ、それを復元すると本来、

内藤が第二次計画とした、兵学図に示された枳形を築く縄張りに類するとした。そして、天守北西部に何も築かない第三次計画が存在しなかった可能性を示した。

第三次計画が本来無かったとすることは、検討の当初よりこの計画には防備上の課題があることが指摘されていた(城戸 1941)ことを考えると、妥当であると思われる。以下では、大天守北西部に堀を掘らず、枳形を築く計画として第二次計画と一体として扱う。

こうした縄張計画の変遷は、絵図等の歴史資料の検討に基づいており、実際の遺構等と整合させるため、計画と施工を分けることで説明がなされてきた。この点も整理しておく。

城戸の議論のスタートは、大天守西面に見られる切欠きを、第一次計画に示された西小天守の入口と解釈することであり、西小天守が計画だけでなくある程度実施されたと解釈した。一方で、同じ論文中で「天守西北隅と御深井丸は平地の地続きに完成された」(城戸 1941, p.78)とも述べ、その根拠として、丁場割図に示された間数の合計が、現在の堀の長さより短いこと、堀の外側石垣面に、当初築かれた石垣と、後に堀を掘ったのちに築いた石垣の手法の違いを示す目地が見られることを述べている。西小天守入口を作る第一次計画は、天守北西部の堀を伴う計画であるため、地続きに完成されたことと両立しないが、同文献中で、地続きに完成されたものを堀で囲繞した縄張に変更した修築工事について論じており、実際の施工は、第二・三次計画によると考えていたと思われる。

施工が第二・三次計画に基づく点は、丁場割図の性格上、基本的に後の論者によっても維持されている。後藤久太郎は、「なこや御城惣絵図」で、西小天守のみ名称・規模が記された付箋がないことから、計画で終わり、実際には作られなかったとしている(後藤 1978)。また、当初



は本丸と御深井丸が地続きであったことを示す「石垣を積み足したと見られる部分」(同, p.63)の存在を指摘する。

内藤も第一次計画は、まったくの計画図に過ぎず、大天守北西部の堀は、慶長十六年から十七年の幕府穴太による普請としている。内藤は、その理由として「泥田に接して構築した」本丸西北部の地盤問題を挙げた(内藤 1985, p.43)。

千田嘉博は 2012 年の段階で、天守台の切欠を西の小天守への出入り口とし、ある段階まで第一次計画によって石垣工事が行われたとする。また、実際の施工では、第三次計画の丁場割図のようなものであったと考えねばならないとし、その後、幕府穴太により小天守西側の枡形をなくす工事と大天守北西に堀を掘る改修がなされたとした(千田 2012)。千田は今回の石列の発見を受けて、第一次計画の「[幻の西小天守]」について、「堀底に西小天守台石垣の基礎石を発見したことで、実際に着工していたとわかった」とし、それは「家康の意思で取りやめたことが確実」、「大天守がそのまま御深井丸に接する設計段階を経て、最終的に現在私たちが知る名古屋城の大・小天守のかたちを家康は選んだ」とした(千田 2023)

高田祐吉も第二・三次計画によって施工されたことについては異論を述べておらず、大天守北西部の改修の施工者は前田利光であったとしている(高田 2001)。

一方、原史彦、服部英雄もいずれも第三次計画とされた丁場割図に基づいた施工を前提としているが、天守台北西部について、一度地続きの状態に築造した後、その下部に石垣を積み足すという改修を行ったことには懐疑的であり、第三次計画の策定後、実際の施工前の短い期間の間に、堀を掘るように計画変更された可能性を想定している(原 2022)(服部 2022)。

これまでの整理により、第一次計画が実際に施工されたのか否か、第二・三次計画に基づいた地続きの案が施工されたのか否かという点に議論があることがわかる。

小天守への入口を変更する第四次計画から第五次計画への変更については、絵図が共通して示す状況と現状が異なること、現天守閣再建時に、西側の入口の痕跡が発見されたことから、改変自体は意見が一致している。その施工について、城戸は「穴蔵の内部では、その跡をのこしているが、外面では、他の部分と一体に積まれて、その跡をのこしていないことから、それはおそらく工事の途中でおこなわれたもの」(城戸 1972)としている。これに対し、高田祐吉は石材に見られる刻印の検討を根拠として、この変更は、加藤清正の築造後、慶長 16 年(1611)、戸波駿河によって実施されたとする。千田は、穴蔵内部の出入口痕に加え、小天守台南西角の角石に刻まれた「加藤肥後守内 南条元宅」の位置から、加藤清正によって完成された小天守台が、慶長 16～17 年(1611～12)に幕府穴太により改修されたとしており(千田 2012)、第五次計画の施工のタイミングは議論が分かれる。

天守付近の縄張り計画の変更の議論では、遺構等の具体的な根拠に乏しく、議論が分かれている点がある。次のように整理する。

- A 第一次計画の西小天守を一部とはいえ施工したのか、或いは単なる机上の案か。
- B 丁場割図(第二・三次計画)を実施に向けた計画とする点は一致するが、実際に、天守北西部と御深井丸を地続きで実際に施工したか否か。第二・三次計画から堀で圍繞する計画に変更されたタイミングは論者によって異なる。
- C 小天守西の出入り口については、計画が変更された点は一致するが、改修のタイミン

グと施工者については意見が分かれる。

本論で取り上げた石列の評価に関わるのは主としてAであるが、Aは天守北西部での堀の有無にも関わるため、その議論がBとも関連する。そのため、ここではA、Bについて合わせて検討する。また、Cについては適宜触れることとする。

#### 4 計画変更の根拠検討

天守周辺の縄張り計画変更について、その検討の歩みを見てきた。そこでも言及した通り、実際の遺構の調査が多くなく、文書・絵図等の検討に基づいて議論が行われており、それぞれの見解を裏付ける実際の遺構等の根拠の提示、検証は十分とは言い難い。まず、その根拠とされているものについて検討する。

天守付近の計画変更の根拠として、実際の遺構として示されているのは、次の通りである。

- a 大天守台西面に残る切欠きの存在は、西の小天守を造ろうとしたことを示す
- b 内堀内の石列は、天守北西部が地続きで施工された根拠
- c 内堀御深井丸側石垣で確認された目地は、堀を新たに掘削した改修の痕跡
- d 小天守南西隅の穴蔵側での入口痕跡は小天守出入口が存在した痕跡

aの切欠きについては、宝暦期の積み直し範囲内にあり、また戦後の工事による影響も受けているため、遺構そのものは本来のものではない。しかし、これまでの論者の指摘通り、宝暦期以前から存在するものである。絵図上では、第一次計画の西小天守または第二・三次計画の枳形を形成する案において示されており、必ずしも西小天守と直結するわけではない。いずれにしても、石垣の最上部にあるため、これを築いた時点では石垣下部の形状は確定しているは

ずである。第三次計画を変更して堀を掘った場合には、切り欠きは不要ということになる（原2022）。

bの内堀内の石列は、これまで第三次計画を実施した根拠とした城戸の論があったが、今回の調査で2条存在することが明らかになり、そのような説明の根拠とはなり難いことが確認された。

次にcは、城戸や後藤が示した内堀御深井丸側石垣に見られる目地らしきものである。

城戸が示した写真（城戸1941, p.80）は鮮明さを欠き、後藤のもの（後藤1978, p.48）との比較が難しいが、近い地点を示している。

城戸によると、この目地は「水抜き」の北側にあたるといふ。「水抜き」は、現在も見られる石樋のことと思われるが、現状では、立面図（図3）に示した通りその位置に明確な目地を認めることができない（名古屋城2023）。

一方、後藤が示した写真では、遠景ではあるが、右に向かって下がる目地らしきものが確認できる。しかし、現在当該の地点付近には、写真に示された目地は認められず、築石が同一かどうかの判断も難しい。後藤の写真についての情報は現時点で得られておらず、築石そのものが変わっている可能性も想定しなければならない。

いずれにしても、現在の石垣面では、城戸、後藤が示した目地らしき痕跡は確認できない。当該地点付近での現代の積み替えなどは把握できておらず、この間の事情は不明である。

なお、この地点は木子清敬による濃尾地震の記録（東京都立図書館蔵）では、「孕ミ」、「崩壊」とされた部分に近接する。城内で木子がこのように記録した箇所では、概ね積み直しが行われており、「崩壊」の部分に加え、「孕ミ」の部分まで積み直された可能性が高い。現時点では、濃尾地震後の積み直し痕跡を現地の石垣で明確

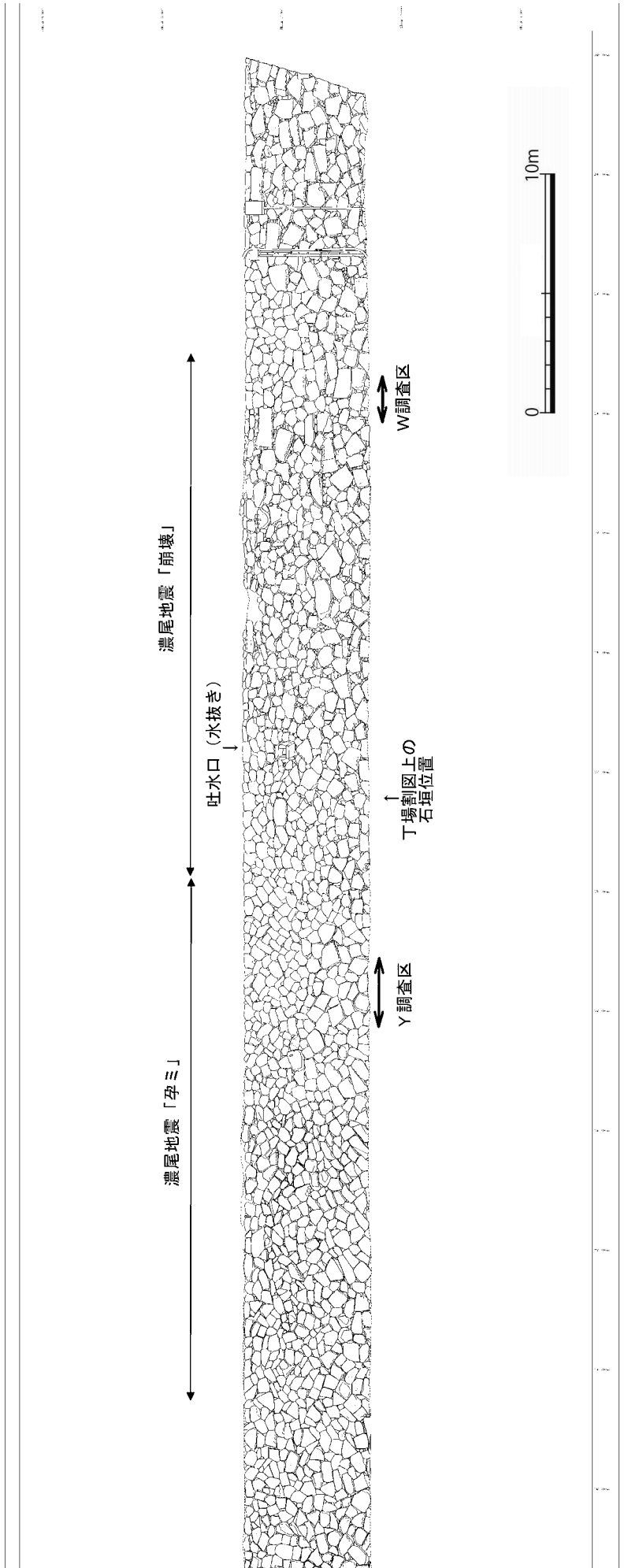


図3 内堀西辺御深井丸側石垣立面図 北部 (1/250)

に特定できないものの、図の中で、落し積みで間詰石がない部分は濃尾地震後の積み直しの可能性が高いと思われ、城戸や後藤が目地らしき痕跡を確認したと思われる段階でも、当該部分に近世期の石垣は残されていなかったと考えられる。

また、そもそも城戸、後藤が示した目地らしきものの位置は、南側の石列の検出地点より10m程北にあたると思われ、石列と関連した目地とみることも難しいように思われる。

すなわち、城戸、後藤が示した目地は、縄張りの計画変更に伴う石垣の積み直しにかかわるものではない可能性が高い。

続いて、本論の趣旨からは外れるが、本丸付近の計画変更という観点から、小天守南西の出入口痕跡も検討しておこう。小天守の穴蔵石垣西辺の当該部分は、天守焼失後の写真を見る限り直線状となっており、近世には出入口痕跡は全く露出していなかったものと判断される。そのため、この部分については、現天守閣再建に先立つ穴蔵石垣修復のための積み直しの際にも手が加わっていないと思われ、戦前の姿＝近世期の姿を残していると判断される。なお、この部分については戦後の積み直し工事の記録写真が残されているが、その際にどの範囲まで石材が変わったのか、明確には確認できない。

また、その出入口痕跡の外側は、大天守台の切欠き部分とは異なり、明確な痕跡を残していない。そのため、外側は完成することなく、一連の工事の途上で計画変更されたとの解釈もなされた。

しかしながら、現在の当該部分の外部石垣を周辺部分まで広げて検討してみると、確かに出入口の明確な痕跡は認められないが、本来出入口部分の算木積みに用いた可能性がある、加工度が高く直線的な辺を持つ石材が平石部に点在している。小天守の平石部では他にあまり確認

できない特徴であり、外部石垣も出入口を築き、算木積みがなされたとの想定も可能な状況である。その場合、その改変にあたって、宝暦の改修の時点でも維持された大天守台の切欠きとは異なり、本来の形を残すという意図がなかったことになるが、改変の時期は、「工事中」(前掲城戸 1959)に限ることはできない。

## 5 内堀内石列の解釈を巡って

以上までに行った遺構の検討と、研究史の再検討を踏まえ、石列をどのように解釈できるかについて整理する。なお、本稿では遺構の議論に集中し、それ以上の解釈・評価は機会を改めることとする。

石列の石垣の築造に先立つ堀の掘削の問題から検討する。

冒頭で整理した発掘調査の成果と、前項のb及びcの検討から、天守台北東部を陸続きに施工した後、堀を掘削し天守台下部に石垣を積み足したと考える根拠は現時点ではない。前述の服部や原が想定する通り、実際の施工の困難さから考えても、施工の当初から堀を掘削したと考えるのが妥当であろう。

次に、内堀に築かれた2条の石列である。天守北西部が地続きに造られたことの根拠とはならないことはすでに述べた通りである。当初から堀を掘削したうえで、平行する2条が築かれたと考えられ、更に大天守西面の切欠きを中心に対称であることや、切欠きの高さでも南北方向には建物を築くことができるだけの天端規模を持ち、土橋などとは明らかに規模が異なることから、何らかの建物の基礎となる石垣の2辺の基礎部分である可能性は高いと考える。

しかし、この石列は天守台石垣とは組み合っており、下半では組み合っている小天守につながる橋台や内堀に続く石垣とは異なり、西小天守に対する否定的な論拠となりえる。しかし、

こうした築き方の理由として、橋台の西側入角の状況から推測される天守台石垣の構築段階による違い、すなわち、下半を築造した段階までは、その計画がなく、その後、石垣の上半部を築く段階で築かれたとする説明は有効であろう。その場合は、当初計画は、堀は掘るものの堀内には何も築かないというものになる。

遺構の検討に基づいたここまでの想定は、

- ①天守台を堀により圍繞する
- ②大天守台石垣を本丸面の高さまで築造。この時点で、石列は築かれていない。
- ③大天守西面に石列を築く。
- ④石列と並行して天守台石垣の上半部分を築造する。大天守西面最上位には切欠きを造る。この時点で、石列の上位がどこまで築かれたかは不明。
- ⑤西側の構造物築造中止

遺構の検討からは、石列の構築を上記のように整理すると、確認した事実と整合的な説明とはなる。これに当てはまるものを既知の絵図資料に求めるならば、現時点では第一次計画の西小天守のみが候補となる。しかし、問題となるのは石列の東西方向の規模である。内堀の幅が現状である限りは、東西方向は20 mを超えることができない。

本丸西辺の内堀は、いずれの絵図でも南北が一直線で描かれているが、そのような形状とすると、西辺の中央付近で水堀が大きく入り込んだ「鵜の首」がある以上、内堀にこれ以上の幅は期待できない。内堀の北西部が当初幅広く計画されたとする根拠は、絵図上だけでなく、遺構上にも現状はない<sup>(7)</sup>。とすると、堀を掘削した時点で規模的に築造が困難なことが明らかな西小天守を、あえて築造し始めたことになり、説明としては難しいものになる。

## 6 縄張り計画の変遷についての予察

さて、以上まで検討してきたことを踏まえると、今回検出された石列の遺構からの検討を、絵図などの情報と整合的に理解するのは難しい。また遺構の検討からは、城戸に始まる天守付近の縄張り計画の変遷もあわせて再検討する余地があるように思われる。

すなわち、石列が仮に第一次計画に表現された西小天守であっても、それとは関連しないものであっても、遺構の構築状況は今回の検討の通りとならざるを得ず、いずれも城戸に始まる天守縄張りの計画の変遷とは一致しない。

すなわち、西小天守でないとすると、絵図資料上は未知の構造物が施工されたことになり、現在の計画変遷案そのものが成立しない。

一方で、第一次計画の西小天守の基礎の一部だとすると、第一次計画としてその計画があり、実際にそのように施工されることになるにも関わらず、第二・三次計画として大天守と御深井丸を地続きとする丁場割がなされたことになる。

また、計画変更の順序についても、具体的な遺構の上では確認できないことが多いことは述べた通りである。

こうした遺構の状況と、計画変遷が矛盾する原因の一つは、本来、目的や性格の異なる丁場割図や中井家伝来の絵図類を、計画の順序として、一連の流れの中で理解しようとすることにもあるように思われるが、この点については、本論の趣旨を超えるため、今後の検討課題としておく。

また、こうした説明のつかない事象に対し、これまで知られる絵図にはない構築物が築かれた可能性や、記録にない計画変更なども想定すべきではあるものの、まずは、遺構の面でも、歴史資料の上でも、根拠のある議論を進められるよう、現在ある情報をより整合的に理解する

ことを目指して、今後計画している総合的な天守台石垣の報告書に取り組みたい。

〈参考文献〉

- 及川亘 「靖國神社遊就館所蔵「なごや御城石垣絵図」について」『東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信』第 87 号 東京大学史料編纂所 2019
- 及川亘 「「名古屋御城石垣絵図」を読む」『資料が語る 名古屋城石垣普請の現場』名古屋城調査研究センター pp.45-71 2022
- 城戸久 「名古屋城本丸創築縄張りに関する一知見」『名古屋高等工業学校学術報告』第 7 号 名古屋高等工業学校 pp.73-82 1941
- 城戸久 「名古屋城築城の経過と規模」『名古屋城史』名古屋市役所 pp.74-135 1959
- 城戸久 「名古屋城本丸天守の配置について」『城と民家』毎日新聞社 pp.213-225 1972
- 木村有作・西本菜由 『特別史跡名古屋城跡 天守台周辺石垣発掘調査報告書』名古屋城総合事務所 2019
- 小寺武久 「名古屋城の土木と建築」『新修 名古屋市史』第三卷 pp.108-133 名古屋市 1999
- 後藤久太郎 「名古屋城大天守・小天守」『日本建築史基礎資料集成』十四 城郭 I pp.59-77 中央公論美術出版 1978
- 千田嘉博 『天下人の城－信長から秀吉・家康へ』風媒社 2012
- 千田嘉博 「西小天守「幻」にする決断」『読売新聞』2023 年 11 月 16 日朝刊 2023
- 内藤昌 「名古屋城の歴史」『日本名城集成 名古屋城』小学館 pp.34-60 1985
- 名古屋城総合事務所 「御深井丸側内堀石垣の保存対策について」『特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会第 48 回資料』2022
- 二橋慶太郎他 『特別史跡名古屋城跡 本丸内堀発掘調査報告書』名古屋城調査研究報告 5 埋蔵文化財調査報告書 4 名古屋城調査研究センター 2023
- 服部英雄 「名古屋城の築城」『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』名古屋城調査研究報告 3 資料調査研究報告書 1

pp.21-42 2022a

- 服部英雄 「名古屋城築城考・普請編」『名古屋城調査研究センター 研究紀要』第 3 号 名古屋城調査研究センター pp.5-49 2022b
- 原史彦 「天守台の設計変更」『資料が語る 名古屋城石垣普請の現場』名古屋城調査研究報告 3 資料調査研究報告書 1 pp.62-65 2022

注

- (1) ここでは仮に、現在しばしば言及される「西小天守」という名称で表すこととする。
- (2) 大天守台西面上端の目地は、これまで「水抜き」「塞込部」など様々な名称で呼ばれてきたが、ここでは「切欠き」で統一する。
- (3) 城戸が確認したのは南側の石列と考えられるが、南側石列の検出地点は実際のボーリング実施地点とは一致しない。
- (4) 発掘調査以外の各種石垣調査の成果に関しては、現在総合的な報告書を作成中である。
- (5) 内藤が述べる通り（内藤 1985）、（城戸 1941）段階では、「なごや御城之指図」の「現実性を十分に確認できない時代的な制約」があったため、IV の記述が曖昧なものとなっている。  
なお、内藤の検討は、絵図に示された名古屋城全体の縄張りや遺構の配置を比較対照する包括的なものであるが、ここでは天守台周辺の議論のみを取り上げている。
- (6) 以下では城戸の論考に触れる際にも便宜的に内藤が用いた第〇次計画と表現する。後述するように、この一～五の順の再検討は必要である。
- (7) 今後の調査により、石列の西端が御深井丸側石垣によって切られているような状況が確認できれば証拠となろう。

**《Title》**

Discussion over the stone rows discovered next to the foundation of Oo-tenshu (the Large castle tower)

**《keyword》**

Nagoya castle, stone walls of the castle tower, the western small castle tower, alteration of the layout of the inner citadel

## 〈資料紹介〉二之丸庭園余芳出土の漆喰片

花木 ゆき乃

### キーワード

名古屋城二之丸庭園 漆喰 たたき 余芳 手水

### はじめに

二之丸庭園は、特別史跡名古屋城跡の二之丸北側に位置する。

当初の二之丸庭園は中国風の庭だったようで『中御座之間北御庭惣絵』（名古屋市蓬左文庫所蔵）にその様相が描かれている。その後、10代藩主斉朝によって大きく改変され、回遊式庭園となった。その様子は『御城御庭絵図』（名古屋市蓬左文庫所蔵）に描かれている。明治以降は軍事施設や大学施設として利用された。

二之丸庭園では平成25年（2013）から保存整備事業を実施しており、発掘調査も継続的に行っている。平成27年（2015）の発掘調査では余芳の手水跡が確認された。本稿では発掘調査で出土した余芳の手水跡の一部である漆喰片について報告する。

### 1. 余芳の概要

余芳は庭園内に複数設けられた茶亭の一つであり、文政6～10年（1823～1827）頃、10代藩主斉朝による庭園改変に伴い設置されたと考えられている。北池の東側に位置したことが『御城御庭絵図』等の絵図から確認できる。『御城御庭絵図』では、建物は四畳半で建物南側には濡れ縁があり、軒先手水が配置されている。建物の西側に飛石、建物の東側に築山と石組が描かれていることから、東側は視界を遮断し、西側に視線を向ける空間構成となっていることが読みとれる（口絵13）。

ほぼ真南から14代藩主慶勝が余芳を撮影した古写真（徳川林政史研究所所蔵）には、建物南側に手水鉢と灯籠が配置され、建物西側には

沓脱石が設置されている様子が収められている。

明治になると庭園内の建物は順次撤去されていった。余芳は同じく庭園内の茶亭の一つであった風信と同様に民間に売却され、移築や増改築がなされた。昭和48年（1973）には名古屋市の有形文化財に指定された。平成23年（2011）に所有者から名古屋市へ寄附され、市が名古屋城内にて解体部材を保管している。

二之丸庭園整備事業の一部として移築再建を行うための調査等を経て、現在は原位置（図1）への移築再建工事中である。



図1 余芳移築再建位置

### 2. 余芳発掘調査結果

二之丸庭園の基本的な層序は、表土—現代層—近代層—近世層である。明治期になると二之丸は陸軍省所管となり、陸軍の施設が建てられた。施設の基礎は、近世の盛土層とほぼ変わらないレベルもしくは近世の盛土層を削平している。終戦後は陸軍の施設の多くが除去されたが、一部は大学等の校舎や学生寮として利用された。その後、公園整備に伴う造成が行われ、昭和期の発掘調査を経て一部の遺構は整備され、二之丸庭園は現在の姿となった。



余芳周辺にはレンガ造りの陸軍兵舎が建設された。近現代層は明治期以降に兵舎跡の基礎や攪乱坑を埋めた盛土で、その下層に近世の盛土層が一部残っていた。

調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出したが、兵舎跡の石敷き廊下の下から、たたきと石を用いて鉢状に造られている遺構を検出した（口絵 14、写真 1）。東西約 1,150 mm、南北約 850 mm が残存する。遺構の北側では近代以降の鉄管が検出され、南側の一部は兵舎跡によって破壊されているが、概ね楕円形であったと思われる。たたきで鉢状に構築され、北側と西側に石が配置されている。内面は緩やかに内湾している（口絵 15）。内面全体に赤いたたきを厚さ 4～8 mm ほど塗り重ねている。鉢状のたたきの底面には直径約 60 mm の排水用の穴が穿たれている。石を据えてから石に沿わせてたたきを施工したと考えられる。石質は、北池の護岸石に用いられている石に類似する。

遺構の出土位置や石組の様子、現存する北池との位置関係を『御城御庭絵図』と比較した結果、検出した遺構は余芳の手水跡であると判断した。鉢状のたたきの南側に手水鉢が置かれていたと推定されるが、手水鉢とたたきの一部は兵舎建設の際に除去されたと考えられる。

手水跡の北側では長さ約 400 mm、幅約 300 mm のほぼ正方形の石を検出した。発掘調査報告書<sup>(1)</sup>ではこの石の性格については触れられていないが、余芳移築再建の検討を進める中で、手水跡との位置関係や標高、石の形状から余芳の礎石である蓋然性が高いと判断した。

### 3. 余芳出土の漆喰片について

手水跡の周辺で大小合わせて 12 点ほどの漆喰片が出土した。漆喰片は材質、出土位置から手水跡の一部と考えられる。小さいものは 10 mm ほどで大半が 100 mm 程度の小片である。

本稿で報告する漆喰片<sup>(2)</sup>は、出土した漆喰片のうち最も残存状況がよく、余芳移築再建における手水跡の復元根拠資料の一つとして、その形状や製作技法等の検討に用いたものである。

破片は遺構とは接合しない。漆喰片の出土位置や原位置を保つ石の配置から、漆喰片は手水跡の東側の一部であったと考えられる（写真 2、丸印部分が漆喰片）。

白漆喰で全体のベースを作り、内面と上端部、外面の上部を赤漆喰で上塗りしている（口絵<sup>(3)</sup> 16・17、図 3）。外面の赤漆喰と白漆喰の境目あたりから内側に屈曲している。赤漆喰部分には粒径約 2～6 mm の黒色や灰色の小礫が混じる。漆喰片全体の厚さは均一ではなく、側面部では白漆喰部分の厚さは約 30～90 mm、赤漆喰の部分の厚さは約 4～8 mm である。上端部は平滑に仕上げられている。小礫を混ぜた赤漆喰で上塗りして仕上げていることから、赤漆喰部分のみが露出していたと考えられる。

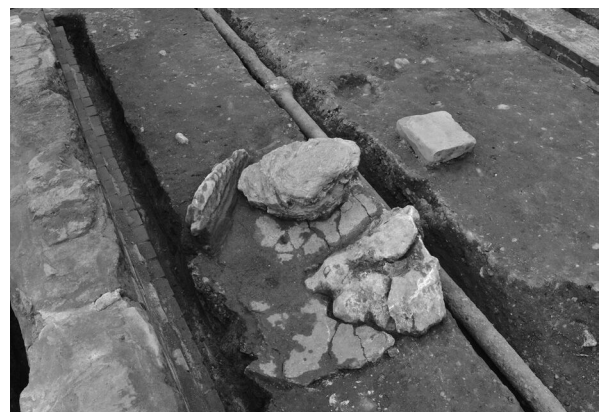


写真 1 手水跡の検出状況（南東から）

『御城御庭絵図』では二重線で囲まれた範囲がたたきと考えられる（図 2）。漆喰片の上端部の平滑仕上げは二重線で表現されている部分に相当すると思われることから、絵図の表現とも合致する。ただし、赤い着色はされていない。絵図では東側に小石が配置されているようにみえるが、遺構の状況や漆喰片の割れ口から推定

することは難しい。また、手水鉢が台石の上に据えられているように描かれるが、台石が存在したかどうかについては、兵舎基礎によって該当部分が破壊されていたため遺構からは判断できなかった。

遺構と漆喰片の検討から、手水跡は鉢状で内面底部中央に排水用の穴が設けられ、上端部は平滑であったと考えられる。さらに、内面と上端部および外面の上部半分ほどが小礫を混ぜた赤漆喰で上塗りして仕上げていることから、赤漆喰部分のみが露出していたと推定できる。



写真2 漆喰片出土状況（北東から）

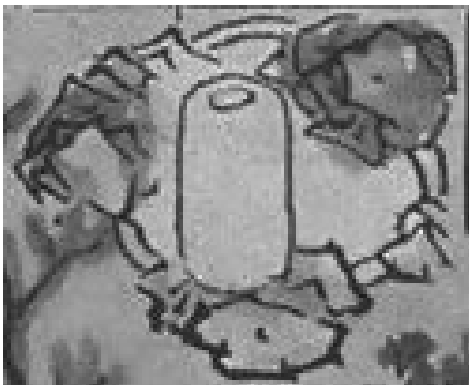


図2 『御城御庭絵図』余芳手水部分拡大

## 5. まとめ

余芳の発掘調査で出土した漆喰片について、形状や製作技法等に関する所見を遺構の概要とともに述べた。余芳の移築再建事業において二

之丸庭園時代の様子は解体部材、発掘調査結果、古写真、古絵図等の資料から各種検討が行われた。そのうち、余芳の位置は手水跡や礎石の遺構から特定できた。手水跡の形状や製作技法については余芳の手水跡の遺構と漆喰片の検討を総合し、手水跡は鉢状で上端部は平滑、小礫を混ぜた赤漆喰で上塗りして仕上げている部分のみが露出していたと推定した。

二之丸庭園では発掘調査により多春園跡や権現山北西部の園路跡等でもたたきが検出されており、露出展示となっている北池や南蛮練塀もたたきで造られている。しかしながら、一口にたたきと言っても製作方法や色味、硬さ、劣化程度は様々であり、漆喰やモルタルとの判別が難しいものもある。成分分析等の自然科学分析も活用して、たたきや漆喰、近現代のモルタル等について整理を行い、二之丸庭園のたたき構造物の整備検討に活かしていきたい。

手水跡は保護層を設けた遺構直上に復元されることになっている。建物とその周辺の茶庭が一体となり、かつての二之丸庭園の風景が感じられる整備となるよう努めていく。

## 註

- (1) 名古屋市『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次（2013）～第3次（2015）』2017
- (2) 漆喰の材料は、石灰・海藻糊・砂（細骨材）・苧である。「壁の上塗りに用い、また石・瓦のすきまをふさぐのに用いる。白色を主とするが、種々の色を加えることもある。」とある（『角川古語大辞典』）。

たたきの材料は、石灰・苦汁・水・砂（細骨材）・土である。「地面に敷いて木槌でたたき固めたもの。また、その作業。砂利のない時は碎石を用いる。三種を混ぜるので「三和土」の字を当てることがある。商家の土間、また数寄屋の軒回り、露地（ろぢ）の飛び石の間、炊事場、便所など、水のかかるところに敷く。略して、叩（たたき）とも。」とある（『角川古語大辞典』）。

漆喰片は手水の一部として作られていることから用途としてはたたきの範疇に入ると考える。遺構と漆喰片は一連のものであるため、名称はどちらかに統一すべきと考えるが、二之丸庭園内の他地点出土のたたきの成分分析結果も含めて、漆喰とたたきの明確な違いを整理しきれていないため、名称は名古屋市『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次（2013）～第3次（2015）』（2017）の表現を踏襲した。

（3）口絵 15、口絵 16 は（1）の報告書より転載。

参考文献

角川書店『角川古語大辞典』第四巻 1994

彰国社『建築大辞典 第2版<普及版>』2007

土木学会関西支部 編 井上晋 他著『コンクリートなんでも小事典 固まるしくみから、強さの秘密まで』講談社 2008

《Title》

About the plaster of Yohou at Ninomaru Garden

《keyword》

Nagoya Castle Ninomaru Garden, plaster, Tataki, Yohou, Hand washing

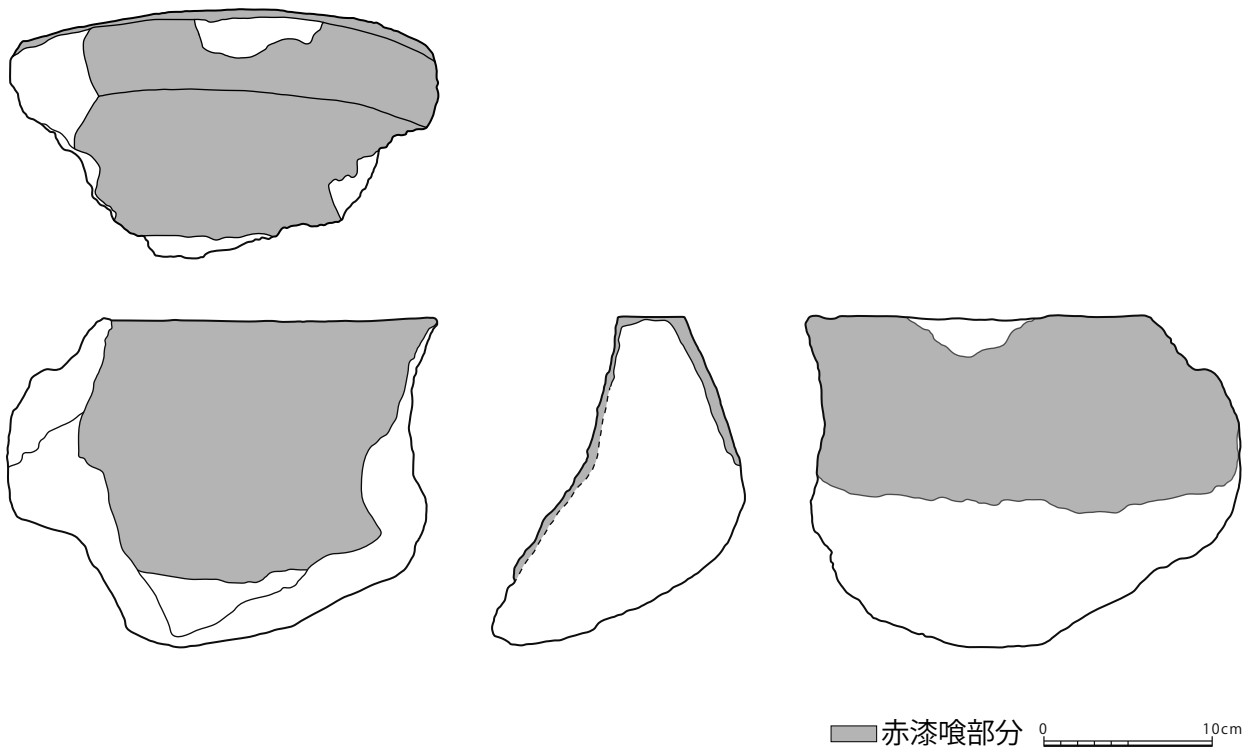


図3 余芳出土の漆喰片

## 長久手市猪鼻堰跡残石群測量調査報告

大村 陸、川出 康博<sup>(1)</sup>、木村 有作<sup>(2)</sup>、田口 一男<sup>(3)</sup>、二橋 慶太郎、高橋 圭也、服部 英雄

### キーワード

築城 石垣 残念石 香流川 石丁場 矢穴 刻印 GNSS フォトグラメトリ

### 1 はじめに

名古屋城の石垣は公儀普請で集められた20大名によって築かれた。石垣石材の採石地は尾張・美濃地域を中心として各地に点在しており、その採石地及び名古屋城の周辺には採石したが石垣には用いられなかった残石（残念石とも言う）が今でも多く残されている。

愛知県長久手市の猪鼻堰跡残石群（以下、本稿の「残石群」はこれを指す）はそのひとつで、色金山南東の香流川河岸に残石が密集している箇所があり、残石には矢穴や刻印も見ることができる。有志によってこの残石群の測量図を作成し、石材や矢穴、刻印の調査を実施した。また、合わせて長久手市内に所在する残石も調査した。本稿ではこれらの成果を報告し、この残石群の位置づけについて考察を述べる。本稿の執筆分担については各章末に記した通りである。（大村）

### 2 名古屋城石垣用材の採石地について

名古屋城石垣用材の採石地<sup>(4)</sup>はこれまで様々な視点から検討されており、多くの研究成果が蓄積されている。まずは研究史を整理し、現時点で推定されている採石地の一覧を提示する。

#### (1) 名古屋城石垣用材の採石地研究史

採石地に関して最も古く指摘しているのは城戸久で、名古屋城の通説全般を再検討するなかで築城時の文献資料を取り上げ、その記載から採石地が美濃・三河・尾張・伊勢（篠島）<sup>(5)</sup>・紀伊・摂津・播磨・讃岐・肥前に分布するとした（城戸1943、1959）。80年前ほどの論考であるが、

典拠としている資料やその解釈は今も大きく変わってはならず、城戸の研究が基盤となって研究が進んできたといえる。横井時綱も最初期に研究を行った一人で、岐阜県海津市行基寺付近でみられる残石から「河戸石」を命名したほか、南知多町篠島や小牧市岩崎山の残石を報告している（横井1954、1959、1966）。

続く研究として挙げられるのが高田祐吉による刻印・残石の研究である（高田1989、1999、2001、高田・加藤2013）。高田は名古屋城内の石垣にみられる刻印の調査を長年実施するとともに、名古屋市内及び周辺一帯に散在する残石を調査報告している。膨大な労力と時間をかけた踏査によって収集された刻印・残石の情報は、採石地を検討するにあたって大いに参考となる。

こうした体系的な調査のほかに各地の採石地でも分布調査等が進められてきた。これまでに調査されているのは、岐阜県本巣市船来山、愛知県蒲郡市域、愛知県西尾市幡豆地域、岐阜県海津市域、愛知県南知多町篠島である（船来山古墳群発掘調査団1999、松下2006、加藤2008、海津市教育委員会2012、石橋2014、加藤2019）。それぞれで調査の具合は異なるが、山中や島内における矢穴石の分布が調査されることにより、詳細な採石状況が明らかになっている。

近年では岩石学からの視点によって採石地研究が大きく飛躍している。田口一男は名古屋城石垣中の花崗斑岩に着目し採石地の石材と同様に蛍光X線分析をして産地推定を行ったほか、各採石地にみられる石材の岩石記載の報告、名古屋市守山区東谷山及び愛知県瀬戸市山口で新たに確認した石丁場の報告などを行っている（田口・鈴木2015、田口・佐藤2015、田口・佐藤・中野2019）。西本昌司は本丸搦手馬出石垣



図1 名古屋城石垣用材の採石地（推定）

の修復工事に伴う調査成果を用いて、石垣石材の岩石学的特徴を整理している（西本・市澤 2018、市澤・西本 2018、西本 2020）。

また、文献資料の研究でも近年新たな知見が得られており、後藤典子は整理調査が進む細川家史料等から築城時の採石過程の実状を明らかにしている（後藤 2022）。このように新発見の石丁場や文献資料、石垣の解体工事などによって採石地研究は着実に進展しており、より実態の解明に近づいてきている。

このような先行研究の一方で名古屋城では長年にわたって各所で石垣の修復工事を行ってきた。1989年刊行の塩蔵門跡石垣修理工事報告書以降は解体石材全点の産地が調査報告されているが、採石地研究とは対応しておらず、調査内容も不明なまま多種多様な石材産地が報告されている（名古屋市 1989、1992、1994、1997、1998、2000、2002、2006<sup>(6)</sup>）。岩石学による研究

が蓄積された現状では参考とすることができず、再検討が必要である。調査状況が変化したのは本丸搦手馬出石垣の調査以降で、現在では過去の石垣修復時の調査のように石材を産地で区別することはほとんどなく、岩石種によって判別している。

## (2) 名古屋城石垣用材の採石地の整理

ここまで名古屋城石垣の採石地に関する研究を見てきたが、現状で推定されている採石地を調査状況によって4つに分類し、整理しておく。分類基準は下記の通りで、全13箇所を整理して分布を図1に示した。

A類 分布調査等及び文献資料があるもの

A-1 美濃 津屋・駒野・河戸<sup>(7)</sup>

A-2 尾張 山口

A-3 三河 幡豆（三河湾沿岸）

A-4 尾張 篠島<sup>(8)</sup>

B類 分布調査等のみあるもの

B-1 美濃 船来山

B-2 尾張 東谷山

B-3 紀伊 曾根

C類 文献資料のみあるもの

C-1 尾張 岩崎山

C-2 尾張 瀬戸

C-3 尾張 石仏

C-4 土佐 古満目

D類 可能性のみ指摘されているもの<sup>(9)</sup>

D-1 播磨 高砂

D-2 讃岐 小豆島<sup>(10)</sup>

本章では名古屋城の採石地について整理を行ったが、全国各地で調査が進む石丁場と比較すると名古屋城の調査状況は全く不十分である。新たな石丁場の発見も視野に入れつつ、詳細な測量調査や分布調査、史料調査、岩石学的調査などを総合した調査を進めていく必要があり、こうした課題意識のもと長久手市猪鼻堰跡

残石群の調査の実施に至った。(大村)

### 3 猪鼻堰跡残石群の位置と環境

猪鼻堰跡残石群（いのはなせきあとざんせきぐん）は、愛知県長久手市岩作壁ノ本の香流川湯ノ花水門の南西に位置している。

現在湯ノ花水門として管理されているコンクリート製の水門は、少なくとも戦前まで猪鼻堰という名称であった。この水門は、1934年に地元の郷土史家浅井菊壽氏が著した『長久手村誌』によれば、1933年2月に国の補助と地区の資金で建設され、それまでの棚下の水門から棚上から水が落ちる仕組みに作り替えられたとある（浅井 1934）。また、同書によれば、1933年より前の1922年に当該地域の常設委員の浅井延太郎氏と土木委員の浅井庄太郎氏により、木材を巨石に換えてコンクリート製として頑丈にしたという記述がある。1922年以前には、猪鼻堰は木材で作られており、その起源は『香

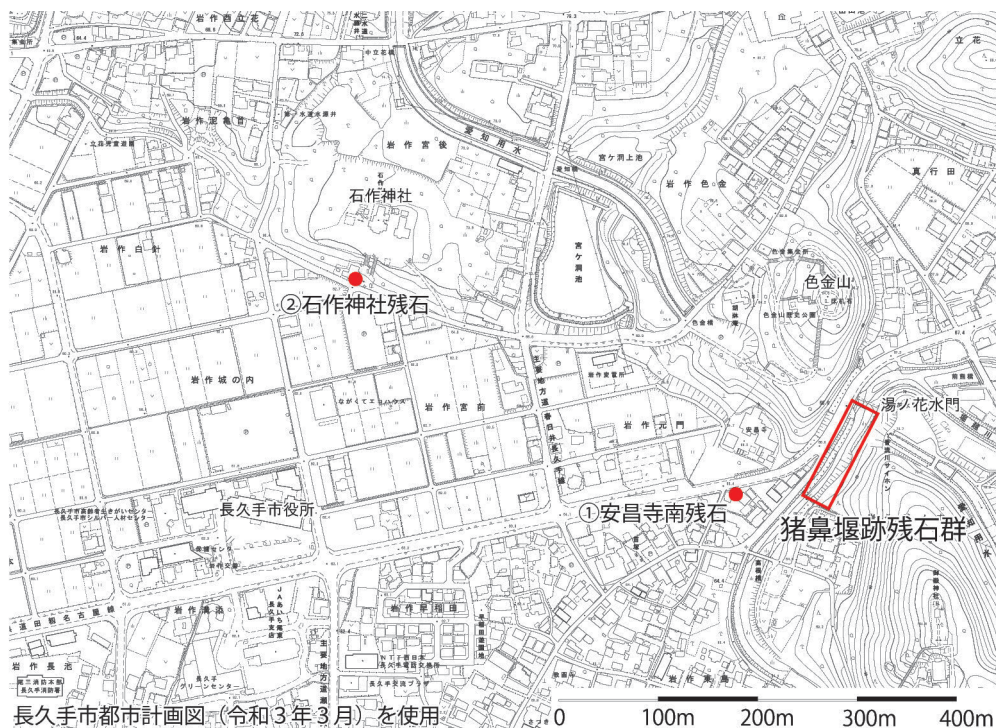


図2 猪鼻堰跡残石群の位置

『流川物語』によれば、江戸時代初期にまで遡るとされている（小林 1977）。その事を示すように『尾張名所図会』にも猪鼻堰は描かれているが（図3）、現在のよう<sup>(11)</sup>な立派な堰ではなく猪鼻堰が古くから岩作（やごこ）地域へと香流川の上流の上郷村から水を引き入れるという役目を果たしていたことが窺える。その水量は『長久手村誌』によれば、岩作村に田の必要の約半分の水量を供給していたと記されている。それだけこの水門は岩作村にとって大切な水源であり、水神が祀られていたが水神は現在色金山の中腹に祀られている。この場所は水の通り道であると同時に、現在のように大きな道路ができる前には、香流川沿いの細い道が唯一の人の行き来ができる道であった。猪鼻という名前は地域では、水が勢い良く落ちる様から猪の鼻と名付けられたといわれている。

現在の水門の状況を見る限り 1933 年に建てられたものがそのまま立っているとは考えられない。尾張建設事務所と長久手市に確認をしたが、現在の堰が建てられた正確な年代はわからなかった。確認できたのは、1981 年に傷んだ箇所<sup>(12)</sup>の補修工事があり、その後 2000 年の東海豪雨で傷んだ箇所を翌年に補修していることだけである。



図3 『尾張名所図会』色嶺、御床机石、安昌寺を拡大

今回調査したこの地域の歴史的背景として、古代から石材加工や巨石に関する歴史が多数残っている点が注目に値する。猪鼻堰のある一帯は、現在は岩作区と呼ばれ、1889 年までは岩作村であった。市内随一のこの難読地名は『尾張国地名考』によれば、岩が縮まった「や」と坂が転じた「さこ」が由来であるとされている。小林元氏は『香流川物語』にて岩作の「ヤ」を岩、「ザコ」をサクヤハザマと同じ谷の一部が迫って狭くなっている地形の事とし、まさに猪鼻付近の地形を指すのではないとしている。また、岩作区の氏神を祀る式内社として石作神社がある。石作氏はその名前の通り石材加工を職能としており、『新撰姓氏録』の項において、垂仁天皇の皇后である日葉酢媛命の石棺を作り献上した功績により、石作連の姓を賜ったと記されている。

加えて、色金山の山頂には、1584 年の小牧・長久手の戦いの際に徳川家康がこの色金山で軍議を開いた際に腰掛けたと伝わる「床机石」が残っている。そもそも色金山の山頂には古墳時代後期の円墳が存しており、色金山において床机石も磐座として信仰されてきたとも考えられている。

香流川の由来についても、古くは「金連」という字を当てることもある。そのため、小林氏は鉾山や製鉄との関連性を指摘している。（川出）

#### 4 名古屋周辺の水環境から見た香流川と採石環境

香流川は、現在では一級河川庄内川の支流である矢田川のさらに一支流として位置づけられる。江戸期資料には「金流」・「金連」と書くものがあり、上流を鴨田川、もともとは野田川が本名という<sup>(12)</sup>。

現在の長久手市域の最南東域にある、標高

180 m級の三ヶ峯丘陵を水源として、北熊・前熊・大草・岩作を経て、名古屋市域の藤森に至り、猪子石で矢田川に合流する。途中、高根山塊に当たり古生層の丘陵を横断し、10 mほどの落差ができる。そこに作られたのが現在の湯ノ花水門（かつては猪鼻堰）であり、下流右岸の地域用水の供給源となっている。

北熊・前熊・大草・岩作の各村では、江戸時代後半から明治時代にかけて村絵図が作られ、居住域・生産域など村人の活動範囲が印されていた。岩作村絵図のうち「愛知県岩作村絵図」（年不詳・徳川林政史研究所蔵）には、堰とそこから延びる用水路が描かれている<sup>(13)</sup>。一方、北熊村絵図には村の最奥に「石場」の名がみえる。絵図に特筆があるわけでないものの、石材の生産地としての命名が類推される<sup>(14)</sup>。

名古屋城の採石地に関しては、主に島嶼部や半島部の海岸や村落近くの里山域から採石されており、採石後の石材搬出には海・河川等が活用されている可能性が高い。香流川流域においても、香流川が石材搬出路として注目されたことに疑念はないと思われる。香流川は、前述のように、瀬戸市域方面から流れてくる矢田川に合流し、矢田川は現在、次に一級河川庄内川に合流して伊勢湾にそそいでいる。ただ矢田川については、おそらく、近世初頭以前は庄内川には合流せず、独立した一河川として伊勢湾に至っていた可能性が高い<sup>(15)</sup>。

矢田川から伊勢湾に至るルートの下流域は、弥生時代以前は干潟性の浅い海であり、かつての海中の滲筋が、古墳時代以降の陸地化に伴い河川化（旧・笈瀬川）していったと考えられる。このかつての矢田川に関しては熱田干潟を経て、山崎川・天白川水系ともつながることで、古墳時代以来の人と物資の往来の主軸となっていたと考えられる。（木村）

## 5 測量調査成果

本稿で報告する調査は、執筆者を中心とした有志によって2023年に4度に分けて実施したものである。本章ではその内の調査の経過及び測量調査の方法について取扱い、他の調査を次章以降に報告していく。

測量調査の概要としては、GNSS測位によって基準点を取得後、フォトグラメトリによる3次元測量を行った。並行してLiDARを用いて広範囲を簡易計測し、両者によって平面図を作成した。

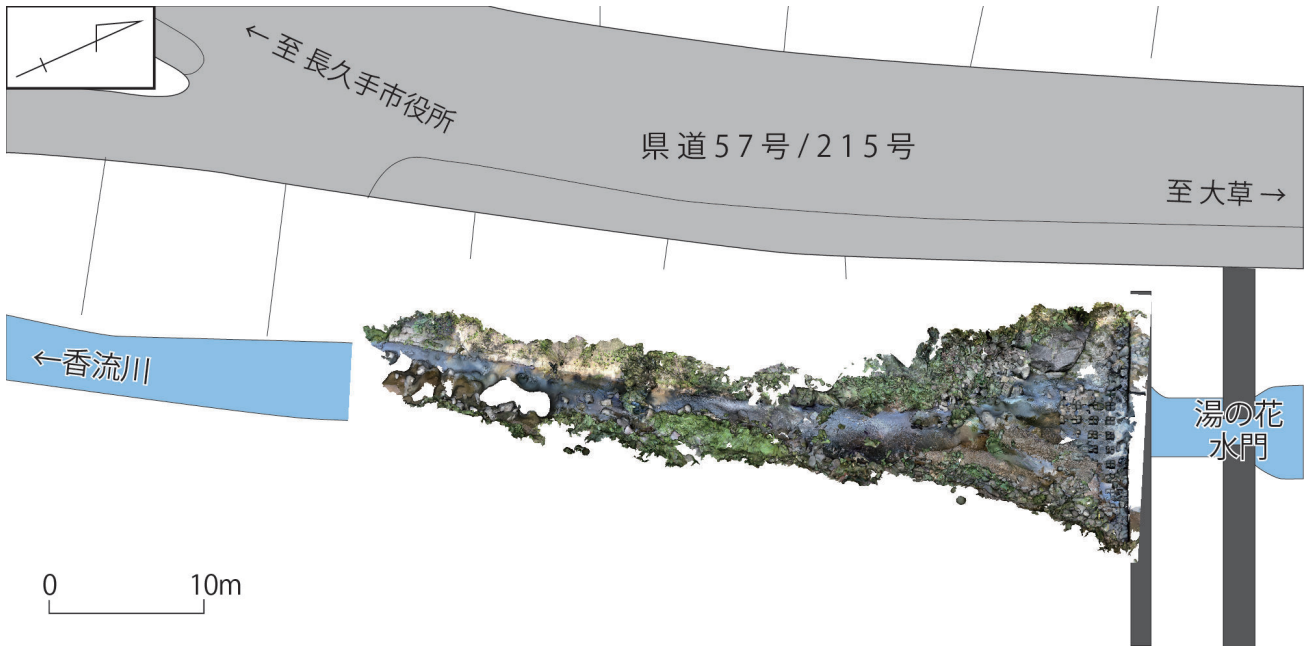
### (1) 調査の経過

調査の経過を整理すると、第1回調査は2023年7月29日に実施し、残石群でGNSS測量を行った（参加者：大村、二橋、高橋、田口及び名古屋城調査研究センター 濱崎健）。第2回調査は9月24日に実施し、残石群でLiDARによる簡易計測を行い、長久手市内の残石を調査した（参加者：大村、二橋、高橋、川出、木村、田口及び名古屋市文化財保護室 山田暁）。第3回調査は10月15日に実施し、残石群周辺の清掃と3次元測量のための写真撮影、左岸の石材調査、右岸の矢穴調査を行った（参加者：大村、二橋、高橋、服部、川出、田口、山田及び名古屋城調査研究センター 村上慶介）。第4回調査は11月5日に実施し、右岸の石材調査、両岸の矢穴調査、刻印調査を行った（参加者：大村、二橋、川出、田口、濱崎）。

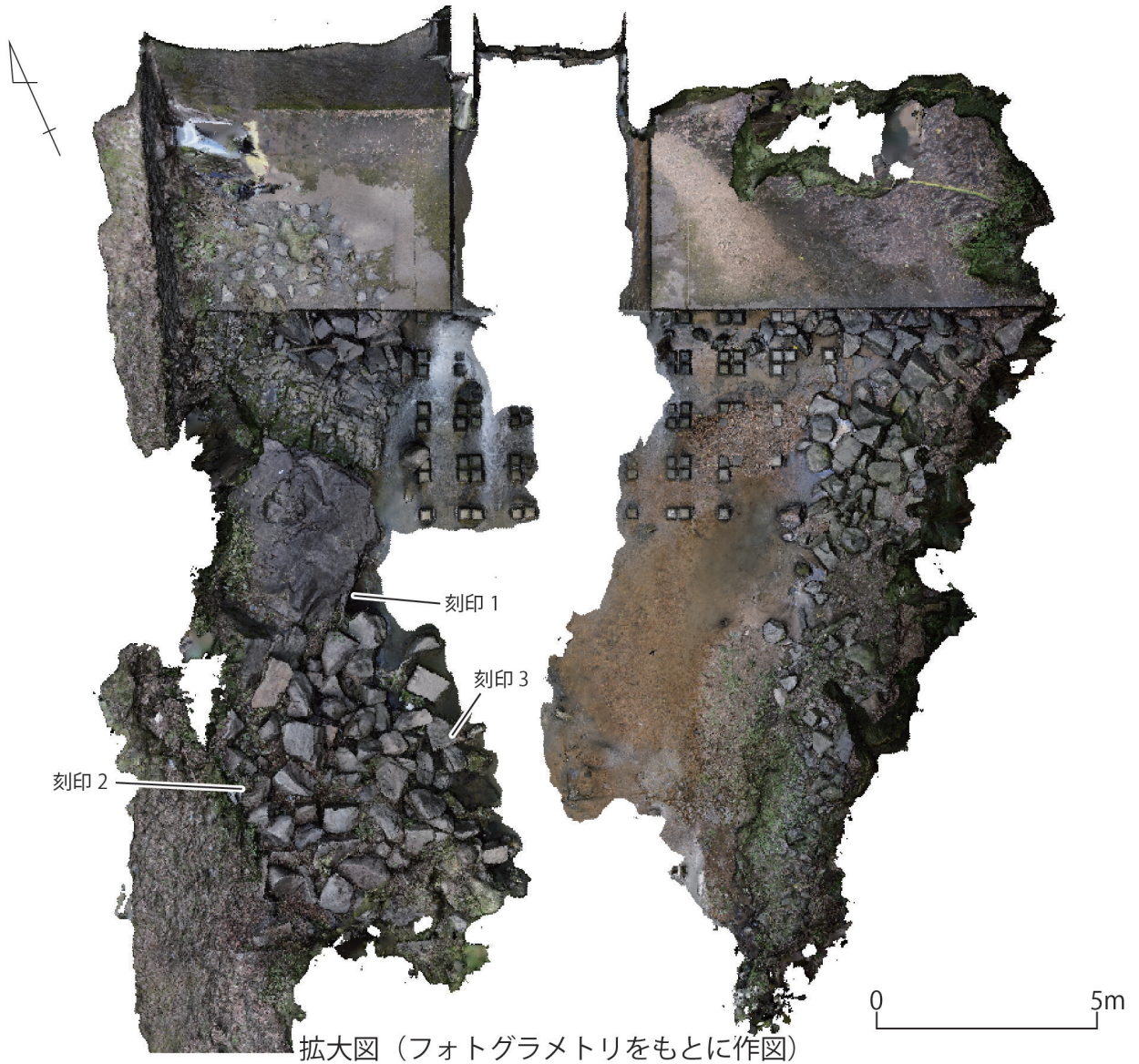
### (2) 測量調査の方法

残石群は河岸に位置しており、下半部が水に浸かる残石も多くあったため、測量調査は困難を極めた。まず、基準点の設置ではトータルステーションを使用しなかったため既知点は用いず、GNSS測位によって残石群の範囲内に新規の基準点を設定した。GNSS測位には2周波





全体図 (LiDAR 計測をもとに作図)



拡大図 (フォトグラメトリをもとに作図)

図 6 猪鼻堰跡残石群 平面図

RTK-GNSS 受信機のマイゾックス GEO WALKER をレンタルして使用した。測位は1点ごとに3回実施し、その平均値を座標とした。8点の基準点を設置し、計24回の測位を行ったがどれも誤差は1cm未満であった。

フォトグラメトリによる3次元測量には、Agisoft Metashape Professional (ver. 2.0.4) を使用した。写真撮影は Nikon D3300 を用いて、903枚の撮影画像のうち793枚がアラインメントしたが、撮影範囲の大半が3Dモデル化されず、水門付近と陸地に所在していた残石に限定された。原因としては河川の水面が強く影響していると考えられ、水面近くの残石はフォトグラメトリでは記録することができなかった。モデル化した基準点も4点に限定されたが、座標補正の誤差 (RMS 値) は0.1mm以下であったため、精度は担保されていると考えられる。

当初よりフォトグラメトリによる残石群の測量調査は困難であることが想定できたため、事前に LiDAR による簡易計測を実施した。LiDAR の機器には Apple iPhone12 Pro を使用し、abound Labs Metascan のアプリで3Dモデルを作成した。LiDAR では残石群の全域をモデル化することができたが、基準点による座標補正ができないため、LiDAR によって計測されたスケールに依拠した。計測範囲が約400㎡と広範囲にわたったため、誤差も大きく出ていると考えられるが、おおよその残石の位置は記録することができた。

なお、残石群は庄内川水系香流川の河川区域内に位置しており、尾張建設事務局に作業届を提出して除草及び測量調査を実施した。測量調査に伴って設置した基準点は調査後に全て撤去した。

このような測量作業によって、2種類の3Dモデルを作成した。前者がフォトグラメトリによって作成した範囲が部分的なモデル、後者が

LiDAR によって簡易的に作成した全域のモデルである。これらの記録によって残石群の図面を作成した (図6)。(大村)

## 6 石材調査成果

### (1) 石材総数・石質の割合

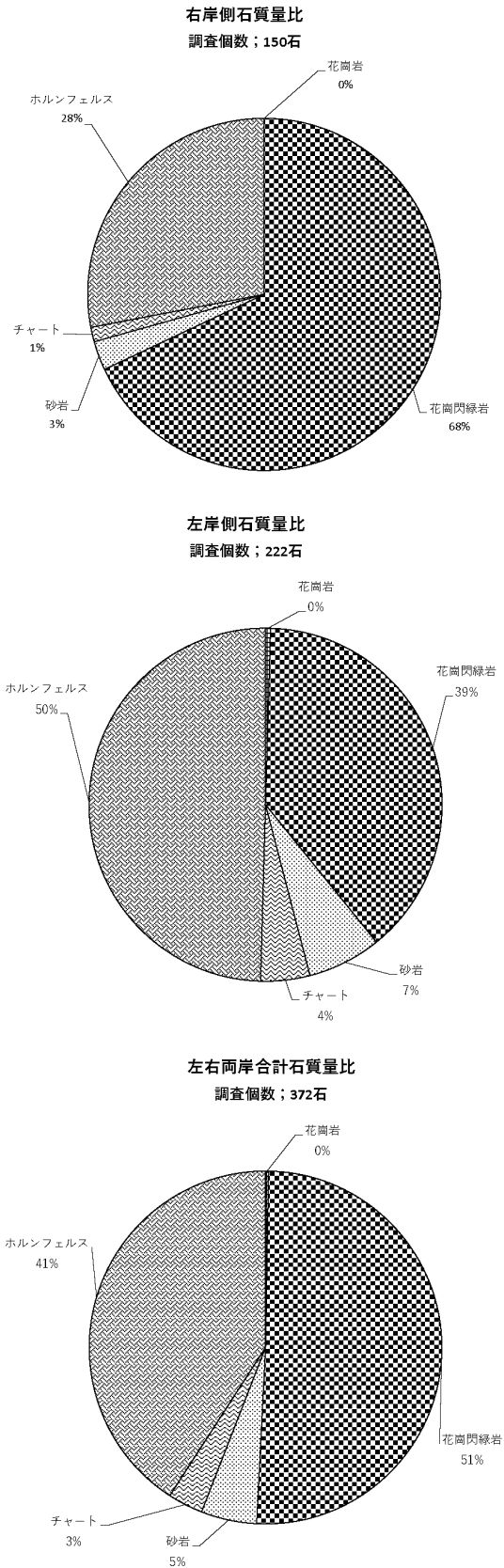
猪鼻堰跡残石群に見られる石材について、最大長30cm以上のものをカウントし、それぞれの石質を調査した。その結果、石材の数量は左岸で222石、右岸で150石、総数は372石であった。石質別に集計すると、花崗岩が1石、花崗閃緑岩が188石、砂岩が19石、チャートが12石、ホルンフェルスが152石であった (表1)。水門付近に露出する岩石はホルンフェルスであり、これが一番多い石質と思えるが、一番多いのは花崗閃緑岩で全体の51%を占めていた。花崗岩や花崗閃緑岩は長久手市域の表層地質図 (図7) を見ると露出がなく、水門下流にこれだけの花崗閃緑岩が存在すること自体が人為的にこの場所に集積されたことを示している。

水門の左岸と右岸にグリッドを設け (上流から下流方向に2m幅で設定)、各グリッド内の石材の石質を調べることで、特徴が見られるか確認した (図8)。左岸と右岸では石質量比に違いが認められた。左岸はホルンフェルスが一番多く、110石で全体の50%、次が花崗閃緑岩の86石で39%、この2つの石質で全体の89%を占めた。右岸は花崗閃緑岩が一番多く、102石で68%を占め、次がホルンフェルスの42石で28%と右岸でもこの2つの石質が全体の96%を占めていた。

左岸側ではコンクリート護岸はなく、竹林や草地となっているのに対して、右岸側は上に道路があることもあり、水門近くまでコンクリート護岸となっている。石材はこの護岸がされていない部分に集積された状態で存在している。

グリッドごとにみると、左岸側では水門近く

表1 残石群における石材総数・石質の割合



のLA からLEにかけての範囲とグリッドの中央部であるLP からLQの範囲に石材の集中が確認できる。LA からLEまでは花崗閃緑岩が多いのに対して、LP からLQはホルンフェルスとチャートが多いという石質の違いが見られる。右岸では石材はRFに集中して多く、RAからRIまでのグリッド内に92%の石材が存在する。

(2) 石材背景の検討 (在来と搬入)

水門下流の右岸にはホルンフェルスの露岩を見ることができる。周辺の地質概査でもホルンフェルスが露出していることが分かっているが、花崗閃緑岩の露出は見られない。右岸のすぐ北西方には色金山があり、頂上部には小牧・長久手の戦いで徳川家康が腰を掛けたと言われる「床几石」があるが、これもホルンフェルスである。

周辺に花崗閃緑岩は存在しないとなると、どこから搬入したことになる。この花崗閃緑岩は優白質で片理が乏しく、カリ長石がやや大きい特徴があり、10～20cmほどの暗色包有物が見られる。領家帯花崗岩では「伊奈川花崗岩<sup>(16)</sup>」に属するものと思われる。

『長久手町史』には愛・地球博記念公園内に



図7 長久手地域の地質図

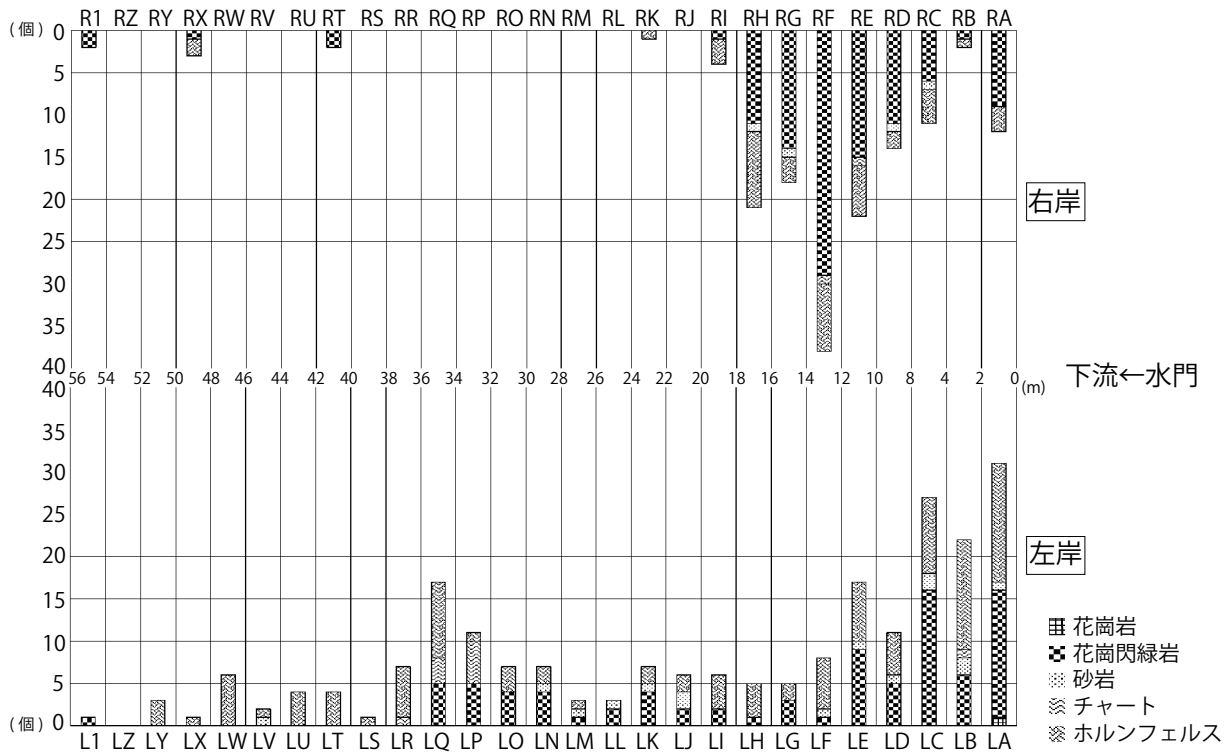


図8 グリッドごとの石質分布

風化した花崗岩の露出があったとの記述があり(長久手町 1983)、現地を実際に踏査したが、地表面が整地されており、花崗岩を確認することはできなかった。何回か付近の地質調査をしている際に、リニモ公園西駅南側のロータリーの景石中に残石群と同様の岩相で矢穴列をもつ花崗閃緑岩を発見した。この石材がどこから持ってこられたのか長久手市土木建築課に問い合わせたところ、公園西付近の宅地造成の際に地中から割石が多く出土し、その一部を景石としてロータリーに設置したとの情報を得ることができた。この石材の計測値等の詳細は10章で報告している。

宅地造成地の地名は「石場」といい、荒れ地であったというが、名古屋城の石垣用材としての採石地であったという伝承も存在している(長久手町 1983)。この伝承が事実とすれば、水門にある花崗閃緑岩はこの「石場」で採石されたもの可能性がある。(田口)

## 7 矢穴調査成果

### (1) 猪鼻堰跡残石群に残る矢穴痕について

石材を分割、加工する技術の一つとして、「矢穴技法」がある。石材表面にミシン目状に複数の穴(矢穴)を掘り込み、その中に「矢」と呼ばれる楔状の工具を打ち込んで石材を任意の大きさに分割する。分割された石材には、割面に矢穴痕が残るため、これらを分析することにより使用された矢の個数、割面の設定など、過去の採石、加工技術の一端を垣間見ることができる。矢穴痕は時代ごとに形状が変化することが明らかになっており(森岡・藤川 2008)、石材が分割された時期を推定するための手がかりともなりうる。

猪鼻堰跡残石群では多数の残石に矢穴痕が残るため、これらを分析することにより採石、加工がおこなわれた時期の推定を行う。

(2) 矢穴痕を有する石材の分布

調査によって全 372 石のうち 37 石に矢穴痕の残存が確認された。これらの石材は右岸側に多く見られる傾向にある。矢穴が穿たれているのはすべて花崗閃緑岩であり、ホルンフェルス、砂岩などには一切確認されなかった。

(3) 矢穴の大きさ

残石群に残るすべての矢穴、矢穴痕について、

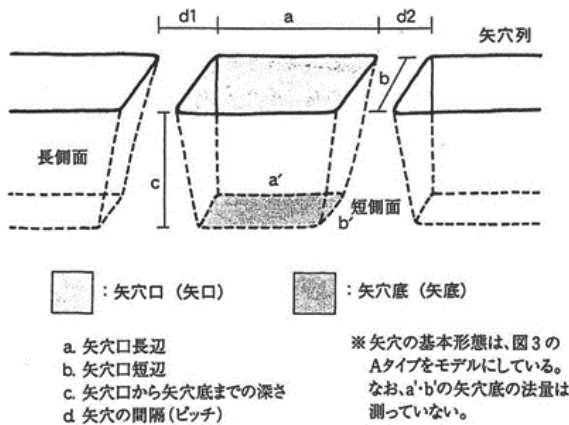


図9 矢穴の各部名称 (森岡・藤川 2008)

先の森岡・藤川らによる研究を参考に各部を計測した(図9)。このうち、矢穴の大きさ(矢穴口長辺×深さ)を示したのが図10である。大きさの分布には傾向があり、大別して矢穴口長辺3~7cm、深さ2~7cmの比較的小型の矢穴、矢穴口長辺8~16cm、深さ4~11cmの比較的大型の矢穴の2種を確認した。個別の矢穴形状に目を向けると図11に示す通り、小型の矢穴は矢穴口長辺に対し矢穴底短辺が狭くU字状となるのに対し、大型の矢穴は矢穴底短辺が広くコの字状となる。大型、小型の矢穴は一つの矢穴列上に共伴しないが、図11右では短辺側面に大型矢穴、長辺側面に小型矢穴が確認され、同一石材上に共伴する例もみられる。

(4) 石材の形状

石材の形状は、石材上に設定される矢穴列(2個以上の矢穴が一直線に並んだもの)により左右される。各石材の矢穴列の本数を見ると、全石材37石中22石は一列のみであるが、13石では2列、2石では3列がみられた。複数の矢

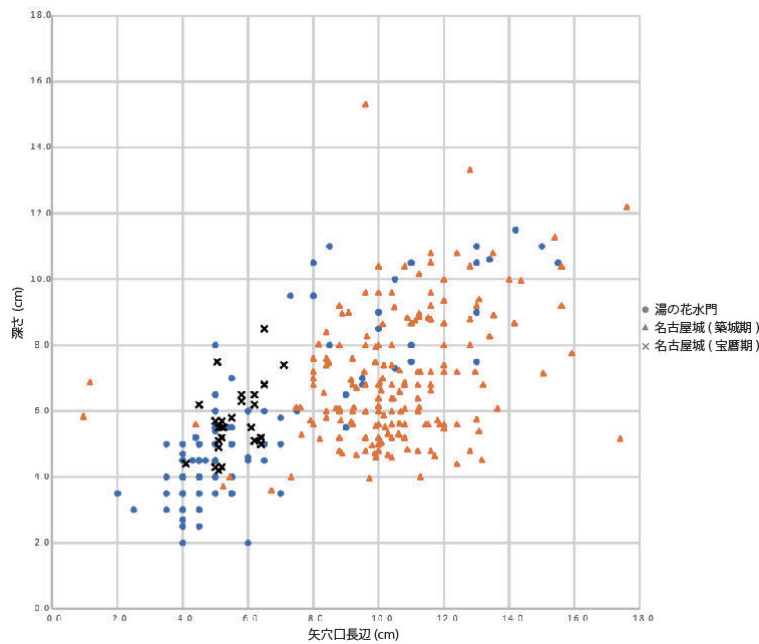


図10 猪鼻堰跡残石群における矢穴の大きさ

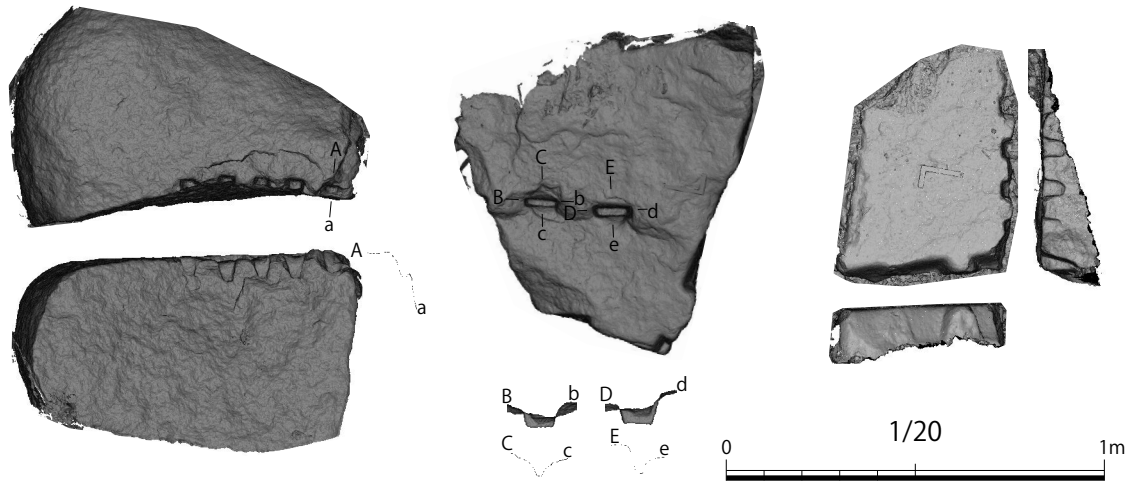


図11 猪鼻堰跡残石群の矢穴 3D モデル

穴列がみられる石材は、石材の複数の側面を矢穴列によりカットするため図12のように比較的小型で方形に近い形状となる。しかし、本遺跡ではこうした小型石材だけでなく、一辺が1m近くになる大型の矢穴石も確認されている。名古屋城搦手馬出では解体工事に伴い築石の寸法を計測したが、表面縦長約40cm、横長約80cmがその平均であったとしている（名古屋市編2006）。先に示した大型の矢穴石はこの範囲に収まり、築石面の規模は近世石垣にも使用できる大きさである。本遺跡内の残石は大半が埋没し、特に控え等の長さが不明瞭なため結論付けることはできないが、近世石垣にも使用可能な矢穴石が複数分布することは、残石の性質を考



図12 2列の矢穴列がある残石（石材番号RD4）

えるうえでも重要な点であると考えている。

#### (5) 矢穴が穿たれた時期の推定

残石が採石、加工された時期を明らかにするため、名古屋城の石垣に残る矢穴痕との形状比較を行った。名古屋城は残石群から最も近い矢穴技法による石垣を備えた近世城郭であり、石材供給先の候補となること、史料により石垣の構築時期が明確であることから、時期推定の手がかりとなりうる。名古屋城を対象に検討した研究（二橋2022）で示した慶長15年（1610）頃の築城期石垣の矢穴66例のほか、大天守の天守台石垣にみられる宝暦2～5年（1752～55）の「宝暦大修理」に伴い積み直された範囲<sup>(17)</sup>に残る矢穴10例を抽出し、残石群の矢穴と比較した。

上記のとおり、両者の矢穴の大きさを比較したものを図10に示した。残石群の大型矢穴は名古屋城築城期（慶長）の矢穴と、小型矢穴は宝暦大修理時の矢穴と大きさが類似する。また、森岡・藤川らの矢穴編年（森岡・藤川2008）を参照したとき、前者はAタイプ（近世初期に広く普及）、後者はCタイプ（江戸中期～現代）に大きさが類似する。

以上の点から、残石群では江戸時代前期と江

江戸時代中期以降の2時期にわたる石材加工の痕跡を見出すことができた。ただし、Cタイプ矢穴については慶長期に出現、元和・寛永期には多用されていた可能性を示す指摘（坂本 2019）もあり、この場合採石、加工時期を1時期とすることも否定できない。

いずれにせよ、矢穴形状の変遷には一定の振れ幅が存在するため、本稿では周辺地域における残石の散布、刻印の存在、尾張名古屋城との矢穴形状の類似を重視し、江戸時代初期と江戸時代中期以降の2時期にわたる加工があったことと推定しておきたい。（二橋）

## 8 刻印調査成果

### (1) 猪鼻堰跡残石群の刻印

猪鼻堰跡残石群で露出している石材をすべて確認したところ、刻印がついているものを計3石発見した。どれも1石につき1個の刻印がつき、写真撮影と拓本によって記録した（図13）。

刻印1は「銭」と呼ばれるものの一種で、水門下流の右岸にあるホルンフェルスの露岩に刻まれている。平面位置は図3に示す通りで、刻印の大きさは幅約23cm高さ約24cmである。ノミ痕は輪郭に沿って点々と刻まれているのみ

で、中央上部から左下部にかけては石材形状の凹凸に影響されてノミ痕が省略されていた。

刻印2は「八」と刻まれており、右岸の花崗閃緑岩で確認した。大きさは幅約8.5cm高さ約6cmで、ノミ痕は深さ約1cmと深彫りされていた。刻印3も2と同様に「八」で、右岸の水面近くの花崗閃緑岩で確認した。大きさは幅約8cm高さ約4cmで、ノミ痕は深さ約0.5cmであった。

### (2) 他事例との比較検討

残石群で確認した「銭」と「八」の刻印について、それぞれの特徴から他事例と比較することで刻印の評価について検討を行う。

刻印1の図柄は高田祐吉が「銭」としている刻印の一種と考えている（高田 1989）。ただし、名古屋城で確認できる「銭」には多くで紐の表現がされており、銭の穴に紐を通すように斜線が入るものや銭の外側に斜線がつくものが大半である。それに比べると刻印1には斜線が入らず、銭のみを表現したものとなっている。名古屋城にも類似した刻印はごく一部で確認でき、本丸内堀西南隅外側石垣 [015H]<sup>(18)</sup> に1点（細川忠興丁場）、本丸内堀東南隅外側 [026H] に

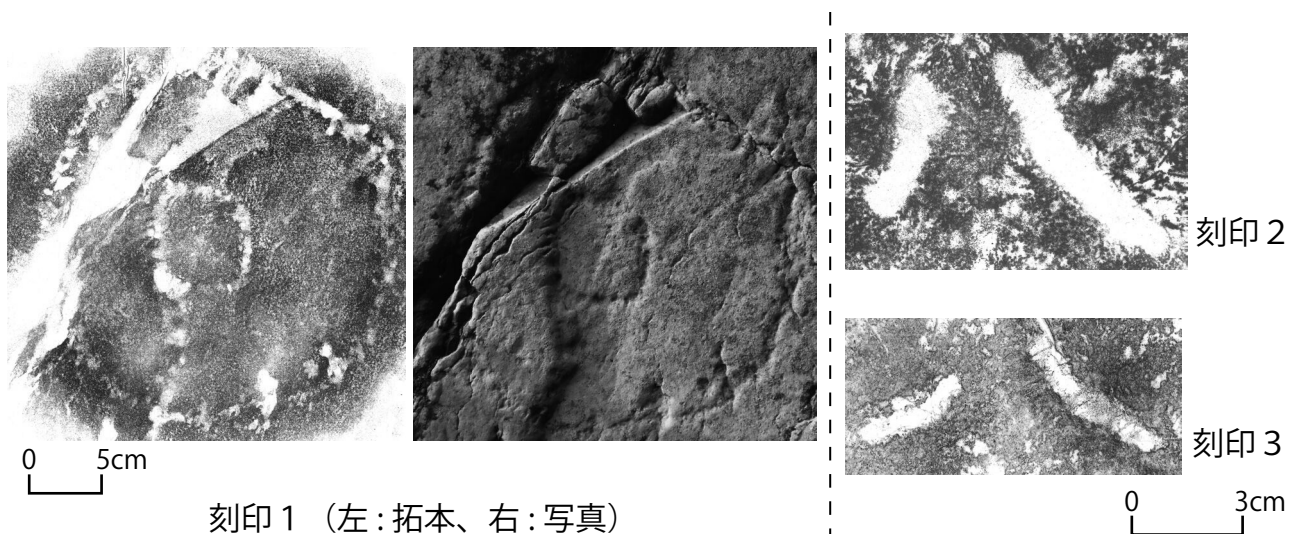


図13 猪鼻堰跡残石群の刻印

1点（池田輝政丁場）、西之丸外堀榎多門土橋東石垣 [253W] に1点（福島正則丁場）・2点（毛利秀就丁場）のように数点確認したのみである。<sup>(19)</sup>また、名古屋城の採石地を流用したと考えられている豊橋市吉田城の石垣でも類似する刻印を確認できる（高橋・柳 1972）。ただ、これらの刻印は大きさが15cm角程度で、刻印1と比べると一回り小さい。これらのことから名古屋城で完全一致するものは確認できておらず、様々な大名が用いていることから大名の特定も難しいと思われる。

他城事例を参照すると、刻印1の図柄は黒田家の家紋「裏銭紋」と類似する。江戸城では黒田家の刻印として用いられており、赤坂御門石垣では多数確認することができる。黒田家の採石地とされる真鶴半島では「ししどの窟前」の残石に見られるほか（菅野 2011）、沼津市戸田の鍋島藩丁場でも類似する刻印がある（鈴木 2014）。大坂城でも黒田家の刻印として黒田家丁場や採石地とされる小豆島天狗岩丁場で確認できる。一方で名古屋城の黒田長政丁場では、小豆島で見られる「丁」や「#」の刻印が共通するものの（高田ほか 2018）、「裏銭紋」の刻印は確認できていない。

刻印2・3の「八」は、文字自体に注目するとどちらも払いの表現がされており、「八」で

あることは間違いないと考えられる。彫りの深さや字体がやや異なっていることを考慮すると同一工人ではない可能性がある。この「八」の図柄が名古屋城で確認されているのは1箇所のみで図14右の1点である。これは一般的な刻印とは異なっており、名古屋城では「序数刻印」と呼ぶ、根石から上へ順に1段ずつ数字を刻むものに含まれる「八」である。この序数刻印は木村有作・服部英雄によって報告されており（木村・服部 2021）、城内で唯一「三～十三」（十一が欠）と上部まで続く箇所である。丁場境の目印とも考えられ、刻印は寺澤広高丁場にあたる（鍋島勝茂丁場との境）。序数刻印は城内でも特異な刻印なため、刻印2・3がこれにあたるとは考えにくい。また、類似する刻印としては「〇に八」があり、本丸内堀東南隅内側石垣 [020H]（細川忠興丁場）や同外側石垣 [027H]（池田輝政丁場）、本丸馬出北東園路側石垣 [127H]（加藤嘉明丁場か）など様々な大名丁場で見ることができる。

「八」を他城事例で参照すると、大坂城でも序数刻印と同様のものがあり、段数や間数ごとに数字が刻まれる。その他に「八」を用いる事例は確認できていない。名古屋城でも「一」や「二」、「三」は大名の刻印として多く確認できるため、同様なものとして「八」があった可能性がある。

残石群で確認した刻印を評価するにあたって図柄とともに特徴的なのが、刻印1のつけられている位置である。刻印1があるホルンフェルス露岩は、残石群で最も大きい石材であり、河床の岩盤と一連のため、江戸時代から動いていないと考えられる。周囲で最も目立つ石材といえるが、刻印がつけられているのは河川の流路側の水面近くという目立ちにくい箇所である（図10）。

伊豆半島の石丁場では、山の入口や街道沿い

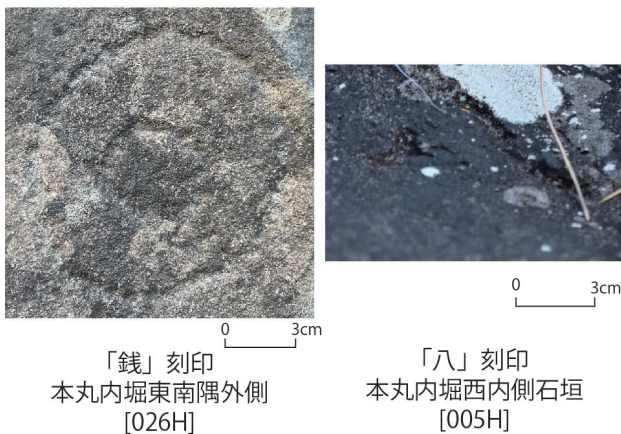


図14 残石群の刻印と類似する他事例



など人目につきやすい箇所へ一帯が大名の所有物であることを示す「標識石」と呼ばれる目印を見ることができ、名前や巨大な刻印を刻むものがある（鈴木 2014、栗木 2015）。これと比較すると、刻印 1 は名古屋城の類例より一回り大きく、刻印がつくホルンフェルスの露岩から採石された痕跡がないことが共通する。また、一見目立ちにくい水面近くも水上交通の視点からは見えやすいと想定できる。採石地の探索の実態は文献資料などにも残されていないが、川を遡上しながら行った可能性もある。「銭」の図柄が小豆島天狗岩丁場では黒田家丁場の標識として用いられていることも考慮すると、「標識石」としての性格も視野にいれておきたい。（大村）

## 9 猪鼻堰跡残石群の位置づけ

ここまで猪鼻堰跡残石群の石材調査、矢穴調査、刻印調査の成果を述べてきたが、それぞれの成果を整理し、歴史的背景も踏まえた残石群の位置づけについて考察する。

石材調査では残石群の石材 372 石の半数が周辺に露頭がない花崗閃緑岩で、その採石地として上流に位置する「石場」の可能性を指摘した。矢穴調査では 37 石に矢穴を確認し、大きさによって 2 種類に大別できた。それぞれ名古屋城の矢穴に類似するものがあり、江戸時代初期と江戸時代中期以降の 2 時期に渡って採石があった可能性を指摘した。刻印調査では 3 石 2 種類の刻印を確認したが、名古屋城で完全に一致するものは現状確認できておらず、大名の特定には至らなかった。「銭」の刻印については「標識石」とも想定されうること示した。

残石自体は名古屋城築城に伴うものと評価できることを前提として、歴史的背景を考慮すると、猪鼻堰跡残石群の形成には①名古屋城の石垣用材の集積場と②湯ノ花水門の建造に伴って

収集された用材という 2 つの可能性が考えられる。

まずは集積場としての要素を見ていく。江戸時代末期から明治時代初期にかけて刊行された『尾張名所図会』には、残石群周辺の鳥瞰図が描かれており、「猪鼻堰」は滝のような流れで二段になって表現されている。天保 15 年(1844)に書かれた『尾張志』には「猪は水の滯れるさま鼻はすべてものさし出る端にいふ」「石畳を布き、兩岸を距て、流を遮る」とある。ここから上部は用水として利用され、下部の石堰によって水流が大きく変わる場であったことが分かる。猪鼻堰は水上交通の要所と考えられ、香流川上流部で採石した花崗閃緑岩を運搬する際の集積場として用いられた可能性がある。このため、ホルンフェルスの露岩には一帯の所有を示す標識としての刻印が刻まれ、そこにはない江戸時代初期の矢穴がついた花崗閃緑岩が集中すると想定できる。江戸時代中期以降の矢穴も見られることは、集積場が江戸時代を通して維持され、名古屋城石垣の修理に利用されたことを示しているとも考えられる。

一方で、現在残石群の上流にある湯ノ花水門の歴史的背景をみると異なる可能性も指摘できる。現在のコンクリート造の水門を確認できる最も古い古写真は昭和 60 年(1985)に撮影されたもので、水門自体は現在と大きく変わらない。これ以前の記録は昭和 8 年(1933)まで遡り、『長久手村誌』には「棚下の水門を廃し、棚上より落水するように改修せり」（浅井 1934）とあることから当初は現在の一段下に水門があったことが分かる。また、その前文として「古来木材を以て棚とし水を引入せしが、大正十一年地の常設員浅井延太郎、土木員浅井庄太郎木材を巨石に換えコンクリートして頑丈せり」とある。つまり、大正 11 年(1922)に木造の水門から巨石とコンクリート造の水門に建

て替えられ、これが昭和8年（1933）に廃止されている。文章のみで詳細は分からないが、コンクリート造に建て替えるタイミングで他の場所から用材として名古屋城の残石が搬入され、土台として使用された残石が水門の廃止によって現在のように露出したと考えることができる。

以上、残石群の形成背景の2つの可能性を提示した。残石自体は名古屋城築城に伴うものと考えられるが、集積場とする場合は実際の採石箇所が特定できておらず、水門用材とする場合はホルンフェルスの露岩につけられた刻印の説明ができない。どちらも確証が得られず、両者の可能性が複合していることも考えられるため、あえて限定しない位置づけとしたい。(全員)

## 10 長久手市内に残存する残石

長久手市内には猪鼻堰跡残石群のほかに、安

昌寺南、石作神社、助六1号墳墳丘上、神明神社鳥居基礎、公園西駅ロータリーの5ヶ所で矢穴のついた残石を確認している。分布状況は図15に示した通りである。残石の分布は特徴的で、全て香流川流域に位置するといえる。安昌寺向かいの残石と公園西ロータリーの残石は香流川が形成した沖積平野（氾濫原）に、他の残石は香流川に面した丘陵裾部に位置している。

### ① 安昌寺南残石（図16、表2-①）

位置：長久手市岩作元門1-11

立地：猪鼻堰跡残石群から約120m南西に位置している。香流川の現流路からは40m離れており、香流川の氾濫原に位置している。

岩石特徴：石1（図13右）は10cm程度の暗色包有物、1cm程度のカリ長石を含む。片理は目立たない。石2（図14左）は風化によってオニオンストラクチャーが目立っている。



図15 長久手市内の残石分布図



図 16 安昌寺南残石



図 17 石作神社残石

考察：石1は民家に立てかけられていることから、この位置に置かれた時期は民家構築後である。民家は戦後の構築と考えられる。

#### ②石作神社残石（図17、表2-②）

位置：長久手市岩作宮後17-17

立地：石作神社の参道階段下に位置している。香流川の現流路からは約600m離れた低丘陵（岩作丘陵）の裾部に位置している。岩作丘陵は猿投山から続く丘陵地帯の先端にあたる。

岩石特徴：上面が自然面と考えられる。石材は①と同じ特徴を有する。

考察：残石にはしめ縄が巻かれ、石作神社の御神体として祀られている。石作神社は社伝によると承和元年(834)に創建された神社である。石作神社は『尾張名所図会』にも描かれており、現在残石がある位置に巨石のようなものが表現されている。

周辺には15世紀後葉から16世紀初頭に築城され17世紀前半に廃城となった岩作城が存在したが、発掘調査や文献調査から石垣の存在は確認されていない<sup>(20)</sup>。このため、残石は岩作城築城時ではなく、名古屋城に伴うものと考えられる。

#### ③助六1号墳墳丘上残石（図18、表2-③）

位置：長久手市助六

立地：香流川右岸の丘陵地帯上に位置する神明古墳群の一つである助六1号墳の墳丘上に位置している。

岩石特徴：カリ長石が小さいが、おおよそ①と同様。暗色包有物を含む。

考察：助六1号墳の石室を構成する石材は古墳周辺では取れない花崗岩類である。また、石室の天井石が発掘調査当時確認できなかったことから他の残石と近い採石地から古墳時代に採

表2 長久手市内残石計測表

残石番号	石材番号	石質	石材大きさ (cm)				矢穴列数	矢穴数	矢穴底大きさ (cm)					
			高さ	幅	長さ(控え)				矢穴口長辺	矢穴口短辺	深さ	矢穴底長辺	矢穴間隔	矢穴列長さ
①	1	花崗閃緑岩	55.1	60.1	97.9	1	5	10~11.1	-	6.5~8.7	5.8~6.9	10~11.8	97	
	2	花崗閃緑岩	73.6	33.5	121.5	1	0	-	-	-	-	-	-	
②	1	花崗閃緑岩	33	108	83.5	1	2	14.5		9.2~9.5	12	9.5	110.8	
	1	花崗閃緑岩	38.5	90	59.5	1	2	10.6~11		10.8~11.4	6.5~7.5	9.2	78	
④	1	花崗閃緑岩	65	79.5	(5.0)	1	2	12.8~13.4		8	7.8	5.8	79.5	
	2	花崗閃緑岩	79.6	75	(4.0)	1	2	12.3		6.5~7.8	9.5~9.7	4.8	75	
⑤	1	花崗閃緑岩	(51.0)	91	42.5	2	列1:2	(7.0)~10.2		7.2~8.3	(4.0)~7.6			
	列2:2	(6.5)~9.0						8.2~9.1	(5.5)~5.8		8.6			

石材上面  
石材側面



図 18 助六 1 号墳墳丘上残石

石され、江戸時代に矢穴技法を用いて割られた石と考えられる。なお、名古屋城築城時にこの地域の石材が運ばれたという伝承がある<sup>(20)</sup>。

#### ④神明神社鳥居基礎石（図 19、表 2-④）

位置：長久手市神門前 13

立地：神明神社の一の鳥居の基礎として使用されている。

岩石特徴：斑晶 2cm 程度の長石を含む。

考察：神明神社は文献資料では『寛文覚書』に登場する。鳥居には「寛文二年壬寅二月吉日」という銘がある。このことから鳥居基礎石は寛文 2 年（1662）に設置されたことがわかる。矢穴形状から鳥居基礎石は 16 世紀末～17 世紀初



図 19 神明神社鳥居基礎石

に採取されたと考えられるため、寛文 2 年当時、残石として放置されていた石材を鳥居基礎として再利用したと考えられる。

#### ⑤公園西駅ロータリー残石（図 20、表 2-⑤）

位置：長久手市石場

立地：リニモ公園西駅及び駅周辺の開発時に出土した石材をロータリーに集積させている。そのうちの 1 石が⑤である。

岩石特徴：斑晶 2cm 程度の長石を含む。

考察：公園西駅が開業した平成 17 年（2005）頃に現在の位置へ設置されたと考えられる。

⑤は長久手市石場にて造成工事を行った際に際出土した石の一つである。⑤を含む一部の石が公園西駅ロータリーに移設され、残りは駅に隣接する 2 号調整池内に移設された。

出土地点の石場は香流川に面した谷に位置している。石場という地名は採石場や集積場を想起させるが、現在は宅地化しており、詳細は不明である。（高橋）

## 11 おわりに

江戸時代に開発された石丁場は、発端が築城であっても質の良い石材が採掘できる場所は掘削が続けられるため、当初の姿は留めない。現在遺跡として見られるのは採掘し尽くされた最終段階の姿である。名古屋城の石丁場は各所に



図 20 公園西駅ロータリー残石

候補があるが、当時の姿とは異なっているため、簡単には比定できない。

今回、多角的な調査によって猪鼻堰跡残石群を検討したが、集積場か水門用材かの結論を出すことはできなかった。集積場とみると名古屋城築城の実態を示す一例として評価でき、水門用材であったとすると江戸時代の灌漑施設の築造に名古屋城築城の残石を利用するような高度な技術が用いられたといえる。いずれにせよ(旧)猪鼻堰の重要性を確認するとともに、貴重な土木資料が得られたことになる。今後も議論を重ねたい。

また、猪鼻堰跡残石群を対象にフォトグラメトリなどを活用したことで、有志だけの調査でも多くの知見・成果が得られたと考えている。名古屋城の採石地は未調査のものが多く、同様の調査を継続することによって採石の実態が解明されていくのを願っている。(服部)

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、以下の方々からご助言ご協力いただきました。末筆ながらお礼申し上げます(敬称略・五十音順)。高田祐一 津村善博 中野光孝 森 勇一

## 注

- (1) 長久手市生涯学習課所属。注のない執筆者は名古屋城調査研究センター所属。
- (2) 愛知県埋蔵文化財調査研究センター所属。
- (3) 名古屋地学会会員。
- (4) 本稿での「採石地」は一定の採石エリア(地域)のことを指し、「石丁場」と同義ではない。
- (5) 篠島は奈良時代から三河国・志摩国・伊勢国と所属が何度も変わっており、江戸時代初期は伊勢国であったと考えられている。それが少なくとも江戸時代末期には尾張国に変わり、現在まで至る。
- (6) 「播磨」「摂津」「御影石」「赤目石」などと記載されてい

るが、判定基準は不明である。

- (7) 「河戸(かうづ)」が文献資料に記載されているのは細川家文書である(三月二十七日 忠利差出し長岡内膳宛て、『綿考輯録』第四卷・出水叢書二一頁)。これが長年に渡って「からつ」と誤読され、肥前唐津が採石地のひとつに挙げられていたが、正しくは河戸である(後藤 2022)。
- (8) 篠島を記した文献資料として『清正記』が参照され、「清正も伊勢浦にて石をわらせ」内の「伊勢浦」が篠島を指すとする(高田 1999)。ただし篠島には伊勢浦という古地名はなく、確実な記載とは言い難い。
- (9) 高田祐吉は名古屋城周辺の石に関連する地名などを収集し、多くの採石地の候補を挙げているが(高田 1999)、今回は省略した。この他に摂津なども採石地とされることがあるが、文献資料などへの記載は確認できていない。
- (10) 小豆島は名古屋城の公儀普請に参加した大名の丁場があることから、名古屋城の採石地とされることがあるが、名古屋城に関連する文献資料には記載が出てこない。
- (11) 『尾張名所図会』(図3)には国立国会図書館デジタルコレクションを使用した。
- (12) 『庄内川流域史』第2章第1節の記載より(建設省中部地方建設局庄内川工事事務所 1982)。
- (13) 『長久手の地名展-岩作編』平成15年度長久手町郷土資料室特別展図録の記載より(長久手町教育委員会 2003)。
- (14) 『長久手の地名展-上郷編』平成15年度長久手町郷土資料室特別展図録の記載より(長久手町教育委員会 2003)。
- (15) 木村有作「名古屋台地の水環境」を参照のこと(木村 1999)。
- (16) 岩石の詳細については田口一男ほかの論文を参照のこと(田口・佐藤・中野 2019)。
- (17) 宝暦大修理にかかる積み直し範囲は、当時の史料を精査した麓・加藤の研究(麓・加藤 2009)により明らかとなっており、当該範囲の石垣は方形石材による布積みとなる。石材は小牧市岩崎山産の花崗岩を多用する傾向にあり(田口・佐藤・中野 2019)、本稿でもこの特徴を有する石材で矢穴痕を計測した。

- (18) 参考までに平成 29 年 (2017) より作成している石垣カルテで付与した石垣番号を併記する。
- (19) これまでに名古屋城の刻印を全点調査したものはなく、部分的に確認している高田祐吉、川地義郎の調査資料を参照して刻印を確認した (大村・服部 2023)。このため、確認できていない刻印は多数あり、今後残石群と同様の刻印が新たに確認される可能性は十分ある。
- (20) 『長久手町史』資料編 5 考古の記載より (長久手町 1997)。

## 引用文献

- 浅井菊壽編『長久手村誌』 1934
- 市澤泰峰・西本昌司「名古屋城における石垣石材の岩石種構成についての予察」『名古屋科学館紀要』44号 pp.13-18 2018
- 石橋伊鶴「名古屋城と篠島の石垣採石地」『伊勢湾考古』23号 pp.177-204 2014
- 江戸遺跡研究会編『江戸築城と伊豆石』吉川弘文館 2015
- 大村陸・服部英雄「《資料紹介》名古屋城の刻印・刻銘 (その1)」『名古屋城調査研究センター研究紀要』第4号 pp.73-80 2023
- 加藤安信「名古屋城石垣用石切り出し遺跡 八貫山・前島・沖島他の矢穴石」『幡豆町史資料編 1 原始・古代・中世』幡豆町 pp.399-416 2008
- 加藤安信「矢穴石」『新編西尾市史資料編 1 考古』愛知県西尾市 pp.745-749 2019
- 菅野良男『刻印石で楽しむ三大名城の石垣物語』新人物往来社 2011
- 城戸久『名古屋城』彰国社 1943
- 城戸久「名古屋城築城の経過と規模」『名古屋城史』名古屋市役所 pp.74-135 1959
- 木村有作「名古屋台地の「水」環境考」『見晴台考古資料館紀要』第1号 pp.51-56 1999
- 木村有作・服部英雄「名古屋城本丸石垣考・内堀はなぜ空堀なのか」『名古屋城調査研究センター研究紀要』第2号 pp.93-132 2021
- 岐阜県海津市教育委員会・関西大学文学部考古学研究室 編『海津市内遺跡詳細分布調査報告書 岐阜県海津市文化財調査報告書 第1冊』2012
- 岐阜県本巣郡糸貫町教育委員会・本巣町教育委員会 (船来山古墳群発掘調査団)「近世の石切場」『船来山古墳群(本文編)』pp.336-342 1999
- 栗木 崇「伊豆石丁場遺跡群における人名が刻まれた石について」『江戸築城と伊豆石』吉川弘文館 pp.147-164 2015
- 建設省中部地方建設局庄内川工事事務所『庄内川流域史』1982
- 後藤典子「細川忠興・忠利父子の名古屋城石垣普請」『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』名古屋城調査研究センター pp.81-99 2022
- 小林 元『香流川物語』愛知県郷土資料刊行会 1977
- 坂本 俊「中近世移行期の採石・加工技術の諸相と技術準化」『中世石工の考古学』高志書院 2019
- 城ヶ谷和広「あいちの窯業、猿投窯にはじまる」講演資料 2021
- 鈴木 茂『江戸城石垣の提供地について』サガミヤ 2014
- 高田祐一・福家恭・広瀬侑紀・鈴木知怜・金田明大・山口欧志『大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の海中残石分布調査』国立文化財機構奈良文化財研究所 2018
- 高田祐吉『特別史跡名古屋城天守台石垣の刻紋』財団法人名古屋城振興協会 1989
- 高田祐吉『名古屋城石垣の刻紋』財団法人名古屋城振興協会 1999
- 高田祐吉『名古屋城一石垣刻印が明かす築城秘話一』名古屋市教育委員会 2001
- 高田祐吉・加藤安信「名古屋城の丁場割と石垣の刻印」『新修名古屋市史資料編考古2』名古屋市 pp.888-907 2013
- 高橋延年・柳史朗『三州吉田城の石垣と刻印』1972
- 田口一男・鈴木和博「名古屋城の城郭に使用された石材の産地同定のための全岩化学分析一予報」『名古屋大学 加速器質量分析計業績報告書 (XXVI)』名古屋大学年代測定総合研究センター pp.138-143 2015
- 田口一男・佐藤好司「名古屋城石垣採石丁場の新知見」『名古屋地学』77号 pp.1-8 2015
- 田口一男・佐藤好司・中野光孝「石材から見た名古屋城石垣」

- 『椚山女学園大学教育学部紀要』12号 pp.217-231 2019
- 内藤昌編『日本名城集成 名古屋城』小学館 1985
- 長久手町『長久手町史 資料編2 自然』1983
- 長久手町『長久手町史 資料編5 考古』1997
- 長久手町教育委員会『長久手の地名展－上郷編』平成15年度  
長久手町郷土資料室特別展図録 2003
- 長久手町教育委員会『長久手の地名展－岩作編』平成15年度  
長久手町郷土資料室特別展図録 2003
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 塩蔵門跡 石垣保存修理工事  
報告書』1989
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 東一之跡（西側）石垣保存修  
理工事報告書』1992
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 くるみ林・塩蔵構境 石垣保  
存修理工事報告書』1994
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 二之丸旧東二之門跡北側・二  
之丸東面 石垣保存修理工事報告書』1997
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 塩蔵構南面 石垣保存修理工  
事報告書』1998
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 二之丸東二之門跡 石垣保存  
修理工事報告書』2000
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 不明門北東 石垣保存修理工  
事報告書』2002
- 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出跡 石垣修復工  
事発掘調査報告書 元御春屋門地点の調査』2006
- 西本昌司・市澤泰峰「名古屋城石垣に使われている岩石種と  
産地の推定」『名古屋市科学館紀要』44号 pp.8-12 2018
- 西本昌司「名古屋城石垣に使われている石材の岩石種」『地質  
学雑誌』第126巻第7号 pp.343-353 2020
- 二橋慶太郎「名古屋城跡石垣における矢穴形状の基礎的検討」  
『名古屋城調査研究センター研究紀要』第3号 pp.148-166  
2022
- 麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣  
工事について」『日本建築学会計画系論文集』第74巻 第  
645号 pp.2507-2513 2009
- 松下悦男「名古屋城の築城と石の切り出し」『蒲郡市史本文編  
2 近世編』蒲郡市 pp.48-49 2006
- 森岡秀人・藤川祐作「矢穴の型式学」『古代学研究』180号  
pp.405-425 2008
- 横井時綱「名古屋城と篠島石」（謄写版刷）1954
- 横井時綱「名古屋城と岩崎石」『郷土文化』第14巻4号  
pp.2-6 1959
- 横井時綱「名古屋城と河戸石」『郷土文化』第21巻2号 pp.7-  
13 1966

### 《Title》

Report on the Survey and Measurement of Remaining Stones at Inohana Dam Site in Nagakute City

### 《Keyword》

fortification, stone wall, Zannen Ishi, Kanare river, Saiseki choba, wedge holes, inscription, GNSS, photogrammetry

表 3-1 猪鼻堰跡残石群 残石一覧 (1)

石材 番号	石質	石材大きさ (cm)			矢穴 番号	矢穴 番号	矢穴底大きさ (cm)							
		高さ	幅	長さ (控え)			矢穴口長辺	矢穴口短辺	深さ	矢穴底長辺	矢穴間隔	矢穴列長さ		
LA1	花崗閃緑岩	56.5	69.0	22.0	1	1	6.0	3.0	4.6	3.0	—	6.9		
						2	5.0	—	4.5	3.5	7.0			
						3	6.0	—	4.5	4.0	6.0			
					2	4	5.0	—	(4.5)	4.0	—	57.0		
						1	4.5	—	4.0	3.0	5.7			
						2	5.5	—	4.0	2.5	6.5			
						3	4.0	—	2.7	3.0	—			
						1	3.5	—	4.0	2.3	7.8			
						2	4.0	—	2.0	3.0	7.5			
LA2	花崗閃緑岩	38.0	58.0	46.0	1	1	(6.0)	—	10.0	(4.5)	6.0	42.0		
						2	(10.0)	—	10.0	5.0	4.0			
						3	(11.0)	—	(8.5)	(6.0)	—			
					2	1	(4.0)	—	5.5	2.0	6.0	68.0		
						2	4	—	5.0	3.0	6.0			
						3	5.0	—	6.0	(3.0)	6.0			
						4	5.0	—	—	—	6.5			
						5	4.0	—	—	—	—			
						1	7.0	—	3.5	4.0	6.5			
LB1	花崗閃緑岩	(47.0)	82.5	58.5	1	2	5.0	—	4.0	3.5	(8.0)	82.5		
						3	(5.5)	—	5.5	(3.5)	—			
						1	1	5.0	—	5.5	3.5		—	
LC1	花崗閃緑岩	35.0	(42.0)	32.0	2	1	4.0	—	4.5	2.5	5.0	32.0		
						2	3.5	—	5.0	2.0	5.5			
						3	4.5	—	3.5	2.5	—			
LC2	花崗閃緑岩	43.0	37.0	86.0	1	1	13.0	—	7.5	7.0	4.0	37.0		
						2	—	—	8.0	9.0	—			
LC3	花崗閃緑岩	40.0	—	(50.0)	2	1	5.5	—	5.0	3.0	8.5	—		
						2	5.0	—	5.0	3.0	—			
						3	13.0	—	9.0	8.0	15.0			
LF1	花崗閃緑岩	—	66.0	78.0	1	1	4.0	—	3.0	3.0	8.0	66.0		
						2	4.5	—	4.0	3.0	8.0			
						3	4.0	—	4.0	3.0	—			
LG1	花崗閃緑岩	59.0	95.0	49.5	1	1	4.0	—	4.5	3.0	6.5	95.0		
						2	3.5	—	3.0	2.5	(20.5)			
						3	4.0	—	4.0	2.5	7.0			
						4	4.0	—	4.0	2.5	—			
LK1	花崗閃緑岩	50.0	69.0	106.0	1	1	10.5	—	(5.0)	7.0	8.0	69.0		
						2	8.5	—	8.0	7.0	—			
LK2	花崗閃緑岩	59.0	—	98.5	1	1	(5.0)	—	(5.0)	10.5	5.5	98.5		
						2	10.0	—	8.5	9.0	6.0			
						3	10.5	—	10.0	6.0	5.0			
						4	15.0	—	11.0	8.0	—			
					2	1	11.0	—	8.0	9.0	13.0	—		
						2	—	—	—	9.0	—			
						3	9.0	—	5.5	7.0	12.0			
					3	1	9.0	—	5.5	7.0	12.0	66.0		
						2	7.0	—	5.8	6.0	—			
LK3	花崗閃緑岩	50.0	111.0	36.0	1	1	(6.0)	—	4.5	(4.05)	—	111.0		
						1	4.5	—	4.0	3.0	—			
RA1	花崗閃緑岩	—	—	—	1	2	6.5	—	4.5	3.5	6.0	—		
						1	—	—	—	—	—			
						1	2.0	—	3.5	3.5	12.0			
					2	2	5.5	—	3.5	3.0	9.5	—		
						3	5.5	—	3.5	3.5	—			
						1	11.0	3.0	7.5	—	9.5			
RA2	花崗閃緑岩	83.0	—	34.0	1	2	9.5	—	7.0	3.0	—	9.0		
						1	15.0	—	(12.0)	6.5	—			
RD1	花崗閃緑岩	28.0	76.0	92.0	1	1	12.5	(2.0)	(2.0)	(12.0)	—	28.0		
						2	5.0	—	5.0	4.5	5.5			
RD2	花崗閃緑岩	51.0	52.0	100.0	2	3	5.0	—	8.0	—	—	—		
						1	5.0	—	6.0	2.0	—			
RD3	花崗閃緑岩	41.0	63.0	41.0	1	1	(12.0)	—	12.5	6.5	4.5	41.0		
						1	13.0	—	11.0	8.0	5.0			
RD4	花崗閃緑岩	64.0	56.0	104.2	1	3	11.0	—	10.5	7.5	—	64.0		
						2	15.5	—	10.5	9.0	6.5			
						1	15.5	—	10.5	9.0	6.5			
RD5	花崗閃緑岩	40.0	50.0	54.0	1	1	4.5	—	4.5	3.0	3.0	50.0		
						1	5.0	—	4.5	2.5	4.0	40.0		
						2	5.0	—	6.5	3.0	4.0	—		
						3	4.0	—	4.5	2.5	3.5	—		
						1	5.0	—	3.5	3.0	—	15.0		
						1	5.0	—	5.0	4.0	9.0	62.0		
						2	5.5	—	4.0	5.5	9.5	—		
RE1	花崗閃緑岩	73.0	90.0	54.0	1	3	5.0	—	5.5	3.5	—	90.0		
						1	6.5	—	6.0	4.0	5.5			
						2	6.0	—	6.0	3.5	5.0			
						3	6.0	—	6.0	4.0	7.0			
						4	7.5	—	6.0	4.5	5.0			
						5	9.0	—	6.5	4.0	5.0			
						6	6.0	—	(4.5)	(4.0)	4.5			
						7	—	—	—	—	—			
						1	(6.0)	—	(4.5)	(4.0)	7.0		(38.0)	
						2	2	5.0	—	4.0	4.0		6.0	—
							3	6.5	—	5.0	4.5		—	—



表 3-2 猪鼻堰跡残石群 残石一覧 (2)

石材 番号	石質	石材大きさ (cm)			矢穴列 番号	矢穴 番号	矢穴底大きさ (cm)					
		高さ	幅	長さ (控え)			矢穴口長辺	矢穴口短辺	深さ	矢穴底長辺	矢穴間隔	矢穴列長さ
RE4	花崗閃緑岩	77.0	78.0	37.0	1	1	(12.0)	—	(10.0)	7.0	5.5	77.0
						2	(12.5)	—	(11.0)	(7.5)	—	—
RE5	花崗閃緑岩	39.0	27.0	60.0	1	1	4.5	—	5.0	3.5	6.0	60.0
						2	5.0	—	5.0	3.5	5.5	—
						3	—	—	—	—	—	—
RE6	花崗閃緑岩	40.0	55.0	(55.0)	1	1	5.5	—	5.5	4.0	—	40.0
RE7	花崗閃緑岩	40.0	43.0	52.0	1	1	5.0	—	5.5	4.0	—	40.0
						2	6.0	—	6.0	4.5	4.5	41.0
						2	5.5	—	5.0	4.5	4.0	—
RE8	花崗閃緑岩	82.0	54.0	36.0	1	1	5.5	—	4.0	3.5	5.0	82.0
						2	(5.5)	—	5.0	(4.0)	(6.0)	—
						3	4.5	—	4.5	4.0	4.5	—
						4	5.0	—	6.0	3.5	(5.0)	—
RF1	花崗閃緑岩	—	49.1	72.6	1	1	10.0	—	9.0	7.0	—	59.0
RF2	花崗閃緑岩	—	42.5	55.5	1	1	14.2	—	11.5	7.3	—	77.5
RF3	花崗閃緑岩	63.0	77.8	40.0	1	1	13.4	—	10.6	10.5	9.0	—
						2	13.0	—	10.5	8.5	—	—
RF4	花崗閃緑岩	44.5		50.0	1	1	5.4	—	5.5	3.0	6.0	64.0
						2	4.5	—	5.0	3.0	6.5	—
						3	7.0	—	5.0	3.5	—	—
RF5	花崗閃緑岩	56.7	—	77.5	1	1	10.5	—	7.3	5.5	4.8	109.5
						2	9.5	—	6.8	4.8	5.5	—
						3	7.3	—	9.5	5.0	—	—
					2	1	8.0	—	9.5	4.0	4.0	—
						2	8.0	—	9.5	2.5	(9.0)	—
						3	8.0	—	9.5	4.5	(9.5)	—
						4	8.5	—	11.0	6.0	8.0	—
						5	8.0	—	10.5	5.0	—	—
RF6	花崗閃緑岩	54.0	78.5	56.0	1	1	4.0	—	4.7	2.0	5.7	78.5
						2	4.4	—	5.2	2.5	5.0	—
						3	4.7	—	4.5	2.0	4.0	—
						4	5.0	—	6.5	2.2	4.0	—
						5	(6.0)	—	6.0	3.0	—	—
RF7	花崗閃緑岩	26.0	94.5	29.5	1	1	4.5	—	4.0	2.5	8.0	94.5
						2	4.0	—	3.5	2.5	—	—
						3	4.0	—	2.5	2.5	7.5	—
						4	4.5	—	4.5	3.0	—	—
						5	5.0	—	5.5	2.5	4.1	—
						6	5.0	—	5.4	3.0	7.4	—
						7	4.3	—	4.5	3.0	8.0	—
						8	4.0	—	3.0	3.5	—	—
RF8	花崗閃緑岩	23.0	95.0	30.0	1	1	—	—	—	—	6.5	95.0
						2	4.5	—	3.0	—	8.0	—
						3	4.0	—	3.5	—	2.5	—
						4	3.5	—	3.5	—	6.0	—
						5	5.5	—	3.5	—	6.0	—
						6	4.5	—	2.5	—	(4.5)	—
						7	—	—	—	—	(6.5)	—
						8	(4.5)	—	3.5	—	8.0	—
						9	5.0	—	4.5	—	2.5	—
					2	1	4.0	—	4.5	3.0	6.0	—
						2	(3.5)	—	3.0	(3.5)	(5.5)	—
						3	(3.8)	—	4.5	(3.0)	8.5	—
						4	4.5	—	4.5	3.5	6.3	—
						5	5.0	—	5.0	3.0	4.0	—
						6	(4.0)	—	4.0	2.0	(4.0)	—
						7	2.5	—	3.0	2.0	6.0	—
						8	5.0	—	(5.0)	3.0	3.0	—
						9	4.0	—	4.0	3.0	—	—
RF9	花崗閃緑岩	48.0	118.0	53.0	1	1	(6.0)	—	6.0	3.0	(6.0)	118.0
						2	5.5	—	7.0	(2.5)	(5.5)	—
						3	(5.5)	—	(5.0)	3.5	(6.5)	—
						4	(5.5)	—	(5.0)	3.5	(8.0)	—
						5	(5.0)	—	4.0	3.5	—	—
RF10	花崗閃緑岩	33.0	98.5	43.0	1	1	6.0	—	2.0	2.5	2.1	98.5
						2	4.5	—	5.0	2.5	7.5	—
						3	4.0	—	4.5	2.5	7.0	—
						4	5.0	—	5.0	3.0	—	—

# 名古屋城跡石垣における大名丁場間の矢穴形状比較

—矢穴縦断面形状を中心に—

二橋 慶太郎

## キーワード

石垣 矢穴 公儀普請 前田家 鍋島家

## はじめに

近世初頭の慶長～寛永期は、幕府の公儀普請等を通じて、全国的に城郭石垣の構築が盛んにおこなわれた。その石垣用材採石のために使用されたのが矢穴技法である。慶長15年(1610)、公儀普請により築造された名古屋城石垣も同様の技法が多用されており、普請に参加した大名家間の技術的特徴の検討が可能となっている。

本稿ではこの点に着目し、城内13家分の石垣に残る矢穴痕を計測、各家の矢穴縦断面形状を比較した。これにより、各家の採石、加工技術にかかる技術的特徴の一端を把握することを目指した。

## 1 研究史の課題と本論の目的

矢穴技法の技術的進展について、坂本は、肥前名護屋城普請を通して矢穴技法が普及、徳川期大坂城普請により技術の平準化が達成されたと指摘、その背景には徳川政権による普請組織の管理、統制の強化があったとした(坂本2019)。

高田祐一は、これらの普請を担った各大名家の矢穴形状を比較、その技術差を指摘するとともに、矢穴横断面形状の時期的変遷案を示した(高田祐一2019、2023)。

名古屋城跡における石垣に対する研究としては、高田祐吉による石垣刻印に対する詳細な検討があり、公儀普請に参加した各大名の丁場割が検討可能となっている(高田祐吉2013)。石垣構築技術については、石川県金沢城調査研究所による「金沢城跡石垣構築技術等比較研究事業」により、金沢城跡の比較対象として主要大名の石垣が取り上げられ、その中で名古屋城跡も

報告されている(石川県金沢城調査研究所編2012)。しかしながら、研究の主眼が隅角部の形状、石材の積み方等、城郭における石積み技術であったこともあり、矢穴の形状等、石材産地における採石技術までは触れられていない。

以上の通り、名古屋城跡石垣においては矢穴等の採石、加工技術に対する検討がほとんどなされてこなかった。しかしながら、名古屋城跡は豊富な史資料、高田祐吉の研究により石垣と施工した大名家を結びつけることが可能であるため慶長後期における各家の採石、加工技術の特徴を推し量ることができる。加えて、名古屋城跡の築城時期は矢穴技法萌芽期(肥前名護屋城)、確立期(徳川期大坂城)の間にあるため、矢穴技法の平準化過程を探るうえでも重要である。

筆者はこうした視点に立ち、名古屋城跡石垣における築城期採石、加工技術の一端を明らかにするため、石垣に残る矢穴痕に対し三次元計測を実施、基礎資料として矢穴縦横断面の形状を示した。これに他遺跡との比較を加え、矢穴形状の分類、機能差について検討した。その結果、矢穴の大きさ(矢穴口長辺×深度)、矢穴間隔について大名丁場ごとに差異が現れる可能性を示したが、横断面を計測可能な未割矢穴<sup>(1)</sup>を調査対象としたことによる資料数の不足により、その傾向について十分把握できなかった(二橋2022)。

そこで本稿では、前稿で示したように大名間で差異の兆候が見られ、一定の資料数を確保できる矢穴縦断面、矢穴間隔について、城内大名丁場ごとに計測を行った。これにより、慶長後期における各家の採石技術の特色をより詳細に把握し、近世における採石加工技術解明の一助となることを目指す。

## 2 研究の対象及び方法

本稿は、名古屋城跡内に存在する築城期石垣を調査対象とした。築城期石垣の定義は、打込接、乱積み、布積み崩しで構築され、名古屋城築城以降の石垣修理履歴をまとめた『名古屋城石垣災害・補修一覧』（名古屋市教委他 2002）に積み直し履歴が記載されていない石垣とした。この中から雑草等により表面が観察できない箇所、刻印等が皆無で担当大名を識別できない箇所を除いた、計 13 家分（図 8）の石垣で矢穴痕の計測を行った。

計測は大名丁場ごと同様の条件で行うために、石垣面の上面から下端へ至る約 100m<sup>2</sup>の調査エリアを設定し、築石表面に確認できる矢穴痕をすべて計測した。具体的な調査範囲は図 9～図 18 のとおりである。

矢穴痕の計測部位は、矢穴痕 1 点ごとに矢穴口長、深さ、矢穴底長辺とし、矢穴列となる場合は矢穴同士の間隔（ピッチ）、矢穴列の長さも含めた（図 1）。実際の計測は、矢穴痕の多くが手の届かない箇所にあるため、名古屋城調査研究センターが作成した石垣の三次元計測モ

デルを Cloud Compare (ver.2.12 alpha) にエクスポートし、同ソフトウェアの計測機能を用い実施した。なお、各石垣の担当大名推定は、高田祐吉 2013、「名古屋城町場請取絵図」を参考とした。

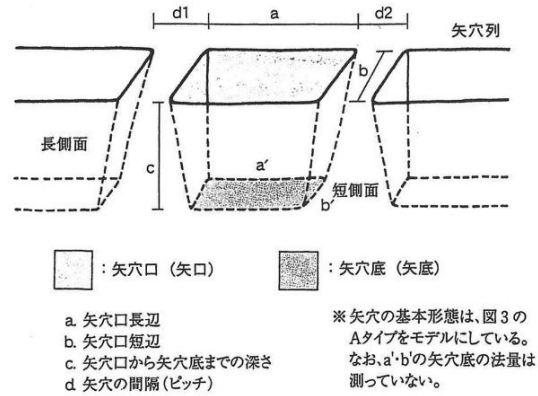


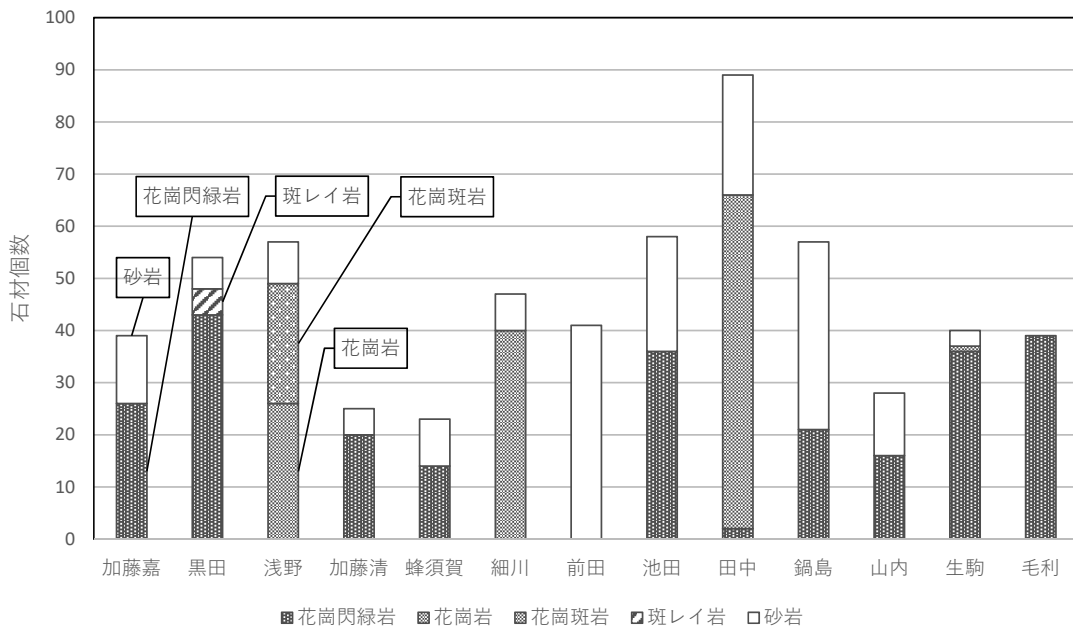
図 1 矢穴の各部名称（森岡・藤川 2008）

## 3 調査の結果

上記の方法による計測から得られた結果をもとに、各大名丁場における矢穴形状の特色を述べる。

### (1) 矢穴石の数、石材種

グラフ 1 は、先述の各丁場調査範囲内におけ



グラフ 1 各大名丁場の矢穴石数と石材比率

る矢穴石の数および石材種の内訳を示したものである。石垣表面の苔、雑草等により範囲内全ての石材を目視できたわけではないが、平均して各家 100㎡以内で 45 石分の矢穴を有する石材を確認した。ただし、田中、池田、鍋島家等は 50 石を超えるのに対し、蜂須賀、山内家等は 30 石未満であり、丁場ごとに差異が確認される。

石材種について、今回の調査範囲内では花崗閃緑岩、花崗岩、砂岩の 3 種が主に確認された。その比率は丁場ごとに差異があり、加藤家、黒田家等の 9 家では花崗閃緑岩を多用、砂岩は客体的であった。一方、鍋島家はその逆で砂岩を多用、前田家は砂岩のみであった。

このほか、細川家、田中家は花崗岩、浅野家では花崗斑岩が多用されていた。

(2) 矢穴痕の大きさ

グラフ 3～グラフ 15 は、矢穴口長辺×高さによって示される矢穴痕の大きさを散布図として示したものである。全体の傾向として、矢穴口長辺は 8～14cm、深さは 4cm～10cm に分布

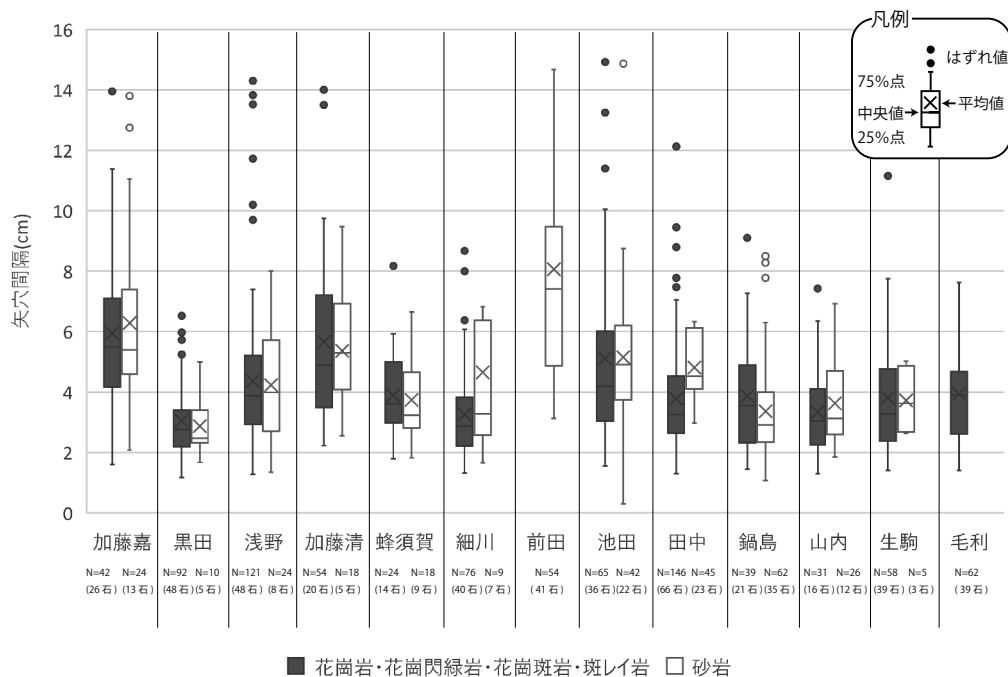
するものが多い。

丁場ごとに概観すると、前田丁場は矢穴口長辺 6～11cm、深さ 3～7cm に大半が集中し、今回の調査対象内ではもっとも小さい。加藤嘉丁場もこれに類似する。これに次いで、加藤清、鍋島、浅野、黒田、毛利の各丁場は矢穴口長辺 8～13cm、深さ 4～9cm と一回り大型となる。調査範囲内で最も大きさの分布域が広いのは細川、池田、田中、蜂須賀、生駒丁場であり、矢穴口長辺 8～16cm、深さ 4～12cm とばらつきが大きく、大型の矢穴痕も含まれる。

石材種矢穴痕の関係に目を向けると、蜂須賀家、細川家の砂岩に穿たれた矢穴痕は花崗岩、花崗閃緑岩の矢穴痕よりも小型の傾向があり、砂岩のみで構成される前田家の分布に近い。しかしながら、鍋島家では砂岩、花崗閃緑岩の間に大きな形状差は見られなかった。

(3) 矢穴間隔

グラフ 2 は、各大名丁場の矢穴間隔を石材種ごとに示したものである。



グラフ 2 各大名丁場の石材種ごとの矢穴感覚

最も矢穴間隔が広いのは前田家であり、矢穴間隔7cm以上が50%を占める。加藤嘉、加藤清、池田家がこれに次ぎ、黒田、鍋島、山内、生駒は上位25%でも最大5～7cm程度であった。

各丁場内における石材種ごとの矢穴間隔は、サンプル数にばらつきがあるため正確な比較とはならないものの、花崗閃緑岩等と砂岩の間で大きな差異は見られなかった。

#### (4) 小結

以上、各大名丁場における石材種、矢穴の大きさ、矢穴間隔について概観した。これらの観点から各家の特質をまとめると下記のようになる。

- ① 小型矢穴（矢穴口長辺8～12cm、深さ4～6cm）で矢穴間隔が極端に長いもの（平均8cm）。

前田家が相当。

- ② 小～中型矢穴（矢穴口長辺8～14cm、深さ4～10cm）で、矢穴間隔が中程度のもの（平均6cm）。加藤清家、加藤嘉家、池田家が相当。

- ③ 小～中型矢穴（矢穴口長辺8～14cm、深さ4～10cm）で矢穴間隔が短いもの（平均3cm）。山内家、浅野家、鍋島家、黒田家が相当。

- ④ 中～大型矢穴（矢穴口長辺6～16cm、深さ4～12cm）で矢穴間隔が短いもの（平均3cm）。蜂須賀家、細川家、田中家、生駒家、毛利家が相当。

筆者は前稿において、矢穴口長辺8～12cm、深さ4～8cmのI-A類、矢穴口長辺は同等で深さが8～12cmのものをI-B類と設定、前者を小型転石用、後者を大型石材の分割用と推定し、砂岩に穿たれたI-A類の中には矢穴間隔

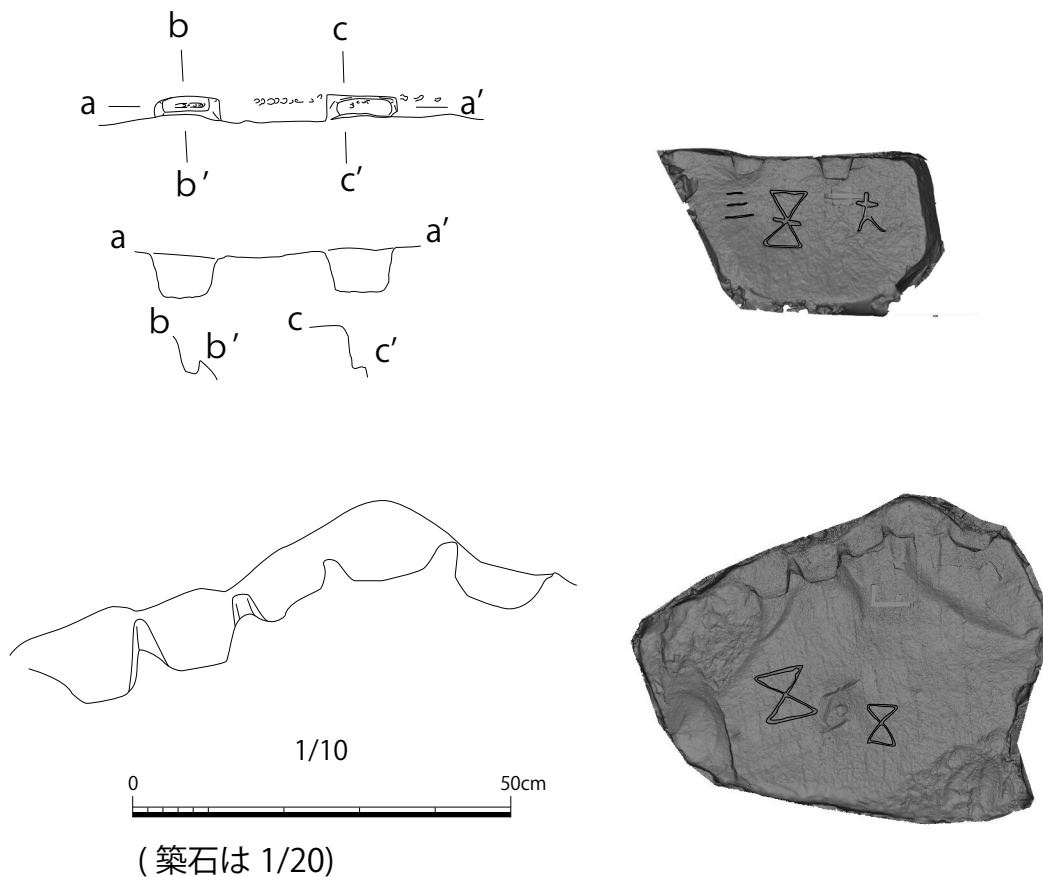


図2 前田家の矢穴痕（上）・鍋島家の矢穴痕（下）（二橋 2022 を一部改変）

が長くなるものがあると推定した（二橋2022）。今回の結果でも砂岩を多用する前田家は①に、花崗岩を多用する細川家では④に当てはまる傾向にあった。しかしながら、石材の材質と上記の矢穴の在り方は必ずしもすべての丁場で一致せず、前田家と同じく砂岩を多用する鍋島丁場の場合は深さ8cm以上の矢穴も存在する。矢穴間隔も平均3cmと比較的狭い（図2）。

以上に示した同種の石材にも関わらず矢穴の穿ち方に差異が現れる状況は、両家の技術的特徴を反映したもの推定されるため、以下では前田家、鍋島家の石垣に焦点を当て、差異が生じた背景を検討していく。

#### 4 前田家、鍋島家における矢穴形状の差異

先述の通り、前田家、鍋島家の石垣は、砂岩を多用するという点で共通点がみられたが、矢穴の大きさ、間隔には違いがみられた。こうした違いはどのように現存する石垣の現況に反映されているのか、石垣表面の観察を通し考察する。

##### (1) 名古屋城普請の経緯 —前田家と鍋島家—

先述の通り、名古屋城石垣は20家の大名家による公儀普請により構築された。請負坪数は石高により決定されたが、前田家、鍋島家を含む11家は石高より3割増の役高が課された。前田家は参加大名中で最も石高が多かったため、役高134万石、坪数にして5076坪と20家中最大の範囲が割り当てられた（及川2022）。実際の丁場は二之丸東側、南側の大部分のほか、西之丸、御深井丸等に散在する。

鍋島家の役高は、前田家と同じく石高に対し3割増で46万石、1770坪であった。これは役高が明かな19家中4番目の規模である。本丸ほか、西之丸、御深井丸の水堀に面した石垣を中心に担当した。

前田家、鍋島家はともに広大な普請面積を担当した主要大名であるが、前者が二之丸であったのに対し、後者は将軍が訪れる本丸を含む等、担当範囲には違いがみられた。

##### (2) 両丁場における石垣の様相

前田家、鍋島家の石垣について築石部を比較すると、両者とも矢穴技法による割石で構成され、面の形状はともに不揃いではあるが大きさに大きな違いは見られない。

ただし、その据え方には差異がみられる。名古屋城跡における多くの石垣では、断面が石垣の表面になるよう積み上げられるのが大半であるが、前田家では石材の自然面（図3）を表面に据えるものが目立つ。前田家、鍋島家の調査範囲においてその位置を○で示したのが図4である。自然面を表面とする石材は鍋島家18石に対し、前田家は36石と差異がみられた。

名古屋城跡内の石垣においては、これら築石の間には、隙間を埋めるため間詰石と呼ばれる小型の石材を詰め込むのが一般的である。その密度は、鍋島家は間詰石を隙間なく詰め込むのに対し、前田家はところどころ隙間がみられる。当初は存在した間詰石が抜け落ちた結果と考えられるが、その一因として、築石が石垣内で安定せず、ズレが生じたことが挙げられる。実際に、築石部を見ると鍋島家は表面が平滑であるのに対し、前田家は築石面の向く方向が一定せず凹凸がみられる（図5）。

以上に示した様相差の背景には様々な要因が考えられるが、矢穴形状の点からは、石割り対象石材の大きさの違いという視点を提示したい。

先行研究においては、天正～寛永期の石垣用材採石に用いられた矢穴は、時期が下るにつれ碎石の対象は大型化、それに合わせて矢穴の大きさ、特に深さが増大することが知られている



図3 築石部における自然面（左）・割面（右）（135N石垣）

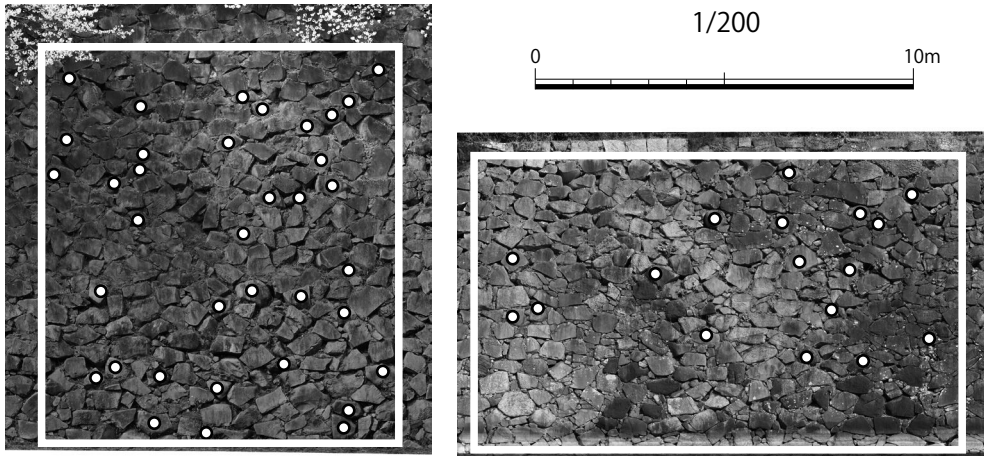


図4 自然面が残る築石の位置（左：前田家（135N石垣）・右：鍋島家（2230石垣））

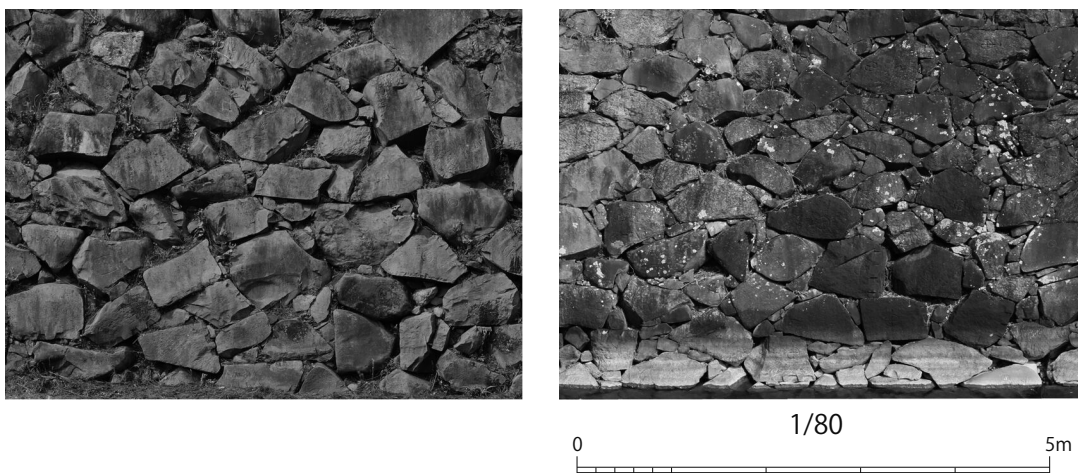


図5 築石部表面の状況（左：前田家（135N石垣）・右：鍋島家（2230石垣））

(高田 2019)。すなわち、石材規模と矢穴の大きさは相関関係にあり、慶長期築造の名古屋城石垣においてもこれは同様と考えられる。

この視点に立ち改めて両家の矢穴を概観すると、前田家では小型で広い矢穴間隔でも分割可能な小型の砂岩を採石対象としたため、割面に余裕がなく、自然面も残さざるを得なかったのではないかと考えられる。そうした石材は控え長も短く石垣上でも安定性に欠けると考えられる。

対して、鍋島家も同様の砂岩を用いるが、矢

穴の規模が若干大きく、矢穴間隔も狭い。緻密な矢穴間隔で分割可能なより大型の砂岩を求めたか、小型の砂岩であっても細かな分割を行い多くの割面を作り出そうとした可能性がある。自然面を面とする状況も前田家に対し少ない。

### (3) 予察 同時期における他城の状況

上記に示した現象が他城でも共通するものであるか確認するため、名古屋城跡とほぼ同時期に築造が行われた前田家金沢城跡、鍋島家佐賀

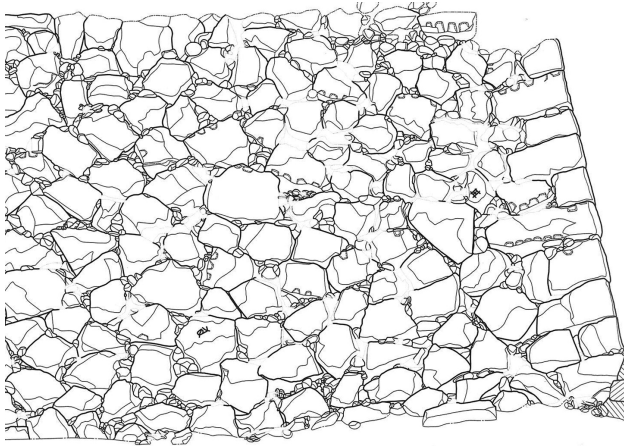


図6 左：金沢城辰巳櫓下南面 1140S2 (滝川編 2012 を一部改変)  
右：佐賀城天守台北西隅角部 (市川 2012 を一部改変)

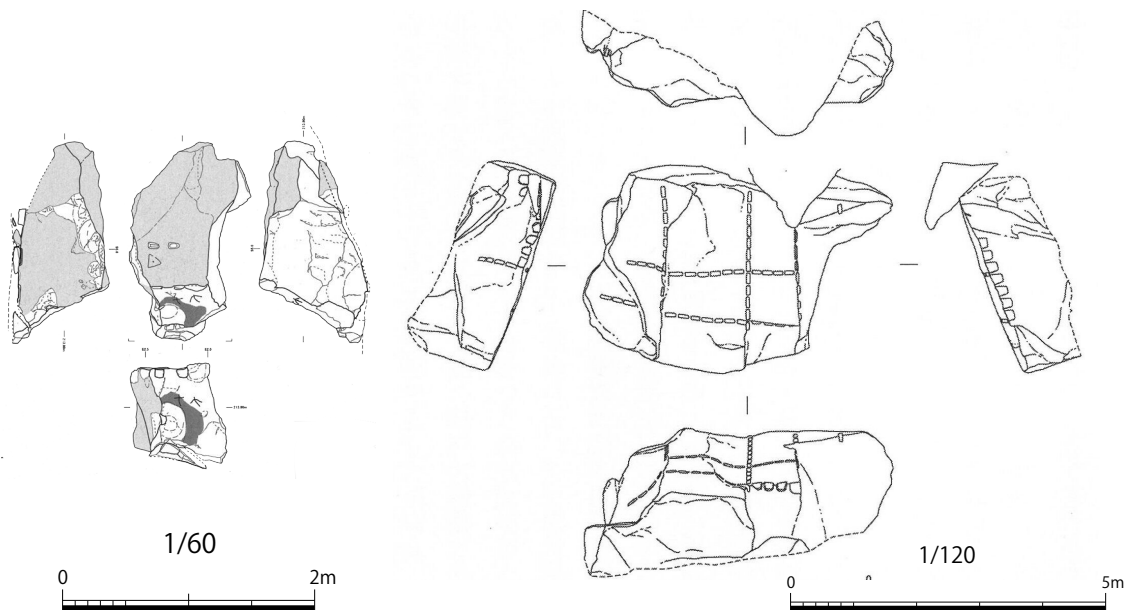


図7 左：俵大池南丁場跡石材 (金沢城調査研究所編 2008 を一部改変)  
右：川上石丁場 15 番石材 (高田 2019 を一部改変)



城跡の各報告を参照した。

金沢城石垣築造に利用された俵大池南丁場跡では角閃石安山岩（戸室石）が採石された（金沢城調査研究所編 2008）。石材の一面のみ割面が存在する簡素なもので、穿たれた矢穴の間隔は長い。金沢城跡も個々石材の凹凸が目立つ（図7）（滝沢 2012）。

佐賀城採石に使用された川上石丁場では、花崗岩が採石されるが矢穴間隔は緻密である（高田 2023）。佐賀城天守台（図6右）も石垣表面に凹凸は見られず、金沢城辰巳櫓下南面（図6左）とは様相が異なる。

今回参照したのは各一例にすぎず、石材種も異なる。そのため本稿で何らかの結論付けを行うことはできないが、両城と名古屋城跡の石垣の様相、矢穴の穿ち方は非常に似通っている点のみ指摘しておきたい。他城他地域でも同様の事例が確認できれば、慶長後半期における両家の特色として捉えることも可能と考える。

## 小結

以上、状況からの推察を多分に含むものではあるが、前田家、鍋島家の矢穴の穿ち方に差異が生じた背景を検討した。前田家、鍋島家は砂岩を多用した点で共通するが、矢穴の穿ち方、石垣の状況の差異があり、その背景には採石対象とした石材の規模の違いがあった可能性を示した。そして、わずかな例ではあるが同時期他城においても同様の傾向がみられた。他城でも同様の傾向が見られれば、これら一連の様相は各家の技術的特色として捉えることも可能であろう。

## おわりに

本稿では、名古屋城跡石垣を対象に各大名家の矢穴の穿ち方を検討した。矢穴の縦断面形状形状自体には極端な差異は見られなかったが、

砂岩系石材では小型の矢穴を用い、花崗岩系の石材では大型の矢穴を緻密に穿つ、といった矢穴の穿ち方には各家とも共通の状況が見て取れた。先行研究における矢穴形状の理解から、石材規模によって矢穴を使い分けているとみられる。これは、肥前名護屋城普請にはじまる矢穴技法の平準化（坂本 2019）の結果と捉えることができそうである。

しかしながら、前田家、鍋島家の事例に示したように、一部の大名家には同質の石材であっても採石・加工技術に差異があり、その結果石垣の仕上がりにも違いが生じた点を指摘した。そして、名古屋城跡外においてもこうした現象は見られることから、慶長後半期における両家の技術的特色の一つと推定した。これまで、名古屋城石垣と同時期他城における石積み方法にかかる類似性は既に指摘されてきたところであるが（滝沢 2012、市川 2012）、石垣石材の形状を規定する採石方法にも類似点がみられることはほとんど言及されることがなかったため、今後はこうした点も念頭に置いて調査、研究を継続していく必要がある。

本稿では13家の石垣丁場を調査したが、焦点をあてられたのは前田、鍋島の2家のみであり、他家については調査結果を提示したにとどまった。今後は同時期他城や各家の普請履歴等を参照しつつ、名古屋城石垣の構築技術の形成過程に迫っていく必要がある。加えてその技術検討で最も重要となる採石場跡についても他城の事例を参照するにとどまった。今後これらにも調査の手を伸ばし、今回の考察に対し批判的検討を行っていきたい。

## 注

- (1) 石材に矢穴が穿たれた状態で放置されたもの。矢底が明瞭に観察できる。

## 参考文献

- 及川亘「靖國神社遊就館所蔵「なごや御城石垣絵図」について」  
『東京大学史料編纂所付属 画像史料解析センター通信』第  
87号 東京大学史料編纂所 pp.45-61 2019
- 坂本俊「中近世移行期の採石・加工技術の諸相と技術平準化」  
佐藤重聖編『中世石工の考古学』高志書院 pp.59-84 2019
- 高田祐吉『続・名古屋城叢書2 名古屋城石垣の刻紋』財団  
法人名古屋城振興協会 1999
- 高田祐吉「第6節 名古屋城の丁場割と石垣の刻印」新修名  
古屋市史資料編纂委員会編『新修名古屋市史 資料編 考  
古2』名古屋市 pp.888-907 2013
- 高田祐一「矢穴研究の方法と可能性—慶長・元和・寛永期に  
おける城郭石垣を中心に—」佐藤重聖編『中世石工の考古学』  
高志書院 pp.155-175 2019
- 滝川重徳「金沢城石垣の変遷と特徴」石川県金沢城調査研究  
所編『城郭石垣の技術と組織 金沢城史料叢書16』pp.25-  
42 2012
- 田口一男、佐藤好司、中野光孝「石材から見た名古屋城石垣」  
椛山女学園大学編『椛山女学園大学教育学部紀要』pp.217-  
231 2019
- 名古屋市教育委員会文化財保護室、名古屋城管理事務所編『名  
古屋城石垣災害・補修一覧』2002

## 《Title》

Comparative analysis of wedge holes Daimyo building site at Nagoya Castle stone walls

## 《Keyword》

stone walls、wedge holes、Kougi-fushin、Maeda clan、Nabeshima clan

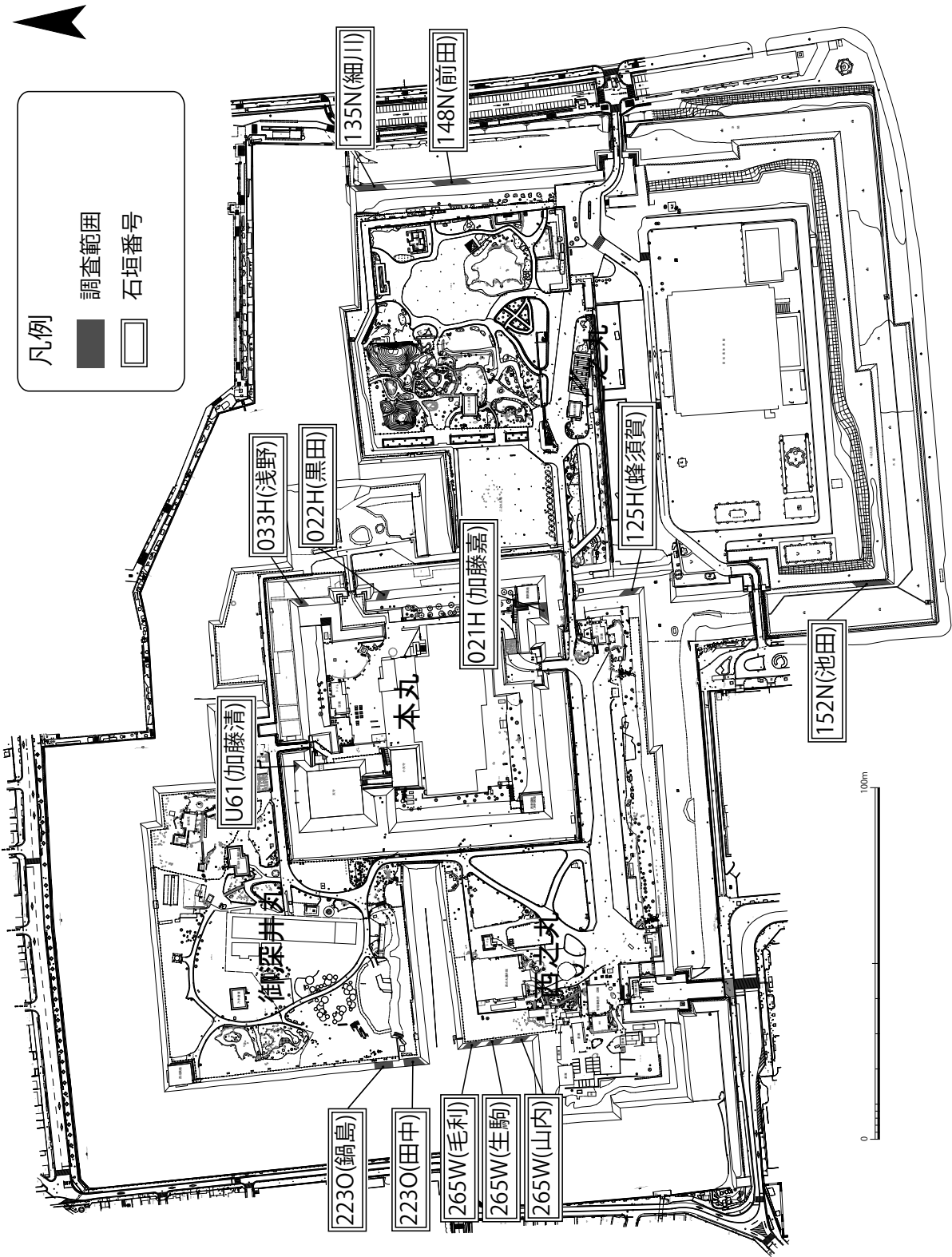


図 8 調査位置図



图9 本丸 021H (加藤嘉)

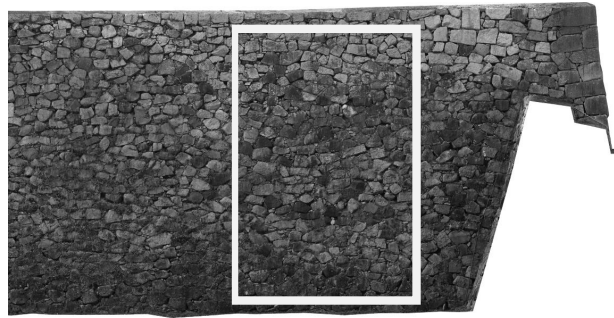


图10 本丸 022H (黒田)

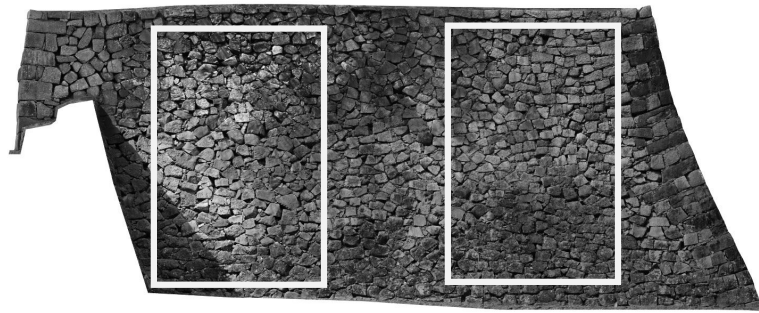


图11 本丸 033H (左: 黒田 右: 浅野)



图12 本丸 U61 (加藤清)

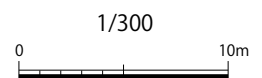




図 13 本丸 125H (蜂須賀)



図 14 二之丸 135N (前田)

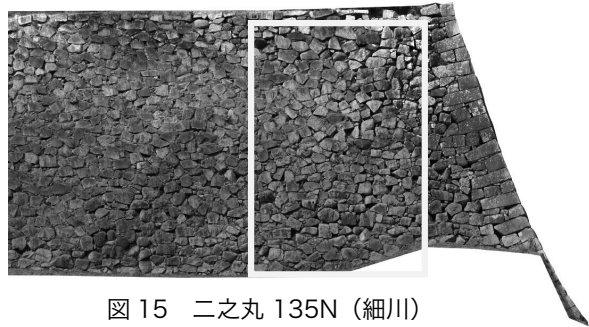


図 15 二之丸 135N (細川)

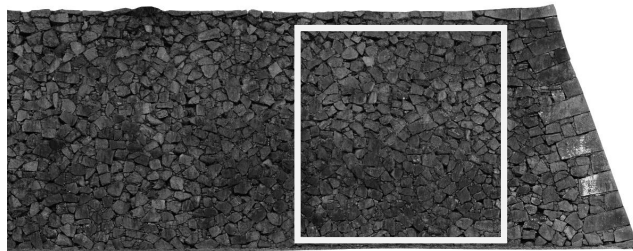


図 16 二之丸 152N (池田)

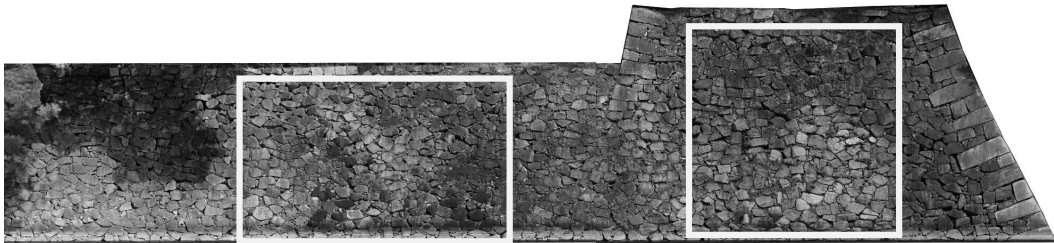


図 17 御深井丸 2230 (左：鍋島 右：田中)

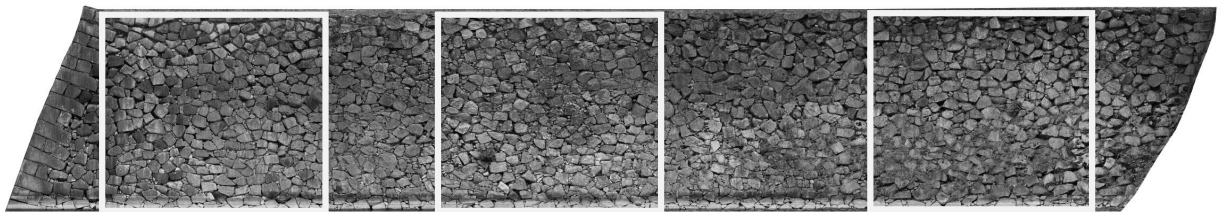
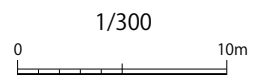
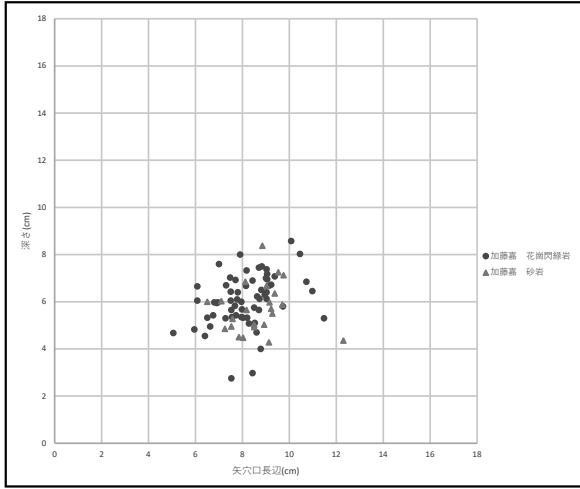
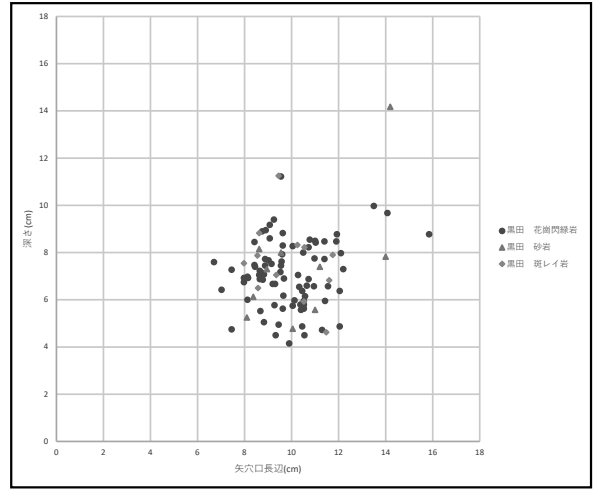


図 18 西之丸 265W (左：毛利 中：生駒 右：山内)

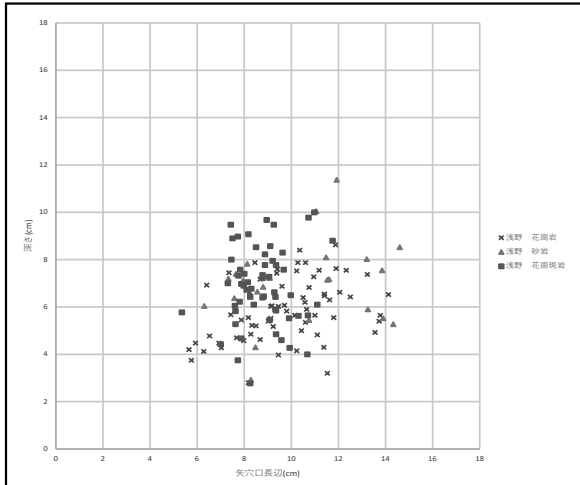




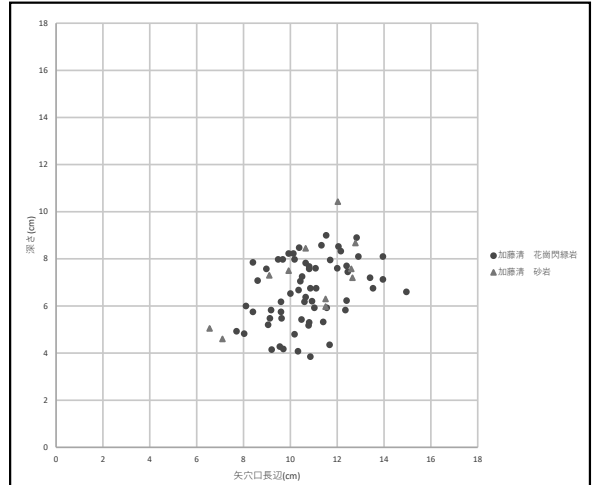
グラフ 3 矢穴大きさ (加藤嘉)



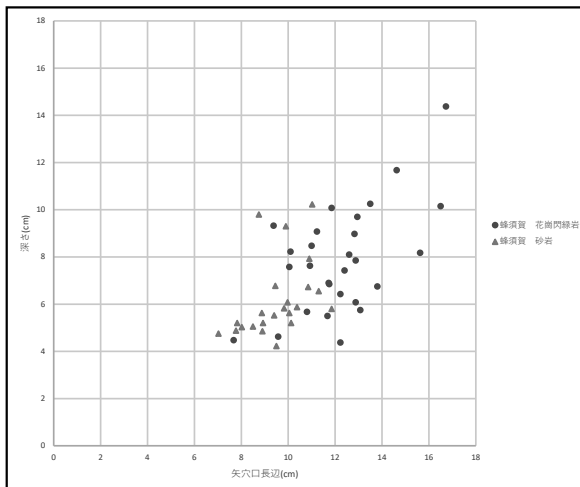
グラフ 4 矢穴大きさ (黒田)



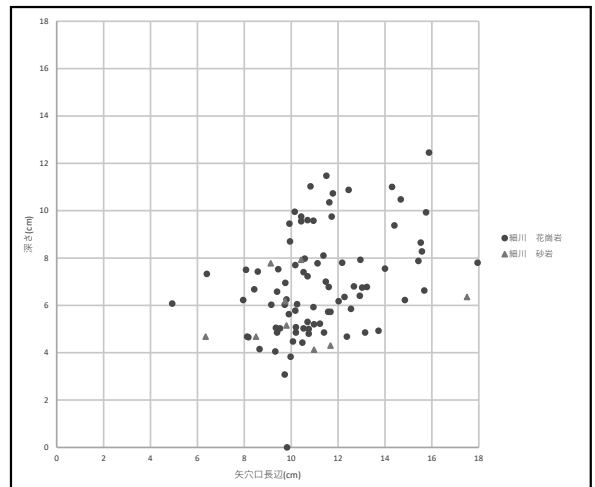
グラフ 5 矢穴大きさ (浅野)



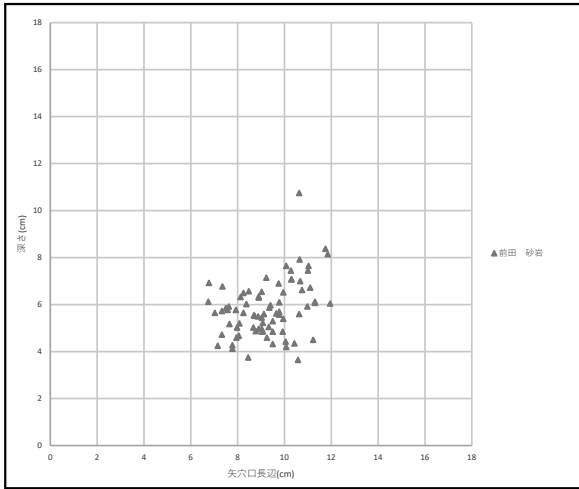
グラフ 6 矢穴大きさ (加藤清)



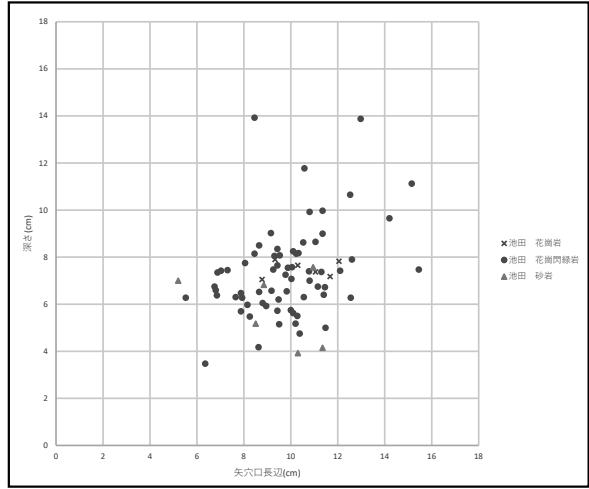
グラフ 7 矢穴大きさ (蜂須賀)



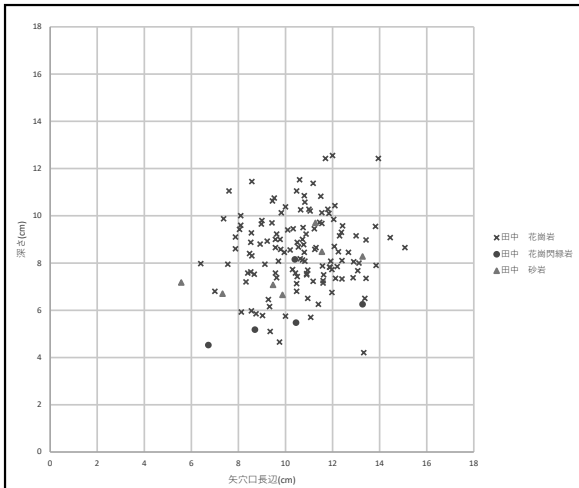
グラフ 8 矢穴大きさ (細川)



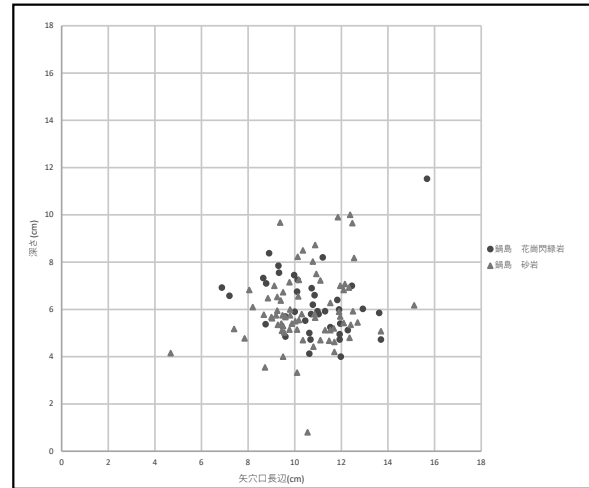
グラフ 9 矢穴大きさ (前田)



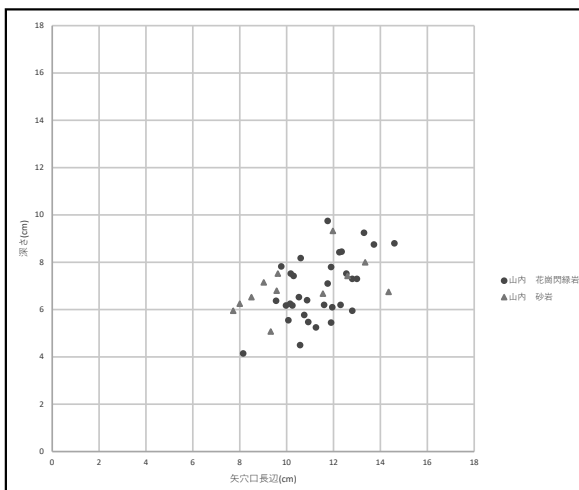
グラフ 10 矢穴大きさ (池田)



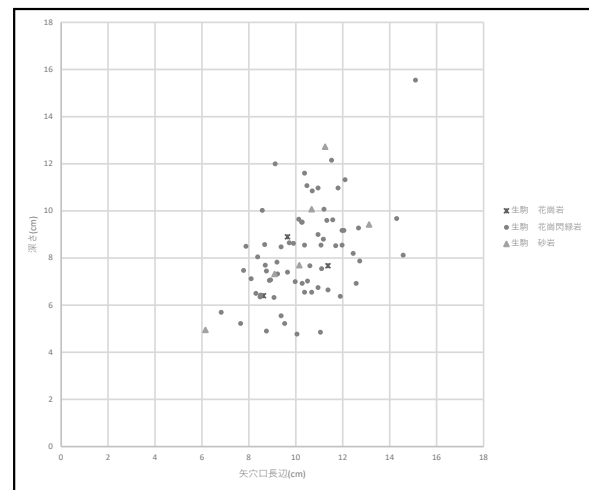
グラフ 11 矢穴大きさ (田中)



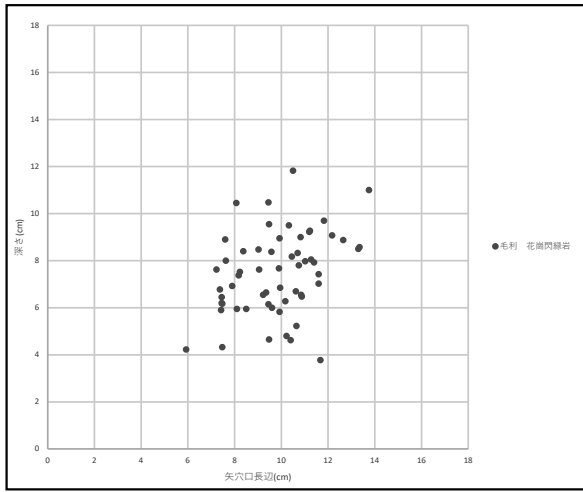
グラフ 12 矢穴大きさ (鍋島)



グラフ 13 矢穴大きさ (山内)



グラフ 14 矢穴大きさ (生駒)



グラフ 15 矢穴大きさ (毛利)



名古屋城調査研究センター

## 研究紀要

第5号

発行年月日 令和6年3月31日

編集・発行 名古屋城調査研究センター

印刷 西濃印刷株式会社